

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
77

2018.12

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 司法外交の推進に向けて 大臣官房国際課長 松井 信憲

寄稿

6 国連薬物・犯罪事務所東南アジア大洋州地域事務所 (UNODC ROSEAP) に勤務して
犯罪防止刑事司法担当官 松本 剛
19 [連載] プノンペンの平日(5) ～カンボジア法整備支援の日常～ JICA長期派遣専門家 内山 淳

外国法制・実務

27 [カンボジア] カンボジアにおける不動産担保実務 JICA長期派遣専門家 篠田陽一郎
36 [ラオス] ラオス民事訴訟法(2012年改正)(2) 元JICA長期派遣専門家 石岡 修
106 [中国] 中国立法法の改正について(4・完) JICA長期派遣専門家 白出 博之
138 [インドネシア] インドネシアにおける知的財産権制度を取り巻くサービスの現状について JICA長期派遣専門家 杉山 卓也
156 [ネパール] ネパール新民法の概要 JICA長期派遣専門家 石崎 明人
192 [ネパール] 最近のネパール刑事法の動向～「量刑法」を中心に～ 国際協力部長 森永 太郎

活動報告

【海外出張】

200 [ウズベキスタン] ウズベキスタン現地セミナー 国際協力部教官 岩井 具之

【国際研修・共同研究】

208 [モンゴル] 平成30年度モンゴル国共同研究 国際協力部教官 小島麻友子
216 [ベトナム] ベトナム最高人民検察院長官招へい 国際協力部教官 小谷ゆかり
225 [韓国] 第19回日韓パートナーシップ共同研究 国際協力部教官 大西 宏道

【対外研修】

235 平成30年度霞が関インターンシップ 国際協力部教官 高梨 未央

【広報活動】

242 法の日フェスタ in 赤れんが2018 国際協力部教官 岩井 具之

【講義・講演】

246 主任国際協力専門官 吉田 有里

【研修等実施履歴】

247 主任国際協力専門官 吉田 有里

【活動予定】

249 主任国際協力専門官 吉田 有里

専門官の眼

251 もくせいの杜へようこそ 統括国際協力専門官 赤井 隆志

各国プロジェクトオフィスから

254 ベトナム長期派遣専門家 塚部 貴子
カンボジア長期派遣専門家 内山 淳
ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳
ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範
インドネシア長期派遣専門家 石神 有吾

お知らせ

257 第20回法整備支援連絡会の開催について 国際協力部教官 福岡 文恵

編集後記

258 主任国際協力専門官 吉田 有里

司法外交の推進に向けて

大臣官房国際課長
松井 信 憲

第1 はじめに

2018年4月、法務省に、大臣官房国際課が新設された。

これまで、法務省では、部局ごとにそれぞれの国際的課題に対応してきたが、部局を横断して総合的・戦略的な検討・対応を行うために、司令塔的機能を担う組織として設けられたものである。

例えば、我が国と関係の深いASEAN諸国についてみても、御承知のとおり、法務総合研究所において長年にわたり多くの国で法制度整備支援を実施しているほか、法務省全体では、捜査・訴追等の刑事手続における外国政府との共助、外国人受刑者を本国で受刑させるための移送、外国人技能実習制度の適正な運用の確保など、その国の実情に応じて様々な課題が認められる。国際課においては、これらの課題を一括して把握し、各部局と共有し、国際社会における我が国のプレゼンスをどのように高めるか、また、それぞれの国とどのような関係を展開していくかにつき、ハイレベルな往来等の機会も念頭に置きつつ、基本的かつ総合的な企画立案をしていくことが期待されている。

国際社会において拠り所となるのは、まず、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的な価値観であろう。本稿では、このような普遍的価値に基づく「司法外交の推進」の重要性に触れた後、部局横断的な課題に対する国際課の取組を幾つか御紹介することとしたい。

第2 SDGsと司法外交

1. SDGsとは

昨今、SDGs、すなわち、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）という言葉が耳にすることが少なくない。SDGsとは、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことがうたわれている。

SDGsのゴールは、多種多様である。「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」に始まり、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」という、法務省の所掌事務に密接に関連する目標も見られ、特に、このゴール16に関しては、平和で包摂的な社会の実現のため、法の支配を促進することなどが明記されている。

2. 司法外交の推進

新設された国際課には、法務省における「司法外交」の司令塔・推進役としての役割が求められている。司法外交（Justice Affairs Diplomacy）は、法の支配等の普遍的価値を、日本国内のみならず世界にも行き渡らせようとする取組であり、SDGsの達成への貢献等を通じて、国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的としている。

司法外交については、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」（いわゆる骨太の方針）でも言及され、「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとし、京都 kongress 2020の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する」とされたところである。

国際課では、このような司法外交の推進のため、例えば、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の開催準備や、国際仲裁の活性化等に向けた取組を行うとともに、法務省の各部局におけるSDGs達成のための取組をも含め、これらを総合的に発信する広報に努めている。その一例として、まず、法務省におけるSDGs達成のための取組を対外発信する際に用いるオリジナルのロゴを作成した。このロゴは、MOJのOの部分にSDGsの17のゴールを示す17色のカラーホイールを組み合わせたもので、法務省職員がデザインし、国際課において国連の使用承認を得た。また、平成30年10月に法務省で開催された「法の日フェスタ in 赤れんが」では、法務省におけるSDGs達成のための取組についてゲームとパネルで学んでいただくコーナーを設置し、そのパネル（本稿末尾参照）では、上記ロゴを活用するとともに、法制度整備支援や犯罪防止等の国際協力、再犯防止、心のバリアフリーの推進、子どもの人権問題への対応の推進、無戸籍者問題への取組、予防司法支援の推進、総合法律支援の充実、法令外国語訳の推進等の施策を紹介した。今後も、SDGs推進の観点から、各部局の様々な取組を積極的に共有し、法務省ホームページにおける国際的な広報を充実させていきたいと考えている。

第3 京都 kongress

国連犯罪防止刑事司法会議（kongress）は、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議である。2015年にカタールのドーハで開催された前回 kongress には、潘基文国連事務総長（当時）や各国司法大臣・検事総長を含め、149か国から約4000人が参加し、我が国からは、検事総長を始めとして、法務省、警察庁、外務省等の関係省庁から成る政府代表団が出席した。

我が国は、第4回 kongress を昭和45年（1970年）に京都で開催したが、前回のドーハ・kongress では、2020年の第14回 kongress を再び我が国で開催することが決定された。その後、第14回 kongress を京都で開催することが閣議了解され、また、開催期間を2020年4月20日から同月27日までの8日間とし、開催場所を50年前と同じく国立京都国際会館とすることが決定されている。

京都 kongress の全体テーマは、2030アジェンダ（SDGs）の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進である。より具体的には、法の支配の推進に向けた各国政府による多面的アプローチが議題の一つとされた上、法遵守の文化を醸成することを含む社会的・教育的方策等を検討するとされ、また、テロリズムや新興の犯罪形態（サイバー犯罪等）を防止し対処するための国際協力や技術支援の在り方も議題の一つとされている。前回 kongress は、「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマとしていたが、そこで採択された政治宣言（ドーハ宣言）が、その後SDGsのゴール16（平和と公正をすべての人に）に結実したものであり、京都 kongress においても、このような発信力のある政治宣言が期待される場所である。

kongress の場では、通例、①全体テーマについて政策的な議題を議論するプレナリー、②プレナリーに関連した、より実務的な議題を議論するワークショップ、③政府・NGO・企業等が各国政府代表団向けに実施する、刑事政策等に関する専門家ミーティングや展示ブース設置などのサイドイベント、④各種レセプションが開催される。国連側の kongress 事務局を務める国連薬物・犯罪事務所（UNODC）には法務省職員2名を派遣しているところ、国際課としては、UNODCと密接な連携を取りながら、今後世界5箇所で開催される地域準備会合に出席し、また、各国専門家との非公式協議の場を積極的に設けるなどしつつ、法務省の関係部局、とりわけワークショップの企画運営を担う国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と連携して、京都 kongress で採択する政治宣言（京都宣言）の取りまとめに向けた準備等を行うこととしている。ロジ面についても、引き続き、開催地元である京都府・京都市等と協力し、会場設営・サイドイベント・レセプション・警備・宿泊・移動・広報・エクスカージョン等の準備を加速させる予定である。

京都 kongress は、犯罪防止・刑事司法分野における我が国の国際的なプレゼンスを際立たせるばかりでなく、その機会に国民の同分野に対する関心を高め、再犯防止や安全安心な社会の実現に寄与する効果が期待される。加えて、2020年というオリンピック・パラリンピック・イヤーに、世界中から訪れる京都 kongress の参加者に「世界一安全な国、日本」とこれを支える法遵守の文化を体感してもらい、ひいては、我が国の国家としての成熟度や法の支配の浸透をアピールする絶好の機会となる。皆さまにも、是非御関心をお持ちいただきたい。

第4 国際仲裁の活性化

国際仲裁とは、国際的な商取引等をめぐる紛争について、当事者が第三者（仲裁人）を選任し、紛争解決をその判断にゆだねる仕組みである。

国際仲裁は、裁判所が判断を下す訴訟と比べ、①専門的・中立的な仲裁人を選ぶことができ、司法の廉潔性に懸念がある国の裁判制度の利用を回避できること、②手続や判断内容が非公開であること、③仲裁に関する多国間条約の存在により大多数の国において強制執行が可能であること等の利点があり、国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードとなっている。このような国際仲裁を我が国において活性化することは、日本企業

の海外進出に伴う法的・経済的リスクを減らし、その海外展開を促進するための環境整備に資するほか、我が国の国際仲裁センターとしての魅力を高め、海外から幅広く投資を呼び込むことにもつながり、我が国の経済成長に貢献するものといえる。

しかし、我が国における国際仲裁の取扱件数は、低調である。例えば、アジア諸国の代表的な国際仲裁センターについてみると、2017年の統計で、シンガポールでは452件（うち国際案件は374件）、香港では297件（うち国際案件は217件）であるのに対し、我が国の日本商事仲裁協会では20件程度とされる。近時、中国、韓国、マレーシアなどでも、政府が国際仲裁の活性化を積極的に後押ししている現状にある。平成29年2月には日本弁護士連合会から、同年3月には日本仲裁人協会から、日本における国際仲裁のインフラ整備のための施策を関係府省が横断的に講ずるよう求める旨の要望が出されている。

このような背景の下、政府においては、平成29年9月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省と経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置された。同会議が平成30年4月に取りまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」では、我が国の国際仲裁が低調な原因として、①国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、②国際仲裁に精通した人材の不足、③世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、④海外へのマーケティング不足等が指摘されており、総合的な基盤整備のための取組として、人材育成、関連法制度（仲裁法、外国法事務弁護士制度）の見直しの要否の検討、仲裁施設の整備、国内外の広報・積極的発信等について、官民が連携して進めるべきとされている。

国際課としては、法務省の関係部局と共にこれらの課題に対応すべく、大阪中之島合同庁舎の一部を活用したパイロットプロジェクトとして、一般社団法人日本国際紛争解決センターによる仲裁審理やセミナー実施に協力するとともに、必要な予算の確保に向けた来年度概算要求を行っているところであり、引き続きこれらの取組を拡充していきたいと考えている。

第5 おわりに

この半年間国際課の職務を遂行する中で、我が国の法制度整備支援は、相手国の実情に合った法制度を共に考え、その運用・改善を当該国が自ら行うための能力向上にも資するものとして、周囲から高い評価を受けていると肌で感ずる機会が多い。現に、平成30年6月には、首相官邸で開催された重要な会議において、具体的には、SDGs推進本部では「拡大版SDGsアクションプラン2018」が決定され、また、経協インフラ戦略会議では「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」が決定されているが、いずれにおいても法務総合研究所の取組が掲げられている。そして、このような法制度整備支援の更なる推進を図るべく、平成30年度から、法務省・外務省・JICAの各担当者が今後の在り方を議論する場を新たに設け、国際課もこれに参加しているところである。

新設された国際課に求められる役割は多岐にわたるが、初心を忘れず、時代の変化を踏まえながら、歩みを進めてまいりたいと思う。



法務省SDGsロゴ

法務省はSDGs達成に向けて取り組んでいます！

2020年4月

第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)の開催！



国際協力

各国の刑事司法実務家を対象とする研修・セミナー

JICA等の関係機関と協力し、汚職、組織犯罪対策などSDGsに掲げられた国際社会の優先課題をテーマとする刑事司法及び犯罪者処遇に関する研修・セミナーを実施。

法制度整備支援

開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援。相手国の実情にあった法律や制度を共に考える。



犯罪や非行をした者の再犯防止

「再犯の防止等の推進に関する法律」及び「再犯防止推進計画」に基づき、以下の再犯防止対策を推進。

- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた指導
- ・ 就労・住居の確保や、保健医療・保健サービスの利用促進
- ・ 学校等と連携した修学支援 等



「心のバリアフリー」の推進

外国人・障害者の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組む。



コミュニケーション手段の多様化を踏まえ子どもの人権問題への対応の推進

いじめを始めとする子どもの人権問題について、若年層が利用する様々なコミュニケーション手段を積極的に活用すること等により、子どもの人権問題への対応を推進。



無戸籍者問題への取組

無戸籍者の実態把握を行うとともに、各地の法務局に相談窓口を置き、戸籍作成のための丁寧な手続案内を実施。



総合法律支援の充実

法テラスにおいて、全国で法的サービスを提供。



予防司法支援の推進

訴訟対応等によって得た知見をいかし、各府省庁から相談された法的問題について助言することにより、国の行政の法適合性を高め、紛争を未然に防止する取組を推進。



「法の支配」が貫徹された国家！

法令外国語訳の推進

国際取引の円滑化や外国人への司法アクセスの確保の支えとなる日本法令の外国語訳を整備し、計画的にインターネット等により国内外に向けて公開・発信。



国連薬物・犯罪事務所東南アジア大洋州地域事務所 (UNODC ROSEAP) に勤務して

国連薬物・犯罪事務所 東南アジア大洋州地域事務所
犯罪防止刑事司法担当官 松本 剛

第一 はじめに

ICDニュースを手に取り、本稿に目を通して読者の皆様のご多くは、法律・司法分野における国際協力、具体的には国際協力機構（JICA）や法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が行う法制度整備支援に興味をお持ちの方と思われる。その中には国連を始めとするさまざまな国際機関もまた世界中の開発途上国に対して法制度整備支援ないしそれに類似する支援活動を積極的に行っていることをご存知の方も多いであろう。しかし、その内情については、日本語による情報があまり出回っていないこともあり、広く世間に知られているとは言い難い状況にあるように思われる。

筆者は、2018年1月から、国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime。以下「UNODC」という。）の東南アジア大洋州地域事務所（Regional Office for Southeast Asia and the Pacific。以下「ROSEAP」という。）に派遣され、犯罪防止刑事司法担当官¹としてUNODCが刑事司法分野で実施する技術支援活動に従事する機会に恵まれた²。そこで、本稿では、筆者自身が過去にJICAやICDが実施する法制度整備支援事業に関わった経験³も踏まえつつ、UNODCの活動や筆者の業務内容等を紹介したい。

なお、当然のことではあるが、本稿の記載はすべて筆者個人の責任において執筆されたものであり、UNODCないしROSEAPの見解を代表するものではない。また、本稿は筆者がUNODCに着任して約9か月が経過した時点で執筆したものであるが、UNODCやその活動に対する筆者の知識・経験・理解等の不足により、当を得ない内容となっている可能性があることはあらかじめ申し上げておきたい。その上で、気軽な読み物として目を通していただければ望外の喜びである。

¹ 英語では“Crime Prevention and Criminal Justice Officer”であるが、外部の人にとってはどのような業務を担当するのかにわかに推察しかねる肩書であろう（適切な翻訳も難しい）。一種の業界用語であるが、UNODCにはこのように業務内容を推し量ることが難しい肩書がたくさんある。

² 筆者自身は日本政府からの出向（secondment）という立場ではあるが、国連の正規職員として、日本政府の利害や指示を離れ、国連憲章を頂点とする国連の原理原則に基づき働くことが求められる。

³ 筆者は2000年検事任官（司法修習52期）。国際協力業務の経験は、ICD教官（2012.7-2013.9）、JICAベトナム法制度整備支援プロジェクトチーフアドバイザー（2013.10-2016.3）、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）教官（2017.4-2017.12）など。

第二 UNODC及びUNODC ROSEAPについて

1 UNODCとは

UNODCは国連事務局内に設置された組織であり、国際化の負の側面ともいえる不正薬物取引、国際組織犯罪、テロリズム等の問題に対し、包括的にすなわち国際基準・規範（International standards and norms）の形成から各国に対する技術支援の提供に至るまで一貫して取り組む、世界全体の薬物政策や刑事司法政策の方向性に大きな影響を及ぼす国連機関である。歴史的には、薬物問題を扱う組織である「国連薬物統制計画」と、犯罪問題を扱う組織である「犯罪防止刑事司法計画」とが1997年に統合され、いったん「国連薬物統制犯罪防止事務所」となった後、2002年に改称されて現在のUNODCが誕生したという経緯をたどっており、このことから分かるとおり、国際的な薬物問題及び犯罪問題への対処が業務の二本柱とされてきた。もっとも、近年は、世界的にテロリズムの脅威が増すに伴い、1999年4月に本部内に新たにテロ防止部が設置されるなど、新たな業務の柱として特にテロリズム防止の分野における活動及び存在感が増加している。

UNODCは、オーストリア（ウィーン）に所在する本部のほか、世界約60か所にフィールドオフィス（一定の地域を管轄する地域事務所と特定の国を管轄する国事務所とがある。また、その他、特定の任務を有するプログラム事務所や連絡事務所等もある。）を有し、合計約1,500人の職員が働いている。組織的には、本部―地域事務所―国事務所という三層構造がとられているが、本部と後二者との関係、あるいは地域事務所と国事務所との関係は、我が国の国家行政組織法にいうところの本省と地方支分部局の関係と完全に同一視できるものではない。特に、フィールドオフィスもドナーから提供される活動資金の受け皿となり、それぞれの視点から比較的自由に活動を行い得るといって、よりフィールドオフィスの独立性が高く、その分、より複雑な相互関係が構築されているように思われる。この点については後にまた触れる。

UNODCの2016年の総収入は316.4百万米ドルであるが、その内訳は、国連総会から割り当てられる通常予算が約6.2パーセント、ドナーからの任意拠出金のうち用途指定のない一般目的ファンド（General purpose fund）が約1.2パーセント、用途指定がある特別目的ファンド（Special purpose fund）が約92.6パーセントと、そのほとんどが任意拠出金のそれも特別目的ファンドが占めている⁴。特別目的ファンドは主に特定の技術支援プロジェクトに用いる資金として拠出されるものであり、UNODCとしては、特別目的ファンドの割合が多いことについては、プロジェクト実施面における専門性の高さがドナーに評価され信頼されている証であるとして

⁴ UNODC Annual Report 2016による。なお、日本からの任意拠出金の額は近時著しい増加傾向にあり、2016年実績では、米国（78.6百万米ドル）、EU（37.2百万米ドル）、コロンビア（43.8百万米ドル）に次ぐ31.9百万米ドル（任意拠出金全体の10.7パーセント）を拠出するなど、名実ともにUNODCのトップドナーの一つである（コロンビアは自国内で実施するプロジェクトに対してのみ拠出しているため、国別で見れば、事実上、米国に次ぐ第2位の影響力を有するといって差し支えない。）。

誇らしく捉えている反面、特別目的ファンドは、当該プロジェクトの実施に直接関連しない一般事務経費や、UNODC自身の判断において推進すべき施策や基礎的な調査研究のための経費に充てることが難しいことから、一般目的ファンドと特別目的ファンドの間の大きなギャップはUNODCの業務運営の円滑さを阻害する一大要因ともなっている。これはUNODCが直面している構造的問題であり、UNODCの上層部では何とかして一般目的ファンドの減少傾向に歯止めをかけようと様々な試みをしているものの、残念ながら、今のところ成功しているとは言い難いようである。

2 UNODCの使命・任務

UNODCは、国連総会や経済社会理事会、あるいは各種国連条約によって負託されたマנדート（mandate）と呼ばれる一定の使命・任務を有し、その実現のために動いている。具体的には、上述のとおり、不正薬物取引、国際組織犯罪、テロリズム等の問題に対処することであり、その活動内容は、①これらの分野における調査研究を実施し、その結果に基づき今後国際社会が取り組むべき政策課題を提示すること、②各種国連条約⁵の事務局として、国連加盟国に対し、これらの条約や関連議定書の締約を促すとともにその遵守を求めること、③経済社会理事会に設置された機能委員会の一つである麻薬委員会（CDN）及び犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）の事務局としてその運営に携わり、これらの分野における国際基準・規範の形成に寄与するとともに、そこで決議された方向性に従って国際社会の議論をリードし、各国の政策形成を後押しすること、そして、④人的又は資金的なリソースの不足等により上記の条約や国際基準・規範、決議等を遵守することが難しい国連加盟国に対し、政策形成や法制度整備、関係職員的能力強化等の技術支援を行うこと等に大別される⁶。

このうち、①の調査研究は、その重要性や地理的な対象範囲に応じて、本部主導で行うこともフィールドオフィス主導で行うこともあるが、その成果はUNODCの出版物としてまとめられ、UNODCのウェブサイトに掲載されている。

②は加盟国政府に対する働きかけが中心となるが、それは本部のみが行うものではなく、フィールドオフィスの関係者も、各種セミナーやワークショップ、ミーティング等の機会を捉え、事あるごとに条約の締約及びその遵守を唱道している。

③は上記各委員会の事務局として国際基準・規範の形成や決議の採択に深く関与する一方で、それを後ろ盾にして各加盟国にその実現を迫っていくという非常に政治的かつダイナミックな活動であり、いささかマッチポンプめいた香りがしないでもないが、国連加盟国全体を巻き込んで一つの方向に向かって物事を推進していくためには必要不可欠な、正に国連機関の存在意義を体現する活動ともいえるであろう。

そして、④は読者の皆様にも比較的馴染み深いと思われる技術支援プロジェクトの

⁵ 国際組織犯罪防止条約、国連腐敗防止条約及び麻薬3条約（麻薬単一条約、向精神薬条約、麻薬及び向精神薬の不正取引条約）

⁶ 筆者の個人的な整理である。絶対的なものではないし、相互に重なり合うところもある。

企画立案，実施であるが，JICAやICDが行う法整備制度支援の仕組みとはまた異なる仕組みで動いているところもある。この点についてはまた後に触れる。

3 UNODC ROSEAPとは

UNODC ROSEAPは世界8か所に置かれているUNODCの地域事務所⁷の一つであり，東南アジア及び大洋州地域を管轄している。事務所はタイ（バンコク）にあり，国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）が管理する国連ビルの一隅に入居している。ROSEAPでは，約60人の職員⁸が，管轄地域内の各国政府の合意を得て作り上げた地域プログラム⁹に基づき，当該地域における技術支援の提供を中心とする業務を行っている。地域プログラムの中には，下記の5つのサブプログラム（以下「SP」という。）が設定されており，筆者はSP4のプログラムマネージャーという立場にある。

SP1：国際的組織犯罪及び不正取引

SP2：汚職対策

SP3：テロ防止

SP4：刑事司法

SP5：薬物，健康及び代替的開発

各SPの名称から分かるとおり，SP4以外はすべて特定のテーマに焦点を当てたものである一方，SP4はそのすべての前提になる一般的な「刑事司法」というテーマを扱っている。いわば，SP4は，分野別に分かれている他の各SPに横串を刺す存在であるとともに，他のSPでは扱い難いテーマを拾うためのバスケットクローズとして位置付けられているともいえる。そのため，SP4がカバーすべきテーマは，犯罪防止，刑事司法改革，少年司法制度，修復的司法，司法アクセス，刑務所改革，警察及び法執行機関改革，犯罪被害者及び証人保護，女性に対する暴力の根絶，児童の性的搾取の防止，裁判官及び検察官の能力強化，国際刑事司法共助等々，極めて広範囲にわたる。ただし，これらをまんべんなく扱えば良いというわけではなく，現行地域プログラムのSP4では，特に①犯罪防止，②刑事司法改革，③国際刑事司法共

⁷ ROSEAPのほか，南アジア地域事務所（インド），中央アジア地域事務所（ウズベキスタン），中東・北アフリカ地域事務所（エジプト），西・中部アフリカ地域事務所（セネガル），南アフリカ地域事務所（南アフリカ共和国），東アフリカ地域事務所（ケニア），中米・カリブ地域事務所（パナマ）がある。

⁸ 平成30年10月16日現在，国際的な採用手続を経て雇用されたインターナショナルスタッフが筆者を含めて20名（うち1名はフィリピン，1名はフィジーに常駐），ローカルスタッフが21名，その他（UNボランティア，コンサルタント，インターン等）が20名という構成である。なお，UNODCに限らず国連で働く職員には，管理職（Dスタッフ），専門職（Pスタッフ），一般職（GSスタッフ），コンサルタント，フィールドサービススタッフ，UNボランティア等のさまざまな職種・契約形態がある上，ROSEAPの人の出入りはかなり激しいため，同じ事務所で勤務していても，誰が何のためにどのような契約形態でそこにいるのかを把握することはなかなか難しい。

⁹ https://www.unodc.org/documents/southeastasiaandpacific/Publications/2013/SEA_RP_masterversion_6_11_13.pdf（これは2014-2017となっているが，2019年までの2年間の延長が決まっている。）

助、④児童に対する性犯罪への対処、⑤刑務所運営の5つの分野において成果を上げるべきこととされているため、筆者の業務も必然的にこれらの分野を中心に回ることとなる。

各SPには、筆者と同じような立場のインターナショナルスタッフがプログラムマネージャーとして置かれているが、その人数は1人とは限らず、それぞれのSPが予定する活動の量や規模に応じて、複数のマネージャーが置かれることも多い。例えば、国際的組織犯罪及び不正取引を対象とするSP1であれば、不正薬物取引分野に2人、人身取引分野に2人、国境管理分野に2人、貨物管理分野に2人、環境犯罪分野に1人、サイバー犯罪分野に1人、というような具合である。また、グローバルプログラム（後述）の地域コーディネーターとしてROSEAPに常駐しながら、同じ分野を扱う地域プログラムのSPの実施にも関わる人がいたり、マネージャーを補佐するため、タイの国内事情に精通したタイ人の専門家が配属されたり、短期契約でコンサルタントが雇用されたりすることもままたり、各SPを支えるチームの人数、構成はバラバラである。

筆者が属するSP4には、筆者のほかに、もう1人韓国法務省からの出向者（検察官）がマネージャー格として所属しているが（なお、彼は前述の5分野の中で③国際刑事司法共助関係の活動に専従し、筆者はそれ以外の4分野を担当するというのがチーム内での役割分担となっている。）、その他には現地スタッフの事務アシスタントが1名いるだけであるため、SP4がカバーすべき分野の広さに比べると、残念ながら専門性の面でも人数の面でもチームの陣容は手薄であるといわざるを得ない。

なお、ROSEAPの管轄地域内にある各国のうち、インドネシア（ジャカルタ）、ラオス（ヴィエンチャン）、ミャンマー（ヤンゴン）及びベトナム（ハノイ）にはそれぞれ国事務所が置かれており、それぞれが定めた国別プログラムに基づき業務を行っている。また、フィリピン（マニラ）やフィジー（スバ）にもROSEAP所属の職員が常駐しており、それぞれの国における活動に従事している。

4 各事務所相互の関係について

ここで改めて本部と地域事務所、国事務所との関係について触れるが、基本的にはこの順に上下の関係にあると理解して良い。本部には、組織のトップである事務局長の下、事業局、条約局、政策分析・広報局及び管理局の4つの内部部局が置かれており、地域事務所以下のフィールドオフィスの業務は、事業局内にある統合プログラム・監視部を通じて管理監督されることとなっている。地域事務所と国事務所との関係もしかりであり、各国事務所の代表者は、地域事務所長に対してその業務を報告するという関係にある。このように、通常の組織運営に関する限り、我が国の国家行政組織と同様、縦の指揮命令系統は揺るがない。

しかしながら、この関係は、ことフィールドオフィスがその主要任務とする技術支援の提供業務に関する限り、やや様相を異にしている感がある。上述のとおり、UN

ODCでは、地域事務所は地域プログラムに基づき、国事務所は国別プログラムに基づき、それぞれ管轄地域を対象とする技術支援を行っているが、実は、本部は本部で「グローバルプログラム」として全世界を対象とする技術支援活動を多数展開している。そのため、例えば、ある国においてある分野に係る活動、仮に検察官に対するトレーニングを実施する場合、枠組みとしては、本部の担当部署がグローバルプログラムの一環として実施することもあれば、地域事務所が地域プログラムの中で実施することも、あるいは国事務所が単体で国別プログラムの一つとして実施することもあり得る¹⁰。実施可能な活動それ自体はいずれの枠組みによろうと大きな差はなく¹¹、実際、本部には、筆者と同じ「犯罪防止刑事司法担当官」の肩書を持つ同僚が数多く勤務しているところ、これらの同僚がグローバルプログラムの一環として、SP4の射程に入り得る刑事司法関係の活動を東南アジア諸国で実施することは珍しいことではない¹²。

このようにUNODCでは、技術支援については本部の一元的な管理の下で各フィールドオフィスがそれぞれ排他的な土地管轄を有し活動を実施するというような仕組みではなく、むしろ各事務所の立場、強みを生かし、それぞれが持つ独自の視点（世界的視点、地域的視点及び国別の視点）に基づく活動を展開することにより、UNODCのマンデートが及ぶ範囲を多角的かつ重層的にカバーするという仕組みを取っているといえよう。この意味で、本部とフィールドオフィスとは単純な上下の関係というよりも、それぞれの強みを生かした協働関係にあるとでも評するのが的確なように思われる。

このような構造は外部から見るといささか分かりにくく、各事務所の役割や活動が重複しているように見えなくもないであろうが¹³、UNODCが扱う問題にはどれ一つとして単純なものはなく、同じ問題であっても、視点を変えて取り上げることでその実相なり新たな課題なりが浮かび上がってくることもある¹⁴ことに照らせば、かか

¹⁰ ではどのようにしていずれの枠組みで実施するのかが決まるかという点、基本的には、当該活動の資金を拠出するドナーが、プロジェクト実施主体としてどこを選定するか（どこがプロポーザルを提出し、どのプロポーザルがドナーによって採択されるか）にかかるとなる。

¹¹ ただし、国別プログラムによる実施であれば当該国の関係者のみが対象となるのに対し、地域プログラムによる実施であれば地域の周辺諸国も対象とし得るし、グローバルプログラムであればその制約自体がないなど、プログラムの射程距離に応じた差異はある。また、当該活動を行う背景や文脈は当然異なるであろう。

¹² その場合、筆者は、実施責任者である本部の同僚から求められる範囲において、彼らの足場の悪さを補うため、参加者に対する招待状の送付や、開催地の政府との間の連絡調整等に係る事務を事実上サポートすることが多いが、筆者の知らないうちに活動が終わっていることもある。

¹³ この点はUNODC側も意識しており、無用な重複や競合の発生を避けるため、本部内にはUNODCの名で提出されるプロポーザル全体の整合性を保つためのチェック機構も用意されている。

¹⁴ 例えば、外国からの旅行者による児童の性的搾取（児童買春等）対策が急務である国において、実効性のある対策を検討するに際しては、当該国における法制度の仕組みや法執行機関の権限が国際基準・規範に照らして適切かという国別の視点だけではなく、他の地域諸国のそれと比較してどのようなものであるか（例えば、男児に対する行為の処罰規定がない等の処罰の間隙がないか、法定刑が低きにすぎないか等）という地域的な視点を持つことも重要となろう。ある行為が他の地域諸国では重く処罰されるものの、当該国では処罰されないとすれば、その行為を嗜好する者たちをこぞって当該国へ引き付けることにもなりかねないからである。

る多角的・重層的なアプローチもそれなりに合理性を有するといえよう。

第三 業務内容及びその特徴

1 ここからは、筆者が担当している業務の具体的内容について述べたい。筆者の採用時に示された業務指示書（TOR）には、筆者が責任を負うべき業務の範囲として、概ね

- ① UNODCが東南アジア及び大洋州地域において提供する技術支援を促進するため、企画、立案及び実質的支援の提供をすること
- ② カウンターパートやUNODC国事務所、プロジェクトスタッフ等に対し、技術支援プロジェクトの実施等における専門的知見を提供し、指導すること
- ③ ニーズ調査やプロジェクト形成、プロジェクト評価等のためのミッションに加わり、それをリードすること
- ④ 今後活動を行うべき分野や、他の国際機関やNGOを含む他機関との連携・共同プログラムに結びつき得る分野を特定し、UNODCとしての戦略を策定し、実施すること
- ⑤ ベストプラクティスを発見、形成し、その普及を促進するとともに、特別にデザインされたプログラム等を通じて有望な手法を試行すること
- ⑥ UNODCやその他関係機関が作成する文書の実質面をチェックし、担当分野における記載内容がポリシーや活動内容を正確に反映したものとなるよう気を配ること
- ⑦ 犯罪防止刑事司法委員会や経済社会理事会、国連総会その他の政府間組織に対するレポートの準備において必要なインプットと調整を行うこと
- ⑧ 国連基準規則の改訂等にかかる政府間組織や専門家会合に実質的な支援を行い、これらの基準規則の普及と実施に努めること
- ⑨ UNODCハンドブックやトレーニングカリキュラムなどのツールの開発、普及、促進を行うこと
- ⑩ その他必要な業務を行うこと

の10項目が列挙されている。これを読んでもなかなかイメージを持ちづらいであろうし、実際には⑩の項目がくせものなのであるが、現実に担当している業務から帰納的にまとめると、筆者に対しては、組織の一員として組織目標の実現（UNODCないしROSEAPのマンデートの実現）に貢献するとともに、プログラムマネージャーとして東南アジア及び大洋州地域における技術支援活動を統括することの2種類の働きが求められているといえる。

2 このうち前者は、いうなれば「東南アジア及び大洋州地域において、UNODCの刑事司法分野におけるスタンスを代弁する者」としての業務であり、具体的には、SP4がカバーすべき分野について、他の国連機関やタイ政府、NGO等々が開催する

様々なイベントに、スピーカーやパネリスト、モデレーター等として参加して発表するなどし、UNODCとして目指すべき方向性を唱道したり、ある問題についてUNODCとしてのスタンスを決めるために本部や管轄地域内の国事務所その他の関係者らとの連絡調整が必要な場面で、ROSEA P側の窓口となり連絡を取り合ったりするという業務である（注12で記載したようなものも含む。）。上述のとおり、SP4がカバーすべき範囲は広く、このような機会は割と頻繁にあることから、その都度、当該会合のテーマに合わせて、関連する国際基準・規範や統計情報を調べたり、過去におけるUNODCの取組を調べたりして準備をするわけだが、その作業は思った以上に負担が大きく、相当な労力を割かざるを得ないのが実情である。

- 3 他方、後者は、SP4のプログラムマネージャーとして東南アジア及び大洋州地域において技術支援を実施することであり、これがいわば筆者の本業である。現在、筆者は、ミャンマーにおける刑務所運営改善プロジェクト¹⁵と、東南アジア諸国における検察機能強化プロジェクト¹⁶の2つのプロジェクトを管理しており、また、昨年末に終了した児童の性的搾取防止に係るプロジェクトのフォローアップも行っている¹⁷。

具体的な活動内容は、特定のテーマを定めてのワークショップやトレーニングコースの実施、執務参考資料の作成支援、地域会合の開催支援など、JICAの法制度整備支援プロジェクトでもおなじみのものが多く、第二の2で「JICAやICDが行う法整備制度支援の仕組みとはまた異なるところもある」と書いたものの、実は、提供する知見が日本のそれが中心であるか否かという点を除いては、活動の性質自体に大きな違いがあるわけではない。

ではどこがどのように異なるのかというと、まず一つには、UNODCでは、プロジェクトの企画立案やその中における個々の活動計画を立てる際、カウンターパートの意向に配慮しつつも、基本的にはUNODC主導で物事が進められるという点が挙げられる。極端な話、複数国を対象とする地域会合を開催するような場合はもとより、特定の国において当該国のみを対象とする活動を予定する場合であっても、事前に特段の根回しを行わず、UNODC側でかなりの程度まで企画を進めてから、おもむろに先方にコンセプトノートを送って協力を呼びかけるというような運用も散見されるようである。要するに、UNODCではJICAのような要請主義は採っておらず、あくまでUNODCから見た視点で活動の必要性を判断し、UNODCから見た視点

¹⁵ ミャンマー内務省をカウンターパート、UNAFEIを実施パートナーとして実施中。ミャンマーの刑務所運営及び職員の業務遂行が国際基準・規範に沿ったものとなるよう、UNAFEI教官等による一連の職員研修を実施しているほか、職員研修用のマニュアルの作成を目指している。

¹⁶ 当面はカンボジア司法省及びベトナム最高人民検察院をカウンターパートとして各種の執務参考資料の作成を目指しているが、おって地域内の周辺諸国へ活動を拡大する予定である。

¹⁷ ミャンマーの刑務所運営改善プロジェクトは近く終了する見込みであるものの、来年にはまた別の国で複数のプロジェクトを立ち上げる計画がある。

でプロジェクトを組み立て、実施を主導しているということであり¹⁸、このことから、巷間言われる「押し付け型支援」との批判も生じるわけだが、それについて思うところは後に述べる。

次に、支援提供側の事務手続の効率性が全く異なることが挙げられる。例えば、国連では必要な役務・物品は金額の大小を問わず公正な入札を経て調達しなければならないとされているため、そもそも調達手続には時間がかかるのだが（おかげでごく短時間の通訳や大部でない文書の翻訳を手配するのも一苦勞である。）、ROSEAPではさらにこれらの事務を国連開発計画（UNDP）に委託していることから、両組織の事務担当者同士の連絡調整も絡んで膨大な時間が必要となり、これが活動の円滑な実施に水を差すことがある¹⁹。JICAプロジェクトではカウンターパート側の事務の遅れは珍しくなくとも、その逆のパターンはあまり聞かれないのではなかろうか。

そして最後に、筆者にとって最も重要な相異点として、現場のマネージャーたる筆者自身が担わなければならない事務の範囲が、事前準備から実施、総括、そしてその後の展開に至るまでと極めて広いことが挙げられる。例えば、JICAプロジェクトの場合、どのようなプロジェクトを形成するか、あるいはそのプロジェクトの成果をその後どのように活かすかは一義的にはJICAの責任とされ、長期派遣専門家は（少なくとも建前上は）カウンターパートと向かい合い、プロジェクトの執行面に専念することができる。プロジェクト活動以外の事項に関するカウンターパートやその他外部機関との各種連絡調整は現地JICA事務所が担ってくれるし、カウンターパートとの間で何か問題が生じれば、長期派遣専門家とJICAとが協力しあるいは役割分担しながら対応策を練ることもできる。しかし、ここROSEAPでは、プログラムマネージャー自身が、そもそもどの国にどのようなニーズが存在するかを常にモニタリングし、UNODCとして支援が必要な国と分野とを特定し、ニーズ調査ミッションを実施するなどして自らプロジェクト形成を進めるとともに、ドナーにプロポーザルを提出して必要な資金を集め、プロジェクトが立ち上がったなら、自ら専門知識を提供しながらプロジェクト活動の実施を管理し、その中で発見・開発したベストプラクティスについては他国へ普及するような活動を企画立案して実施し、これらの知見を地域プログラムの内容や犯罪防止刑事司法委員会への報告書等に反映させるとともに、UNODCハンドブック等の開発、普及、促進にも貢献する、という一連の流れを自分自身の裁量と責任で進めることが求められるのである。しかもこれらのステップを進めるに際して随時必要となるプロポーザルやレポート、レターの作成事務はもちろんのこと、役務・物品の調達事務やコンサルタントの雇用に係る事務処理の管理、

¹⁸ ただし、支援対象者が望まない活動を企画しても適切に実施することは実際には不可能であるため、その協力が見込めるかどうか計画時における極めて重要な考慮要素であることはもちろんである（協力が全く見込めない場合には手を引くほかない。）。

¹⁹ 例えば、先日、マニラで7か国から総勢70名以上を集めるワークショップを実施したのだが、会場が確定したのは開催の一週間前、必要な通訳が確保できたのは実に4日前のことであった。

そしてプロジェクトの会計管理も自分自身で行わなければならない²⁰。

乱暴であることは承知の上であえて例えるならば、JICAプロジェクトではJICA本部、ICD、現地JICA事務所、長期派遣専門家、業務調整員らが分担している権限及び業務が全て手元に集中しているようなものであり、このように、UNODCによる技術支援には個々のプログラムマネージャーの責任と裁量が極めて大きいという特徴があるといえよう²¹。

それゆえ、これらの業務を行うに際しては、活動の内容面（サブ面）では、関係分野における国際基準・規範（条約や国連基準規則等）に関する知識を身につけるだけでは足りず、UNODCが追求すべきマンドートの内容や、国連全体が重視しプロジェクト形成時に考慮することが求められる様々な視点（例えば、人権やジェンダー問題、マイノリティへの配慮等）を正しく理解した上で²²、対象地域・国の実情を的確に把握・理解する必要があるし、事務手続面（ロジ面）でも、国連の事務機構の仕組みや手続の流れについて一定程度以上理解する必要がある、これらなしでは適切な業務遂行は到底おぼつかない。UNODCの同僚や他の国連機関の職員には、特定分野に係る業務にそれこそ10年、15年といったスパンで長期間従事し、かつ、特定の国や地域に長年滞在する者が多いように感じられるが、それはこのような業務の性質のためでもあろう。

4 なお、少し話は戻るが、ここで「押し付け型支援」批判について考えたい。日本では、日本の法制度整備支援の特徴について説明する際、引き合いとして「(日本の支援は相手のニーズに寄り添うものであるが) 欧米諸国や国連機関の支援は押し付け型である」との説明がなされることがある。筆者自身も過去にこのような説明をしたこともあるし、これはこれである意味で真実を突いていると思うが、UNODCで実際に業務を担当してみて、少なくともUNODCを含む国連機関についてはそうなるだけの十分な理由があることを実感として理解することができた。

²⁰ もちろんこれは本来こうあるべきという姿であって、プロジェクトの進捗状況や諸々のタイミングによっては縁のない活動もあるし、また、その全てを一人で抱え込む必要もない。例えば、本部の事業局内には司法課（Justice section）という部署があり、そこには細分化された分野ごとに高度の専門性を持った専門職員が配属され、各種グローバルプロジェクトを展開しつつ、フィールドオフィスの業務支援も行っているため、必要に応じて専門的見地からの助言・支援を受けることも可能である（独自の活動も行いつつ、現場からの相談に応じて専門的支援を提供するという点では、司法課の役割はJICAプロジェクトにおけるICDの役割と若干似ているといえるかもしれない。）。また、このような膨大かつ複雑な業務をサポートするための様々なツールキットも開発され、共有されている。

²¹ これはプロジェクトの成否や成果がマネージャーの個性によって大きく左右され得るということでもあり、柔軟かつ臨機応変な対応が可能になる等のメリットもある反面、リスク要因となるのも事実である。実際、プログラムマネージャーの任期が終了して離任したが、後任者の採用が進まなかったため、活動が事実上中断してしまったというような事例はまま聞かれる。

²² これは重要なことである。裁量が大きいということは、何をすべきで何をすべきでないかの判断を様々な場面で迫られ続けるということでもある。UNODCの名においてどのように行動すべきかは、最終的には国連が重視する価値観及びUNODCのマンドートに適合的であるか否かによって判断すべきこととなるが、この拠り所を自己の内部に持たないと適時適切に判断することができない。

これまで繰り返し述べてきたとおり、UNODCの使命はマンデートの実現であり、そのマンデートは国連条約なり国連総会なり経済社会理事会なり犯罪防止刑事司法委員会なりによって与えられる。これらの舞台で国連加盟国が一致してある方向性に進むことにつき合意した以上（本当に一致して合意したのかどうかについては異論があるかもしれないが）、国連加盟国がその方向性にいわば縛られるのは当然のことであり、その合意を遵守しない又は人的資金的リソース不足により遵守できない加盟国があれば、遵守するよう陰に陽に働きかけたり必要なリソースを支援したりするメカニズムが必要とされるのもまた当然である。それが担保されなければ国連というシステム自体が実効性のあるものとして成り立たないからである。UNODCは正にそのために存在する機関であって、その存在意義は国連の場で決められた価値観や方向性を加盟国に「押し付ける」ところにあるといってもあながち過言ではなかろう²³。

このように、UNODCの技術支援の場合、目指すべきゴールやそのためになすべきことは最初から明確に決まっており、被支援国の発展段階やその時々へのニーズに応じて道筋や段取りを変えることはあっても、ゴール自体を動かしたり曖昧にしたりする余地はない。これが「国連機関の支援は押し付け型」と揶揄される根本原因であるが、そうなるにはそうなるだけの理由もあるのであって、これが要請主義を取り、被支援国のニーズを重視するJICAやICDの法制度整備支援事業と異なる点といつてよいだろう²⁴。

第四 その他

固い話ばかりでも何なので、ここで少し毛色の異なる話もしたい。バンコクは巨大な日本人コミュニティを有することもあって、日本人にとっては比較的生活しやすい都市である。高温多湿の気候や、雨季によく見られる道路冠水、乾季に悪化しがちな大気汚染等はマイナス要素とはいえ、日本のデパートもスーパーもあり、いささか値が張るとはいえ必要なものはほとんど何でも手に入る。治安も悪くなく、ローカルフードも美味しい。学校や塾、習い事なども充実しており子供の教育環境にも恵まれている。

しかし、そんなバンコクでもほとんど困ることがある。それは激しい渋滞である。着任当初、筆者は、自宅から最寄り駅まで歩き、オフィスの最寄り駅まで電車（BTSスカイトレイン）で移動し、そこからオフィスまではタクシーで移動するという経路で通勤していたが（帰りはその逆）、徒歩と電車の区間はスムーズにいくものの、タクシー移動の区間がいつも問題であった。タクシーがなかなかつかまらないのである。特に雨の日などは空車のタクシーが全然やって来ず、雨が降り続く中、渋滞でピクリとも動かない車で埋め尽くされた道路を眺めながら、タクシー待ちの長行列の末尾に並んでひた

²³ とはいえ、むやみに押し付けても各国政府との間で衝突が生じるだけで目的を達成できるわけではないので、実際にはそこをどううまく処理するかが腕の見せどころということになる。

²⁴ JICAやICDの行う事業でも、当然のことながら被支援国の要請が全てではないし、人権やジェンダー問題等への配慮もなされているため、その違いは程度の差にすぎないのかもしれないが、現場感覚としてはかなり大きな違いがあるとの印象を受ける。

すら順番を待つ、ということを繰り返していたが、やがてその苦痛に耐えきれなくなり、タクシーではなくバイクタクシーを活用するようになった。バイクタクシーであれば渋滞の車の隙間をぬってどんどん進むためストレスフリーであり、これは快適と思っていたが、あまりにドライバーたちの運転が荒いため命の危険を感じることも二度や三度ではなく²⁵、また、雨の日には文字どおり濡れ鼠になってしまうことから、この方法にも限界を感じるようになってきた。そのため、現在は現地で車を購入して車通勤をしている。マイカーであろうがなかろうが、渋滞にはまることには変わりはないが、少なくとも、雨に濡れることも路傍に立ち尽くすこともなく、プライバシーの保たれた静かな個室で通勤時間を過ごすことができるのは大きなメリットである。特にいつ豪雨が降り出すか分からない雨季には快適そのものである。

全体的に交通マナーが悪く、かつ、バイクが縦横無尽に車の隙間をぬって駆け巡るバンコクで車を運転するのはなかなか緊張することであるが、このメリットには代えがたい。引き続き安全運転に気を付け、万が一の交通事故にも備えて任意保険にもしっかり加入した上で、大過なくバンコク生活を全うしたいと考えている。

第五 おわりに

以上、とりとめもなく筆を進めてきたが、多少なりともUNODCの活動や筆者の業務内容についてのイメージを持っていただくことができたであろうか。本稿については、正確で客観的な情報を提供する資料というよりも、個人の感想文めいたものとなってしまった感がないでもないが、現時点における筆者の主観的な感想を記録にとどめることにも一定の意義があると考え、あえて筆の向くまま執筆を進めた面もあるので、これらの点については何とぞご容赦いただければ幸いである。

それにしても、筆者としては、まだまだUNODCの業務につき、覚えなければならないこと、学ばなければならないことがたくさんあると痛感している。英語による執務環境はもとより、国連の独特な事務処理システムにも更に慣れて適合していく必要があるし、必要な知識を身に付けなければならない分野も数多く残されている。業務について相談できる相手が身近にいないこともあって、一人で判断に迷う場面も多いが、より迅速かつ的確に意思決定ができるよう磨きをかけなければならない。日本の組織とは色々な意味で大きく異なるUNODCで働くことは筆者にとって大きなチャレンジであり、クリアしなければならない課題は依然大きい。

しかし、それと同時に、仕事の中身の面では、世界全体ないしは地域全体の課題を見据え、次にどのような方向に進み、どのような手を打てばこれら地域諸国の状況改善につながられるのかを考えるのは純粋に知的に面白く、好奇心をかき立てられるし、また、これまで日本の検察官やICD教官、UNAFEI教官、JICA長期派遣専門家等として培ってきた知識・経験は、国連の場でも十分に通用するという実感を得つつあるの

²⁵ WHOのデータによれば、人口10万人当たりの年間交通事故死者数は、タイは36.2人でリビアに次いで世界第二位となっている（しかもその多くはバイク絡みの事故という話である。）。

も事実であって、これは非常に大きな励みとなっている。未知の刺激に満ち、かつ、これほど大きな裁量を持って仕事をする事ができるポストに恵まれることなどそうあることではなく、筆者としてはこの機会を最大限に生かして貪欲に学び、世界の平和と安全に貢献するとともに、自己の成長にもつなげたいと考えている。

読者の皆様の中にも、もし将来国連機関において仕事してみたいという気持ちをお持ちの方がいれば、是非機会を探してみたい。律儀で真面目な日本人職員は、国連組織の中では貴重な存在であり大歓迎である。日本ではなかなか味わえないタイプの刺激に満ちた悲喜こもごもの生活が待っていることをお約束しよう。

プノンペンの平日（5） ～カンボジア法整備支援の日常～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

【目次】

- 1 平日の朝
- 2 平日の午前
- 3 平日の昼休み（以上，2017年12月号）
- 4 平日の午後
- 5 平日の夜（以上，2018年3月号）
- 6 平日の特別行事
 - (1) プノンペンにて（以上，2018年6月号）
 - (2) プノンペンを離れて（以上，2018年9月号）
- 7 番外編「プノンペンの休日」（以上，本号）

前回までは、様々な「平日」をお伝えしました。今回は、「休日」の様子です。オフィスでの仕事は、日本と似ているところも多いですが、オフィスを一歩出ると、そこは異国の日常です。異文化での生活には、驚き、喜び、苛立ちが欠かせませんが、これも法整備支援の日常です。品位を損なわない限度で、私の休日をご紹介します。

7 番外編「プノンペンの休日」

運動する

カンボジアに住み始めて痛感するのは、運動不足です。

決して日本で健康的な生活をしていただけではありませんが、日本での仕事を思い返してみると、意外と歩く機会が多いことに気がきました。通勤の往復、広い庁舎内の移動など、1回当たりの移動距離は大したことないですが、「塵も積もれば」何とやらです。しかし、カンボジアでは、歩道が整備されていない上、移動には車やトゥクトゥクを使います。しかも、私の通勤は片道わずか5分ですし、オフィス内で歩き回る用務もありません。そのため、圧倒的に歩く機会が少なく、「塵が積もらない」のです。

そんな運動不足を解消すべく、休日には、体を動かしています。日本では、我が子と土日に公園で遊ぶ程度の運動量でしたが、カンボジアでは、学校のグラウンドでソフトボールやタッチラグビーをしたり、ホテルのプールで泳いだりしています。毎日というわけにはいきませんが、せめて毎週末くらいは、スポーツで汗を流そうと試みています。汗だけでなく、「穢れ」も流れ出ているようで、身も心も清らかになっている気がします。



【タッチラグビーでボールと戯れる】

飲食する

運動した後は、のどを潤すことになるわけですが、カンボジアでアルコール飲料と言えば、ビールが主流です。人気銘柄は、「アンコール」「カンボジア」といった割とベタなネーミングです。日本のビールと比べると、味が薄いかもしれませんが、一年中暑いカンボジアでは、これくらいがちょうどいい気がします。中ジョッキ1杯で1～2ドル。ハッピー・アワーと称するお得な時間帯を設定しているお店では、3000リエル（75セント）と格安です。

ちなみに、ちょっと深酒した翌朝は、ココナッツ・ジュースがオススメです。通勤途中に、路肩の売り子さんから手軽に買えます。新鮮で大きなココナッツをその場で割ってもらい、ストローを挿せば出来上がり。こちらは、ハッピー・アワーがありませんが、いつでも3000リエル（75セント）とやはり格安です。



【ココナッツ・ジュースの売り子さん】

さて、のどを潤したら、お腹を満たしたくなります。カンボジアで有名な食材と言えば、ドリアン（カンポット州）、コーヒー（モンドルキリ州）、カニ（ケップ州）、胡椒（カンポット州）などです。

ドリアンと言えば、あの独特な芳香（異臭？）で有名ですが、私がカンボジアに来てから好きになった食べ物の1つです。

ドリアンが臭いという話をすると、日本に詳しいカンボジア人は、納豆の方が臭いと反論してきます。この「ドリアン」VS「納豆」論争は、いまだ定説がないところですが、私は、「どちらも臭いが、美味しい」説を主張しています。



【果物店で山積みのドリアン】

ところで、クメール（カンボジア）料理と言うと、どんな食べ物を連想するでしょうか？ 東の隣国ベトナムなら「フォー」、西の隣国タイなら「トムヤムクン」などが有名ですが、クメール料理は、いまいち知名度が高くありません。しかし、知名度と味は、無関係です。

例えば、「ノンバンチョック」（野菜などを乗せた米麺に魚のスープをかけたもの）、「アモック」（白身魚をカレーペーストやココナッツミルクと一緒にバナナの葉で包んで蒸したもの）などは、誰にでも愛される味で、カンボジアの代表的な一品です。個人的には、スープもオススメです。味のバラエティーが豊富で、酸っぱくて少し甘いスープなどもあり、次第に病み付きになります。

東南アジア各国の料理といえば、「辛い」というイメージがあるかもしれませんが、クメール料理は、基本的に辛くありません。ただし、味は比較的濃いめです。そのためなのか、私が見る限り、白飯が食事の主役で、味の濃いおかずは白飯をたくさん食べるためのサポーターという「力関係」があるように感じます。私も、その力関係に抗えず、白飯の魅力に惹かれて、ついつい箸が進み、結局、食べ過ぎてしまいます。カンボジアで「糖質制限ダイエット」を実践するのは、なかなか難しそうです。

白飯を片手にクメール料理を眺めてみると、食材としては、川魚、鶏、野菜が多いように見えます。もっとも、ここは異国。日本ではなかなかお目にかかれない食材にも出会います。例えば、「亀」、「蛙」、「蟻」、「蛇」…どれも味は決して悪くないのですが、漢字で書くと、何だか食欲がなくなるのは気のせいでしょうか。



【レストラン版ノンバンチョック】

切る

短期の出張ではなく、長期の赴任となると、髪を切りたくなる時期が来ます。ですから、休日には美容室でサッパリして、イメージチェンジです。

首都プノンペンには、日系の美容室がいくつかあるので、数十ドルで、日本にいるときと同じ髪型になれます。他にも、街中を歩くと、道端に、数ドルで髪を切ってくれる「青空理髪店」があります。圧倒的な安さですが、私は、まだ利用する勇気がありません。

ちなみに、プノンペンには、日系の大型ショッピングモールが2店舗あるので、様々な日用品を手軽に入手できるのですが、髪に関して言えば、ヘアケア商品（ヘアトニックや育毛剤など）をあまり見かけません。私も「不惑」を越えて早数年。日射しが強く、汗をかきやすいこの国にいますと、どうしても頭髪を労わりたくなります。日本の皆様、この分野はビジネスチャンスです!?

教える

毎週土曜日の午前中には、日本人補習授業校¹(通称「補習校」)で、中学生に数学と社会をボランティアで教えています。

首都プノンペンには、日本から教員が派遣されている日本人学校もあります。しかし、インターナショナル・スクールに通っているお子さんや、御両親のどちらかがカンボジア国籍というお子さんもいますので、週末などに日本語で教育を受ける機会がほしいという要望があります。社会科の授業風に言えば、生徒の「需要」は多いわけです。しかし、補習校の教師はボランティアのみですので、常に人材募集中で、教師の「供給」には苦労しています。そんな事情もあって、私は補習校に関わるようになりました。

補習校の授業では、日本の教科書などを使いますので、金曜の夜になると、数学の教科書とにらめっこして、翌日の授業のイメージ作りをしています。

当日は、補習校までは車で片道約30分かかり、朝8時から職員会議がありますので、この「方程式」を解くと、「土曜の朝は平日よりも早起きが必要」という答えになります。

¹ ホームページ：<http://www.jacam.cc/ppjs/>、フェイスブック：<https://ja-jp.facebook.com/ppjskh/>

そのため、金曜の夜は、「禁・残業」「禁・飲み会」「禁・夜更し」です。

補習校のおかげで、とても知的で健康的な週末を送っています。

乗る

休日に限りませんが、プノンペンの街中を移動するときには、トゥクトゥクに乗ることがあります。風を感じながら移動できるので心地よいのですが、朝夕は、通勤の車やバイクが多いため、排気ガスとの闘いが必要です。

トゥクトゥクに乗るためには、事前に目的地を伝えて、運転手さんと値段交渉をします。相場としては、近い所までなら、2～3ドル、ちょっと距離があっても4～5ドル程度です。人数が増えると、燃費が悪くなるからなのか、若干、割増運賃になる傾向です。

そして、この運転手さんとの交渉は、クメール語を座学中心で学んだ身にとって、貴重な実地訓練(?)の場になります。

私 「こんにちは、〇〇まで行ってください。」(にこやかに)

運転手「どこ？」

私 「△△の近くですよ。」(土地勘がある人のように)

運転手「あー、分かった。じゃあ、4ドル。」

私 「高いよー。普通なら2ドルでしょ？」(大げさに)

運転手「じゃあ、3ドルでどう？」

私 「2ドル半！」(懇願しながら)

運転手「いや、3ドル。」

私 「ん～、高いな…やめておくよ。バイバイ。」(残念そうに)

と言って、立ち去るふり(!)をすると、

運転手「分かった、分かった。2ドル半でいいよ。乗って。」

私 「ありがとう！」(満面の笑顔で)

こんな具合で、無事、実地訓練を修了。

でも、油断はできません。運転手さんは、「あー、分かった。」と言ったのにいきなり違う方向に発進し出すこともしばしば。「あっちの方向に行って。」「そこを右に曲がって。」などと言いながら、引き続き、クメール語の実地訓練が続きます。

そんなトゥクトゥクですが、最近では、試練が訪れているようです。運転手さんからは、客離れの愚痴をよく聞きます。ここ1年くらいのことですが、「Rickshaw (リキショー、リキシャ)」²と呼ばれる小型の乗り物が席卷しているからです。

これに乗るためには、スマートフォンのアプリを使う必要がありますが、自分のいる場所まで来てくれますので、トゥクトゥクを探し回る必要はありません。また、目的地を入力できるので、行き先をクメール語で説明する必要もありません。さらに、距離などに応

² 日本の「人力車」が語源。インドを始めとするアジア諸国で利用されている乗り物。前掲写真「ココナッツ・ジュースの売り子さん」の左上方に小さく写っている。詳しくは、https://en.wikipedia.org/wiki/Auto_rickshaw 等を参照。

じて値段が自動的に計算され、降りる時にスマートフォンの画面に料金が表示されますので、事前に価格交渉をする必要もありません。そして何よりも、値段がトゥクトゥクの半額くらいと格安なのです。ですから、クメール語や料金相場を知らない外国人旅行者にはメリットが大きいので、あつという間に広まりました。

そんな逆風の中でも、常連のトゥクトゥクの運転手さんの「サン」は、妻と幼い2人の子供のため、毎日、王宮の前で見学を終えた観光客に声を掛けて、お客さんの確保に奔走しています。節約のため、昼ご飯は手作りのシンプルな弁当で、安全運転のため、お酒は飲みません。そんな姿を見ていると、ついついスマートフォンのアプリを起動させる指も躊躇して、できるだけ「サン」のトゥクトゥクを利用したくなってしまいます。



【常連のトゥクトゥクの運転手「サン」】

過ごす

プノンペンでの休日をゆったりと過ごすには、カフェが最適です。旧宗主国がフランスであったことが影響しているのか、街中にはコーヒー・ショップが乱立しています。シアトルに本社がある世界的ブランド店もあれば、カンボジア発祥の人気店もあります。どの店も個性を出してそれぞれの違いを競っているようですが、どの店にも共通することがあります。

それは、「店内に長居していても、追い出されないこと」です。

空いてもいないグラスに何度も水を注ぎに来たり、汚れてもいないテーブルを何度も拭きに来たりする店員はいません。ボーっとするもよし、読書するもよし、人間観察するもよし。とにかく気兼ねなく、のんびりと過ごせます。



【丘陵地帯にあるコーヒー園】

もっとのんびりするため、プノンペンを離れて休日をゆったりと過ごすには、離島が最適です。

カンボジアは海岸線が比較的短いので、「海」のイメージがないかもしれませんが、シハヌークビル州、コッコン州などには魅力的な海のリゾート地があります。プライベートで行った離島（ロン島）の海は、想像をはるかに超えた美しさでした。カラー写真でお見せできないのが残念ですが、海水は、ミネラルウォーター並みの透明度です。

波に身を委ねて海面に浮んだまま目を開くと、透き通った青空しか見えません。そのまま目を閉じると、澄んだ水音しか聞こえません。「楽園」「至福」という言葉がぴったりです。もうプノンペンの平日には戻れそうにありません。



【ロン島の栈橋】

さて、今回は、私たちの「休日」をお伝えしましたが、いかがだったでしょうか？

まだまだお伝えしたいことがあるので、プノンペンの「三連休」と題して続編を検討したいところですが、紙幅と自主規制の都合上、割愛させていただきます。

法整備支援の現場は、必ずしも順風満帆とは限りません。ですから、「気分転換は、明日への活力！」「笑顔は、最高の栄養！」と大げさな言葉で自分自身に言い聞かせながら、充実した休日を過ごすようにしています。

約1年にわたり、様々な姿をさらしてしまいましたが、法整備支援の日常に興味を持っていただけとしたら、長期派遣専門家冥利に尽きます。

おわりに

あと半年足らずで、私も日本に帰国し、おそらく検察の現場に戻ることになるでしょう。残念ですが、プノンペンともお別れです。

駄文『プノンペンの平日』を最後までお読みいただき、本当にありがとうございました。

名作『ローマの休日』のエンディングでは、各国を歴訪中の王女様は、ローマを去るときの記者会見で、どこの国が一番良かったですかと記者に尋ねられます。「いずれもそれ

ぞれ忘れ難く…」と用意されたとおりの答えを言い始めますが、突然、「ローマです！何と言ってもローマです！生涯忘れることはないでしょう。」³と力強く言い、叶わぬ恋の相手にしか分からない言い回しで、心の内に秘めた想いを伝えます。

私も、検事として各地を異動する中で、いずこもそれぞれ忘れ難いのですが、このカンボジアを生涯忘れることはないでしょう。

えっ？ 私の「叶わぬ恋の相手」ですか？

それは…。

もちろん「法整備支援」です！

(完)

³ Rome! By all means Rome! I will cherish my visit here in memory, as long as I live.

カンボジアにおける不動産担保実務

J I C A 長期派遣専門家

弁護士 篠田 陽一郎

1 カンボジア王国民法公布以前の不動産担保制度

カンボジアでは、2007年のカンボジア王国民法¹(以下「民法」という)公布以前に、土地法(2001年)がすでに存在しており、不動産担保として以下のものを定めていた²。

- ① 抵当 (ហ៊ីប៉ូតេក : mortgage, 同法198条以下)
- ② 不動産質 (ការបញ្ចាំអចលនវត្ថុ : antichrèse, 同法206条以下)
- ③ 担保 (ការដាក់ធានា : gage, 同法219条以下)

この中で、①抵当(mortgage)は民法の抵当権に相当する非占有型の担保物権であり、②不動産質(antichrèse)は民法の不動産質に相当する占有型の担保物権である。そして、③担保(gage)は、不動産そのものではなく、不動産の所有権に対する担保と構成され、債務者が債権者に対して所有する土地の所有権権利証や占有権権利証などの権利証³を引き渡す方法で設定される不動産の非占有質である。

カンボジア旧民法(1920年公布)は、不動産質について、通常の占有質に加えて、債務者は債権者に対して目的物を引き渡さなくても、権利証の引渡しがあれば良いとし、不動産の非占有質を認めていた(同法1348条)⁴。土地法(2001年)の担保(gage)は、この旧民法の不動産の非占有質を引き継いだものである。

¹ カンボジア王国民法については、法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)カンボジアのウェブサイトを<http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html>に掲載されている日本語訳を参照した。なお、本稿で参照した土地法(2001年)、民法の適用に関する法律、民事訴訟法、未登記不動産の差押え及び保全処分に関する登記手続共同省令、土地法(1992年)、契約及びその他の責任に関する政令38号も同様である。

² これらの規定は、民法の適用に関する法律80条により、いずれも削除されている。

³ カンボジアにおいて、権利証は、不動産の所有権を証明するための非常に重要な書類として位置付けられており、原則として、権利証がないと土地の売買はできず、また、強制執行の申立てができない(民事訴訟法417条)。ある土地について、初期登記手続が完了すると、登記簿の記載とほぼ同じ内容を記載した権利証(所有権権利証または占有権権利証)が地籍局から発行され、当事者に交付される。初期登記を経て発行された権利証のことを実務上はハードタイトルと呼ぶ。これに対し、主に未登記土地については、地籍局が発行する所有権権利証または占有権権利証が存在しないため、コミュニケーションが占有を証明した書類や初期登記の申請受理書など様々な書類で自らの所有を証明する場合がある。これらの書面は実務上ソフトタイトルと呼ばれている(磯井美葉「カンボジアの不動産登記について」ICD NEWS第60号(2014年9月)36頁<<http://www.moj.go.jp/content/001127488.pdf>>)。なお、本稿では、ハードタイトルとソフトタイトルのことを一括して権利証と記載している。

⁴ ក្រសួងយុត្តិធម៌ (司法部). (2010). *សេចក្តីអំណត់ចំពោះមាត្រានីមួយៗនៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី ភាគ៤, គន្លឹះទី៦ (民法逐条解説, 第4分册, 第6編)*. p. 52

ただし、これらの不動産担保は、設定契約を「真正な証書 (រូបមន្តយថាភូត)⁵」で作成し、登記をする必要があった点(土地法(2001年)201, 207および220条)が、カンボジアの登記制度が整備されていないという実情⁶に合致しておらず、これらの不動産担保の使用は少なかった。

その代替として、カンボジアで広く使用されていたのが、非典型担保ともいえる「事実上の gage」である。つまり、債権者と債務者は、土地を対象とした担保設定契約を私製証書で結び、登記の手続をせずに、債務者は、債権者に対し、当該土地の権利証を引き渡すという方法である。また、このような「事実上の gage」のほか、債権者が、債務者に対し、金銭を貸し付ける際に、債務者の不動産を債権者に売却する旨の売買契約書を作成し、それに買戻特約を付け、かつ債権者が債務者に対して当該土地について賃借権を設定するという方法(買戻特約付土地売買契約)が使われていた。このような手法も、実質としては土地の権利証を引き渡すことで成立する非占有質であり、上記の「事実上の gage」と類似する。

このような土地の権利証を引き渡すことで成立する非占有質は、登記制度がほとんど整備されていなかったカンボジアの不動産担保実務において、重要な役割を果たしてきたのである。

これに対し、民法は、「質権者は、質権設定者に質物の直接占有をさせることはできない」(同法819条)と定め、非占有質を認めないという態度を明らかにし⁷、不動産を対象とする約定担保物権について、不動産質(ការបញ្ចាំអចលនវត្ថុ, 同法834条以下)と抵当権(ប្រើប្រាស់, 同法843条以下)を定めるのみである。

2 不動産担保実務

(1) 総論

このように非占有質が広くカンボジアの不動産担保実務で活用されていたため、民法が制定された当時は、民法が導入しようとする抵当権の仕組みが、銀行による担保取引を妨げ、そのことが不動産市場を停滞させるのではないかという懸念が、金融界を中心にしばしば表明されていた⁸。

しかし、民法が公布されてから約10年が経過した現在、カンボジアの銀行実務で不動産に担保を設定する場合は、抵当権の形式を採用するのが原則的な扱いとなっており、

⁵ 「真正な証書 (រូបមន្តយថាភូត)」とは、権限官署が登記手続のために作成する書面のことである。

⁶ カンボジアでは、1990年代から申請ベースの登記を整備していたものの、国土管理都市計画建設省が本格的に登記の整備に着手したのは、2001年以降である(LMAP: Land Management and Administration Project, 2002年~2009年(磯井・前掲(注3)34頁))。

⁷ ក្រសួងយុត្តិធម៌ (司法省), *supra* note 4, p. 38

⁸ 松尾弘『カンボジア王国の司法アクセスの状況に関する調査研究』報告書(2013年3月8日) 22頁<<http://www.moj.go.jp/content/000109914.pdf>>

抵当権の活用が広まっている⁹。ただし、この抵当権は、後述するようにカンボジア独自の商慣習に基づいたものである点に注意が必要である。

また、抵当権は、その前提として、国家が整備した特殊の帳簿（登記簿・登録簿）の管理をすることが必要とされているが¹⁰、カンボジアでは、未だ登記されていない土地が存在しており¹¹、このような未登記土地を担保とする場合には、公示の原則との関係が問題となる。

さらに、小規模の貸金業者や個人は、上述の「買戻特約付土地売買契約」を使用するケースも存在しており、その法的性質や有効性などが問題となっている。

以下、それぞれについて、実際の状況と問題点を紹介していきたい。

(2) 登記済土地を対象とした担保

ア 抵当権の成立と対抗

カンボジアでも抵当権の成立に関しては、日本法と同様、債権者（抵当権者）と債務者または第三者（抵当権設定者）との間の抵当権設定契約によって成立する（民法844条）。そして、成立した抵当権について、抵当権者が、設定者以外の第三者に対抗するためには、①抵当権設定契約を「公正証書¹²」で作成する必要があり、かつ、②当該抵当権の設定を土地登記簿に登記しなければならない（同法845条）。

銀行実務においては、すでに登記されている土地を対象として抵当権を設定する場合は、債権額が僅少である場合を除き、抵当権設定の登記を具備するという取り扱いは行われている。

しかし、上記のように対抗力を有する抵当権を設定した場合でも、カンボジアの銀行は、債務者に対し、所有権権利証または占有権権利証などの権利証の提出を要求するのが一般的である。これは、上述の民法公布以前の非占有質の商慣習の残滓ともいえるものであるが、債権者が権利証を預かる理由としては、①未だ登記制度への信頼が低い、②債権者が権利証を留置することにより事実上の公示が図られる、③カンボジアでは権利証がないと不動産の売買、担保権設定、または強制執行の申立てが原則できないため、担保不動産について第三者が現れるのを防ぐためなどの理由が挙げら

⁹ プノンペン地籍管理所が2016年に取り扱った登記申請において、土地所有権移転に関する申請は約13,500件、担保権設定は約11,500件とのことである（金武絵美子「カンボジア王国における不動産登記制度と実情」ICD NEWS第73号（2017年12月）46頁<<http://www.moj.go.jp/content/001246675.pdf>>）。

¹⁰ 我妻栄『新訂 担保物権法』（岩波書店、1968年11月）212頁。

¹¹ カンボジアでは、2017年末までに全国約700万区画の土地のうち66%の土地登記が整備されている（<http://www.freshnewsasia.com/index.php/en/localnews/77239-2018-01-29-03-46-51.html>）。なお、国土管理都市計画建設省は、2023年までに国土の100%を登記することを目標としている（金武・前掲（注9）46頁）。

¹² 民法が抵当権の対抗要件として「公正証書」を必要とした理由は、土地法（2001年）が定める不動産質（*antichrèse*）（同206条以下）が、その成立について、「所轄官庁の前で真正な証書（*ប្រមូលធាតុត្រឹមត្រូវ*）の形態」（同207条）で締結することを要件としていたことと平仄を合わせたものである。したがって、民法845条の「公正証書」とは、「公証人が作成する公正証書」のことではなく、「権限官署が登記手続のために作成した書面」を意味する（民法の適用に関する法律9条2号）。

れる。

しかし、このような実務は、抵当不動産の担保価値の効率的利用¹³を阻害するものと言わざるを得ない。すなわち、債権者が、抵当権を設定した不動産の権利証を預かった場合、債務者が他の債権者に対して後順位抵当権を設定することは事実上不可能となる。実際、カンボジアの銀行実務では、後順位抵当権の設定はほとんど行われておらず¹⁴、同一の債権者が債務者に対してさらに貸付けを行った場合にのみ後順位抵当権が活用されているだけである¹⁵。

イ 抵当権の実行

抵当権の実行は、強制執行の一種として位置付けられており、不動産強制競売のスキームに基づいて実行される¹⁶。そのため、抵当権の実行にも、①担保権の存在を証する確定判決など、または②担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書といった執行名義が必要となる（民事訴訟法496条）。しかし、カンボジアでは、未だ公証人が少なく¹⁷、また公正証書の作成費用もかかるため、抵当権設定契約公正証書を作成するケースはほとんど存在しない。そのため、抵当権者は、始審裁判所において抵当権存在確認の訴えなどの確定判決を入手し、執行文の付与を受け¹⁸、担保権の実行を申し立てる必要がある¹⁹。

以上の経過をたどって、抵当権の実行を申し立てたとしても、カンボジアの裁判所では、未だ執行官はほとんど配置されておらず²⁰、債務者からの度重なる執行に対する不服申し立て、または執行に関する妨害行為などがあり、不動産執行に非常に時間

¹³ 高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2005年7月）97頁。

¹⁴ 松尾弘＝深沢瞳「カンボジア民法関連法令の実施状況に関する現地調査報告」（2016年1月23日）5頁<http://www15.plala.or.jp/Matsuo/pdf/cambodia_report.pdf>

¹⁵ カンボジアの実務家にとって、特定の目的物によって複数の債権を担保するという考え方は非常に理解しにくい模様である。同様に、根抵当権も、2016年にプノンペン地籍事務所において約70件の登記申請があったとのことであるものの（金武・前掲（注9）46頁）、積極的に利用されているとは言い難い。

¹⁶ 「カンボジア王国民事訴訟法要説（強制執行・保全編）」96頁<<http://www.moj.go.jp/content/000122393.pdf>>

¹⁷ カンボジアでは、公証制度の確立が遅れており、臨時的な制度として、政令で弁護士などを公証人に任命してきた。しかし、実際に公証人の業務を行う者はほとんどおらず、2014年3月において、わずか3人であった（磯井・前掲（注3）39頁）。その後、2016年には、15人の公証人が王立司法学院公証人養成校を卒業し、現在、2期生の20人が養成を受けている。しかし、公証人の数は未だ足りていないと言わざるを得ない。

¹⁸ カンボジアでは担保権の実行も執行名義により行うことになっており、執行文を付与してもらうことが必要である。

¹⁹ カンボジア司法省では、抵当権設定の際の「公正証書」（民法845条）が、民法の適用に関する法律9条2項によって「権限官署が登記手続のために作成した書面」と読み替えられていることから、担保権の実行の執行名義に、「権限官署が登記手続のために作成した書面」も含める方向での民法改正や省令の起草が検討されている。しかし、「権限官署が登記手続のために作成した書面」について、執行文を付与する機関をどこにするかなど調整がつかず、未だ法改正または省令の起草には至っていない。

²⁰ 執行官は、王立司法学院執行官養成校において養成途上であり、民事執行は検察官が担当している（松尾＝深沢・前掲（注14）13頁）。

が掛かるという現状がある²¹。

これらの問題から、カンボジアでは、抵当権を実行する場合は、債務者の同意を得て、担保不動産を任意売却して、貸金の返済に充てるという実務が行われている。債務者にとっても、強制競売を行うよりも任意売却の方が高く、かつ迅速に不動産を換価できるという利点もある。

このように債務者の同意を得て私的実行を行うことが多い点が、カンボジアにおける抵当権のもう一つの特色である。しかし、カンボジアでは、貸金契約の元本、利息、遅延損害金の計算が正確に行われておらず²²、かつ、それらに加えて債務者が債権者に対して精神的な損害に対する賠償（民法400条2項）を支払うケースが多い²³。私的実行では、これらの点について裁判所のチェックを受けることがなく、債務者が不当な損失を被ることになりかねないという問題を孕んでいる。

ウ まとめ

このようにカンボジアの銀行実務で使われている抵当権の多くは、抵当権の形式を採用しているものの、民法が想定している抵当権とは異なるものであり、その実質は、カンボジアにおける「事実上の gage」の商習慣の影響を強く受けた非占有質型抵当権ともいえるべきものである。

(3) 未登記土地を対象とした担保

ア 抵当権の成立と対抗

次に、登記が未了の土地を担保の対象にする場合は、どうすれば良いだろうか。土地の初期登記が行われていないため、その土地に設定された抵当権を登記することはできず、公示の原則から問題となる。

この点、民法844条が当事者の合意があれば、抵当権設定契約は有効に成立する旨を定めていることから、銀行実務は、未登記土地を担保の対象とする場合でも、抵当権設定契約を締結している。しかし、この場合、抵当権者は、その抵当権を第三者に対抗できない（同法845条）。

そのため、銀行などは、当該土地の権利証を預かることで、当該土地に対する抵当

²¹ JICAカンボジア民法、民事訴訟法運用改善プロジェクトでは、カンボジア司法省と協力し、2017年4月から同年6月末までの間に、カンボジア全国の始審裁判所（全24か所）を訪問し、司法に関する聴き取り調査を行った。その結果、強制執行について、本文記載の問題点が指摘され、申立てから終了まで平均して1ないし2年程度掛かるとの回答が多かった。

²² 原告（マイクロファイナンス）の被告（一般人）に対する貸金返還請求事件について、遅延損害金とともに弁済期以降の利息も認めて計算している例（2010年8月19日カンダール始審裁判所判決・民事事件190号、2010年9月11日プノンペン始審裁判所判決・民事事件879号）などがある。

²³ 原告（マイクロファイナンス）の被告ら（一般人）に対する貸金返還請求事件について、元本、利息、遅延損害金のほかに約500ドルの慰謝料（慰謝料の請求金額は1,500ドルであった）を特段の理由を示さずに認めた例（2010年9月11日プノンペン始審裁判所判決・民事事件879号）、一般人間の貸金返還請求事件で特段の理由なく慰謝料約3,000ドル（慰謝料の請求金額は5,000ドルであった）を認めた例（2010年8月3日カンダール始審裁判所判決・民事事件53号）などがあり疑問が呈されている。

権の設定について事実上の公示を図り、担保不動産について第三者が現れることを防止しようとしている。しかし、未登記土地の権利証は、登記済土地の所有権権利証（または占有権権利証）と異なり、コミュンチーフが占有を証明した書類や初期登記の申請受理書など様々な書類が存在している。したがって、抵当権者が、抵当権設定者から、担保の対象である未登記土地に関して、コミュンチーフが占有を証明した書類の引渡しを受けたとしても、抵当権設定者は、当該土地に関する別の種類の書類を使用し、当該土地を第三者に売却することは可能である。このように未登記土地の場合は、第三者が現れることを完全に防止することはできない。

イ 抵当権の実行

担保不動産が未登記土地である場合、未登記不動産の差押え及び保全処分に関する登記手続共同省令に基づき、当該土地の初期登記を行なった後、差押登記を経てから競売をするのが原則である。

しかし、土地所有者（債務者）の協力が得られず初期登記の手續に時間が掛かるといふ問題がある。そのため、裁判所の実務としては、未登記のまま競売手続を進めることが多い。この場合、差押えの登記を行うことはできないため、競売手続が係属しているにも関わらず、第三者が債務者から当該土地を直接購入するなどの問題がある。実務上は、債権者が、コミュンチーフに不動産競売開始決定の決定書などを送り、コミュンチーフを通じた事実上の公示を行っているが、公示としては不十分と言わざるを得ない。

また、未登記土地の抵当権の実行についても、債権者と債務者との合意に基づく私的実行もかなり広く行われており、その問題点は上述したとおりである。

ウ まとめ

このようにカンボジアの銀行実務では、未登記土地についても抵当権を設定する形式が採用されているものの、その内実は、債権者と債務者は、土地を対象とした抵当権設定契約を私製証書で結び、債務者は、債権者に対し、当該土地の権利証を引き渡すという方法、まさに「事実上の gage」である。

(4) 買戻特約付土地売買契約

ア 「買戻特約付土地売買契約」に関する問題点

民法公布以前のカンボジアでは、「買戻特約付土地売買契約」を設定するという方法が存在したことはすでに述べたとおりである。そして、この方法は、民法公布後においても、カンボジア国家銀行（NBC：National Bank of Cambodia）の監督を受けない貸金業者や個人を中心に使用されている。なお、NBCの監督を受ける銀行は、①このような契約は民法上無効と判断される可能性がある、②NBCの銀行の固定資産に関する省令²⁴により、純資産の30%以上の固定資産の所有が禁止されている（同省令3条）などの理由から、「買戻特約付土地売買契約」という方法は使用していない。

²⁴ ធនាគារជាតិកម្ពុជា (NBC). (2001, November 08). *ប្រកាសស្តីពី អចលនទ្រព្យរបស់ធនាគារ (Prakas on fixed assets of banks)*. <https://www.nbc.org.kh/download_files/legislation/prakas_eng/5757B7-01-186.pdf>

しかし、NBCの監督を受けない貸金業者や個人は、このような契約を利用し、清算義務を果たすことなく、不当に大きな利益を得るといった問題が生じている。

イ カンボジアにおける議論

この問題について、一方で、「買戻特約付土地売買契約」を使用する貸金業者や個人は、この契約は「買戻し」（民法560条）という典型契約であり、契約として有効に成立している、と主張する²⁵。

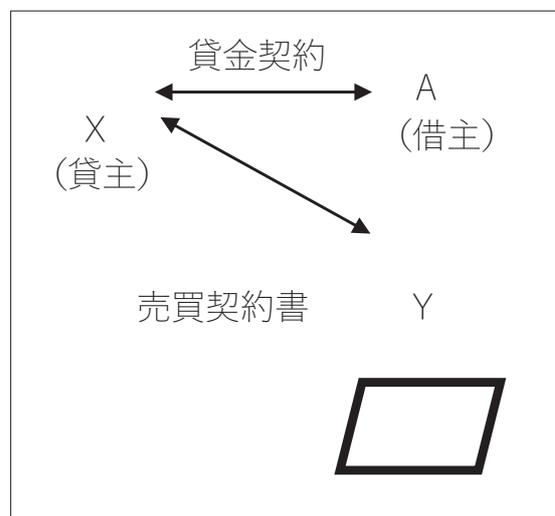
他方、これらの「買戻特約付土地売買契約」は、実質的には担保設定契約である点を重視し、物権法によって規制しようという考えがある。つまり、民法は、留置権、先取特権、質権、抵当権と譲渡担保権の5種類の担保物権を定め（同法767条2項）、かつ、担保物権は当事者の合意によって自由に創設できないと定めている（同条1項）。そして、譲渡担保権は、「特定の動産」を担保とする場合に限定されているため、特定の不動産を対象とすることは予定していない²⁶（同法888条1項）。カンボジアの一部の法律家は、これらの規定をもとに、このような「買戻特約付土地売買契約」は、物権法定主義に反し無効であると主張している。

ウ カンボジアの裁判例

このような「買戻特約付土地売買契約」の事件について、若干、特殊な事例ではあるが、近時、最高裁判所の判決²⁷が出たので、以下において紹介したい。

まず、2003年、X（原告・控訴人・上诉人）は、Y（被告・被控訴人・被上诉人）からカンダール州にある本件土地を購入したものの、所有権移転登記が未了であり、かつ、本件土地の権利証をYが引き渡さないと主張し、カンダール始審裁判所において、所有権移転登記手続及び権利証引渡請求事件を提起した。カンダール始審裁判所は、Yが手続に出席しなかったため、Xの請求を認容する欠席判決（民事訴訟法201条）をした²⁸。その後、同年6月4日、この欠席判決について、Yは、故障の申立て（同法205条）を行い、次のような事実が明らかになった。

つまり、1992年、Yは、訴外Aから、本件土地を購入した。2003年、AがXから50万リエル（約125ドル）



²⁵ 裁判例の中には、被告が貸金契約だと主張したにも関わらず、原被告間の売買契約書という形式から、原告に対する不動産引渡請求を認容するものも存在する（2016年10月10日カンダール始審裁判所判決・民事事件330号など）。

²⁶ 民法が動産以外の財産（特に不動産）について規定していないのは、不動産については、非占有型の担保として、抵当権があるためである（*ព្រឹត្តិបត្រក្រសួងយុត្តិធម៌*（司法省），*supra* note 4，p. 102）。

²⁷ 2018年6月5日最高裁判所判決・民事事件230号。

²⁸ 2014年3月27日カンダール始審裁判所判決・民事事件171号。

を借り入れた際、Yは、Xに対し、本件土地について質権を設定する合意をしたものの、Xが作成した書面は質権設定契約書ではなく土地売買契約書であった。そして、Xは、Aに対し、貸付金50万リエル（約125ドル）から、3か月分の利息（年利60%）と手数料の合計10万リエル（約25ドル）を控除した40万リエル（約100ドル）を引き渡した。

なお、本件土地の当時の評価額は、約2000ドルであった。2003年以降、本件土地は、Xが占有している。

故障の申立て後に再開された第1審²⁹および第2審³⁰は、Xの請求をいずれも棄却した。その理由について、第2審は、当事者の意思から解釈すると、X・A間の利息付き消費貸借契約は認められるものの、X・Y間の土地売買契約は認められないこと、仮にX・Y間に土地売買の合意があったとしても、その合意は、権限官署の認証を受けていないため無効になる可能性があり（土地法（1992年）179条）、また、暴利行為により取り消すことができるため（同法183条、契約及びその他の責任に関する政令38号11および12条）、保護に値しない旨を述べている³¹。

そして、本件最高裁判決も、第2審の判断を全面的に認め、Xの上告を棄却した。
エ まとめ

本判決は、本事案の具体的な事実を前提として、その限りで下された判断であり、いわゆる事例判決である。

本判決は、売買契約書という形式にとらわれず、当事者X、YおよびAがした意思表示の内容は何かを確定することによって、XA間の消費貸借契約を認定し、XY間に売買契約の合意は存在しなかった点を認定している。このような法律行為の解釈の枠組みを示した点は重要だと思われる。本件に特殊な事情があるので、過度に一般化することはできないものの、本件でAが存在しなかった場合、つまり貸主Xが借主Yに対し、金銭を貸し付ける際に、Y所有の土地について、「買戻特約付土地売買契約」を設定した場合でも、この解釈の枠組みを前提とすれば、「買戻特約付土地売買契約」は成立していなかったと認定される可能性はある。

なお、本事案では、Yは本件土地をXのAに対する債権の担保にすることについて、不動産質（*antichrèse*）などを設定する意思があったと認定されている。そうすると、XY間の合意の解釈について、売買契約の合意は認められないものの、不動産質（*antichrèse*）などを設定するという合意は認められるとして、その有効性を判断する可能性もあったはずである。しかし、Xは売買契約に基づく所有権移転登記手続等のみを求め、XY間に不動産質（*antichrèse*）などが成立している旨の予備的主張を行っていないため、担保権の成立・有効性について、本判決は何も判断をしていない。

²⁹ 2015年4月30日カンダール始審裁判所判決・民事事件171号。

³⁰ 2017年6月6日ブノンペン控訴裁判所判決・民事事件389号。

³¹ 本件のX・Y間の契約は、民法が公布・適用される以前の2003年のものであるため、土地法（1992年）および契約及びその他の責任に関する政令38号を適用している。

以上から、「買戻特約付土地売買契約」の担保としての側面、ひいては問題点が共通する不動産譲渡担保契約の有効性などについては、本判決以降も、カンボジアにおいてさらなる議論が必要である。

3 おわりに

2007年12月8日に民法が公布されてから約10年が経過した。「抵当権 (ធិប័ណ្ណ)」という言葉の認識は、着実に広まりつつある一方で、民法制定当初からの抵当権に対する反発は、意外に根深いのかもしれない。これまで見て来たように、カンボジアの抵当権の実態は、非占有質型抵当権、または抵当権の衣をまとった「事実上の gage」というべきものである。

しかし、このような実務が行われている理由は、担保法を取り巻く環境、すなわち不動産登記制度、不動産鑑定評価制度、公証制度、そして民事執行制度などの不備が大きいように思われる。もともと、2000年以前のカンボジアにおいて、不動産登記制度がまったく整備されていない状況では、権利証こそが不動産の所有を推認させる手段であった。そのような中で、不動産を対象として担保を設定する際、当該不動産の権利証を預かるという実務（「事実上の gage」および「買戻特約付土地売買契約」の実務）には一定の合理性があったといえる。

そして、民法制定後も、これらの担保法を取り巻く環境の不備は未だ解消されておらず、上記のような独特の非占有質型抵当権が活用されるに至っているのだと考えられる。

ラオス民事訴訟法（2012年改正）（2）

元ラオス法律人材育成強化プロジェクト専門家（2010年～2017年）

弁護士 石岡 修

【目次】

はじめに ～和訳にあたって

第Ⅰ編 総則

第Ⅱ編 民事訴訟手続の基本原則

第Ⅲ編 訴訟手続における裁判所の権限及び責務

第1章 訴訟手続における各審級の人民裁判所の権限及び責務

第2章 民事部の管轄

第3章 労働部の管轄

第4章 商事部の管轄

第5章 家事部の管轄

第6章 少年部の管轄

第Ⅳ編 訴訟手続の主体

第1章 訴訟手続に責任を負う者

第2章 人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

第Ⅴ編 訴訟手続への参加

第1章 訴訟手続に参加する者

第2章 訴訟手続における代理人

第Ⅵ編 事件における証拠

第Ⅶ編 裁判所の強制措置

第1章 請求を保全するための強制措置

第2章 緊急の一時的強制措置

第Ⅷ編 召喚状及びその他の裁判書類の発行、送付及び告知

第Ⅸ編 預入金及び裁判費用 [以上、2018年9月号掲載]

第Ⅹ編 第一審裁判所における訴訟手続

第1章 裁判所に対する訴え及び非訟申立

第2章 検討のための訴状の受理

第3章 共同の訴え

第4章 事件記録の調査

第5章 当事者間の調停

第6章 第一審裁判所における尋問手続の準備

第XI編 期日

第1章 第一審の法廷における尋問に関する一般原則

第2章 開廷手続

第3章 弁論

第4章 密室での検討及び判決言渡

第XII編 控訴審裁判所における訴訟手続

第1章 第一審の裁判に対する控訴申立及び異議申立の権利

第2章 控訴審裁判所における事件の検討

第3章 控訴審裁判所における尋問手続

第XIII編 破棄審裁判所における訴訟手続

第1章 裁判所の判決に対する破棄申立及び異議申立の権利

第2章 破棄審裁判所における事件の検討手続

第XIV編 判決の執行

第XV編 再審

第XVI編 民事非訟申立がある場合の手続

第1章 民事非訟申立に関する一般原則

第2章 行為無能力であることの認定を求める申立

第3章 失踪又は死亡の宣告を求める申立

第4章 土地登記証の紛失の確認を求める申立

第5章 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立

第XVII編 民事訴訟手続に関する国際協力

第XVIII編 最終条項 [以上, 本号掲載]

第Ⅹ編

第一審裁判所における訴訟手続

第1章

裁判所に対する訴え及び非訟申立²⁸³

第161条（改訂） 第一審として判決をする人民裁判所

地区人民裁判所及び県、首都人民裁判所は、情報、証拠及び法律に基づき、第一審として判決をする管轄を有する。

第162条（新設） 裁判所に対する訴え及び非訟申立

人民裁判所は、以下にかかる人又は組織の訴え及び非訟申立を審理する。

1. 紛争になっている何らかの問題の解決を求める訴え。
2. 紛争になっていない²⁸⁴何らかの問題に関する確認又は認定²⁸⁵を求める非訟申立。

第163条（改訂） 裁判所に対する訴え及び非訟申立の権利

人又は組織は、紛争を解決し又は他人に侵害され若しくは争われている²⁸⁶自身の権利及び利益を守るために、法律に定めるところに従い裁判所に訴える権利を有する。

人又は組織は、紛争となっていない何らかの問題、例えば死亡、失踪、行為無能力の宣告、土地登記証紛失の確認、所有者のいない又は不明な物の国家による没収及びその他の問題などについて、審理のうえ確認又は認定することを求めて非訟申立をする権利を有する。

第164条（新設） 他人の権利及び利益を守るために訴える権利

人民検察院又は関係国家機関は、国家又は社会の利益が、他人又は他の組織によって争われ又は侵害されている場合に、これを守るために訴えを提起する権限を有する。

所有者が知らない又は自ら訴えを提起できない場合に、他人又は他の組織からの侵害又は権利主張²⁸⁷があって、それが甚大な被害をもたらさうるときは、自身の所有物²⁸⁸ではな

²⁸³ 「非訟申立」＝「ガーンホーンコー」。脚注1参照。

²⁸⁴ ここで言う「紛争になっていない」には、被告が逃亡している場合の債務弁済請求も含まれることに注意が必要である。脚注1参照。

²⁸⁵ 「確認」＝「ヤンユーン」、「認定」＝「ハップフー」。脚注3参照。

²⁸⁶ 「争われ」＝「トゥークトローニェーン」。脚注117参照。

²⁸⁷ 「権利主張」＝「トローニェーン」。前脚注同様、この「トローニェーン」はテクニカルタームとして3条3号が定めるそれ（その場合同じラオ語であるが「反論」と訳している）とは異なる。一般的な用語として、自己に権利があるとして争うようなニュアンスと思われることから（脚注117参照）、ここでは「権利主張」と訳している。

²⁸⁸ 「所有物」＝「ガマシット」。民法典起草過程の議論などを聞く限り、ラオスで「ガマシット」というとき、権利たる「所有権」を指す場合と権利の対象たる「所有物」を指す場合の両方が見受けられる。「シット」は「権利」であるから厳密には「ガマシット」は「所有権」のラオ語として導入されたと思われるが、抽象的な権利と具体的な対象物とを明確に区別するような意識が乏しいことから両方の意味で使われるようになったのではないかと推測する。ここでは文脈上「所有物」とした。

い物を占有する者、例えば賃借人、管理人、借り主もまた、所有者と同様に、物の返還を請求し、妨害の停止若しくは障害²⁸⁹の除去を求め又はその他の管理のため、訴えを提起する権利を有する。

人民検察院、青年同盟、女性同盟²⁹⁰又は家族は、女性及び子どもが自ら訴えを提起することができない状況にあると思われる時は、その者の権利及び利益を守るために、法令の定めるところに従い訴えを提起する権限を有する。

第165条（改訂） 民事訴訟をもたらす事由

裁判所は、以下の事由がある場合に訴訟手続を行う。

1. 解決を求め又は権利及び利益の保護を求める人又は組織の訴状があるとき。
2. 何らかの問題について認定することの検討を求める人又は組織の非訟申立書があるとき。
3. 法律が認めている場合に、他人の権利及び利益を保護することを求める人又は組織の訴状があるとき²⁹¹。
4. 国家又は社会の利益を守るための人民検察院の訴状があるとき。

第2章

検討のための訴状の受理

第166条 訴状

訴状とは、人又は組織が裁判所に提出する書面であって、自らの権利及び利益が他人に侵害され又は争われているために損害を受けている旨述べるものである。

訴状は、以下の内容を主たる要素として記載する。

1. その訴状を提出する裁判所名。
2. 原告及び被告の氏名及び住所。原告又は被告が法人である場合、その法人の事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所も記載する。
3. 訴状を提出するに至った原因たる出来事及び裁判所が判決する上でその裏付けとなる証拠。

²⁸⁹「妨害」＝「キークワーン」、 「障害」＝「ウップサック」。一応訳し分けているが、両者は多くの場面で重なる言葉のようである。厳密には前者より後者の方が広い概念のようである。例えば道路に障害物が落ちていたり、人が道路をふさいでいたりする場合、前者を使うことが多いが、後者も使えるようである。他方、より抽象的な「問題」があつて前に進めない場合、例えば人生における何らかの問題が生じたときなどは後者を用い、この場合前者は用いないようである（以上は一般のラオス人に対する聞き取りによる）。ここでは、前者を具体的なものというニュアンスを含めて「妨害」とし、後者をより抽象的な者を含む趣旨で「障害」と訳した。

²⁹⁰「青年同盟」＝「カナサーオヌム」、 「女性同盟」＝「サハパンメーニン」。「カナ」は会議など、「サハパン」は同様に「集まり」であるがより社会主義的なニュアンスを伴う言葉のようである。「青年同盟」の正式名称は「スーンガーンサーオヌムパサーソンパティワットラーオ」（ラオス人民革命青年同盟）と思われるが、「スーンガーン」ではなく「カナ」を使うこともあるようである。

²⁹¹直訳は「他人の権利及び利益を保護することを法律が認める人又は組織からの訴状があるとき」

4. 事件の価額。
5. 原告の求める事項²⁹²。
6. その他事件に係る書類を訴状に添付する。

訴状には、原告又は代理人が署名又は拇印し、押印し、裁判費用法に定めるところに従い事件に応じた預入金を納めさせる。代理人については、適正な委任状がなければならない。

第167条（新設） 訴状の提出

訴えを提起しようとする人又は組織は、裁判所の書式に従って訴状を記載し、関係書類を添付し、管轄裁判所に提出しなければならない。

訴状は、原本と写しの2通を作成しなくてはならない。

第168条（新設） 訴状及び添付書類

訴状を受け取った²⁹³ら、裁判所は当該訴状が裁判所の定めた規則に従って作成されているか否か及び添付書類が所定のリストに照らして十分であるか否かを審査しなければならない。適正且つ十分であると判断されたときは、裁判所は当該事件が自身の管轄にあるか否か確認し、自身の管轄にないときは、裁判所は〔訴状を〕返却し、管轄を有する裁判所に提出するよう指示する。さらに、裁判所は裁判所に提出された事件が法律に定めるところに従い調停を経ているか否か確認し、必要があれば、検討のために受理する前に調停をするよう当事者に指示しなければならない。

第169条（新設） 添付する書類及び証拠

訴状で言及された事件に係る書類又は証拠は、訴状とともに提出され、事件記録に綴られなければならない。言及された書類又は証拠を提出することができないときは、裁判所は訴状を受けとるが、その者に指示して事後に提出させ、事件記録に綴らなくてはならない。

第170条（改訂） 訴状の不受理²⁹⁴

裁判所は、以下の場合には訴状を検討のために受理しない。

²⁹²「原告の求める事項」＝「ガーンホーンコー」。日本の「請求の趣旨」に近く、結論として裁判所に何をしてほしいのか記載する。

²⁹³「訴状を受け取った」＝「ハップカムホーンフォーン」。この段階の受け取りは事実上のものに過ぎず、この後不受理となる可能性がある（185条参照）。171条、172条の「受理（ハップアオ）」も同様。事件が正式に裁判所に係属するのは「クンフォーン」（「事件係属」と訳している）の段階と考えられる（184条参照）。

²⁹⁴原文は「訴状を検討のために受理しないこと」という意味。「検討のため」は日本語にしたときに不自然になることから省略している。本章タイトル、本条柱書、171条及び172条では「検討のために受理」と訳しているが、「不受理」と訳した言葉はこれらと同じ言葉に「ボー」（＝「不」）を付けただけである。なお、「訴状の不受理」と似ているが異なる概念として「事件の不受理」（185条）があることに注意が必要。前脚注及び脚注335参照。

1. 訴えにかかる問題が、未だ法律に定めるところに従い調停を行っていないとき。
2. 商事の紛争であって、契約で定めるところに従って経済紛争解決センター又は事務所²⁹⁵での調停を経していないとき。
3. 当該裁判所に訴えにかかる問題を検討する管轄がないとき。
4. 訴状が、行為能力を有しない者又は代理権を有しない者によるものであるとき。
5. 訴状が、この法律の166条に定めるところに従って作成されていないとき。

5号及び6号については、当事者は、自ら訴状を法律に照らし適切に補正²⁹⁶したうえで、裁判所に検討のために受理してもらうことができる。

第171条（改訂） 訴状の不備²⁹⁷にかかる補正の指示

訴状の審査において、訴状がこの法律の166条に定めるところに従っていないことがわかったときは、裁判所は〔訴状を〕返却し、その訴状を提出した者にまず不備を補正するよう指示し、不備が完全に補正されたら検討のために受理する。

第172条（改訂） 検討のための訴状の受理

人又は組織による訴状であってこの法律の166条に照らして適正に作成されたものについては、裁判所はこれを検討のために受理しなければならない。

第173条（新設） 訴えられた者に対する訴状の告知

訴状を検討のために受理したときは、裁判所は、訴えられた人又は組織に書面で知らせて出頭させ、その者に、裁判所に答弁書を提出する期限を示しつつ、訴状の写しを渡さなければならない。

第174条（改訂） 答弁書及び反訴状

答弁書は、訴えられた者が訴状に答えて裁判所に提出する書面であり、訴状が、真実ではない、その請求している損害賠償若しくは物が真実より多い又は何らかの事実²⁹⁸を欠くために裁判所において審理、判決をすべきでないと思われる時に、その者は、裏付けとなる証人及び証拠によって理由を示しつつ、答弁書を作成する権利を有する。

²⁹⁵「経済紛争解決センター又は事務所」は「経済紛争解決センター又は経済紛争解決事務所」の意味。センターと事務所の違いについては脚注77参照。

²⁹⁶「補正」＝「ゲーカイ」。直接の意味は「解決する」。ここでは訴状の問題を解決/解消するという意味であり、「補正」の訳語を充てたが、法律上の専門用語としてのニュアンスはないことに注意が必要。

²⁹⁷「不備」＝「コーポッポーン」。「コー」は「部分」「点」，「ポッポーン」は「瑕疵」。

²⁹⁸「事実」＝「ヘッガーン」。「ヘッガーン」は通常「出来事」と訳され、日本語の「事実」よりやや広い「事実の集合」というニュアンスがある。ここでは「事実」と訳している。なお、日本の民事訴訟でいうところのいわゆる「事実」に相当する概念は、ラオスではこの「ヘッガーン」（出来事）と「クワームチン」（真実）に分かれている。

反訴状は、訴えられた者又は被告²⁹⁹が自らの権利及び利益を守るために裁判所に提出する書面であり、訴えた者又は原告³⁰⁰が自らに対して義務を負っていると思われる時に、裁判所に同時に検討することを求めるものである。

第175条（新設） 答弁の義務及び期限

訴えられた者は、裁判所から訴状を受け取った日から15日以内に、答弁書を裁判所に提出する³⁰¹義務を負う。訴えられた者において上記期限内に答弁書を提出することができないときは、その者は期間の延長を求める権利を有し、また、その者が裁判所に出頭したときに答弁書に代えて供述の録取をすることを裁判所に求めることもできる。

第176条（新設） 第三者の訴訟手続への引き込み³⁰²

訴訟手続において、当該紛争に他人の権利及び利益に関係する部分があると思われたときは、裁判所は、当該訴訟手続を完全で、包括的なものにし且つその問題をまとめて解決することができるようにするために、その者を訴訟手続に参加させなければならない。

第177条（改訂） 訴状又は反訴状の認諾³⁰³ 及び取下げ³⁰⁴

当事者は訴状又は反訴状を、全部又は一部認諾する権利を有する。訴状又は反訴状の認諾は、裁判所において、法廷での尋問を改めてすることなく判決をする事由となる。

当事者は訴状又は反訴状を全部又は一部取り下げる権利を有する。一部取下げがあったときは、裁判所は取り下げられていない部分のみ審理、判決する。全部取り下げられたときは、離婚事件を除き、当該事件は終了となる。

訴状又は反訴状が全部取り下げられ且つ当該取下げが国又は社会の利益及び法令に抵触しないときは、裁判所は訴状又は反訴状の取下命令³⁰⁵を出す。訴状の全部取下げがあり且つ被告の反訴状がないときは、裁判所は事件を却下³⁰⁶する命令を出す。

訴状又は反訴状の全部又は一部取下げは、第一審の法廷における弁論の終結までするこ

²⁹⁹ ラオスでは「訴えられた者」＝「被告」ではなく、裁判所の一定の関与のうえで、ある段階（184条の「クンフオーン」のようである）で「訴えられた者」が「被告」になる。「訴えた者」と「原告」も同様。もっともその区別は徹底されていない。本条が敢えて併記しているのは、その前後のいずれでも反訴が可能であるということをお願いするためではないかと思われる。

³⁰⁰ 前脚注参照。

³⁰¹ 「提出する」＝「ソン」。直訳は「送る」。

³⁰² 「引き込み」＝「ガンナムアオ…カオフワム」。「ナムアオ…カオフワム」は「参加させる」という意味。名詞化しているため「引き込み」と訳したが、本文の「参加させる」（動詞）と同じ言葉である。タイトルは「第三者を訴訟手続に参加させること」とする余地もある。

³⁰³ 「認諾」＝「ハップフー」。「認める」という意味で、日常でも用いられる。家族法（No. 05/NA, 2008年7月26日）では「認知」の意味で用いられる（同法30条）。

³⁰⁴ 「取下げ」＝「トーン」。「引っ込める」というような意味の言葉。

³⁰⁵ 「取下命令」＝「カムサンハイトーン…」。文脈上明らかなように、取り下げたくない者に対して取下げを命じるという意味の命令ではなく、当事者が取り下げるといっているものに、いわば公的な裏付けを与えるような命令である。なおラオ語の直訳も「取り下げる命令」という意味。

³⁰⁶ 「事件を却下」＝「サツミヤンカディー」。脚注268参照。

とができる。

第178条（新設） 認諾又は否認³⁰⁷があったときの手続

訴訟手続において、訴状又は反訴状の一部に認諾又は否認があったときは、裁判所は争点³⁰⁸を明らかにし、未だ認諾又は否認がない部分について取調べ³⁰⁹を行う。

原告と被告がともに認めている問題については、当該問題が国家又は社会の利益及び法令に抵触しないかぎり、裁判所は証拠を必要としない³¹⁰。

当事者が全部を認諾したときは、裁判所は、原告と被告を呼びだして対面させ、記録をとり、執行命令を発し、合意できないときは法令に従って審理、判決を行う。

第179条（改訂） 訴訟手続の期限

訴状を受け取った³¹¹ときは、裁判所は以下の期限に従い訴訟手続を開始しなければならない。

1. 民事及び家事事件については30日以内に手続を開始しなければならない。
2. 労働及び行政に関する事件については、20日以内に手続を開始しなければならない。
3. 商事及び少年事件については、15日以内に手続を開始しなければならない。

第3章 共同の訴え

第180条（新設） 共同の訴え又は事件の併合

集団、複数名又は公共³¹²の権利及び利益の侵害が、一つの出来事であるとき〔又は〕一つの事由且つ行為に由来すると思われるときは、被侵害者ら³¹³は、共同の訴状を提出することができる。共同の訴状の提出は、訴状の作成にあたり各人の結果的な損害³¹⁴を分けて記載し、あるいはこれをまとめて記載することもできるが、まとめて記載する場合は、各

³⁰⁷ 「否認」＝「パティセツ」。「否定する」、「拒否する」といった意味の言葉。

³⁰⁸ 「争点」＝「パデンカツニェーン」。「パデン」は「部分」、「カツニェーン」は「争い」。裁判官の話では、「パデンカツニェーン」は互いの主張が食い違う点をいい、不明確に過ぎない点は含まないという。

³⁰⁹ 「取調べ」＝「ソープスワン」。脚注8参照。

³¹⁰ 直訳は「裁判所は証拠を追求する必要はない」。

³¹¹ 「訴状を受け取った」＝「ハップカムホーンフォン」。脚注293参照。

³¹² 「公共」＝「スワンルワム」。「共通の」「公共の」「公の」といった意味。例えば「サップ（＝物）スワンルワム」で、個人に属しない公共の財物を指す。また「…コーン（＝of）スワンルワム」で「公共の…」といった意味で使われる。

³¹³ 「被侵害者ら」＝「バンダープートウクシアハーイ」。「シアハーイ」は「損害」や「侵害」を意味し、「トゥーク」は受動態を構成する。全体で「損害を受けた者ら」、「侵害された者ら」といった意味になる。

³¹⁴ 「結果的な損害」＝「ボンシアハーイ」。直訳は「損害の結果」であるが、本項末尾部分との対象から、意味としては、概ね「損害額」を意味すると思われる。

人の損害を詳細且つ事実即して分析³¹⁵しなくてはならない³¹⁶。

現に手続が行われているある事件が、現に手続が行われている他の事件と同じ目的を持ち且つ関係があると思われるときは、裁判所は、便宜のため及び判決における法の適用が適正で一貫したものとなる³¹⁷ことを確実にするために、事件を併合する。

複数で訴える者は、書面で、[その内の] 誰かを訴訟遂行の代理人として委任することができる。当該代理人による訴訟遂行は、当該訴えた者が自ら行うべき行為³¹⁸を除き、当事者各人が自ら行為するのと同様の効果を有する。

第181条（新設） 事件の併合³¹⁹の手続

事件の併合は、裁判部が決定³²⁰を發して行い、共同の訴えとなる。当該決定は当事者に通知しなければならないが、当事者は[決定に対して] 控訴³²¹する権利を有しない。

第182条（新設） 事件の分離³²²

原告が裁判所に訴えた事件が、異なる目的、要件を持っていて、その異なる³²³目的がそれぞれ関連しない³²⁴か又は複数の被告がいてそれが情報収集にとって障害となり若しくは困難をもたらしているときは³²⁵、裁判所³²⁶は決定を發して当該事件を2つ又は複数の事件

³¹⁵「分析」＝「ジャイニェーク」。この「ジャイ」は「探す」「探る」「見つける」といったニュアンスの行為を意味する。「ニェーク」は「分ける」こと。「ジャイニェーク」は「分析」等と訳されるが、例えばメリットデメリットを明らかにしたり、必要なものと不要なものを区別したりするときにも使われる。ここでは包括的に記載した全体の損害のうち、どの部分が誰の損害にあたるのかを追求することを指していると思われる。

³¹⁶本項第2文は、要するに、訴状に、①各人に生じた結論としての損害額を明記するか又は②損害額をまとめて記載しつつ、具体的にどのような損害が各人に生じているか説明する、ということと思われる。「損害」や「損害賠償」が十分テクニカルタームになり得ていないため、言葉の射程範囲が広く、多義的な解釈を許している。

³¹⁷「一貫したものとなる」＝「ペンエガパーブ」。脚注195参照。

³¹⁸「当該訴えた者が自ら行うべき行為」＝「ガーンガタムティーヒヤックホーンハイプーホーンフォーナンペンパーガタムドーイトンエン」。直訳は、「当該訴えた者が、自ら行為する者たることを求められている行為」。

³¹⁹「事件の併合」＝「ガーンホームカディー」。

³²⁰「決定」＝「カムシーカート」。脚注13参照。

³²¹「控訴」＝「コーウトン」。言葉は「控訴」であるが、日本の抗告にあたる。脚注237参照。

³²²「事件の分離」＝「ガーンニェークカディー」。

³²³「異なる」＝「カッニェーン」。「抵触」「矛盾」等の意味であるが、ここでは複数の目的が「異なる」という意味と思われる。なお、直前の「異なる目的、要件…」の「異なる」は「ターンガン」であり、文字通り「異なる」という意味のラオ語である。

³²⁴「それぞれ関連しない」＝「ボーキョコーンルーポワパンガン」。「互いにキョコーン又はポワパンせず…」であるが、「キョコーン」も「ポワパン」も「関係する」という意味であり、両者を「又は」でつなげていることには大きな意味はないと思われる。この種の類語を重ねる表現については脚注46、105及び156等参照。

³²⁵原文自体の修飾関係が明確ではないが、①目的等が複数あって関連性に乏しい場合と②被告複数で情報収集等に障害がある場合の2つを「又は」で結んでいると読むのが素直なように思われる。本訳はその理解に基づいている。

³²⁶前条と異なりここは「裁判所（サーン）」が決定主体とされている。

記録³²⁷に分離することができる。当該決定は、当事者に通知しなければならないが、当事者は「決定に対して」控訴³²⁸する権利を有しない。

第183条（新設） 事件の併合又は分離の効果

事件併合決定があったときは、全原告は一つの事件の共同原告となり、裁判所は新しい事件として事件係属³²⁹させなければならない、すでに事件係属させた旧事件については、取り消されたものとする。

ある人民裁判所が、事件を移送して他の人民裁判所で併合させるときは、その裁判所は事件を移送する決定を出さなければならない且つ当該裁判所の事件係属簿³³⁰から、事件票³³¹を消去しなくてはならない。

裁判所がある事件記録³³²を分離して複数の事件記録にするときは、決定を出さなければならない、分離した事件を事件係属させるとともに、関係する情報を分割してそれぞれの事件記録に挿入する。

第4章 事件記録の調査³³³

第184条（新設） 事件記録の作成

裁判所に提出された当事者の訴状及び答弁書又は反訴状が法令に従い適正に作成されて

³²⁷ 「事件記録」＝「サムヌワンカディー」。「事件を複数の事件記録に分離する」という表現によって、「事件そのものを分離する」ということを表している。なお、書面等の形のあるものが概念そのものを表象するのはラオスに特徴的である。「カム（＝書）」に関する脚注11及び12参照。

³²⁸ 脚注321及び237参照。

³²⁹ 「事件係属」＝「クンフオーン」。「クン」は「上げる」等の意味、「フオーン」は「訴え」。「クンフオーン」によって初めて事件は正式に裁判所で扱うところとなる。それ以前はたとえ訴状を受け取っていても「不受理」となる可能性がある（185条参照）。「クンフオーン」は訴状と答弁書が提出されて、事件記録が作成された時点で行われる（184条参照）。この時点で、訴状に付した受取り番号とは異なる事件番号が付される。また、「クンフオーン」の日付が事件日付となる。これら事件番号及び事件日付は判決等でも言及され、事件の同一性を確認する基準となる。このような「クンフオーン」の役割に照らし、「事件係属」と訳している。脚注64参照。

³³⁰ 「事件係属簿」＝「バントウッククンフオーン」。「バントウック」は「記録」の意味。「クンフオーン帳」とでもいうべきもの。27条では「バンシーガンクンフオーン」（「バンシー」は「目録」等）、79条では「ブン（プム）クンフオーン」（「ブン／プム」は「本」）という言葉を使っているが、いずれも本条の「バントウッククンフオーン」と同じものを指していると思われる。帳簿の具体的な説明は脚注64参照。

³³¹ 「事件票」＝「バンシーカディー」。実際には前脚注記載の「事件係属簿」中の各事件に関する記載部分を指しているようである。脚注64参照。

³³² 脚注327参照。

³³³ 「事件記録の調査」＝「ガンコンクワーサムヌワンカディー」。字義的には「記録」を精査するように聞こえるが、実際は関係者を呼び出して聞き取りをしたり、関係省庁に照会をして職権で証拠を収集したりするなど、事件そのものを調査する。「事件記録の調査」は、法廷での期日を開く前に事実関係を明らかにするものとして、ラオスの民事訴訟の特徴を為している。「事件記録」が「事件そのもの」を指すという点については脚注52及び99参照。

いるときは、裁判所は規則に従って事件記録を作成して事件係属³³⁴を行う。

第185条（改訂） 事件の不受理³³⁵

裁判所は以下の場合には事件を検討のために受理しない。

1. 離婚事件を除き³³⁶, 取り下げられて、裁判所が取り下げ命令を発して却下した事件。
2. 裁判所の確定した判決のある事件。
3. この法律の201条に定めるところに従い裁判所で調停が行われた事件³³⁷。
4. 訴えの時効³³⁸が完成している事件。

事件を検討のために受理しない場合は、裁判部の決定を発しなくてはならない。

第186条（改訂） 事件の検討

事件として係属した後、裁判所所長は該当する裁判部の長に「事件を」配点し、「裁判部の長は」裁判官の一人に「事件を」配点して、調査をさせ、もって、事件を法廷における審理、判決に付する前に、事件の各争点の解決に向けて事件にかかる出来事、事件における争点及び情報、証拠を明らかにし、併せて、適正、完全、包括的且つ客観的に取調べを実施し、情報を集め、証拠を収集させる。

裁判所においてその訴訟手続の中に他の訴訟手続に係る部分がある、すなわちその事件の判決が他の事件に影響を与え又は他の事件の結果がその事件の検討に資する³³⁹部分があると思われるときは、裁判部は、関係する事件の判決を待つため、その検討中の民事事件をひとまず停止する命令を発する。

³³⁴ 「事件係属」 = 「クンフオーン」。脚注329参照。

³³⁵ 原文は「事件を検討のために受理しないこと」という意味。「検討のため」は日本語にしたときに不自然になることから省略している。なお、「事件の不受理」に似た概念として「訴状の不受理」（170条）があることに注意が必要。「訴状の不受理」と「事件の不受理」はいずれも不受理という結果を伴う点で同じであるが（事件の却下に至らない）、前者は訴状受付段階に書記官が判断することが、後者は事件記録作成段階に裁判部が判断することが想定されており、また後者は裁判部の決定という形式を要することなど若干の違いがある。脚注293及び294参照。

³³⁶ 離婚については、子の福祉の観点から処分権主義が制限される。この視点は前記177条2項や、家族法（No. 05/NA, 2008年7月26日）21/1条2号（子の問題がある場合に協議離婚を認めない）、同23条（離婚訴訟において、子の養育に関しては当事者の申立の有無にかかわらず裁判所が判断しなければならない）等にも現れている。

³³⁷ ラオ語そのものはその調停が成立したか否かについてニュートラルな表現となっているが、文脈上当然に成立した場合を指すものと思われる。

³³⁸ 「訴えの時効」 = 「アニュクワームナイガンフオーン」。民事実体法上、時効の性質は十分議論されていない。権利自体が消滅するという考えに基づくと思われる規定と、訴える権利がなくなるといった考えに基づくと思われる規定が混在する。ここでは時効の完成について職権探知としており、後者の考え方に基づくと思われる。

³³⁹ 原文は構文から2つの事件がそれぞれどちらかを表すかある程度明らかであるが、日本語に直訳するとそれがわかりにくくなるため、「その」と「他の」で区別している。

なお、「その」にあたるものは、最初の部分（「その訴訟手続」）には連体詞が存在せず、2つ目の部分（「その事件」）には連体詞「ナン」（=その）を使っており、3つ目の部分（「その事件」）には「ダンガーオ」（=当該）を使用している。

第187条 事件の調査における回避及び忌避

裁判官が当事者の一方と親戚である又は紛争を抱えているときは、当該事件の調査から回避することを求めなければならない。

その者が自ら回避しないときは、当事者はその者の事件の調査からの忌避を申し立てる権利を有する。

第188条 裁判官の回避又は忌避事由

裁判官は以下の場合に事件の調査からの回避を求めなければならない又は忌避される。

1. 以前に、当該事件の手續に証人、鑑定人、人民検察官³⁴⁰又は書記官として参加している場合。
2. 事件の当事者の親戚〔又は〕友人³⁴¹である場合。
3. 直接又は間接を問わず、当該事件に利害を有している場合。

第189条（新設） 回避又は忌避の検討に関する規則

事件の調査において回避又は忌避がある場合、裁判部は回避又は忌避の事由があるか検討し、理由がある場合、裁判部の長は、事件を他の裁判官に配点して調査を行わせる。

第190条（新設） 事件の調査における初回の出頭³⁴²

裁判官は、当事者を裁判所に呼び出して、事件の出来事、争点及び出来事に関係する情報を確認し、もって調査及び証拠収集の基礎とする。初回の出頭は、例えば彼らの訴状、答弁書又は反訴状を補強する情報を盛り込むなどして、書面で記録を作成しなくてはならない。

第191条（改訂） 証拠収集

裁判官は、各争点を明確に³⁴³解決し且つ事件において現実に起きた出来事³⁴⁴を確定するために、事件に関係する証拠を収集しなければならない。

当事者は、裁判所に情報を提供する主たる義務を負う³⁴⁵が、必要がある場合、例えば証言³⁴⁶を取る、現場の検証³⁴⁷、関係機関に対する裁判所への情報提供の依頼及びその他事件

³⁴⁰「人民検察官」＝「パナッガンアヤガンパサーソン」。脚注108参照。

³⁴¹「友人」＝「ムーケーハックペーン」。関係の近い友人を指す。「親友」と訳すこともできる。日本の「友人」の概念は、ラオスの「ムー」（＝友人）より狭いと思われることから、ここでは「ムーケーハックペーン」を「友人」と訳した。

³⁴²「出頭」＝「ガンミースワンフム」。直訳は「参加」「participation」であるが、意味からして「出頭」の訳語を充てている。

³⁴³「明確に」＝「ハイジェーンカーオ」。「ハイ」は使役動詞、「ジェーンカーオ」の直訳は「透明」など。

³⁴⁴「現実に起きた出来事」＝「ヘッガンディーペンコーテッチン」。直訳は「事実たる出来事」。

³⁴⁵「当事者は…主たる義務を負う」＝「クークワームペンブーミーパンタトントー」。直訳すると、「当事者が第一義的義務を負う者である」。

³⁴⁶「証言」＝「ハイガン」。ラオ語上、証言と供述の区別はない。脚注9参照。

³⁴⁷「現場の検証」＝「クワッガーバンハーディーカッニェーン」。脚注101参照。

に関するものなど、裁判所は自ら [これを] 行うこともできる。

第192条(改訂) 証拠の精査³⁴⁸、評価³⁴⁹

当事者、証人の証言を取得し、関係諸機関と協力のうえ情報を収集したのち、裁判官は、事件にかかる出来事を正しく³⁵⁰確定して関係法令が適用できるようにするため、当該情報を整理³⁵¹、吟味、評価して証拠へと高める³⁵²。

証拠の精査、評価は証拠毎になされなければならない、また裁判所に提出された全ての証拠は、相手方当事者に知らせ且つそれに対する意見を聴取しなければならない。証拠は、その事件において基礎となるか否かにかかわらず³⁵³、裁判所の判決に記載する³⁵⁴。

第193条(新設) 事件の概要報告³⁵⁵

当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手続、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならない、もって対応する人民検察院に報告し、併せて裁判部が以下の各場合に依じて検討、判断するうえでの情報とする。

1. 情報、証拠が完全、包括的且つ十分であると判断されたときは、事件を法廷での尋問³⁵⁶に付する。
2. 情報証拠が未だ完全、包括的ではなく、不十分であると判断されたときは、当該事件を担当する者に追加の調査及び証拠収集をさせる。
3. 当該事件について原告に訴える権利がない、すでに却下命令の出ている若しくは原告が訴状を取り下げている事件である又はすでに裁判所の確定判決があると判断されたときは、事件を却下する。

³⁴⁸ 「精査」 = 「クワッガー」。

³⁴⁹ 「評価」 = 「ティーラーカー」。

³⁵⁰ 「正しく」 = 「トゥークトーンタームクワームペンチン」。直訳は「事実 / 真実に照らして適正に」。

³⁵¹ 「整理」 = 「ジャイニェーク」。分けること。180条では「分析」と訳している。脚注315参照。

³⁵² 「証拠へと高める」 = 「ハイペンラクターン」。直訳は「証拠にする」。ラオスの訴訟上、生の「情報」が、裁判官の整理、吟味、評価を経て「証拠」になると考える。本条はそれを定めるものであることから、本文のように訳している（「証拠にする」という日本語だと誤解を招く）。

³⁵³ 直訳は「その事件で基礎となっている又はなっていないいずれの証拠も」

³⁵⁴ 「記載する」 = 「ウィニッサイロン」。直訳は「判断を下す」であるが、ここでは単に判決書の中の「ウィニッサイの部」で言及するということを言いたいのではないかと思われる。脚注198参照。

³⁵⁵ 「概要報告」 = 「サルuppニョー」。「サルupp」は報告や要約、「ニョー」は「略」を意味する。

³⁵⁶ 「法廷での尋問」 = 「タイスワンナイティーバスムサーン」。「タイスワン」については脚注10参照、「バスムサーン」については脚注7参照。この「法廷での尋問」は、意味に着目して全体で「期日」と訳することも可能であるが、「法廷における尋問」をもって「期日」を意味するということが自体にも一定の意味があるろうと思ひ、敢えて忠実に訳している。

第5章 当事者間の調停³⁵⁷

第194条 当事者間の調停

些細で、高額でない争い、例えば家族関係、家畜の所有権、通路の要求³⁵⁸及びこの法律の198条に定められている争いなどは、村落調停委員会³⁵⁹又は関係機関にまず調停を行わせ、合意³⁶⁰できないときは、郡の司法局が、規則に基づいて教育し、和解³⁶¹させ、再度調停を試み、[それでもなお]調停が成立しないときは、訴状が出されれば³⁶²裁判所が法律に基づいて検討する。訴状が裁判所に提出された後も、裁判部は再度当事者間の調停を行うことができる。

高額な争いについては、当事者は上記に定めるところに従って調停を行うよう求める権利を有するが、直接裁判所に訴えても良い。

第195条（新設） 裁判所における調停

裁判所は、当事者のいずれかの申立により又はそれが当事者及び訴訟手続に資すると思われるときは裁判所自身の判断により、当事者間の調停を行うことができる。裁判所における調停は、以下の原則に基づいて行わなければならない。

1. 裁判官又は裁判部は公平でなくてはならない。
2. 合意は、当事者の自発的な意思³⁶³によらなければならない。強制、脅迫又はその他、当該問題に関する合意について当事者を誤解させるような手段によらずになされなければならない。
3. 裁判官又は裁判部は、社会の平穏秩序及び法令に抵触しない限り³⁶⁴、当事者の決定を尊重しなければならない。
4. 当事者の調停における合意は、記録を作成して署名捺印をさせなければならない。

³⁵⁷ 「調停」 = 「ガーンガイキヤ」。脚注48参照。

³⁵⁸ 「通路の要求」 = 「コーターンパーン」。相隣関係における通路開設要求を意味する。「ターンパーン」は所有権法 (No. 01/90/PSA) 49条、民法典ドラフト322条 (2017年6月現在) 等が定める袋地等の通行権における「通路」と同じ言葉。

³⁵⁹ 「村落調停委員会」 = 「ヌワイガイキヤカンバーン」。「ヌワイ」は「ユニット」等と訳される。行政上、小規模な主体を指す言葉として使われる。英訳は通常「unit」が使われる。「ガイキヤカンバーン」は、直訳は「村レベルの調停」であるが、テクニカルタームといえ、「村落調停」と訳している。「村落調停に関する司法大臣令」(No. 210/MOJ, 2009年10月19日) 参照。「ヌワイ」は「村落調停」と併せて使う場合は「委員会」の訳語を充てている。なお「ヌワイ」は原文では「ムワイ」になっているが、誤記と思われる。

³⁶⁰ 「合意」 = 「トクロンガン」。

³⁶¹ 「和解」 = 「パニーパノーム」。「互譲」の意味。

³⁶² 「訴状が出されれば」 = 「ターハークミーカムホーンフォーン」。直訳は「訴状があれば」。

³⁶³ 「自発的な意思」 = 「クワームサマックチャイ」。「任意 (性)」と訳されることが多い。

³⁶⁴ 原文は「社会の平穏秩序に抵触しない当事者の決定を…」。「限り」という部分は訳に際して挿入している。

第196条（新設） 裁判所における調停の参加者

裁判所における調停は、裁判官、書記官、当該事件における原告被告又は当事者の代理人が参加しなければならない。必要があれば、裁判所は行政機関の代表者、組織の代表者又はその他の関係者を招聘して参加させることができる。

第197条（新設） 調停が許されない事件

以下の事件は裁判所において調停をすることが許されない³⁶⁵。

1. 国家の財産を請求し又は国家若しくは社会の利益に抵触する訴え。
2. 違法に損害賠償又は財物を請求する訴え。
3. 争いの対象が、事件の当事者の所有ではない場合。
4. 絶対無効³⁶⁶である契約の不履行³⁶⁷に起因する争い。
5. 行為無能力者の権利及び利益に関する事件。

第198条（新設） 調停が必要的である事件

以下の事件は、裁判所に訴状を提出する前に調停を行わなければならない³⁶⁸。

1. 動物の所有権、通路の要求、夫婦関係及び高額でない事件。
2. 土地使用权³⁶⁹に関する争い、商事事件及び少年事件³⁷⁰。
3. 労働に関する事件及び行政関係の事件。

当事者間の調停を行ったときは、合意できなかつたか、一部合意できたか又は全部合意

³⁶⁵ 原文の直訳は「裁判所が調停することを許さない事件は以下である。」

³⁶⁶ 「絶対無効」＝「モカデッカート」。ラオスの取引法における無効は絶対無効と相対無効があり、前者は日本における無効に、後者は日本における取消し得べき行為に相当する。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）18条以下、民法典ドラフト19条以下（2017年6月現在）参照。

³⁶⁷ 「不履行」＝「ラムート」。契約等の不履行は「ラムート」という場合と「ボーパティバット」という場合があり、ここでは前者を使うが、民法典ドラフトにおける議論によると、今後は後者がより一般的になっていく可能性が高い。前者は「ガンラムート」として不法行為を意味する言葉として使われる方向である（2017年6月現在）。なお、一般社会においては「ラムート」は何らかの「違反」を指す言葉として広く使われる。

³⁶⁸ 原文の直訳は「裁判所に訴状を提出する前に調停を行うことが必要である事件は以下である。」

³⁶⁹ 「土地使用权」＝「シットナムサイティーディン」。「使用（ナムサイ）権」とは言うものの、相続や処分の権利があり、所有権に近い。それでも土地を巡る国家的価値観のため、他の財物に使われる「所有権」（ガマシット）というラオ語を避けて、「土地使用权」という言い方をする。

所有権（ガマシット）は①占有権（シットコープコーン）、②使用权（シットナムサイ）、③収益権（シットダイハップマークポン）及び④処分権（シットシーカート）からなる（2015年憲法17条、所有権法（No. 01/90/PSA）1条）。

これに対して土地使用权（シットナムサイティーディン）は①土地占有権（シットポックハクサーティーディン）、②土地利用権（シットサイティーディン）、③土地収益権（シットダイハップマークポンジャクティーディン）、④土地使用权譲渡権（シットオンシットナムサイティーディン）及び⑤土地使用权相続権（シットスープトートシットナムサイティーディン）からなる（土地法（No. 04/NA, 2003年10月21日）53条）。

³⁷⁰ 「少年事件」＝「カディーデク」。裁判部の一つである少年部で審理される事件。51条以下からもわかるように、ラオスでは少年に関する事件は刑事民事の区別なく同じカテゴリーとされる。

できたかに関わらず、記録を作成して事件記録に綴ら³⁷¹なくてはならない。

第199条（改訂） 調停調書

村落調停委員会，郡司法局，その他の関係機関における事件の調停及び裁判所における事件の調停においては記録を作成しなければならず，当事者に署名捺印をさせて証拠とする。

村落調停委員会，郡司法局，その他の関係機関における事件の調停調書を執行することができないときは，当事者は，法律上の手続をとるために当該事件を裁判所に訴えることができる。

第200条（改訂） 当事者間の調停の効果

村落調停委員会，郡司法局，その他の関係機関における事件の調停調書は署名のあった日から効力を有する。

第201条（新設） 裁判所における調停の効果

裁判所は，調停調書を作成した日から5日以内に，裁判所における調停の結果を執行する命令を出さなければならない。当該執行命令は裁判所の確定した判決と同じ強制力を有する。

第6章

第一審裁判所における尋問手続の準備

第202条 尋問手続に向けた準備

期日を開くにあたり，当該事件に十分な証拠がそろっているか否か，判決を出すだけの準備ができていないか否かを審査し，判決のために構成される合議体に回避する者がいないか調査，確認しなければならない。加えて，事件に，第三者に関係する部分があると思われるときは，裁判所はその者を連れてきて，事件の当事者同様手続に参加させる。

法廷における尋問手続には，当事者を参加させなければならない。但し，裁判所に出頭させる必要のない失踪者又は精神障害者はこの限りでない³⁷²。子どもの事件については，父母又は未成年後見人³⁷³も参加させなければならない。

期日を開く前に，書記官は，事件の当事者，第三者，証人及び召喚されたその他の者が

³⁷¹「綴（る）」＝「カッティットワイ」。くっつけて一部とするというニュアンスのラオ語であり、「綴る」という日本語が自然であるが，実際の事件記録は紐その他で綴るわけではなく，2つ折りの厚紙に書類を挟むだけである。

³⁷²「裁判所に出頭させる必要のない失踪者又は精神障害者」と「裁判所に出頭させる必要のある失踪者又は精神障害者」の区別があるわけではない。日本語の表現であれば「但し失踪者又は精神障害者はこの限りでない」となるべきところ，ラオスではこのようにその意味（ここでは「裁判所に出頭させる必要のない」）を，関係代名詞（ここでは「スン」）を使って，重ねて説明することが好まれる。

³⁷³「後見人」＝「プーポッコーン」。脚注116及び251参照。

全員来ているか確認し、併せて、期日の規則を読み上げ、これらの者に周知し、遵守させなければならない。

期日の一般規則は、この法律の218条に定める。

第203条 事件の却下³⁷⁴

事件の却下とは、事件手続の中で、その原告に当該問題について訴えを提起する権利がないこと、当該訴えにかかる事件が既に却下命令を出され若しくは以前に裁判所の確定判決を出されたものであること又は原告が既に訴状を取り下げたことが判明したことにより、事件手続を止めることである。

事件の却下は、裁判部の命令によって行う。

却下された事件は、再度検討されることはない。

第204条（新設） 事件を法廷での審理に付さない場合³⁷⁵

事件の調査担当者において、情報証拠を完全、包括的且つ十分に収集しておらず、事件が未だ明らかでないときは、裁判部は当該事件を法廷での審理に付さず、裁判部員の合意するところに従い、事件の調査担当者に更なる情報収集を継続させなければならない。

第205条（新設） 事件を法廷での審理に付する合意

事件記録において、情報証拠が完全、十分に収集され、事件における出来事を明確に特定することができるときは、裁判部は、事件を法廷での審理、尋問に付する合意をし、参加者〔及び〕期日の日時を決め、合議体の裁判官に法廷での尋問の準備を委ねる。

事件を法廷での審理、尋問に付する合意は、裁判部の合意という形で、期日を開く日の最低3日前には為されなければならない。

第XI編

期日

第1章

第一審の法廷での尋問に関する一般原則

第206条（改訂） 尋問手続

第一審の法廷での尋問³⁷⁶は、事件において問題となる情報、証拠を精査、吟味する³⁷⁷こ

³⁷⁴ 「事件の却下」 = 「ガーンサツミヤンカディー」。

³⁷⁵ 直訳は「…に付さないこと」という意味になる。「場合」にあたるラオ語は原文にはない。

³⁷⁶ ここで「尋問」 (= タイスワン) が個々の尋問ではなく一連の手続として捉えられていることに注意が必要。脚注10参照。

³⁷⁷ 「吟味する」 = 「ピースト」。他の箇所では主に「鑑定」と訳している。一般的な用法としては「証明」とも訳される語であるが、ラオスの訴訟法上「証明」という概念そのものが不明確であり、少なくともテクニカルタームとして「証明」にあたる語は存在しない。脚注150参照。

とを目的として、質問、聴取又は法廷に出頭している者の申立などを通して行われる。

第一審の法廷での尋問は、直接に、口頭で、公開又は一定の場合には非公開で、弁論³⁷⁸を伴い、継続して、事件毎に合議体の交替³⁷⁹なく行わなければならない。合議体に交替があるときは、尋問を改めて行わなければならない。

合議体³⁸⁰の長は、期日において公平に尋問手続の指揮をとらなければならない。

第207条（新設） 当事者及び第三者の期日への参加

原告、被告又は第三者は、召喚に応じて法廷での尋問手続に参加しなければならず、原告、被告又は第三者において十分な理由があつて期日に参加できないときは、裁判所は尋問手続を延期し、原告、被告又は第三者において召喚状を受け取つていながら理由なく3回に渡つて裁判所の召喚に従つて期日に参加しないときは、裁判所は状況に応じて欠席裁判³⁸¹をし又は事件を却下することができる。

上記欠席裁判は、この法律の217条に定めるところに従い、面前での判決とみなす³⁸²。

第208条（新設） 当事者及び第三者が参加せず行う尋問の手続

以下の場合には、原告、被告又は第三者が参加せずに尋問を行うことができる。

1. 参加しない原告、被告又は第三者が、裁判所にそのまま〔自分抜きで〕尋問を行うことを申し出ている場合。
2. 原告、被告又は第三者が、自らの代理人を選任し又は〔これに〕授權して³⁸³参加させる場合。
3. 原告、被告又は第三者が召喚状を受け取つていながら理由なく参加しない場合。

³⁷⁸ 「弁論」＝「トーティアン」。脚注6参照。手続としての「尋問」（＝タイスワン）と「弁論」（＝トーティアン）の関係は明確ではない。本項によると弁論が尋問の一部であるようにも読めるが、本編第2章と第3章をみると、尋問は第2章「開廷」の中に規定されている一方、弁論は第3章に独立して規定されている。起草者を含むグループが作成した「民事第一審及び再審の手続チャート改訂版」（JICA, 2012年）では、尋問（タイスワン）は弁論（トーティアン）の直前までを指すとしている（同8頁）。

³⁷⁹ 「交替」＝「サップピヤン」。「サップ」は細切りにすること、「ピヤン」は変わる事。文脈と併せて、「サップピヤン」で「交替」としている。

³⁸⁰ 裁判部の長は「ホアナー」を使い、合議体の長は「パターン」を使う。そのためこの「カナサーン」は合議体を指すことが客観的に明確である。

³⁸¹ 「欠席裁判」＝「タッシンラブラン」。脚注122参照。

³⁸² 「みなす」＝「トゥワー」。脚注160参照。

³⁸³ 「選任し」＝「テーンタン」, 「授權し」＝「モープシット」。いずれもほぼ直訳としてこれらの意味になる。日本語ではこの場合「選任し且つ授權し」ではないかと思われるかもしれないが、ラオスのこれらの概念はより曖昧で且つ広く、「選任する」（端的には「選ぶ」）という行為にも文脈次第で当然の様に権限の授与が含まれるし、逆に「授權」にも当然の様に選ぶ行為が含まれる。すなわちここでは両者のラオ語に質的な違いがなく、人に拠つてはこの行為を「テーンタン」と言い、また人によっては「モープシット」と言うところ、いずれの表現を好む（いずれの表現に縛られている）者にとつても理解可能なように両方並べているに過ぎない。脚注105, 107等参照。

第209条(新設) 弁護士又はその他の保護者³⁸⁴の参加

弁護士又はその他の保護者は、裁判所の召喚に応じて又は当事者の委任によって、尋問に参加することができる。原告、被告又は第三者が期日に参加する限り、弁護士又はその他の保護者が参加しないことは、尋問を妨げる事情³⁸⁵とはならない。

子ども又は行為無能力者の後見人³⁸⁶は、保護者の地位で尋問に参加しなければならない。保護者が参加することができないときは、裁判所において尋問を延期する事由となる³⁸⁷。

第210条(新設) 証人の参加

証人は、裁判所の召喚に応じて期日に参加して、法廷に対して³⁸⁸詳細な説明を行う義務を負い、証人において参加することができないが、当該問題について既に証言している又は書面で証言³⁸⁹を裁判所に送付しているときは、合議体は当該証言を、当該証人が出頭して法廷に対して述べたものとして取り扱わなければならない。

証人が期日に参加することができない場合であって、その証人が事件にとって重要であるときは、合議体は尋問を続行するか、あるいは延期するか、検討することができる。

第211条(新設) 証人の尋問の分離

当事者の申立に基づき又は合議体の判断により、それが事件全体³⁹⁰にとって利益であると思われるときは、合議体は、証人の尋問を分離して個別に出頭、証言させることを検討することができる。

証言が終了したときは、当該証人は法廷にとどまることができ、必要があればその者は合議体に対して追加の証言をする。

第212条(新設) 鑑定人又は通訳の参加

鑑定人は、裁判所の招聘に応じて期日に参加し、その職業上の専門性に基づく意見、説

³⁸⁴「保護者」＝「プーポッポーン」。脚注116参照。

³⁸⁵「妨げる事情」＝「ウパサク」。直訳は「障害」。

³⁸⁶「後見人」＝「プーポッコーン」。脚注116参照。

³⁸⁷本条1項及び2項では同じ「保護者」(＝プーポッポーン)という言葉を使っているため読みにくいですが、1項の「保護者」と2項の「保護者」が指す者は異なると思われる。日本的に読むと1項が原則、2項が例外と読めるが、ラオスの法律でそのような書き方をすることは珍しい。「その他の保護者」には「組織、企業の代表者」「夫若しくは妻」「父母」「後見人」「近親者」が含まれる(86条2項)。この中で、実務上は「父母」と「後見人」のみ参加が必要的とされているようである。2項はそれを言いたいものと思われるが、なぜ「父母」が抜けているのかは不明。86条2項及び民法典ドラフトから判断して、「後見人」という言葉に「父母」が含まれない旨指摘したが(脚注116)、文脈によっては柔軟に父母を含むのかもしれない。

³⁸⁸「法廷に対して」＝「トーティーパスムサーン」。「トーティーパスムサーン」は「法廷に向かって」、「法廷の面前で」といったようなニュアンスと思われる。

³⁸⁹「証言」＝「カムハイガン」。日本の「証言」より広く、法廷外の供述、それらを書面にしたもの及び証人でない者の法廷での供述などを含む概念である。脚注9参照。

³⁹⁰「事件全体」＝「フープカディー」。「事件像」「事前全体像」といったニュアンスの言葉。本条では一般的な言葉として使っていると思われるが、控訴審以上の判決書の構成においてはこの言葉が一種のテクニカルタームとして使われているように見受けられる。

明を提供しなくてはならない。鑑定人が期日に参加できないときは、合議体は尋問手続を延期するか、あるいはその者の書面による意見をもって、出頭して法廷に対して説明したものと扱い、これを続行するか、検討することができる。

通訳は、期日に参加し、任命に沿って責務を果たさなければならない。通訳が法廷に出頭できないときは、合議体は法廷での尋問を延期しなければならない。

第213条（新設） 各人民検察院の長³⁹¹の参加

各人民検察院の長から任命された人民検察官は、当該審級の期日に参加しなければならない。参加した人民検察職員が忌避され又は参加し続けることができないときは、裁判所は、状況に応じて尋問を延期するか、あるいは続行するか検討する³⁹²。

第214条（新設） 組織³⁹³及び人民の参加

事件が組織又はその管理下にある職員に関係するときは、組織は、監視のため又は法廷に対して意見を述べるため、代理人を選任して法廷での尋問手続に参加させることができる。

全人民は、法廷での尋問手続の傍聴及び見学³⁹⁴のため、期日に参加することができる。

組織又は人民が参加しないことは、尋問手続の妨げとならない。

第215条（改訂） 尋問の延期

法廷での尋問は、当事者のいずれかが、召喚状を受け取っていないため若しくは裁判所において信用することができる確かな理由によって、期日に参加しないとき、新たに証拠を請求する必要があるとき又は当該事件を検討するうえで重要な事件参加者が期日に出席していないときには、延期される。

尋問手続の延期は、弁論の終結の前に行わなければならない、書記官をして期日簿³⁹⁵に記

³⁹¹ 原文に「各」にあたるラオ語はない。脚注29参照。

³⁹² 本条第2文によると、本条で検察職員が最初から全く出頭しない場合のことは念頭に置かれていない。しかしながら現実にはそのようなケースが多数あるようであり、その場合は手続を行うことができるというのが最高裁判所の考えのようである。石岡「ラオスの民事裁判制度」鈴木基義編『ラオスの開発課題』（JICAラオス事務所2014年）125頁（脚注38）参照。

³⁹³ 「組織」＝「オンガンジャットン」。71条では「ガンジャットン」が使われているが、同じものを指すと思われ、脚注119に記載した説明がそのまま当てはまる。

³⁹⁴ 第1項で「監視」、第2項で「見学」と訳した言葉はラオ語では同じ「サンケッガン」という言葉が使われている。直訳は「observe」の意味である。第三者的な立場で同席して観ることであるが、日本語にすると、利害関係を持って臨む第1項とそうではない第2項で同じ言葉を使うことが難しい。「傍聴」とすれば両方の項で使えそうであるが、その場合2項で「傍聴」と訳したラオ語「ハップファン」（傾聴すること）と訳し分けるのが困難になる。

³⁹⁵ 「期日簿」＝「プムパスムサーン」。「プム」は「本」を、「パスムサーン」は「期日」（脚注7参照）を指す。他の箇所でも「ポットウックパスムサーン」（3条23号）、「バントウックパスムサーン」（216条、219条など）、「バントウックプムパスムサーン」（219条4項）、「プムバントウックパスムサーン」（219条2項）などの語が使われており一貫しないが、いずれも同じものを指していると思われる。

録させる。

第216条（改訂） 尋問の停止

尋問の停止とは、当該尋問手続に対して障害となる何らかの事情があつて、一時的に期日を停めることをいう。

法廷での尋問は、当事者の一方が行為能力を失い若しくは急病を患ったとき、当事者の一方が死亡し若しくは組織、企業が解散し、その当事者、組織若しくは企業にその権利及び義務を承継する者がいるとき又は他の事件の検討を待つ必要があるとき、例えば刑事告訴があつて、その判決が当該事件に影響を与え若しくは検討中の事件にとって利益となるときに停止する。

尋問手続の停止は、弁論の終結までにしなければならず、書記官をして期日簿に記録させる。停止している期間は、事件手続期間の計算に含めない³⁹⁶。

第217条（改訂） 面前での判決及び欠席裁判³⁹⁷

面前での判決とは、破棄審における事件の検討、判決を除き、原告、被告及び第三者が事件の審理に参加して行う裁判所の判決である。

原告、被告又は第三者が期日に参加すべく召喚状を受け取つていながら、十分な理由なく参加せず又はその〔参加しない〕者がそのまま事件の審理、判決を行うよう申し出ている場合は、当該事件の審理、判決は面前での判決であるとみなし、この場合、その者は判決に対して異議を申し立てる権利を有さず、上訴する権利のみを有する。

情報証拠が完全であつて、事件に判決を下す必要があるものの、被告が事件手続を回避しているとき又は原告、被告若しくは第三者が何らかの理由、例えば召喚状がその者の手元に届かなかつたこと等により、期日に参加することができないときは、裁判所は欠席裁判を行い、その者は判決を知った日から15日以内に異議を申し立てる権利を有する。この場合、その合議体は、裁判所の事件審理の規則に従つて³⁹⁸、その者の面前で当該事件の判決をやり直さなければならない。

第218条（新設） 期日の一般原則

期日の一般原則は以下のとおりである。

1. 法廷にある者は何人も合議体に敬意を表し、法廷規則³⁹⁹を遵守し、裁判長の警告又は命令に従わなければならない。

³⁹⁶ 事件手続期間については30条参照。

³⁹⁷ 「欠席裁判」＝「タッシンラプラン」。脚注122参照。

³⁹⁸ 「裁判所の事件審理の規則に従つて」＝「タームラビヤップガーンピチャーラナーカディーユーザーン」。「規則に従つて」と訳しているが、要は「所定の手続に沿つて」という意味であり、例えば入廷や起立といった一連の手続の流れを指すものと思われる。

³⁹⁹ 「法廷規則」＝「ラビヤップガーンコーンホーンパスムサーン」。言い回しは前脚注の「事件審理の規則」と異なるが、同じものを指していると思われる。

2. 合議体が法廷に出入りするときは、敬意を表し且つ平穩を保つため、全員起立する。
3. 期日に参加している各人において意見があるときは、まず裁判長から許可を得なければならない。健康上の問題を抱える者に対しては、裁判長は座ったまま意見を述べ又は証言することを許可する。
4. 18歳未満⁴⁰⁰の子どもは期日に参加することを許可しない。但し、裁判所から許可を受けた場合を除く。
5. 法廷のビデオ撮影、写真撮影又は録音は、裁判所の許可を得なければならない。
6. 合議体の警告又は命令に違反する者は法廷から退出するよう命じられる。

期日の特別規則は別途定め、書記官がこれを開廷の前に告げる。

第219条(新設) 期日調書⁴⁰¹

期日において、書記官は参加者の証言又は意見を記録しなければならない。重要な事項については、裁判長は、書記官をして期日簿⁴⁰²に詳細に記載させなければならない。

期日を閉じた後に、毎回、書記官は期日の記録⁴⁰³の内容を参加者、とりわけ事件の原告、被告、第三者、証人に読み聞かせると共に、期日の記録簿⁴⁰⁴に署名及び拇印をさせ、書記官もまた署名及び押印をする。

期日に参加する者が、期日の記録簿に署名又は拇印することを拒否⁴⁰⁵する場合は、書記官は[その旨を]記録しなければならない。

期日記録簿⁴⁰⁶は、上級審が検証できるように、写しを作成して事件記録に挿入する。

第220条(新設) 合議体に対する不敬

法廷において不適切な行為、例えば喧嘩をする⁴⁰⁷、合議体若しくは裁判官を侮辱し、批判し、見下し又はののしる⁴⁰⁸といった行為を行う者は、合議体に対する不敬であるとみなす。

第221条(新設) 合議体に対する不敬の効果

合議体に対して不敬を行う者には、以下の効果が及ぶ。

⁴⁰⁰「未満」＝「タムクワー」。「タム」は低いこと、「クワー」は「〇〇より」。この場合18歳を含まない。

⁴⁰¹「期日調書」＝「バントウックパスマサーン」。脚注30参照。

⁴⁰²「期日簿」＝「プムパスマサーン」。脚注395参照。

⁴⁰³「期日の記録」＝「ボツバントウックパスマサーン」。脚注30及び395参照。

⁴⁰⁴「期日の記録簿」＝「プムバントウックパスマサーン」。脚注395参照。

⁴⁰⁵「拒否」＝「ボーニョム」。直訳は「諦めない」「受け入れない」「賛成しない」。

⁴⁰⁶「期日記録簿」＝「バントウックプムパスマサーン」。脚注395参照。

⁴⁰⁷「喧嘩をする」＝「タムハイハンガーイガン」。それぞれ「タムハイ」は「暴力を振るう」こと、「ハンガーイ」は「体」、「ガン」は「相互に」という意味である。

⁴⁰⁸「侮辱し、批判し、見下し(又は)ののしる」＝「ニンター、サイハイ、ミンパマート(ルー)ポエイダー」。それぞれ「侮辱」「批判」「見下す」「ののしる」と訳したが、辞書的にはこれらの言葉の違いはほとんどわからない。それぞれがこれらいずれをも含むような射程を持ち、若干のニュアンスの差があるに過ぎないと思われる。

1. 不適切な行為があれば、合議体はその者を法廷から退出させる命令を発する。
2. 法廷において喧嘩、合議体又は裁判官に対する侮辱、批判、見下し又はののしりがあったときは、合議体は、期日に参加する人民検察官に対して、直接その者を裁判所に起訴⁴⁰⁹するよう指示する。
3. 高度に危険な違法行為⁴¹⁰があるときは、裁判部⁴¹¹は、法令に従った事件手続のために、対応する各人民検察院の長に報告しなければならない。

第2章 開廷⁴¹²手続

第222条（改訂） 期日の開始

合議体が入廷して法廷が静まったら、書記官は、期日の手続に関する準備、すなわち事件番号⁴¹³、事件日付⁴¹⁴、事件名⁴¹⁵、当事者及び裁判所の召喚状、招聘状に従って出頭した者としていない者について報告しなければならず、その後事件記録を合議体に渡して期日の進行を委ねる。

第223条（改訂） 開廷

裁判長が公式に開廷を宣言し、事件が審理に付されることを告げ、併せて全員、すなわち裁判長、陪席裁判官⁴¹⁶、書記官、人民検察官、鑑定人又は通訳の名前⁴¹⁷を法廷にいる者に告げ、当事者に対して忌避の権利を告知する。

⁴⁰⁹「起訴」＝「サンフォーン」。直訳は「起訴命令」。前後を含めて直訳すると「合議体は、パスマサーンに参加する人民検察官に対して、その者の直接の裁判所への起訴命令を求めて指示をする」。

⁴¹⁰「高度に危険な違法行為」＝「ガーンガタムピットティーペンアンタラーイハイヘーン」。「ガーンカタム」は「行為」。「ピット」は「過失」「過ち」「不法」「違法」といった意味、「ティー」は関係代名詞、「ペンアンタラーイ」は「危険な」、「ハイヘーン」は「高度に」。

⁴¹¹「裁判部」＝「カナサーン」。裁判部と訳したが、裁判部を指すのか合議体を指すのか明確ではない。「カナサーンタッシン」ではなく「カナサーン」であること、法廷での対応を超えており重要性が高い問題であることなどから、「裁判部」が主体ではないかと判断した。脚注49、112及び215参照。

⁴¹²「開廷」＝「ガーンプートパスマサーン」。「プート」は「開く」という意味。これに対して222条タイトルの「期日の開始」は「ガーンルームパスマサーン」。「ルーム」は「始める」という意味。語義上はこの両者に違いはほとんどない。前者（プートパスマサーン）を本章が規定する、尋問も含む一連の手続を指す上位概念として、後者（ルームパスマサーン）をその中でも222条のみによって規定される特定の手続を指す下位概念として使い分けている。

⁴¹³「事件番号」＝「カディーレクティー」。脚注329参照。

⁴¹⁴「事件日付」＝「ロンワンティー」。直訳すると「発出日」「発行日」といったニュアンスの言葉。脚注329参照。

⁴¹⁵「事件名」＝「キヤオールアン」。直訳が難しいが、「何の件であるか」といったような意味。「事件名」というのは意訳。

⁴¹⁶「陪席裁判官」＝「カナサーン」。「裁判部」と同じ言葉。また、省略形の「合議体」とも同じ言葉。しかし「カナ」には「メンバー」の意味もあり、「カナサーン」で合議体のメンバー、特に裁判長以外の「ただのメンバー」を意味することができる。ここは文脈上それであると推測される。

⁴¹⁷「名前」＝「ラーイサー」。リストの意味。ここでは「全員の名前のリストを読み上げる」という意味。

第224条（新設） 法廷における忌避

事件の当事者は合議体、合議体の裁判官、書記官、人民検察官、鑑定人又は通訳の忌避を申し立てる権利を有する。

合議体、合議体の裁判官、[又は]書記官の忌避申立があったときは、裁判長は期日を一時的に閉廷し、忌避申立の理由を検討する。忌避申立に十分な理由があるときは、合議体は、当該忌避を申し立てられた者を交替し、忌避申立に十分な理由がないときは、合議体は期日の手続を続けるが、法廷に向けて⁴¹⁸交替しない理由を説明しなくてはならない。

人民検察官、鑑定人又は通訳に対する忌避申立に十分な理由があるときは、状況に応じて、合議体は事件の尋問を延期し又は継続する。

第225条（新設） 参加者の権利と義務の告知

法廷での尋問手続を開始する前に、裁判長は、法廷に向かって、原告、被告及び事件手続に参加する者の権利及び義務、とりわけ情報、証拠の提出について、また事件に関係する事項などについて、告知及び説明をしなければならない。

第226条（改訂） 事件内容の簡潔な報告

法廷での尋問手続は事件を担当する合議体構成員による事件内容の報告から始めなければならず、その後原告又は原告側の第三者（いれば）⁴¹⁹にその訴えを確認する⁴²⁰。その後、被告に原告の訴状を認諾するか否か意見を述べさせる。被告の反訴があるときも、同様に行う。

被告が原告の訴状を否認し又は原告が被告の反訴状を否認して、調停が整わないときは、裁判長は原告及び原告側第三者（いれば）の尋問を開始し、その後被告及び被告側の第三者（いれば）を尋問し、しかる後に証人及びその他の参加者を順番に尋問する。

第227条（改訂） 訴状又は反訴状の認諾

原告又は被告が自らの訴え又は反訴を確認⁴²¹した後、裁判長は被告又は原告に原告の訴え又は被告の反訴を⁴²²、全部であれ一部であれ、認諾するか否認するか尋ねなければならない。

⁴¹⁸ 「法廷に向けて」 = 「トーティーパースマサーン」。脚注388参照。

⁴¹⁹ 「(いれば)」 = 「(ターミー)」。原文も括弧書。

⁴²⁰ 「確認する」 = 「ヤンユーン」。厳密には「訴えを維持することを念押しする」といったニュアンスである。

⁴²¹ 前脚注参照。

⁴²² ラオ語の表現として、このように「A又はB…C又はD…E又はF」という場合、「AとCとE」「BとDとF」が対応していることがある。ここで敢えて「被告又は原告」とひっくり返しているのはこの理由による（「原告」が「訴え」を維持した場合は「被告」に「原告の訴え」を…/「被告」が「反訴」を維持した場合は「原告」に「被告の反訴」を…と読む）。なお、このような表現技法は、法起草の場において立法経験の豊富な者らが若手などに教えるレベルの話であり、法律実務家においてもどの程度一般的と言えるかわからず、徹底もできていない。

訴状又は反訴状の全部を認諾したときは、合議体は尋問を行わずに審理、判決をすることができる。一部について認諾があったときは、合議体は認諾されず又は否認された部分についてのみ、審理、尋問を行う。

第228条（改訂） 訴状又は反訴状の変更又は追加

合議体が法廷に向けて事件の内容を簡潔に報告した後、合議体は、原告に訴え及び訴状記載の請求を、また被告に反訴及び反訴状記載の請求を、それぞれ法廷に向けて確認させなければならないが⁴²³、原告又は被告は、なお自らの訴状、反訴状を全部又は一部取り下げ、変更し又は追加する権利を有する。

第229条（新設） 訴状又は反訴状の取り下げ、変更又は追加がある場合の手続

原告又は被告が訴状又は反訴状を取り下げたときは、この法律の177条に定めるところに従う。

原告又は被告が訴状又は反訴状を変更し又は追加したときは、合議体は当該変更又は追加の申立を、現実の理由及び法令に照らして、検討しなければならない。

第230条（改訂） 原告及び原告側第三者の尋問

被告が原告の訴状を否認し又は原告が被告の反訴状を否認し且つ調停が整わないときは、裁判長は原告及び原告側第三者（いれば）⁴²⁴の尋問を開始し、原告が複数名いるときは、裁判長は一人ずつ尋問する。

合議体が原告及び原告側第三者の尋問を終えたのち、被告側にも原告側が挙げた事項に対して意見を述べる機会を与える⁴²⁵。

第231条（改訂） 被告及び被告側第三者の尋問

原告側を尋問した後、裁判長は被告及び被告側第三者（いれば）⁴²⁶を尋問し、被告が複数名いるときは、合議体⁴²⁷は一人ずつ尋問する。

被告の尋問は、不明確な部分又は答弁書及び供述で反論している部分に焦点を当てて行い、被告はこれらの点を説明⁴²⁸しなくてはならない。

合議体が被告及び被告側第三者の尋問を終えたのち、原告側にも被告側が挙げた事項に

⁴²³「合議体は」以下の部分は原文の構文を変えている。原文は「合議体は、確認させなければならない、原告に訴えを又は被告に反訴を、且つ訴状又は反訴状に記載された請求について、法廷に向けて」となる。

⁴²⁴「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

⁴²⁵「機会」＝「シット」。「シット」は「権利」。原文の直訳は「意見を述べる権利を与える」。

⁴²⁶「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

⁴²⁷前条は「裁判長は」であるが、本条は「合議体は」となっている。誤訳ではない。深い意味はないと思われる。

⁴²⁸「説明」＝「シージェーンルーアティバイ」。原文は「シージェーン又はアティバーイ」であり、「シージェーン」も「アティバーイ」も「説明する」という意味。

対して意見を述べる機会⁴²⁹を与える。

第232条（改訂） 証人の尋問

証人の尋問は、用意した争点の目的に従って一人ずつ行う。証人の尋問の前に、裁判長は、当該事項が事件にとって意味を持つ理由を説明すると共に、虚偽の証言に伴う責任を告知する。

その尋問において、証人は出来事又は当該事件について詳細に報告しなければならない、その後合議体は、なお明らかでない点について尋ね、あるいは以前の証言と抵触する証言やその他の事件に関係する事項について説明をさせる。

合議体が尋問を終えたあと、原告及び被告又は当事者の保護者に、証人に対して追加で尋ねる機会⁴³⁰を与えなければならない。

第233条（新設） 物的証拠⁴³¹の提出⁴³²

裁判所の判断により又は当事者の申立により、合議体は、事件の出来事を明確にするために、当事者をして、物的証拠を持ってきて提示させ又は法廷に対して確認させる。

第234条（新設） 文書の証拠⁴³³の提出⁴³⁴

法廷における文書の証拠の提出は以下の方法による。

1. 尋問に参加していないがその証言を提出している者については、合議体はその者の当該証言を法廷に向けて読み上げなければならない。
2. 尋問における証言が以前の証言と抵触するときは、合議体はその者に説明させる。
3. 証拠として提出された書類であって、不明確である又は疑いがあるものは、説明がなされなければならない。
4. 事件に関係するその他の書類は、当事者の申し出による。

文書の証拠であって国家の秘密、公的な秘密又は個人の秘密であるものについては法廷に向けて提示しない。

文書の証拠の提出は、法廷における当事者の物的証拠の場合も同様であるが、書記官を通じて提出させる。

⁴²⁹ 脚注425参照。

⁴³⁰ 脚注425参照。

⁴³¹ 「物的証拠」＝「ラクターンターンダーンワットゥ」。脚注177参照。

⁴³² 「提出」＝「サヌー」。もともと「サヌー」は「申し出る」「提案する」といった意味であるが（そのニュアンスについては脚注5, 100, 136及び266参照）、233条～235条では、証拠の「提示」と、新たな証拠の「申立」の両方を含む意味で「サヌー」を使っているように思われ、「提出」と訳した。なお、本条本文では適宜「申立」「提示」等訳し分けているが、いずれもラオ語は「サヌー」である。

⁴³³ 「文書の証拠」＝「ラクターンターンダーンエガサーン」。脚注177参照。

⁴³⁴ 脚注432参照。

第235条（新設） 人的証拠⁴³⁵の提出⁴³⁶

原告、被告は、それまで事件手続に参加していない者について、合議体に尋問を行わせるため、法廷に対して人的証拠の申立をする権利を有する。

その者の尋問は、この法律の232条に定められているところに従い、証人の尋問と同様に行う。

第236条（新設） 鑑定人又は関係する組織の意見の聴取

尋問手続において、鑑定人が参加しているときは、証拠等の提出の後、合議体は、鑑定人に対して、鑑定の結果のうち疑問のある点について、その専門的知見に基づく意見を求める。

事件に関係する組織の代表者が、その職員又はその管理下にある者の権利及び利益を保護するために参加する場合、合議体は当該組織の代表者に、法廷に対して意見を述べさせる。

第3章

弁論⁴³⁷

第237条（改訂） 当事者による弁論

当事者の弁論とは、事件の事実に関して、法廷において、原告と被告の間で論争のようにして意見を出すこと⁴³⁸である。

合議体は、事件の証拠を法廷に対して提示し、その後原告と被告に加え、それらの保護者⁴³⁹（いれば）⁴⁴⁰の間の弁論を開く。

原告と被告は、自ら持っている自己に有利な書類又は証拠などを持参して、追加で合議体に対して提出することができる。合議体は、原告及び被告に対して質問する場合は、公平で、合理的且つ端的でなくてはならない。

弁論においては、事件において適正さと真実が追求されるよう、双方をして相手に応える意見を述べさせる。

第238条（改訂） 弁論の順番

尋問が終了したら、合議体は、疑い又は争いが残る点についてまとめて、法廷での弁論に提示し、原告側、被告側、第三者⁴⁴¹の順番で〔弁論を〕行わせなければならない、各人は

⁴³⁵ 「人的証拠」＝「ラクターンターンダーンブッコン」。脚注177参照。

⁴³⁶ 脚注432参照。

⁴³⁷ 「弁論」＝「ガーントーティヤン」。脚注6参照。

⁴³⁸ 「論争のようにして意見を出すこと」＝「ガーンオークカムキットカムヘンティーミーラクサナトーニェーンガン」。直訳は「互いに反論する性質をもつ意見の表明」。

⁴³⁹ 「保護者」＝「プーポッポーン」。脚注116参照。

⁴⁴⁰ 「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

⁴⁴¹ 原文は「原告、被告又は第三者」。ラオスにおける「又は」等の使い方（脚注53参照）及び文脈から、ここでは本文のような意味であると判断した。

確認の為に証拠を提示し又は疑い若しくは争いが残る点について説明をする。

合議体は、なお齟齬があると思う情報証拠について、法廷における弁論に追加で提示することができる。

第239条（新設） 弁論の範囲

当事者による弁論及び説明は、時間を制限しないが、争点の範囲にとどまるように弁論を指揮しなければならないが、当事者が事件に関係しない問題に関して意見を述べ又は証拠を出すときは、合議体は、事件の問題に戻すよう指揮しなければならない。

第240条（新設） 当事者による最終意見の陳述

当事者が情報証拠を全て、明確な形で提出したときは、合議体は原告側及び被告側にそれぞれの訴状及び答弁書又は反訴状を総括させ且つ裁判所に提出した情報証拠について、全てであるか、まだ提出していない追加証拠があるか最終意見を陳述させる。これらは全て、裁判所の審理、判決が適正で公正であることを確保するためである。

第241条（改訂） 人民検察官の意見

尋問を経て、情報、証拠が完全、包括的であると判断されたときは、合議体は、弁論を閉じ、人民検察官が参加しているときは、その責任を負う範囲内⁴⁴²、事件に関して意見⁴⁴³を述べるよう指示し、その後裁判長が、密室で事件の検討、判断⁴⁴⁴を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言する。

第4章

密室での検討及び判決言渡⁴⁴⁵

第242条（改訂） 密室での検討

合議体のみが、密室での事件の検討に参加することができる。

⁴⁴²「その責任を負う範囲内」＝「ユニークワームハッピーソープコントン」。直訳は「自ら責任を負う範囲内」。唐突な印象を受けるが、改正前後の議論を踏まえると、「検察の意見は事件の実質的、実体的な判断ではなく、手続面の違法の有無に限定されるべき」という起草者の考えを反映したものと考えられる。

⁴⁴³「意見」＝「カムヘンルータレーン」。原文は「カムヘン又はタレーン」であるが、「カムヘン」も「タレーン」も「意見」以外に訳しようがないため、まとめて「意見」としている。「カムヘン」は一般的な言葉で「意見」を意味し、「タレーン」は公的な場面における「意見」を意味する。訴訟上は、検察や弁護士が手続のしかるべき段階で形式に則って述べる意見を指す。例えば刑事訴訟手続で日本の論告にあたる段階の検察の意見を「タレーン」という。民事上も本条のタイトルは「タレーン」である。意味がわかりやすいように、「カムヘン、すなわちタレーンを…」と言い換えているものと思われる。

⁴⁴⁴「検討、判断」＝「ピチャーラナータッシン」。他の箇所では、「ピチャーラナー」は「検討」又は「審理」と訳し、「タッシン」は「判決」と訳している。ここでは密室での検討に限ったものを指していることから、「検討、判断」と訳した。

⁴⁴⁵「言渡」＝「ガンパガート」。「パガート」は「公にする」「公開する」といったニュアンス。

密室での事件の検討は、判決を適正で公正なものとするべく、主として法廷での尋問手続の結果に基づいて、詳細、包括的、完全且つ客観的に行わなければならない。

合議体は、現実の情報、証拠及び法的根拠に基づいて、確信を持って且つ独立して、争点、訴えている点又は反訴している点をそれぞれ検討するとともに、事件記録内の証拠を精査し評価する。

第243条（改訂） 密室での意見表明

密室での意見表明は、多数決によるものとし、経験の少ない者⁴⁴⁶から先に意見表明及び投票をし、裁判長の意見表明及び投票は最後に行う。

多数意見に賛成しない者は、控訴又は破棄申立があった場合の上訴審での検討のために、自身の意見を書面で表明して事件記録に残す権利を有する。

第244条（新設） 密室での検討の記録

密室での検討は、記録を作成しなくてはならない。裁判長は、陪席⁴⁴⁷の1人に、合議体の各人の意見、結論及び投票について記録させ、併せて各自に当該記録に署名をさせる。

第245条（新設） 第一審裁判所における審理、判決の範囲

第一審裁判所は当事者の訴え又は〔非訟〕申立に沿って、情報証拠及び法律に基づいて審理し、判決する。当事者が提起した各問題について、合議体は検討を行わなければならないが、当事者が提起しないいかなる問題についても、合議体は審理、判決を行わない。

第246条（新設） 判決における意見の起案⁴⁴⁸

事件を担当する裁判官は、事件の出来事、中身⁴⁴⁹及び当事者の提起するそれぞれの点に対して下した意見に沿って、判決を起草しなければならず、合議体は、当事者が理由を示しているか否かにかかわらず、その提起した全ての事項に対して、情報証拠に基づき且つ

⁴⁴⁶「経験の少ない者」＝「プーティーミークンウッティタムクワー」。「クンウッティ」は「資格」の意味。直訳は「より資格の低い者」であるが、合議体構成員は全員裁判官の立場で参加するものであるから、この「クンウッティ」は経験の意味であると思われる。実務上は単純に若い順に述べていくということである（法廷では、日本同様、裁判長から見て左に最も若い／経験の少ない裁判官が座るようになっていることから、合議体を構成する時点で明らかである）。

⁴⁴⁷脚注416参照。

⁴⁴⁸「意見の起案」＝「ガンハーンレガンロンカムヘン」。直訳すると「意見の下書き及び作成」。「下書き及び作成」をまとめて「起案」としている。

⁴⁴⁹「出来事」＝「ヘッガン」、「中身」＝「ヌーアナイ」。「出来事」が審理対象たる事実であるのに対して、「中身」が何を意味するのかが明確ではない。判決中、「ヌーアカディ」という部分には概ね両当事者の主張や言い分が記載されることから（249条4項参照）、「ヌーアナイ」も両当事者の主張や言い分を指しているのではないかと思われる。なお、実際の判決をいくつか見てみたところ、249条が規定する判決中の各部の区別は極めて曖昧である。すなわち、形式的には同条2項が定めるように、各部を分けて記載しているが、それぞれの内容は重複したり、言いたいことが不明確であったりして、それぞれの「部」が何を書くことを目的にしているのか明確とは言い難い。脚注464参照。

関連する法律の条文を適用しつつ、詳細に意見又は判断⁴⁵⁰を下さなければならない。

第247条（改訂） 判決の言渡し

密室での事件の検討の後、合議体は判決を公開の⁴⁵¹法廷で宣告ないし読み上げ⁴⁵²しなければならない。

判決を読み上げる前に、判決を聞かせるために、事件の当事者を合議体の面前に立たせなければならない。但し、健康がすぐれないとして合議体から許可を得た者はこの限りでない。

裁判長が、判決のうち判断の部⁴⁵³以降を読み上げる。

第248条（改訂） 判決言渡の延期

密室での事件の検討がまとまらず又はその日に判決の言渡しをすることができない何らかの理由があるときは、合議体は別の日を定めて〔判決言渡を〕延期するが、7日を超えることはできない。

判決言渡の延期は、合議体が事件を密室での検討に付した後はこれをすることができない⁴⁵⁴。

第249条（新設） 第一審裁判所の判決

裁判所はラオス人民民主共和国の名の下に判決を下す。

裁判所の判決は表題部⁴⁵⁵、事件内容の部⁴⁵⁶、判断の部⁴⁵⁷及び結論の部⁴⁵⁸（主文）からなる。

表題部には、第一審裁判所の県、特別市⁴⁵⁹又は地区、判決番号⁴⁶⁰、合議体、書記官及び人民検察職員の氏名、事件の番号及び日付⁴⁶¹、法廷での尋問の日時、当事者の情報、事件

⁴⁵⁰「判断」＝「ウィニッサイ」。脚注198参照。

⁴⁵¹「公開の」＝「ヤーンブートプーイ」。直訳は「公然と」。

⁴⁵²「宣告ないし読み上げ」＝「パガートルーアーン」。「パガート又はアーン」であるが、「又は」には深い意味はないと思われる。

⁴⁵³「判断の部」＝「パークウィニッサイ」。判決書きの構成に関する249条参照。

⁴⁵⁴1項で「密室での検討がまとまらないとき」としていることと矛盾するように読める。

⁴⁵⁵「表題部」＝「パークサヌー」。この「サヌー」は訳すのが難しい。意味から意識している。

⁴⁵⁶「事件内容の部」＝「パークヌーアカディー」。

⁴⁵⁷「判断の部」＝「パークウィニッサイ」。

⁴⁵⁸「結論の部」＝「パークタッシン」。

⁴⁵⁹「特別市」＝「ナコーン」。「特別市」と訳したが、現在は存在しない。将来設ける予定であるとのこと。なお、「ナコーンルアン」はビエンチャン首都を指す。地方行政法（No. 03/NA, 2003年10月21日）6条2項及び法律用語辞書（司法省-UNDP 2015年）によるとナコーンは複数のテッサバーンから構成される。（なお、2018年10月現在、サワンナケート県の中心部が「ナコーン」となったとの情報があるが真偽は確認できていない。）

⁴⁶⁰「判決番号」＝「レークティーカムタッシン」。事件番号（カディーレークティー）（脚注329参照）とは異なる。判決番号は判決書1枚目の右上方に記載される（「第〇〇号/△△」と記載され、〇〇は数字、△△当該裁判所の頭文字）。これに対して事件番号は判決本文冒頭で言及される（例えば「民事事件第〇〇号/△△」）。

⁴⁶¹「事件（の…）日付」＝「ロンワンティー」。脚注329参照。

における争い及び裁判所の検討管轄について言及しなければならない。

事件内容の部には、原告の訴状並びに被告及び第三者（いれば）⁴⁶²の答弁書又は反訴状の概要を、その法的意味を持つ出来事、侵害⁴⁶³及び問題に関して裁判所に求める事項を取り上げつつ、記載しなければならない⁴⁶⁴。

判断の部には、事実としての出来事を詳細に確定し、原告、被告及び第三者が提起する各問題に、情報、証拠に基づいて且つ関連法を適用することによって、明確な理由付けを行う。

結論の部には、当事者の参加不参加（出席か欠席か）⁴⁶⁵、各問題に判断を下した結果導かれる結論、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び控訴又は異議申立の権利について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する⁴⁶⁶。

第250条 第一審裁判所における判決の種類

第一審裁判所における事件の判決には以下の種類がある。

1. 原告の訴状又は被告の反訴状に十分な理由がないと判断したときは、裁判所は、原告の訴状又は被告の反訴状を棄却⁴⁶⁷する判決をしなければならない。
2. 原告の訴状又は被告の反訴状に十分な理由があると判断したときは、裁判所は次のような判決を行わなければならない。

⁴⁶² 「(いれば)」 = 「(ターミー)」。原文も括弧書。

⁴⁶³ 「侵害」 = 「ガーンラムート」。脚注367参照。

⁴⁶⁴ 本項の内容からすると、「事件内容の部」には当事者の主張を中心的に書くことが想定されているように思われるが、実際の判決をいくつか調査したところでは、この部分には、事件を構成する出来事が時系列で日記的に記載されているに過ぎず、そこに特段の視点は見受けられなかった。

⁴⁶⁵ 「(出席か欠席か)」 = 「(ソ>NNループラン)」。原文も括弧書。「ソ>NN」は直訳すると「面前」。

⁴⁶⁶ 直訳は「書記官をもって認証者としてすることによって写しを作成する」。

⁴⁶⁷ 「棄却」 = 「ニョックルーク」。一般に訴訟上「ニョックルーク」は「棄却」と訳される。法廷での審理を経て訴えを否定するものであり、そこに至らず否定する「サツミヤン」（「却下」と訳している）とは異なる。なお、実体法上「ニョックルーク」は契約等の「解除」であることに注意を要する。おそらく訴訟における「棄却」が、契約等を「解除」するごとく「訴状」を無効化するというイメージに基づいているのではないかと推測される。

- －被告をして、原告に対し、事件に応じて損害⁴⁶⁸、違約金⁴⁶⁹又は物的拡大損害⁴⁷⁰を払わせ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －使用貸借⁴⁷¹の場合、被告をして、原告に対し、例えば乗り物、動物といった財物を返還させ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －消費貸借⁴⁷²の場合、被告をして、原告に対し、元金及び利息（あれば）を返還させ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －賃貸借⁴⁷³の場合、被告をして、原告の土地又は家から立ち退かせ、また反訴状についてはその逆を行う。
- －原告及び被告の夫婦関係を断ち切る⁴⁷⁴。
- －被告をして、養育費、慰謝料⁴⁷⁵を払わせる。

⁴⁶⁸「損害」＝「カーシアハイ」。「カーシアハイ」は「損害額」の意味でも「損害賠償」の意味でも用いられる。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）3条8号は「カーシアハイ」を、賠償すべき損害額の意味であると定義している。しかしながら議論等を聞いていると、実務上厳密に「損害賠償」、「損害額」、「損害そのもの」を分けるという習慣はなく、「カーシアハイ」の射程もこれら全てに及ぶようである。なお、「損害そのもの」を指す言葉としては、他に「クワームシアハイ」があり、この語を使うと「損害そのもの」であることが明確である。

⁴⁶⁹「違約金」＝「カーバップマイ」。「カーバップマイ」は民事上私人間で定める違約金等と、公法上国家等が科す罰金等の両方を含む語である。一般には「罰金」と訳される。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）36条はいわゆる「違約金」にあたるものを「カーバップマイ」として規定しており、ここでも「違約金」と訳したが、ラオスにおいて私法公法の区別が曖昧であり、「カーバップマイ」という語に両方の意味があること、社会通念としては民事上の違約金も「罰金」の一種であると考えられていることなどを考慮すると、民事においても敢えて「罰金」と訳す余地もある。

⁴⁷⁰「物的拡大損害」＝「カーポワイガンナップ」。類似の概念に「カーポワイガン」というものがあり、こちらは「逸失利益」と訳されることが多いが、後述のように実態としては「人的拡大損害」とでもいうべきものである。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）3条9号が後者を、同10号が前者を定義するが、十分定義たり得ておらず、両者の区別は難しい。実務上の理解によると、いずれも日本の「逸失利益」に近いものを中心に据えているが、「カーポワイガン」は人に注目して、その人が稼ぐはずであった額（逸失利益）を指すと共に、これに加えて医療費、看護費用なども含むという。これに対して「カーポワイガンナップ」は人以外の物やサービスに注目して、それらが生み出すはずだった利益（逸失利益）を指し、より抽象的で曖昧な付随的損害を包括的に含むものとしているようである。なお、契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）91条2項は「カーポワイガン」の例として「その者（不法行為の被害者）が得るはずだった収入」と「不法行為に由来するその者の追加的な支出」を挙げている。また、同56条3項は、金銭消費貸借契約において履行遅滞があった場合に、債権者から請求があれば、債務者は「カーポワイガンナップ」を払わなければならないとしている。これらの条文は、民法典草案においても基本的に維持されている（2017年6月現在）。

⁴⁷¹「使用貸借」＝「ガンユームパイサイ」。文脈上、「使用貸借」より若干広い意味をもっているかのようにも思われるが、少なくともそのように広げた意味で使うことは一般的とは言いがたいことから直訳している。

⁴⁷²「消費貸借」＝「ガンクューム」。金銭に主眼をおいた記載になっていることについては脚注652参照。

⁴⁷³「賃貸借」＝「ガンサオ」。

⁴⁷⁴「断ち切る」＝「カートチャーク」。夫婦関係については、「離婚」（ヤーハーン）、夫婦関係の「終了」（シンスト）といったテクニカルタームが他に存在する。ここで使われる「カートニェーク」はこういったテクニカルタームを説明したり、定義したりするときに使われる日常用語であり、概ね訳したとおりの意味を持つ。なお、このように法律等でわざわざ定義しておきながら、定義したテクニカルタームではなく、日常用語の方を繰り返し使う傾向については脚注116の第2段落参照。

⁴⁷⁵「慰謝料」＝「カーポワペーンチッチャイ」。

- －当事者の一方をして、一部を仮に履行させる。
- －及びその他。

判決を下した第一審裁判所は、判決を下した日から20日以内に、判決正本の作成⁴⁷⁶を完了させなければならない。

第251条（改訂） 仮執行⁴⁷⁷ 判決

仮執行とは、損害を軽減するため、[又は]当事者の緊急の必要性から、裁判所の判決の一部を当該判決が確定する前に執行することである。

緊急の場合、被告が原告の訴えを認めている場合又は原告が被告の反訴を認めている場合であって、裁判所の判決がその一部を先だって仮執行するよう宣言しているときは、執行のために直ちに当該地域の判決執行局又はユニット⁴⁷⁸に送付しなければならないが、控訴を妨げない。

第252条（新設） 判決への署名

裁判長及び書記官は判決に署名しなければならないが、何らかのやむを得ない事由によって裁判長又は書記官が判決に署名することができないときは、その者の氏名を判決に印字して、委任を受けた書記官が認証の署名をする。

第253条（新設） 当事者に対する判決の要点の作成

事件に判決を下した第一審裁判所が、この法律の250条が定める期限にしたがって判決正本を作成することができないときであって、当事者から求めがあるときは、期日簿⁴⁷⁹に記録されているところにしたがって判決の要点を作成し、裁判長が署名をして当事者に事前に送付する⁴⁸⁰。

⁴⁷⁶「作成」＝「ピム」。直訳は、判決を「印刷」又は「タイプ」しなければならない、の意味。

⁴⁷⁷「仮執行」＝「ハイパティバットパーン」。「ハイ」は使役動詞であり、ここでは、目的語として当事者をとると「仮に履行させる」の意となり、目的語として執行機関をとる場合は「仮に執行する」という意味になる。なお、法律上多用される使い方として、名宛人を明確化せずに用いることがあり、その場合は「国家が人々や裁判所をしてそのようにさせる」の意味であり、「～しなければならない」という意味になる。これらは日本語にすると異なる訳し方になるが、ラオ語の考え方によるとほぼ同じ言葉でほぼ同じことを指していることに注意が必要である。ここでは「仮執行」と訳しているが、前条では（名宛人を明示しているため）「仮に履行させる」と訳している。

⁴⁷⁸脚注56参照。

⁴⁷⁹「期日簿」＝「プムパスムサーン」。脚注395及び219条参照。

⁴⁸⁰「判決の要点を作成し…当事者に送付する」という部分について、助動詞の使い方が一貫していないように思われる。文頭では「must」にあたる、義務を表す助動詞「トーン」を使っているが、文末では「can」にあたる、可能を表す「コダイ」が使われている。「コダイ」は通常「can」にあたる助動詞「サーマート」や「will」にあたる助動詞「チャ」「アーチャ」などと組み合わせて使われ、その場合全体として可能 / 任意 / 許可を表すことが明確であるが、本文のような組み合わせであると、それが義務的なのか選択的なのかかわからない。文法上は「作成し」が義務的、「送付する」が選択的と読む余地もあるが、文脈上意味をなさない。訳ではいずれにも拠らない書き方にしている。なお、控訴審で対応する283条も同様。

第254条（新設） 判決内の間違いの訂正⁴⁸¹

印字、数の計算及びその他の技術的な間違いがあるときは、訂正しなければならないが、当該訂正は事件の事実及び判決の効果に影響を及ぼすものであってはならない。

判決の訂正は、当該裁判長の決定で行い、直ちに関係する当事者、各人民検察院の長又は判決執行関係の職員に送付しなければならない。

第255条（新設） 欠席裁判における判決の告知

欠席裁判があったときは、第一審裁判所は当事者を呼び出して告知し、判決告知にかかる記録を作成するとともに、その者に対して異議申立及び控訴申立の権利を告知しなければならない。

裁判所が、当事者に対して出頭して判決の告知を受けるよう3回にわたって召喚状を送付したにもかかわらず、当事者が村当局又はその他の関係機関による証明のある理由によらず出頭しないときは、裁判所は当該事件記録を執行に又は控訴若しくは異議申立があるときは審理のために控訴審裁判所に、それぞれ送付することができる。

当該当事者が、村当局の承認を得て従前の住所から転居しているときは、裁判所は、この法律の149条及び150条に定めるところにしたがい、掲示⁴⁸²又はマスメディアを通じた告知を行う。

第256条（新設） 欠席裁判に対する異議申立がある場合の手続

当事者が欠席裁判に異議申立を行い、裁判所に、その者の面前で審理、判決をやり直すよう求めるときは、当事者は、当該裁判所の所長宛に、従前の合議体をして、第一審裁判所の事件審理の規則に従って⁴⁸³再度その者の面前で検討させることを求める異議申立書を提出しなければならない。

当該欠席裁判は、新しい判決によって取り消される。

第257条（新設） 控訴申立がある場合の手続

判決の告知を受けた後、事件の当事者は、第一審として判決をした裁判所に対して、控訴申立を予約し⁴⁸⁴又は控訴申立書を提出して控訴を求める権利を有する。

⁴⁸¹ 本条は条文自体からは判決書作成前の話か後の話か明確ではない。しかし①条文の位置及び②一般的に、法廷で言い渡した判決と判決書の間には、事件の事実及び判決の効果に影響を及ぼさない程度の表現の違いがあることは、そもそも当然に許容されていると考えるのが実情であることからすると、本条は判決書送付後の訂正を想定していると考えるのが自然である。

⁴⁸² 「掲示」＝「ティップガートターンサーターラナ」。149条は「ティップガート」のみを用いており、「掲示」と訳している（脚注261参照）。「ティップガート」は掲示板等に掲示することで公に示すことを意味する。他方「サーターラナ」は「公」、「ターン」は手法を表す前置詞（「by」「through」など）であり、意味としては「ティップガート」と重複する。ここでは、149条と異なるラオ語であるが訳は同じ「掲示」としている。

⁴⁸³ 「第一審裁判所の事件審理の規則に従って」＝「タームラビヤップガーンピチャーラナーカディーユーサーンカントン」。脚注398参照。

⁴⁸⁴ 「控訴申立を予約し」＝「ドーイガーンジョーン…コーウトーン」。脚注16参照。

第一審裁判所は、裁判所の書式に沿って控訴申立書を審査し、併せて当該控訴が控訴期間の定めにも照らし適正であるか否か確認しなければならない。控訴申立書の内容に不完全又は不適切なものがあるときは、第一審裁判所は、控訴申立人に対して、当該不備を補正するよう指示しなければならない。適正であると判断されたときは、控訴申立書を受け取り、相手方当事者に告知しなければならない。

第一審裁判所は、控訴期間が経過しているときであっても控訴申立書を受け取らなければならない。しかし、裁判所は当事者に控訴申立書の提出が遅れた理由を明らかにさせなければならない。併せて、当事者に、期間を過ぎて控訴申立書を提出することの効果⁴⁸⁵を説明して理解させなければならない。

控訴の予約又は控訴申立書の提出があったときは、裁判所は、判決を行った日又は判決を告知した日から23日以内に、事件記録を控訴審裁判所に送付しなければならない。

第258条（改訂） 控訴されない第一審判決

地区人民裁判所並びに県人民裁判所、首都人民裁判所及び少年裁判所⁴⁸⁶の第一審判決であって、控訴又は異議申立期間内に、当事者によって控訴されず又は各人民検察院の長によって異議申立をされないものは、確定したものとする。

第一審裁判所は、当該事件記録を、判決を行った日又は判決を告知した日から23日以内に該当する判決執行局又はユニットに送付しなければならない。

第XII編

控訴審裁判所における訴訟手続

第1章

第一審の裁判に対する控訴及び異議申立の権利

第259条（改訂） 控訴審として判決⁴⁸⁷する権限を有する裁判所

県、首都人民裁判所は、地区人民裁判所が第一審として判決⁴⁸⁸した事件で当事者から控訴され又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、情報、証拠及び法律に従って、控訴審として判決をする権限を有する。

⁴⁸⁵ 270条参照。

⁴⁸⁶ 「少年裁判所」＝「サーンデク」。本条、259条及び323条にのみ出てくる。他は「少年部（カナサーンデク）」であり、実態としても少年事件（民事を含む）は通常裁判所の少年部が扱っており、独立の少年裁判所は存在しない（2017年9月現在）。この「少年裁判所」は2003年憲法79条2項（現行憲法91条2項）に基づく特別裁判所であり、2009年裁判所法（No. 09/NA, 2009年11月26日）24条3項、25条2項などでも言及されている。他方、少年事件手続法（No. 41/NA, 2013年12月20日）78条1項によると、特別裁判所たる少年裁判所が設置されていない場合は、県、首都裁判所の少年部がこれを扱うとしており、現状はこれに基づく。

⁴⁸⁷ 「判決」＝「ピパークサー」。厳密には控訴審以上の判決を指す。脚注15参照。

⁴⁸⁸ 「判決」＝「タッシン」。厳密には第一審判決を指す。脚注14参照。

地域人民裁判所は、県、首都人民裁判所及び少年裁判所⁴⁸⁹が第一審として判決した事件であって、当事者から控訴され又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、情報、証拠及び法律に従って、控訴審として判決をする権限を有する。

第260条（改訂） 控訴又は異議申立をする権利を有する者

原告、被告又は事件当事者のいずれかの側の第三者は、裁判所の命令、決定及び判決に対して控訴する権利を有する。

各人民検察院の長は、違法な又は理由が不十分な判決に対して異議申立をする権利を有する。

第261条（改訂） 第三者の判決に対する異議

第三者による判決に対する異議は、状況に応じて欠席裁判又は通常事件の手続きと同様に行う。

第三者が事件手続に最初から参加しておらず、事件が控訴審手続中であるときは、その者は、自身の正当な権利及び利益を侵害する第一審判決を取り消し、その者の面前で改めて審理、判決するよう、異議を申し立てる権利を有する。

第262条（改訂） 控訴及び異議申立の期間

当事者及び各人民検察院の長は、裁判所の第一審判決に対して、面前又は面前とみなされる場合は判決の日から、欠席の場合は判決を知った日から、それぞれ20日以内に控訴及び異議申立をする権利を有する。

裁判所の命令又は決定に対する控訴申立⁴⁹⁰については、命令又は決定を知った日から7日の控訴期間に服する。

控訴申立をする当事者は、法令に従い、預入金及び控訴費用を払う⁴⁹¹。

第263条（新設） 控訴申立

控訴は、第一審として判決をした裁判所に対して、控訴申立を予約し又は控訴申立書を提出して行う。

当事者は、第一審判決の情報、証拠に関する問題又は法律上の問題であって、自身が納得できない⁴⁹²もの又は第一審裁判所に対し訴え、[非訟を]申し立て若しくは反訴したも

⁴⁸⁹ 脚注486参照。

⁴⁹⁰ 「控訴申立」＝「コーウトン」。日本の「抗告」にあたるがラオ語では「控訴」と同じ。脚注237参照。なお、破棄審に関して本条に対応する290条では、「破棄申立又は異議申立は」と下線部がある。本条はこの部分が欠落している。

⁴⁹¹ 破棄審に関して本条に対応する290条では、3項で破棄申立の予約をしていながら破棄申立書を提出しない場合について、その提出期限を定めているが、控訴に関してはその規定（予約した場合にいつまでに破棄申立書を提出すべきか）が見当たらない。

⁴⁹² 「納得できない」＝「ボーポーチャイ」。直訳は「満足しない」。

のの検討されなかったものについて、控訴申立をすることができる。当事者が第一審裁判所に対して訴えず、[非訟を]申し立てず又は反訴しなかった問題については、控訴審裁判所は検討しても検討しなくてもよい⁴⁹³。控訴審裁判所において、当該問題に関する控訴申立に理由があると判断したときは、当該問題を検討させるべく、記録を第一審裁判所に差し戻す判決を行う。

仮執行判決、調停結果の執行命令⁴⁹⁴、精神障害者、解散する⁴⁹⁵法人、夫又は妻及び子どもに対する裁判所の強制措置命令⁴⁹⁶並びにその他の裁判所の一時的な強制措置命令は、控訴することができない。

第264条（新設） 控訴申立書⁴⁹⁷の記載事項

控訴申立書は、以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 控訴申立人の氏名、年齢、職業及び住所。
2. 控訴申立にかかる判決番号。
3. 控訴を申し立てる点並びにその理由及びそれを裏付ける証拠。
4. 控訴申立書を提出する年月日及び署名。

第265条（改訂） 控訴申立書又は異議申立書の提出にかかる規則

命令、決定及び判決に対する控訴又は異議申立をするときは、当事者又は各人民検察院の長は、第一審として事件の判決を行った裁判所を通じて、控訴審裁判所に対して、その控訴申立書又は異議申立書を提出しなければならない。

第一審裁判所が判決に対する控訴申立書又は異議申立書を受け取らず又は受け取りに時間がかかる⁴⁹⁸ときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴申立書又は異議申立書を直接控訴審裁判所に提出する権利を有する。

控訴申立期間の後であっても、控訴申立書又は異議申立書を受け取った第一審裁判所が、事件記録を控訴審裁判所に送付するのに遅れ、期間を経過したものであるときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴審裁判所に対して、当該事件を検討するよう求める権利を有する。

⁴⁹³ 一見すると273条2項と矛盾するように読める。脚注504参照。

⁴⁹⁴ 201条参照。「調停調書」（ポツバントウツクガンガイキヤ）ではなく「調停の結果」（ポンガンガイキヤ）という言い方をしている。

⁴⁹⁵ 「解散する」＝「トゥークニュップルーク」。直訳は「解散させられた」。38条1項4号、136条及び脚注247参照。

⁴⁹⁶ 原文では「…に対する」という意味の前置詞「トー」がそれぞれの語頭にあることにより、「強制措置命令」の対象として①精神障害者、②解散する法人、③夫又は妻、④子供が、並列の関係で規定されていることがわかりやすくなっている。

⁴⁹⁷ 「控訴申立書」＝「カムホーンコーウトーン」。日本の控訴理由書にあたる。脚注16参照。

⁴⁹⁸ 「時間がかかる」＝「ゲーニャーオ」。「Delay」の意味。現象としては前半の「受け取らず」に含まれるように思われる。

第266条（改訂） 控訴申立書又は異議申立書を取り下げる権利

当該控訴審裁判所の法廷における弁論終結まで、事件の当事者、第三者又は各人民検察院の長⁴⁹⁹は、自らの控訴申立書又は異議申立書の全部又は一部を取り下げる権利を有する。

控訴申立書又は異議申立書を取り下げたときは、事件の当事者、第三者又は各人民検察院の長は、再度控訴を申し立て又は異議を申し立てる権利を有しない。

第267条（新設） 控訴申立書を取り下げる場合の手続

第一審裁判所の命令、決定又は判決に対して控訴を申し立てた者が、控訴申立書を取り下げようとするときは、取下申立書を作成し、当該人民裁判所に検討してもらうよう提出しなければならない。但し、法廷における取下げは、書記官にこれを記録させる。

控訴の取下申立書を受け取ったときは、当該人民裁判所はこれを検討しなければならず、当該取下申立が法律又は国家若しくは社会の利益に抵触しないときは、それが控訴申立の全部取下げであるときは、裁判所は当該控訴申立書の取下決定⁵⁰⁰を出して事件記録を執行へと送付しなければならない。

控訴申立書の一部取下げの場合は、裁判所は取り下げられていない部分について検討する。当事者の異議申立書の取下げについては、控訴申立書の取下げと同様に行う。

第268条（改訂） 控訴又は異議申立の効果

判決に対する控訴又は異議申立は、控訴又は異議申立をされた判決の執行を停止する事由となる。但し、仮執行判決については、そのいずれかの部分や事項について控訴申立があったとしても、執行へと送付されなければならない。

裁判所の強制措置の適用に関する命令、決定に対する控訴又は異議申立は、事件手続を停止する事由とならない。

第2章

控訴審裁判所における事件の検討

第269条（新設） 控訴審としての検討のための事件の受理⁵⁰¹

控訴又は異議申立が、期限内に且つ控訴申立の規則に従って行われたときは、控訴審裁判所は、事件を受理し、規則に従って控訴審として検討する。裁判部の長は、事件記録を

⁴⁹⁹ 原文は「事件の当事者及び第三者又は人民検察院の長は」。「事件の」が「当事者」と「第三者」のみにかかることからこのような「及び」と「又は」の使い方がなされていると推測されるが、論理的には意味が乏しいため意識している。

⁵⁰⁰ 「取下決定」＝「カムシーカートハイトーン…」。脚注305参照。なお訴状等の取下の場合、第一審裁判所は命令によっていたが（177条3項）、本条において控訴審裁判所は決定でこれを行う。破棄審裁判所も同様（293条）。

⁵⁰¹ 「検討のための事件の受理」＝「ガーンハップアオカディーマーピチャーラナー」。「事件の受理」については脚注335参照。

裁判官に渡して、法廷における尋問の準備のために、調査をさせる。

第270条（新設） 期限を徒過した控訴申立書の検討

控訴審裁判所において、控訴申立書又は異議申立書が控訴の期限を徒過しているとはわかったときは、控訴審の裁判部は、当該事件を検討のために受理しない旨の判決を行い、当該事件記録を第一審裁判所に送付し、執行へと送付させる。但し、規則に従った控訴申立の予約があるときはこの限りでない。

控訴期間を経過したことによる、事件を検討のために受理しない旨の判決に対しては、破棄申立をすることができない⁵⁰²。

第271条（新設） 控訴審裁判所における事件の調査

控訴審裁判所における事件の調査は、主として控訴申立のあった問題について、情報、証拠及び法律上の問題に焦点を当てて精査する⁵⁰³。

第272条（新設） 控訴審裁判所における追加証拠の提出

当事者は、証拠と事件の出来事との詳細な関係及び当該証拠を第一審裁判所に提出しなかった理由を書面で示して、控訴審裁判所に対して追加証拠を提出する権利を有する。

控訴審裁判所は、当該情報、証拠を検討に付さなければならず、その証拠が重要なものであると判断されたときは、控訴審裁判所は第一審裁判所の判決を破棄する判決を出さなければならず、その後、事件記録をその追加提出された証拠とともに第一審裁判所の従前の裁判部に送付して改めて検討させる。

第273条（新設） 控訴審裁判所の検討の範囲

控訴審裁判所は、情報、証拠及び法律に関する問題であって、第一審裁判所が判決をし、控訴又は異議申立をされたものを検討する。

第一審裁判所が未だ審理、判決していない問題⁵⁰⁴又は当事者が控訴していない問題については、控訴審裁判所は控訴審として検討に付することができない。

第274条（新設） 人民検察院に対する事件記録の送付

控訴審裁判所は、事件記録を詳細且つ完全に調査したあと、[人民検察院が] その役割

⁵⁰² 原文は「…の判決は、破棄申立をする権利はないものとする」。日本語にすると主語と述語が整合的でないため意識している。

⁵⁰³ 「精査する」＝「ロンルック」。「ロンルック」は「深く掘り下げる」「熟慮する」といった意味で使われる言葉。

⁵⁰⁴ 一見して、263条2項第2文と矛盾するように読める。脚注493参照。思うに、起草者の意図としては、①当事者が第一審で訴えず、控訴審になって持ち出した論点については検討してもしなくてもよく（263条2項第2文）、②当事者が第一審で訴えたものの第一審裁判所が判断しなかった論点については当然に控訴理由となり（263条2項第1文）、③第一審に係属中の論点については、控訴審は検討することができない（本条2項）、といいたいのではないかと推測する。

に応じた監督を行えるよう⁵⁰⁵、事件の出来事の要約を作成し、事件記録とともに当該要約を該当する人民検察院に送付しなければならない。

人民検察官は、事件記録を受け取ってから30日以内に事件記録の精査⁵⁰⁶を完了しなければならない。その後、法廷における審理のために〔事件記録を〕控訴審裁判所に返却する。

第3章

控訴審裁判所における尋問手続

第275条 控訴審裁判所の期日に参加する者

控訴審裁判所は、期日に参加させるべく当事者を召喚しなければならない。

人民検察官は控訴審裁判所の期日に参加する権利を有する⁵⁰⁷。

当事者は、弁論の終結まで、証人が期日に参加して証言することを申し出、あるいは追加証拠を提出する権利を有する。

第276条（改訂） 控訴審裁判所における尋問の規則⁵⁰⁸

控訴審裁判所における尋問手続の規則は、この法律の222条から241条に定める第一審裁判所における尋問の規則に従う。

裁判長が規則に沿って開廷を宣言し、事件を担当する合議体構成員⁵⁰⁹が報告を行ったら、裁判長は、期日に参加している控訴申立人又は人民検察官に、その控訴又は異議申立の理由を法廷に向かって述べさせる。

法廷での尋問は控訴又は異議申立のあった問題に特化しなければならない。

追加証拠の提出があったときは、合議体は人民検察官及び期日の各参加者に知らせ、当事者をして当該証拠について説明⁵¹⁰させなければならない。弁論を終結して、人民検察官の意見を聞いた後、裁判長は、密室で事件の検討、判断を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言する。

密室での検討、判決の起案及びこれに下す意見、法廷における判決言渡し及びその延期については、第一審裁判所における規則に従う。

⁵⁰⁵ 検察の役割に対する起草者の意図について、脚注442参照。

⁵⁰⁶ 「精査」＝「コンクワー、クワッガー」。ここでは「コンクワー」と「クワッガー」に大きな意味の違いはなく、いずれも「調査する」という意味。併せて「精査」と訳している。

⁵⁰⁷ 検察の参加が義務なのか権利なのかは議論がある。脚注392参照。

⁵⁰⁸ 「尋問の規則」＝「ラビヤップガーンタイスワン」。具体的な法令としての「規則」ではなく、一般的な意味の「ルール」「やり方」といったニュアンスと思われる。「事件審理の規則」（ラビヤップガーンピチャーラナーカディー）に関する脚注398参照。

なお、300条は、破棄審における事件審理の規則は本条に従うとしており、「事件審理（ピチャーラナーカディー）の規則」と言う場合と「尋問（タイスワン）の規則」と言う場合で同じものを指していることがわかる。

⁵⁰⁹ 「合議体構成員」＝「カナサーン」。脚注416参照。

⁵¹⁰ 「説明」＝「アティバーイ、シージェーン」。「アティバーイ」も「シージェーン」も概ね「説明」の意味であり、書き分けていることに深い意味はない。

第277条（新設） 控訴審裁判所における判決

控訴審裁判所の合議体はラオス人民民主共和国の名の下に事件の判決を下す。

控訴審裁判所の判決は、表題部⁵¹¹、事件内容の部⁵¹²、手続概要の部⁵¹³、判断の部⁵¹⁴及び結論の部⁵¹⁵（主文）からなる。

表題部、事件内容の部及び判断の部は第一審判決のものと同様である。

手続概要の部には、それまでの事件手続の流れ、例えば判決、控訴申立等を記載する。結論の部には、当事者の参加不参加（出席か欠席か）⁵¹⁶、手続概要、事件内容⁵¹⁷、各問題に判断を下した結果、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び破棄申立又は異議申立の権利について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する。

第278条 控訴審裁判所の判決の種類

控訴審裁判所における判決には以下の種類がある。

1. 控訴申立の規則に従っていない場合、控訴申立書又は異議申立書を受理しない。
2. 控訴申立書又は異議申立書を棄却⁵¹⁸し、第一審裁判所の判決全部を承認する⁵¹⁹判決を行う。
3. 第一審裁判所の判決を一部又は全部変更して新たな判決を行う。
4. 判決を破棄⁵²⁰し、事件を第一審裁判所に差し戻して新たな合議体に、あるいは元の合議体が当事者のいずれかの申立⁵²¹又は各人民検察院の長による異議申立につい

⁵¹¹「表題部」＝「パークサヌー」。249条及び脚注455参照。

⁵¹²「事件内容の部」＝「パークヌーアカディー」。249条参照。

⁵¹³「手続概要の部」＝「パークフープカディー」。第一審判決にはない（249条参照）。本条のほか211条及び301条で使われるが、本条及び301条における用法は、211条と異なるように思われる。脚注390参照。本条の「手続概要」という訳は本条第4項に書かれている意味から意識している。直訳は「事件像」「事件の青写真」といった意味。

⁵¹⁴「判断の部」＝「パークウィニッサイ」。249条参照。

⁵¹⁵「結論の部」＝「パークタッシン」。249条参照。

⁵¹⁶「（出席か欠席か）」＝「（ソンナールーラプラン）」。原文も括弧書。

⁵¹⁷「手続概要」（フープカディー）及び「事件内容」（ヌーアカディー）はそれぞれ「手続概要の部」（パークフープカディー）及び「事件内容の部」（パークヌーアカディー）の記載内容と重複するように思われる。なお、日本語にすると不明確になるが、ラオ語の原文では、続く「…に判断を下した結果」が「各問題」にのみかかり、「手続概要」及び「事件内容」にかからないことは明確である。

⁵¹⁸「棄却」＝「ニョックルーク」。脚注467参照。

⁵¹⁹「承認する」＝「ヤンユーンアオマー」。「ヤンユーン」は「承認」「確認」「認証」といった意味。「アオマー」は「受け入れる」「採用する」といった意味。

⁵²⁰「破棄」＝「ロップラーン」。(1) 実体法上は「取消」と訳されることが多い。効力が無いことを公的権威が確認／確定／承認するといったニュアンスを持つ。実体法上の「ロップラーン」につき脚注86参照。(2) 訴訟上、日本の上告審にあたる「破棄審」は「カンロップラーン」といい、この破棄申立（上告申立）を「コーロップラーン」という。3条15号及び16号参照。(3) 本条の「ロップラーン」はいずれとも異なり、日本で「原判決を破棄し…」というときの「破棄」に相当する。

⁵²¹「いずれかの申立」＝「カムホーンコーアンダイアンヌン」。構文上、この「当事者のいずれかの申立（書）」と「各人民検察院の長による異議申立（書）」が並列の関係にあることから考えて、この「当事者の…申立（書）」は当事者が控訴審裁判所に対して申し立てた事項を指すものと思われる。

て未だ検討していないときは元の合議体⁵²²に、それぞれ検討させる。

5. 第一審裁判所の判決を、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄する。

6. 破棄申立又は異議申立の有無にかかわらず一部を仮に執行する。

控訴審裁判所の判決は、情報、証拠に関する限り最終審判決⁵²³とする。

控訴審裁判所は、判決を下した日から20日以内に判決書正本を3部作成しなければならない。

第279条（改訂） 判決の破棄又は変更をもたらす事由

第一審判決の破棄又は変更をもたらす事由には以下のものがある。

1. 事件の出来事の説明が不明確である場合。
2. 事件の全ての証拠を検討していない場合。
3. 裁判所の判断⁵²⁴が、事件の実際の出来事に適合していない場合。
4. 法律の適用が正しくない場合。
5. 民事事件手続の規則違反がある場合。
6. 第一審裁判所が判断を示していながら [結論において] 判決せず⁵²⁵又は何らかの問題について検討していない場合及びその他の事由。

第280条（新設） いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく判決を破棄する場合

控訴審裁判所は、以下の場合、第一審裁判所の判決を検討のうえ、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄することができる。

1. 事件の当事者の一方が、手続中に承継人なく死亡した場合。
2. 事件の当事者たる法人が、手続中に承継人なく解散し又は裁判所の破産判決を受けた場合。
3. 原告に訴える権利がない事件。
4. 以前に判決が出されている事件。
5. 訴えの時効が完成している事件。

⁵²² 「新たな合議体」/「元の合議体」=「カナマイ」/「カナガオ」。「マイ」は「新しい」（転じて「別の」）。「ガオ」は「古い」（転じて「元の」「同じ」）。「カナ」は委員会等とであるが、ここで何を指すかは明確ではない。裁判部（カナサーン）や合議体（カナサーンタッシン）を省略して「カナ」とのみ言うことはあり得る。その場合、ラオスでは民事部等の裁判部は各裁判所に一つずつしかないため（民事部が複数ある裁判所はない）、「新しい（別の）裁判部」というのはおかしく、合議体であれば理解可能である。

⁵²³ 「情報、証拠に関する限り最終審判決」とあるが、日本の事実審 / 法律審の考え方と若干異なり、破棄審（日本の上告審）であっても事実認定は見直しうる（296条及び304条1号参照）。「最終審」というのは、事実に関する主張や証拠の提出についてであり、「情報、証拠に関する限り」という点にはその意味が込められている。

⁵²⁴ 「判断」=「ウィニッサイ」。

⁵²⁵ 「判断」=「ウィニッサイ」, 「判決」=「タッシン」。

第281条（新設） 判決破棄のうえ事件記録を差し戻して第一審裁判所に再検討させる場合

控訴審裁判所は、以下の場合に、検討のうえ第一審裁判所の判決を破棄する判決を行い、事件記録を差し戻して第一審裁判所に再検討させることができる。

1. 第一審裁判所の判決が、未だ全ての証拠を検討していない場合。
2. 第一審の審理、判決の基礎となるべき重要な追加証拠が控訴審裁判所に提出された場合。
3. 第一審裁判所にとって検討の必要があるような何らかの要求が当事者からなされた場合。
4. 合議体の構成が違法⁵²⁶であった場合。
5. 民事事件手続に関する法令違反⁵²⁷があった場合。

第282条（新設） 第一審裁判所による再検討

第一審裁判所は、控訴審裁判所が差し戻した事件を、情報、証拠及び法律に基づいて検討し、新たに判決を下さなければならない。

第一審裁判所は、それが情報、証拠に裏付けられていると判断するときは⁵²⁸、控訴審裁判所の判断に沿って審理、判決を行う。

第283条（新設） 当事者に対する判決の要点の作成

事件に判決を下した控訴審裁判所が、この法律の278条に定める期間に従って判決正本を作成することができないときであって、当事者から求めがあるときは、期日簿に記録されているところにしたがって判決の要点を作成し、裁判長が署名をして当事者に事前に送付する⁵²⁹。

第284条（新設） 破棄申立又は異議申立がない場合の手続

控訴審裁判所の判決が破棄申立又は異議申立をされないときは、控訴審裁判所は、破棄申立期間が満了してから3日以内に、判決書を事件記録とともに第一審として判決を行った人民裁判所に送付しなければならない、もって〔第一審裁判所をして〕該当する判決執行局又はユニットに送付させる。

第285条（新設） 破棄申立又は異議申立があった場合の手続

⁵²⁶ 「違法」＝「ポートウクトーン」。直訳は「適正でない」「正しくない」であるが、法令に照らし「適正でない」「正しくない」という意味と思われる。

⁵²⁷ 「法令違反」＝「ラムートラビヤップゴツマイ」。

⁵²⁸ 「情報、証拠に裏付けられていると判断するときは」＝「ムーアヘンワーミーコームーンラクターン トワチン」。直訳すると「真の情報、証拠があると見えるときは」。「真の情報、証拠がある」を「情報、証拠に裏付けられている」と訳している。

⁵²⁹ 脚注480参照。

判決の告知を受けた後、事件の当事者は、控訴審として判決をした裁判所に対して、破棄申立を予約し又は破棄申立書を提出して破棄を求める権利を有する。

控訴審裁判所は、裁判所の書式に沿って破棄申立書を審査し、併せて当該破棄申立書が破棄申立期間の定めにも照らし適正であるか否か確認しなければならない。破棄申立書の内容に不完全又は不適切なものがあるときは、控訴審裁判所は、破棄申立人に対して、当該不備を補正するよう指示しなければならない。適正であると判断されたときは、破棄申立書を受け取り、相手方当事者に告知しなければならない。

破棄申立書が、法律上の問題ではなく又は事件に関係がなく、裁判所が当事者に訂正を指示し且つ当事者が破棄審の権限と責務を理解するよう説明したにもかかわらず、その者が訂正を拒み、なお従前の破棄申立のとおり主張する⁵³⁰ときは、控訴審裁判所は、法定の手続をとる⁵³¹ために破棄申立書を受理しなければならない。

第286条（新設） 破棄申立の禁止⁵³²

以下の控訴審裁判所の判決に対しては破棄申立をすることができない。

1. 被告が原告の訴えを認諾した場合において、その第一審裁判所の判決を維持する控訴審の判決。
2. 国家所有権に関する事件。
3. 通行の許可⁵³³を求める事件。
4. 価額が2000万キープを超えない事件。
5. 第一審裁判所に再度検討するよう差し戻す控訴審の判決。
6. 控訴申立書が予約されながら控訴申立書が提出されなかった第一審裁判所の判決。
7. 当事者が期間を経過して控訴を申し立てた場合において、第一審裁判所の判決を維持する控訴審裁判所の判決。
8. 第一審裁判所に申し立てなかった問題であって、控訴審裁判所が検討に付したものの。

⁵³⁰「主張する」＝「ヤンユーン」。「確認する」「認証する」等であるが、ここでは自らの主張が従前のおりであることを認める / 確認する / 宣言するといったニュアンスと思われる。「主張する」というのは意識。

⁵³¹「法定の手続をとる」＝「ダムヌーンタームカントーンコーンゴツマイ」。直訳すると「法律の手順に沿った手続を行う」。「ダムヌーン」と「カントーン」にはニュアンスの違いがあるが、日本語に訳するといずれも「手続」といった意味に近い。

⁵³²「禁止」＝「ポーアヌニャート」。直訳は「許さない」。

⁵³³「通行の許可」＝「アヌニャートハイターンパーン」。「アヌニャート」は「許可」。「ターンパーン」は「通るための道」「通路」（脚注358参照）。なお、「ターンパーン」がすでにテクニカルタームとなっているという見方をすれば、「ハイ（＝give）ターンパーン」で「通路開設」といった訳も可能と思われる。

第Ⅳ編

破棄審裁判所における訴訟手続

第1章

裁判所の判決⁵³⁴に対する破棄申立又は異議申立の権利

第287条（改訂） 破棄審として判決する人民裁判所

最高人民裁判所は、地域裁判所が控訴審として判決をした事件であって、当事者から破棄申立をされ又は各人民検察院の長⁵³⁵から異議申立をされた事件について、破棄審として且つ最終の法律審⁵³⁶として判決を行う。

地域裁判所は、県、首都人民裁判所が控訴審として判決した事件であって、当事者から破棄申立をされ又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、破棄審として且つ最終の法律審として判決する権限を有する。

第288条（改訂） 破棄申立をする権利を有する者⁵³⁷

原告、被告若しくは第三者であって事件の当事者である者⁵³⁸又は各人民検察院の長は、裁判所の命令、決定及び判決に対して、破棄申立又は異議申立をする権利を有する。破棄申立をする者又は異議申立をする各人民検察院の長は、自身の破棄申立又は異議申立の理由を裁判所に説明しなくてはならない。

控訴又は異議申立をされなかった第一審裁判所の判決に対しては、破棄申立をすることができない⁵³⁹。

第289条（新設） 破棄申立

破棄申立は、控訴審として判決をした裁判所に対して、破棄申立を予約し又は破棄申立書を提出して行う。

⁵³⁴ 「判決」＝「カムピパークサー」。判決と訳しているが厳密には控訴審以上の判決を指すため、ここでは控訴審判決のみを意味し、第一審判決は含まれない。脚注14及び15参照。

⁵³⁵ 原文は「人民検察院の長」。「各」を敢えて付けていることについては脚注29参照。なお、本条1項の場合、異議申立をしうる人民検察院は「北部地域人民検察院」「中部地域人民検察院」「南部地域人民検察院」に限られる。

⁵³⁶ 「最終の法律審」＝「カン…スッターイターンダーンゴッマーイ」。原文が正に「法律審」という言い方をしているが、日本の「法律審」と若干異なる。脚注523参照。

⁵³⁷ 控訴審において本条に対応する260条は「控訴申立又は異議申立をする権利を有する者」と下線部が加わる。本条も本文を読むと異議申立にも言及しており、タイトルが不完全である印象を受ける。

⁵³⁸ 原文は「原告、被告若しくは第三者」の後に関係代名詞「スン」を挟んで「事件の当事者である」と続く。第三者は当事者ではないので（70条、75条）、この部分の書き方は誤解を招く。

なお、控訴審において対応する260条では「原告、被告又は第三者」の後に「いずれかの側の」という句があり、その後関係代名詞「スン」を挟んで「事件の当事者である」と続く。そのため、同条の訳においては関係代名詞以下が「いずれかの側」を修飾するものとして訳しているが、本条のように第三者を当事者であるかのように誤解する向きがあるとすると、同条も「原告、被告又はいずれかの側の第三者であって当事者である者は」と訳するのが正しいのかもしれない。

⁵³⁹ 本項の趣旨は明確ではないが、字義どおり当然のことを確認的に規定するだけではないかと思われる。

当事者は法律上の問題についてのみ破棄申立をすることができ、当事者が事件の中身⁵⁴⁰に関する問題について破棄申立を行っても、破棄審裁判所はこれを検討することはできない。

破棄申立書は、以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 破棄申立人の氏名、年齢、職業及び住所。
2. 破棄申立にかかる判決番号。
3. 破棄を申し立てる点及び法律上の根拠。
4. 破棄申立書を提出する年月日及び署名。

第290条（改訂） 破棄申立期間⁵⁴¹

当事者及び各人民検察院の長は、控訴審裁判所の判決に対して、面前又は面前とみなされる場合は判決の日から、欠席の場合は判決を知った日からそれぞれ30日以内に破棄申立及び異議申立をする権利を有する。

控訴審裁判所の命令又は決定に対する破棄申立又は異議申立については、知ってから10日以内とする。

当事者が破棄申立を予約しながら控訴審裁判所に対して期限内に〔破棄〕申立書を提出することができなかったときは、〔破棄審が〕当該事件の検討を開始するまで、当該申立書を破棄審裁判所に対して提出することができる⁵⁴²。

第291条（新設） 破棄申立書又は異議申立書の提出にかかる規則

控訴審の命令、決定及び判決に対して破棄申立又は異議申立をするときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴審として事件を検討した裁判所を通じて、破棄審裁判所に対して、その破棄申立書又は異議申立書を提出しなければならない。

控訴審裁判所が判決に対する破棄申立書又は異議申立書を受け取らず又は受け取りに時間がかかる⁵⁴³ときは、当事者又は各人民検察院の長は、破棄申立書又は異議申立書を直接破棄審裁判所に提出する権利を有する。

破棄申立期間の後であっても、破棄申立書又は異議申立書を受け取った控訴審裁判所が、事件記録を破棄審裁判所に送付するのに遅れ、期間を経過したものであるときは、当事者又は各人民検察院の長は、破棄審裁判所に対して、当該事件を検討するよう求める権利を有する。

⁵⁴⁰ 「事件の中身」＝「ヌーアカディー」。249条4項等では、「ヌーアカディー」という言葉を当事者の主張を含むものとして使っているが、本条の「ヌーアカディー」は「出来事の事実的側面」をいいたいのではないと思われる。

⁵⁴¹ 前々条同様、「又は異議申立の」が抜けているように思われる。脚注537及び262条参照。

⁵⁴² 本項に対応する規定が控訴審に関して欠けていることについて脚注491参照。なお、「検討の開始」が具体的にどの時点なのかは不明確である。

⁵⁴³ 脚注498参照。

第292条（改訂） 破棄申立の権利を行使する方法

破棄申立をする当事者は、法令に従い、預入金及び破棄申立費用を支払う。

破棄申立書又は異議申立書は、当該事件に控訴審として判決を下した裁判所を通じて、地域人民裁判所又は最高人民裁判所に提出されなければならない。当該控訴審裁判所は、破棄申立をする者に、破棄申立期間、破棄申立書の記載、破棄申立費用及びその者の権利などについて指示しなければならない。控訴審裁判所は、破棄申立期間が経過しているときであっても破棄申立書を受け取らなければならない。

破棄申立書又は異議申立書を受け取った後、控訴審裁判所は、その申立書を受け取った日から7日以内に、他方当事者に通知をしなければならない。破棄申立又は異議申立の期間が経過しているときは、控訴審裁判所は、3日以内に、破棄申立書又は異議申立書を事件記録と共に破棄審裁判所に送付しなければならない。

第293条（新設） 破棄申立書を取り下げる権利

裁判所に破棄申立書を提出した当事者は、自身の申立書を取り下げる権利を有する。

控訴審の命令、決定又は判決に対する破棄申立書又は異議申立書の取下げは、書面で行うべき人民裁判所⁵⁴⁴にこれを提出して行う。

破棄審裁判所の裁判部は、当該破棄申立又は異議申立の取下申立書が、法律又は国家若しくは社会の利益に抵触しないときは、当該取下申立を検討に付さなければならず、もって裁判部は当該破棄申立書又は異議申立書の取下決定⁵⁴⁵を出して、事件記録をしかるべき判決執行局又はユニットへと送付しなければならない。但し他の者による破棄申立が別途ある場合はこの限りでない。

第294条 破棄申立書提出の効果⁵⁴⁶

破棄審裁判所に提出された当該破棄申立書又は異議申立書は、破棄申立又は異議申立をされた判決の執行を停止する事由となる。但し、この法律の251条に定める仮執行判決についてはこの限りでない。

第2章

破棄審裁判所における事件の検討手続⁵⁴⁷

第295条（新設） 破棄審としての検討のための事件の受理

破棄審が事件記録を受け取ったら、裁判部の長は、裁判官の一人にこれを渡して、判決

⁵⁴⁴「しかるべき人民裁判所」＝「サーンパサーソンティークョコーン」。控訴審裁判所を指すのか破棄審裁判所を指すのか不明。タイミングに拠るためにこのような書き方になっているのか。

⁵⁴⁵「取下決定」＝「カムシーカートハイトーン」。脚注305及び498参照。なお498条と異なり本条は「決定」（カムシーカート）である。

⁵⁴⁶異議申立につき脚注537及び268条参照。

⁵⁴⁷「手続」＝「カントーン」。前編2章のタイトルと若干異なり、「手続」にあたる言葉がついている。

を出す準備のために調査をさせる。

破棄申立書又は異議申立書が破棄申立の期限を徒過しているとわかったときは、破棄審の裁判部は、当該事件を検討のために受理しない旨の判決を行い、当該事件記録を第一審として判決した裁判所に送付し、もってしかるべき判決執行局又はユニットへと送付させる。

第296条（新設） 破棄審裁判所による事件の調査

破棄申立が期限内に行われたときは、破棄審裁判所は、当該破棄申立書が法律上の問題⁵⁴⁸に関するものであるか否か調査、検討しなければならず、それが法律上の問題であるときは、破棄審裁判所は、事件の出来事の認定⁵⁴⁹及びその法律や手続に関する規則の適用について調査しなければならない。

法律上の問題ではないときは、破棄審裁判所は検討することができない。

事件記録を受け取ったあと、裁判官は3ヶ月以内に調査を終えなければならず、その期間内に終えられないときは、裁判官はこの法律の30条に定めるところに従い、期間延長の申し出をしなければならない。

第297条（新設） 人民検察官への事件記録の送付⁵⁵⁰

破棄審裁判所は、事件記録を詳細且つ完全に調査したあと、[人民検察院が]その役割に応じた監督を行えるよう、事件の出来事の要約を作成し、事件記録とともに当該要約を該当する人民検察院に送付しなければならない。

人民検察官は、事件記録を受け取ってから30日以内に事件記録の精査を完了しなければならない。その後、法廷における審理のために[事件記録を]破棄審裁判所に返却する。

第298条 破棄審における事件の検討の範囲

破棄審裁判所は以下について検討する。

1. 訴訟手続に関する法の適用。
2. 出来事の解釈。
3. 事件の中身及び出来事への条文、法律の適用。

第299条 法廷での尋問を開かずにする判決

情報、証拠に基づく出来事などは、控訴審裁判所が下した判決をもって最終的な判断とする⁵⁵¹。

⁵⁴⁸ 本条からわかるように「法律上の問題」の意味に注意が必要。なお脚注523及び536参照。

⁵⁴⁹ 破棄審でも事実認定を見直さう。脚注523参照。

⁵⁵⁰ 本条本文は控訴審に関する274条とほぼ同じであるが、タイトルが若干異なる。深い意味は無いと思われる。

⁵⁵¹ 「最終的な判断とする」＝「ハイトゥーワーペンティーンストレーオ」。直訳は「すでに終わったものとみなす」。

破棄審裁判所は、取調べ及び尋問を改めてすることなく、事件記録に基づき法律に関してのみ判決する。必要がある場合、破棄審裁判所は当事者を召喚して破棄審裁判所における訴訟手続に参加させ又は事件の実際の出来事に関する調査を行うことができる。

第300条 破棄審裁判所における事件審理の規則⁵⁵²

破棄審裁判所における事件審理の規則は、この法律の276条に定めるところに従う。

破棄審裁判所は、事件記録を受け取った日から3ヶ月以内に事件の審理を終えなければならない。

裁判長が規則に従って開廷を宣言し、事件を担当する陪席裁判官が[事件の]報告を行ったあと、裁判長は、期日に参加している破棄申立人又は人民検察官に、その破棄申立又は異議申立の理由を法廷に向かって述べさせる。

期日に当事者を召喚していないときは、担当者の報告及び人民検察官の意見を聞いたあと、裁判長は、密室で事件の検討、判断を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言し、その後、法廷で判決を宣言ないし読み上げる⁵⁵³。

第301条（新設） 破棄審裁判所における判決

破棄審裁判所の合議体はラオス人民民主共和国の名の下に事件の判決を下す。

破棄審裁判所の判決は、表題部⁵⁵⁴、事件内容の部⁵⁵⁵、手続概要の部⁵⁵⁶、判断の部⁵⁵⁷及び結論の部⁵⁵⁸（主文）からなる。

表題部、事件内容の部及び判断の部は第一審判決のものと同様である。

手続概要の部には、それまでの事件手続の流れ、例えば判決、控訴申立等を記載する。結論の部には、手続概要、事件内容⁵⁵⁹、判決の法的な効果、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び判決の強制執行力について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する。

第302条（改訂） 破棄審裁判所の判決の種類

破棄審裁判所における判決には以下の種類がある。

1. 破棄申立の規則に従っていない場合、破棄申立書又は異議申立書を受理しない。

⁵⁵² 「事件審理の規則」 = 「ラビヤップガーデンピチャーラナーカディー」。脚注398参照。

⁵⁵³ 「宣言ないし読み上げる」 = 「パガートルーアーン」。脚注452参照。

⁵⁵⁴ 「表題部」 = 「パークサヌー」。249条及び脚注455参照。

⁵⁵⁵ 「事件内容の部」 = 「パークヌーアカディー」。249条参照。

⁵⁵⁶ 「手続概要の部」 = 「パークフープカディー」。脚注513参照。

⁵⁵⁷ 「判断の部」 = 「パークウィニッサイ」。249条参照。

⁵⁵⁸ 「結論の部」 = 「パークタッシン」。249条参照。

⁵⁵⁹ 「手続概要」 = 「フープカディー」, 「事件内容」 = 「ヌーアカディー」。脚注517参照。

2. 破棄申立書又は異議申立書を棄却⁵⁶⁰し、控訴審裁判所の判決全部を承認する⁵⁶¹判決を行う。
3. 控訴審裁判所の判決を、下級審裁判所が確定した出来事に基づきつつ法律面で一部又は全部変更して新たな判決を行う。
4. 判決を破棄⁵⁶²し、事件を控訴審裁判所に差し戻して新たな合議体に、あるいは元の合議体が当事者のいずれかの申立⁵⁶³又は各人民検察院の長による異議申立について未だ検討していないときは元の合議体⁵⁶⁴に、それぞれ検討させる。
5. 控訴審裁判所の判決を、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄する。

第303条（新設） いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく判決を破棄する場合

破棄審裁判所は、この法律の280条に定める事由があるときは、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく控訴審裁判所の判決を破棄することができる。

第304条 判決破棄のうえ差し戻して控訴審判決に再検討させる場合

破棄審裁判所は、以下の場合に、控訴審裁判所の判決を破棄する判決を行い、事件記録を差し戻して控訴審裁判所に再検討させることができる。

1. 控訴審裁判所による出来事の認定が正しくない場合。
2. 控訴審裁判所において控訴されながら検討していない事項がある⁵⁶⁵場合。
3. 第一審裁判所に訴訟手続に関する規則の違反があるにもかかわらず、控訴審裁判所がこれを承認する判決を行っている場合。
4. 控訴審裁判所が事件の争いを解決するにあたり法律を誤って適用している場合。
5. 法律が定めるその他の問題がある場合。

第305条（改訂） 控訴審裁判所における再検討

控訴審裁判所は、破棄審裁判所が差し戻した事件を、情報、証拠及び法律に基づいて検討し、新たに判決を下さなければならない。

控訴審裁判所は、それが情報、証拠に裏付けられており⁵⁶⁶且つ法的にも正しいと判断するときは、破棄審裁判所の判断に沿って審理、判決を行う。

⁵⁶⁰ 「棄却」 = 「ニョックルーク」。脚注467参照。

⁵⁶¹ 「承認する」 = 「ヤンユーンアオマー」。脚注519参照。

⁵⁶² 「破棄」 = 「ロップラン」。脚注520参照。

⁵⁶³ 「いずれかの申立」 = 「カムホーンコーアンダイアンヌン」。脚注521参照。

⁵⁶⁴ 「新たな合議体」 / 「元の合議体」 = 「カナマイ」 / 「カナガオ」。脚注522参照。

⁵⁶⁵ 「控訴されながら検討していない事項がある」 = 「ポーナムアオバンハーダイヌンティーコーウトー
ンマーピチャーラナー」。直訳は、「控訴された事項のいずれかを検討に付していない」。

⁵⁶⁶ 脚注528参照。

第306条（改訂） 破棄審裁判所の判決に基づく判決

控訴審裁判所の新たな合議体による判決が破棄審裁判所の判決と異なる判断を下した場合で、当事者が破棄申立をしないときは、対応する⁵⁶⁷人民検察院の長は破棄審裁判所に異議を申し立てる義務を負う。

その事件の再検討において、破棄審裁判所が再度同じ判断をし、事件を控訴審裁判所に再度差し戻したときは、控訴審裁判所の新たな合議体は当該破棄審裁判所の判断に拘束される⁵⁶⁸。

第XIV編

判決⁵⁶⁹の執行⁵⁷⁰

第307条（新設） 判決の執行

判決の執行とは、侵害又は損失を被った国家、集団⁵⁷¹及びラオス国民⁵⁷²の権利及び利益を回復するため、この法律の308条に規定する確定した裁判を適正に執行し且つ実現することである。

第308条（新設） 執行に付される裁判

執行に付される裁判は以下である。

1. 地区人民裁判所又は⁵⁷³県、首都人民裁判所における第一審の民事事件の命令、決定及び判決であって確定したもの。
2. 県、首都人民裁判所及び地域人民裁判所における控訴審の民事事件の命令、決定及び判決であって確定したもの。
3. 最高人民裁判所及び地域人民裁判所における破棄審の民事事件の命令、決定及び判決であって、いずれの審級にも差し戻して再検討させないもの。
4. 仮執行を付した判決。
5. 裁判所による調停調書の執行命令。
6. 外国の裁判所による確定した命令、決定及び判決であって、ラオス人民民主共和

⁵⁶⁷「対応する」＝「ティーキョコーン」。直訳は「関係する」。ここでは、例えば中部地域人民裁判所における控訴審が問題となっているなら中部地域人民検察院というように、当該審理を担当する人民検察院を指す。

⁵⁶⁸「…に拘束される」＝「トーンダイパティバットターム…ヤーンデッカート」。直訳すると「…に絶対的（ないし確定的）に従わなければならない」。

⁵⁶⁹「判決」＝「カムタッシンコーンサーン」。厳密には「裁判所の判決」。日本語では「判決」が裁判所のものであることは自明なので省略している。

⁵⁷⁰「執行」＝「パティバット」。307条のタイトルの「執行」は「ジャットアンパティバット」。両者はほぼ同じ意味といえる。

⁵⁷¹「集団」＝「ルワンムー」。

⁵⁷²「ラオス国民」＝「ポンラムーアン」。

⁵⁷³「又は」＝「ルー」。次号以下は「及び」（＝「レ」）を使っている。両者の使い分けが曖昧である点については脚注53参照。

国の人民裁判所が承認して執行させるもの。

7. 国内の並びにラオス人民民主共和国が締結、加盟する二国間及び多国間条約⁵⁷⁴に基づく場合は国外の経済紛争解決委員会⁵⁷⁵による調停調書及び仲裁判断。

第309条（新設） 裁判の効力⁵⁷⁶

この法律の308条に規定する確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決は、あらゆる党組織、国家機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、企業及び全国民が尊重しなければならない。関係者及び機関は厳格に履行しなければならない。

確定した人民裁判所の命令、決定、第一審判決及び上訴審判決は一切変更することはできない。但し、再審が行われる場合はこの限りでない。

第310条（新設） 裁判所の判決の執行方法

該当する判決執行官⁵⁷⁷は、判決を調査して事件の当事者を呼び出し、裁判所の当該裁判について、その内容を説明するとともに、民事上の責任ないし損害賠償を負う者の現実の経済状況を踏まえて⁵⁷⁸、執行期限を設定し履行を促す⁵⁷⁹。

執行される者が任意に履行しない⁵⁸⁰ときは、判決執行官は、状況に応じて、その者の月給その他の収入から天引きする命令又はその者の財産を競売⁵⁸¹ないし清算に使うために押収し若しくは差し押さえる⁵⁸²命令を発する。

これらに加え、判決執行官は、裁判所の裁判を実現するために必要なその他の命令を発する権限を有する。

手段、手続の詳細は判決執行法⁵⁸³に従う。

第311条（新設） 判決執行の停止

判決執行官は、以下の場合に判決の執行を停止する。

1. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が死亡し、相続人がいる場合。
2. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が行為能力を喪失し又は精神に異常を来し

⁵⁷⁴ 脚注36参照。

⁵⁷⁵ 「経済紛争解決」はラオスのADRであるが、これが概ねADR一般を意味する言葉として使われていることにつき、脚注74参照。また「(同)委員会」について脚注75参照。

⁵⁷⁶ 「効力」＝「ポンサクシット」。「効果」「効力」といった意味。

⁵⁷⁷ 「判決執行官」＝「パナッガーンジャッタパティバットカムタッシンコーンサーン」。直訳は「裁判所の判決執行職員」。司法省の職員である。

⁵⁷⁸ 「踏まえて」＝「ドーイーンサイグーアンカイ…」。直訳は「…の条件に基づいて」。

⁵⁷⁹ 「執行期限を設定し履行を促す」＝「ネナム、ブックラドムレワーンガムノットウエラー」。原文は「指示し、促進し、設定する、期限を」という意味になる。意味上の重複等があることから意識している。

⁵⁸⁰ 「履行しない」＝「ポーニョームパティバット」。「ニョーム」は「give up」の意味。

⁵⁸¹ 「競売」＝「カーイレラン」。類似の言葉や制度につき、脚注639参照。

⁵⁸² 「押収し若しくは差し押さえる」＝「ニュッルーアーニャット」。強制措置（第VII編参照）において、「ニュッ」は「[一時的]押収」、「アーニャット」は「[仮]差押え」と訳していたもの。脚注22及び24参照。

⁵⁸³ 2008年判決執行法（No. 04/NA，2008年7月25日）。

た⁵⁸⁴場合。

3. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が公務で執行の地以外の地におり又は治療中である場合。
4. 民事上の責任ないし損害賠償を負う法人が解散し又は破産した⁵⁸⁵場合。
5. 法律の定める期間内に再審が行われ、最高人民検察院の長による〔執行の〕停止の指示⁵⁸⁶がある場合。
6. 判決執行法に定めるところに従い、各人民検察院の長による〔執行の〕停止の指示がある場合⁵⁸⁷。
7. 確定した判決が現実と整合しない⁵⁸⁸ために、執行が不可能である場合。
8. 司法部門⁵⁸⁹と調整したうえで⁵⁹⁰、国会に対する救済申立⁵⁹¹がある場合。

判決の執行を停止する上記の事由がなくなったときは、執行を再開する。

第312条（新設） 判決執行の終了

判決の執行は、以下の事由がある場合に終了する。

⁵⁸⁴「精神に異常を来した」＝「ペンコンシアチット」。「ペン」は「become」,「コンシアチット」は「狂った人」等。脚注82参照。なお、行為能力については実体法上十分な理解がされておらず、時として事実状態を指す言葉のように使われる。ここで行為無能力者と精神障害者を併記するのも同様の理解に基づくか若しくは読み手の同様の理解に配慮したものと考えられる。

⁵⁸⁵「解散」も「破産」も原文は受動態で表現されている。脚注247参照。

⁵⁸⁶「指示」＝「サヌー」。実務上は執行停止そのものを目的とした指示が発せられるということではなく、精査のために、最高検から司法省の執行部門に対して事件記録の原本が請求され、これを渡すことで執行部門の手に事件記録がなくなるため、当然に執行が停止するという扱いになっているという。

⁵⁸⁷判決執行法（脚注583参照）49条4号、43条及び41条。同法41条が一般的な停止事由を定めるところ、再審以外の事由についても、検察は、これらの事由があることをもって、司法省等に対して執行の停止を要請する権限がある（同法49条4号）。しかしながら同法41条が、表現や細部に違いはあるものの本質的には本条（311条）と一致する性質のものであることから、本条本号（判決執行法に基づく検察の指示による停止）は結局本条のその他の各号を繰り返すものでしかない。

⁵⁸⁸「現実と整合しない」＝「ボーコンカップトワチン」。「事実と異なる」「現実に沿わない」といった意味。

⁵⁸⁹「司法部門」＝「カネーンガンニュティットム」。「カネーンガン」は「部門」「sector」等を意味する。ここでは司法省など国家の司法部門を指すと思われる。

⁵⁹⁰「司法部門と調整したうえで」という制限を加えている趣旨は明確ではない。しかしラオスでは、国会を通すことで再審申立期間（1年）を超えて再審を行わせるということが現実に起きているようであり（2012年改正時の議論）、国会に対する請願と再審の関係が問題となっているという背景がある（最高裁や最高検の見解としては、国会からの介入があっても再審期間を徒過した事件の再審を決定することはできないとしている）。このような問題意識から、何らかの形で国会の介入を制限しようとしたのではないかと推測される。

⁵⁹¹「救済申立」＝「ホーンコークワームペンタム」。「救済申立」と訳しているが、字義としては「正義を求める申立」といった意味になる。

請願法（No. 53/NA, 2014年12月15日）によると、ラオスでは国民から国家に対して請願する手段が3つあり、①行政機関に対するもの、②警察、検察又は裁判所に対するもの、③国会に対するものである（同法2条2項）。訴えは②の中に位置づけられる。本号の「国会に対する請願」は③を指す場合に使われる言い回しである。

「請願法」というときの「請願」は「ホントウック」というラオ語を使っており、このラオ語は正に「請願」の意味である。他方上記①～③はこの「請願」の下位概念であり、「請願」という訳語を使うと紛らわしくなることから、敢えて「請願」ではない別の訳語をあてている。

1. 裁判所の裁判が完全に執行された場合。
2. 債権者が権利を放棄した場合。債権者が召喚を受けながら、十分な理由なく3回にわたって執行官のもとに出頭しないときは、上記同様に権利を放棄したものとみなす。
3. 執行を受ける者が死亡し、法律上その財産及び権利義務が相続されない⁵⁹²場合。
4. 判決が変更、取下げ又は取消⁵⁹³をされて当事者に義務がなくなった場合。

判決執行が終了したときは、判決執行官は判決執行局又はユニットの長に報告し、事件終結命令⁵⁹⁴を発してもらい、当事者、人民検察官、選挙区の国会事務所及び地方当局⁵⁹⁵に通知する。

第XV編 再審⁵⁹⁶

第313条 検討を再開する場合の事件の受理

再審とは、当事者の請求⁵⁹⁷に基づき又は最高人民検察院の長の責務により行われる手続

⁵⁹²「財産及び権利義務が相続されない」と訳したが、原文は厳密には「他人に相続される財産、権利及び義務がない」という表現になっている。この表現はラオスの相続制度を前提としている。すなわち、ラオスでは相続人は相続した積極財産の範囲内でしか債務を承継しない（相続法（No. 02/NA, 2008年12月8日）56条1項）。そのため、しかるべき財産（消極財産を超える積極財産）があつて初めて相続が起きるといふ発想になりがちである。そして、その見地から、いわゆる「相続が起きない」場合の圧倒的多数は「相続人がいない」からではなく「財産がない」ことによると思われる。

⁵⁹³「変更、取下げ、取消」＝「ピャンペン、ニョックルーク、ロップラーン」。言葉の問題として、「変更」には疑義がない。「ロップラーン」については無効であるべきものを公的権威が無効であると権威づけるものであり、この場合も判決の効力を失わせるものと考えられ、「取消」というのが近いと思われる（脚注86参照）。他方で「ニョックルーク」が何を意味するかは不明である。言葉の意味としては契約等の「解除」、判決における「棄却」などに使われる言葉である。判決執行法（脚注583参照）では、判決の執行に、判決との齟齬や法令等との抵触などがある場合に判決の執行の「変更、取下げ又は取消」をすつとしている（同法42条）が、本条は「判決の変更、取下げ又は取消」を規定しており、確定判決がいかなる場合に「変更、ニョックルーク、取消」されうるのか明確ではない。

「取消（ロップラーン）」は再審や、欠席裁判の場合で欠席した者から異議申立がある場合などに起こりうるが、「ニョックルーク」が起こる場面は明らかでなく、そのため「ニョックルーク」を意味から訳すことができない。さしあたり「取下げ」の訳をあてている。

⁵⁹⁴「事件終結命令」＝「カムサンピットサムヌワンカディー」。直訳は「事件記録を閉じる命令」。

⁵⁹⁵「地方当局」＝「オンガンボッコントーンティン」。

⁵⁹⁶「再審」＝「（ガン）フーフンカディー」。「事件の再開」という意味。

⁵⁹⁷「請求」＝「カムホーンコー」。再審の「申立」ないし「請求」にあたる言葉として「（カム）ホーンコー」「（カム）サヌー」「サヌーコー」「コー」などが使われているが、厳密に使い分けられてはいないようである。特に、再審の構造として、当事者は直接最高裁に申立ができないため、当事者から最高検への申立（①）と、最高検から最高裁への申立（②）があるが、①と②の申立で厳密に言葉を使い分けようには思われぬ。313条では①を「ホーンコー」、②を「サヌー」としている。314条では②を「サヌー」、①を「サヌーコー」としている。315条5号は①を「サヌー」としている。316条は①を「サヌーコー」、②を「サヌー」としている。317条1項は①を「ホーンコー」及び「コー」としている。317条2項は②を「サヌー」としている。以上から、②は「サヌー」と呼ぶ、と考えて良いように思われるが、「サヌー」は②を意味する、とは言えないようである。また、①は様々な表現が使われるようである。

である。最高人民検察院の長の責務による再審は、法の適正⁵⁹⁸のために行われる。

確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決が再審の対象となる⁵⁹⁹。

最高人民裁判所は、最高人民検察院の長が新たな情報、証拠に基づき再審を申し立てるときのみ、再審として事件記録を受け取り検討に付することができる。

最高人民裁判所のみが、再審として事件を検討する権限を有する。

第314条（新設） 検討を再開しない場合の事件の不受理

最高人民検察院の長が再審をしないと決定⁶⁰⁰し又は最高人民裁判所が再審申立を棄却する判決をした事件については、法律に規定する場合を除き、当事者は再度当該問題について再審を請求することはできない。

第315条（改訂） 再審事由⁶⁰¹

新たな情報、証拠がみつかったとして再審が行われるのは以下の事由がある場合である。

1. 事件の証人による虚偽の証言⁶⁰²、鑑定人による虚偽の意見、虚偽の通訳又は偽造証拠⁶⁰³があり、それによって裁判が誤ったものとなった場合⁶⁰⁴。
2. 裁判官又は人民検察官が一方に偏っており、事件の判決が誤ったものとなった場合。
3. 事件に関する新たな情報又は証拠があり、それが事件手続の中で申し立てられておらず且つ再審を求める者において判決の時点で当該情報又は証拠について知ることができなかつた場合。
4. 判決をした時点で裁判所が知らなかつたような新たな情報、証拠があることを窺わせるその他の事由がある場合。

⁵⁹⁸ 「法の適正」＝「クワームトゥークトーンターンダーンゴツマイ」。「クワームトゥークトーン」は「正しいこと」，「ターンダーンゴツマイ」は「法律的に」「法律面で」。法が正義を保つため、というニュアンスと思われる。

⁵⁹⁹ 原文は「再審をされうる」。

⁶⁰⁰ 「決定」＝「トクロン」。裁判所においては「裁判」の意味であるが、一般には「判断」や「決定」を意味する。直接の意味は「合意」である。脚注11及び104参照。

⁶⁰¹ 「再審事由」＝「サヘートティーパーハイミーガーンフーフーンカディー」。直訳は「事件の再開をもたらす事由」。

⁶⁰² 「虚偽の証言」＝「ハイガーンテット」。「テット」は事実と異なることを意味する。一般人の感覚として「ハイガーンテット」というと単なる間違いではなく、意図的なものを想像するようであるが、外縁は曖昧なようである。

なお、刑法（No. 12/NA，2005年11月9日）164条は偽証罪を定めるところ、そのタイトルは「ハイガーンテット」であり上記と同じラオ語である。また、同条本文では、「証人…が、意図的に（ドーチェッター）真実と異なる証言…をしたときは…」としており、言葉のうえでも「ハイガーンテット」となるためには意図が必要であるかのように読める。

⁶⁰³ 「偽造証拠」＝「ラクターンポーム」。「ポーム」は刑法（前脚注参照）において「偽造紙幣」（同法63条）や「偽造文書」（同法161条）として使われている「偽造」と同じ言葉である。

⁶⁰⁴ 原文の構造によると「証人が虚偽の証言をし(①)又は鑑定人が虚偽の意見を述べ(②)、虚偽通訳(③)又は偽造証拠(④)」の後に関係代名詞によって「裁判を誤らせるような…」という修飾が為されている。関係代名詞以下は①の「証言」、②の「意見」、③の「通訳」、④の「証拠」にかかる。①と②が文章、③と④が句であるから訳しにくく、本文のようにしている。

5. 自身の正当な権利、利益との抵触があるにもかかわらず、当該確定判決の訴訟手続に参加していなかった者からの再審の申立がある場合。

第316条（改訂） 再審請求期間

当事者は、判決が確定した日から1年以内に再審の請求をすることができる。訴訟手続に参加しなかった第三者については、当該判決を知った日から起算する。

最高人民検察院の長は、法の適正⁶⁰⁵のために期間の制限なく再審を申し立てる権限を有する。

第317条 再審請求書の提出

当事者又は第三者は、新たな情報又は証拠を見つけた場合、最高人民検察院に対して再審の請求書を提出する権利を有する。再審を求める当事者は、法令に従って再審請求の費用を払わなければならない。

最高人民裁判所は、最高人民検察院の長の再審申立書に基づき且つ破棄審における事件審理の規則⁶⁰⁶に従って、事件を再審としての検討に付する。

第318条（新設） 再審の手続

当事者による再審請求書を受け取ったときは、最高人民検察院は当事者及び事件に関係するその他の者を召喚して再審の請求について告知するとともにその理由を説明させ、併せて情報、証拠を詳細に審査し、再審事由がないときは再審をしない旨の決定⁶⁰⁷を発し、再審事由があるときは最高人民裁判所に対して再審申立を行う。

再審をしない旨の決定又は再審申立は当事者又は事件に関係する者に通知する。

再審申立書を受け取ったときは、最高人民裁判所は事件記録、情報、証拠を完全に、包括的に且つ客観的に調査、検討しなければならない、そのうえで裁判官会議⁶⁰⁸の検討に付する。

第319条 再審における判決の種類

最高人民裁判所が再審として行う判決には以下がある。

1. 最高人民検察院の長による再審申立を棄却する。
2. 確定した第一審判決又は上訴審判決を破棄する。その後事件記録を第一審裁判所の別の合議体に送付し、法令に従って検討させる。

⁶⁰⁵ 「法の適正」 = 「クワームトゥークトーンターンダーンゴツマイ」。脚注598参照。

⁶⁰⁶ 「事件審理の規則」 = 「ラビヤップガンピチャーラナー」。脚注398参照。

⁶⁰⁷ 「決定」 = 「トクロン」。脚注600参照。

⁶⁰⁸ 「裁判官会議」 = 「サパーブーピーパークサー」。裁判官会議は各裁判所に設置され、所長、副所長、裁判部の長及びその他の裁判官らからなる各裁判所の最高レベルの会議である。最高裁の場合のみ「サパーブーピーパークサー」の語を用い、下級裁判所の場合は「カナパターン」という言葉が使われる。2009年人民裁判所法（No. 10/NA, 2009年11月26日）32条及び33条参照。

第320条（新設） 再審をしないと判断する場合の手続

最高人民裁判所が、調査のうえ再審申立に再審を基礎づけるだけの理由がないと判断したときは、最高人民裁判所は再審をしない旨の判決を下し、管轄を有する判決執行局又はユニットに事件記録を送付する。

第321条（新設） 再審をする場合の手続

最高人民裁判所は、再審をする旨の判決を下したあと、法律の定める手続に従って、管轄を有する第一審裁判所の別の合議体に事件記録を送付しなければならない。

第一審裁判所は、事件記録内の従来の情報、証拠と新たな情報、証拠を併せて、第一審裁判所における審理の規則に従って当該事件の手続を全てやり直さなければならない。

この場合、第一審裁判所の判決は、以前に各審級の裁判所における手続概要⁶⁰⁹について言及しなければならない。

第XVI編

民事非訟申立がある場合の手続

第1章

民事非訟申立に関する一般原則

第322条（新設） 民事非訟申立の検討

非訟申立とは、紛争になっていないが当事者が何らかの問題について裁判所に確認又は認定を求める必要があり、裁判所は通常事件類似の手続を被告ないし相手方なしに行うものである⁶¹⁰。

第323条（新設） 申立にかかる検討の範囲

裁判所は、申立がこの法律の331条、337条、343条及び351条に定めるところに従っている場合は、当該申立を検討することができる。

地区人民裁判所は、民事⁶¹¹及び家事に関する民事非訟申立を検討する管轄を有し、商事及び少年に関する非訟申立は県、首都人民裁判所及び少年裁判所⁶¹²が検討を行う権限と責務を有する。

第324条（新設） 裁判所に検討を求める申立書

裁判所に検討を求める申立は書面で行い⁶¹³、管轄を有する裁判所に提出しなければならない

⁶⁰⁹ 「手続概要」＝「フープカディー」。脚注513参照。

⁶¹⁰ 本条の内容及び「確認」「認定」等の語句については3条2号及び脚注3参照。

⁶¹¹ この「民事」は裁判所における「民事部」というときの「民事」、すなわち家事、商事、少年、刑事等と対置される意味での「民事」であり、日本における「民事」より狭い。

⁶¹² 脚注486参照。

⁶¹³ 原文は「申立書は書面でなくてはならず」。

ない。

申立書は以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 申立人の氏名，年齢，職業及び住所。
2. 申立人と申立にかかる出来事との関係。
3. 事件にかかる出来事の概要。
4. 裁判所に検討することを申し立てる問題⁶¹⁴。
5. 申立人の署名及び拇印。

申立人は，申立書に関係する書類，証拠を添付し，村当局の認証を得なければならない⁶¹⁵。

第325条（新設） 事件手続に参加する者⁶¹⁶

非訟申立にかかる事件手続に参加する者は，申立人，関係する機関ないし組織の代表者，証人及び⁶¹⁷第三者である。

申立人は事件手続に参加し，裁判所に対する申立について説明しなければならない。裁判所は申立にかかる問題点⁶¹⁸に関する情報又は説明のために，関係者を招聘して事件手続に参加させる。申立が国家，子ども及び行為無能力者の権利，利益に関わる時は，人民検察官を参加させるべく招聘しなければならない。

第326条（新設） 法廷における申立の審理

裁判所は，申立にかかる審理を公開の法廷で行わなければならない。開廷の規則⁶¹⁹については第一審裁判所における通常の日の手続と同様に行う。

合議体は申立人に意見を述べさせ，証人及びその他の関係者の尋問を行う。

合議体は，法廷で情報，証拠を審理し，人民検察官に意見を求め，その後密室での検討を行う。

第327条（新設） 民事非訟申立にかかる裁判

民事非訟申立にかかる裁判は，裁判所が判決でしなればならず，その内容として，事件にかかる出来事及び各問題点に対する [判断の] 理由を詳細に記載しなければならない。

⁶¹⁴ 「問題」 = 「バンハー」。

⁶¹⁵ 本項の原文は「申立人は関係する書類，証拠を申立書に添付し，あわせて村当局を通さなければならない」と読める。ラオスの実情に鑑みると，申立書に申立人が所在する村の村長の認証印を押してもらわなければならないという意味であろうと思われる。

⁶¹⁶ 「事件手続に参加する者」 = 「プーカオフナムナイガンダムヌーンカディー」。言葉自体は第V編第1章のタイトル及び69条のタイトルと同じであるが，ここでは「カディー」を本来の意味である「事件」と訳している。

⁶¹⁷ 原文は「又は」。

⁶¹⁸ 「問題点」 = 「パデン」。「パデン」は「事項」「点」「issue」といった意味の言葉であるが，ここでは申立が含まれている争点 / 論点に近いものを指していると思われる。

⁶¹⁹ この「規則」については脚注398参照。

民事非訟申立にかかる判決は、確認のためにその審級に対応する人民検察院に送付しなければならない。また控訴又は異議申立がないときは執行のために判決執行局又はユニットに送付しなければならない。

第328条（新設） 控訴又は異議申立

申立人、その他の関係者又は各人民検察院の長は、民事非訟申立にかかる裁判所の判決に対して、この法律の262条⁶²⁰に定める通常の控訴に関する規則に従い、控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

第329条（新設） 控訴又は異議申立の期間

申立人、その他の関係者又は各人民検察院の長は、裁判所の判決に対して、判決を知った日から20日以内に控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

第330条（新設） 民事非訟申立の種類

民事非訟申立は主として以下の各種に分けられる。

1. 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立。
2. 何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立。
3. 土地登記証又はその他の書類が紛失したことの確認を求める申立。
4. 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立。

第2章

何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立

第331条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立書

父母、後見人⁶²¹又は学校若しくは関係機関の代表者は、その管理下にある者が行為無能力者であるとする認定について、審理、判決するよう裁判所に申し立てる権利を有する。

申立は書面でしなければならない。裁判所の書式に従って全ての事項が書かれ且つその者が行為無能力者であると確認できる証拠書類、例えば医師団⁶²²の診断書など、を添えなくてはならない。

申立人又は委任を受けた者は、管轄を有する第一審裁判所に申立書を提出しなければならない。

⁶²⁰ 263条の誤りではないかと思われる。262条は期間であるところ、期間は次条が定める。通常事件の控訴申立にかかる一般的な規則は263条が定める。

⁶²¹ 「後見人」＝「プーポッコーン」。脚注116参照。

⁶²² 「医師団」＝「カナペート」。「カナ」はグループ、チームなど、「ペート」は「医師」。個人の医師より権威の高いものを表現したいものと思われる。

第332条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立書の検討のための受理⁶²³

申立書を受け取ったときは、裁判所はこれを検討に付さなくてはならない。但し、当該申立書がこの法律の324条に照らして不適切⁶²⁴又は不完全であるときはこの限りでない。不適切である場合、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させたくて検討のために受け取る。

申立書が適正であるときは、裁判所は事件に係属⁶²⁵させ、15日以内に検討に付さなくてはならない。

第333条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する手続の規則

裁判部の長は、裁判官の一人に事件記録を渡し、情報、証拠及び医師団の診断書の精査並びに監護者及びその他の関係する証人の聴取り⁶²⁶をさせなければならない。情報、証拠が完全且つ十分であると判断したときは、裁判官は審理、判決のために事件の出来事を要約する。

法廷における審理の規則はこの法律の326条に定めるところに従う。

事件手続中に、行為無能力者として申し立てられた者が通常の状態に回復し、その旨の医師団の診断書があるときは、申立人は申立を取り下げなければならず、裁判所は当該事件を却下しなければならない。

第334条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する判決

裁判所は、何人かが行為無能力者であると認定し又は認定しない判決を下す。裁判所が、何人かが行為無能力者であると認定する判決を下すときは、申立の有無にかかわらず当該判決の中でその者の後見人⁶²⁷を定めなければならない。

第335条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する判決の効果⁶²⁸

何人かが行為無能力者であると認定する判決があったときは、その者の行為、例えば契約の締結、は法的効果を有しない。

行為無能力者の財産は、その者の後見人の管理下に置かれる。当該後見人は、扶養養育

⁶²³ 「検討のための受理」 = 「ガーンハップ…マーピチャーラナー」。ここで「受理」と訳した「ハップ」は168条や本条本文では「受け取った」と訳しているもの。第一審通常事件の規定においては「ハップ」を「受取り」、「ハップアオ」を「受理」と訳すことが多かったが、ラオスの法律上「ハップ」と「ハップアオ」に明確な効果などの違いはない（脚注293参照）。

⁶²⁴ 「不適切」 = 「ポートウクトーン」。「正しくない」という意味。

⁶²⁵ 「事件に係属」 = 「クンフオーン」。脚注64及び329参照。

⁶²⁶ 「聴取り」 = 「ソーブターム」。

⁶²⁷ 「後見人」 = 「プーポッコーン」。脚注90及び116参照。

⁶²⁸ 「効果」 = 「ポンサトーン」。

又は財産が散逸⁶²⁹しないよう維持管理⁶³⁰するという目的の範囲内で、その財産を使う権限を有する。

第336条（新設） 行為無能力者であると認定する判決の取消⁶³¹

行為無能力者が通常の状態に回復し、その旨の医師団の診断書があるときは、申立人又は本人は該当する第一審裁判所に対して、行為無能力者であると認定する判決を取り消す判決を検討するよう申し立てる権利を有する。

判決取消の検討は、15日以内に完了しなくてはならない。

裁判所が当該判決を取り消したときは、その者の権利は全て回復する。

第3章

何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立

第337条（新設） 失踪又は死亡の宣告を求める申立書

夫若しくは妻、父、母、親戚又は関係する組織は、何人かが失踪し又は死亡したとする宣告について、審理、判決するよう裁判所に申し立てる権利を有する。申立は書面でしななければならない。裁判所の書式に従って全ての事項が書かれ且つその者が失踪し又は死亡したと確認できる書類を添えなくてはならない。

何人かが失踪したと宣告することを求める申立書については、その者が家族のもとから姿を消して⁶³²2年間連絡がなく又は事故に起因して6ヶ月間音信がない旨を記載し、通報、広告又はその他の手段により探したことが確認できる書類を添付しなくてはならない。何人かが死亡したと宣告することを求める申立書については、その者が戦争又は災害で姿を消し、戦争又は災害が終わったあと捜索⁶³³したものの遺体も痕跡も発見できない状態が2年間続いたということについて、証人、専門家⁶³⁴又は医学専門官による裏付けをもって確認できる証拠があることについて記載しなければならない。

申立人又は委任を受けた者は、管轄を有する第一審裁判所に申立書を提出しなければな

⁶²⁹「散逸」＝「トクヒヤシアハイ」。

⁶³⁰「維持管理」＝「ポツパクハクサー」。

⁶³¹「取消」＝「ロップラーン」。ロップラーンは訴訟手続の中では判決の破棄や破棄審などの「破棄」に使われるが、本来的な用法としては「取消」ないし「無効化」である。実体法上の用法について脚注86参照。

⁶³²「姿を消して」＝「ハイパイ」。

⁶³³「捜索」＝「ソークハー、ソークコン」。通常「ソークハー」だけで「探す」という意味であり、「捜索」と訳することができる（前文にある「探した」は「ソークハー」である）。法律上も多くは「ソークハー」のみが使われる。しかし厳密に「ソークハー」と「ソークコン」を比較すると、前者は歩き回ったり見回ったりして視覚的に探すことであり、後者は物をどけたり分け入ったりして、隠れているものを探すことであるという。ここでは「ソークハー、ソークコン」とすることで「十分詳細に探した」というニュアンスを出したいものと思われる。

⁶³⁴「専門家」＝「プーシオサーン」。訴訟手続の中では「鑑定人」と訳しているが、ここでは手続外なので元の意味である「専門家」と訳している。

らない。

第338条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立書の検討のための受理

申立書を受け取ったときは、裁判所は当該申立書がその権利を有する者から提出されているか否か、当該申立書が裁判所の書式に沿っていて、その内容が完全且つ適正であり、当該申立に関する十分な情報、証拠があるか否かを確認しなければならない。申立書が不適切であるときは、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させたりして検討のために受け取る。

申立書が適正であるときは、裁判所は事件に係属⁶³⁵させ、15日以内に検討に付きなくてはならない。

第339条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する事件の手続の規則

裁判部の長は、裁判官の一人に事件記録を渡し、情報、証拠、通報及び捜索の事実を確認できる書類について精査させなければならない。情報、証拠が完全であると判断したときは、裁判部はその者宛てに合意書⁶³⁶を發し、3ヶ月間、マスメディア並びに管轄する人民裁判所の庁舎、村当局事務所及びその者の最後の住所地における掲示によって広告する⁶³⁷。

掲示期間が満了したときは、裁判部は当該事件を法廷での審理、判決に付する。法廷における審理の規則は、この法律の326条に定める規則に従う。

事件手続中にその者が戻ってくるか又は申立が取り下げられたときは、裁判所は当該事件を却下しなければならない。

第340条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決

裁判所は、何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する判決又は申立を棄却する判決、すなわち何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告しない判決を下し⁶³⁸、裁判所において何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する判決を下す場合は、判決の中でその者の財産管理人の選任について判断しなければならない。

⁶³⁵ 「事件に係属」＝「クンフオーン」。脚注64及び329参照。

⁶³⁶ 「合意書」＝「カムトクロン」。脚注11参照。ここでは「裁判」の意味ではなく、裁判部としてのある種の公式文書を指している。「決定」といった意味であるが、裁判形式としての「決定」（カムシーカート）ではなく、紛らわしいためここでは原文に忠実に訳している。

⁶³⁷ 原文は「合意書を發する、マスメディア並びに…における掲示によって、3ヶ月間に渡り」となっている。述語を意識している。

⁶³⁸ 「又は」以下は、「申立を棄却する判決」(①)と「何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告しない判決」(②)が接続詞「ルー」で結ばれている。「ルー」は通常「又は」にあたり、①と②が選択的であるかのようにも読める。しかし、②の原文は「何人かが失踪し若しくは死亡した」の否定形ではなく「何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する」の否定形であることから、①と②は実質的に同じことを述べていると思われる。

第341条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の効果

裁判所において何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決を行ったときで、その者が財産を有するときは、その者の債権者は、その者の財産を公売⁶³⁹して債務の支払いに充てるよう求める申立をする権利を有する。

その者の相続人は、法律に従って相続分を受け取る権利を有する。

その者の財産管理人は、財産の維持管理又は子（いれば）⁶⁴⁰の養育のために、財産を処分する権限を有する。

第342条（新設） 何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の取消を求める申立

裁判所において失踪し又は死亡したと宣告する判決を下された者が帰還し又は生存しているという信頼できる⁶⁴¹証拠があったときは、申立人又は本人は該当する第一審裁判所に対して、その者が失踪し又は死亡したと宣告する判決を取り消す判決を検討するよう申し立てる権利を有する。

判決を取り消すよう求める申立には、その者が生存していることが確認できる書類及び証拠を添付し、家族に連絡しなかった理由を示さなくてはならない。

何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の取消の検討は、15日以内に完了しなくてはならない。

裁判所が当該判決を取り消したときは、その者の権利は全て回復する。残っている⁶⁴²財産はその者に返還されなければならない。

第4章

土地登記証を紛失したことの確認を求める申立

第343条（新設） 土地登記証を紛失したことの確認を求める申立書

土地登記証を紛失したことの確認を求める申立書は管轄を有する地区の土地管理当局を通じて提出しなければならない。申立書には、土地の履歴及び土地登記証を紛失した理由について記載し、関連する証拠書類（あれば）⁶⁴³を添付しなければならない。

⁶³⁹「公売」＝「パガートカーイ」。「パガート」は「公示」「掲示」等を意味し、「カーイ」は「売却」を意味する。「競売」や「公売」に近いラオ語としては別に「パムーンカーイ」「カーイレラン」などがある。いずれにしてもラオスで公売や競売のシステムがあるわけではなく、実質的な意味としてはいずれも「強制的に売却する」という程度にとどまる。上記のように様々な類似の語があるのも、システム自体がないことによると思われる。

⁶⁴⁰「（いれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

⁶⁴¹「信頼できる」＝「スアトゥーダイ」。脚注131参照。

⁶⁴²「残っている」＝「ルーアユー」。「ルーア」は「remain」の意味。換価や第三者への譲渡等、どこまで本項の射程に含まれるかについては、語句自体には参考となるニュアンス等はない。

⁶⁴³「（あれば）」＝「（ターミー）」。原文も括弧書。

第344条（新設） 土地管理当局による調査

土地管理当局は、申立書を受け取ったら、当該土地の調査を行い、情報、証拠及び履歴を収集し、その後当該出来事に関する報告書及び意見書を作成し、申立人がこれらを土地登記証紛失の審理のために裁判所に提出する。

第345条（新設） 土地使用者⁶⁴⁴者に対する確認

裁判所は、土地管理当局から申立書及び情報、証拠を受け取ったら、土地使用者者を召喚して証言をさせ、その者による当該土地使用者者の取得について確認するとともに、土地登記証の紛失が間違いないことを確認する⁶⁴⁵。

第346条（新設） 土地登記証を紛失したことの確認にかかる裁判所の検討

裁判所は、審理、判決に先立って、村当局及び関係機関とともに当該土地の検証を行い、しかる後に、3ヶ月間、土地の所在地、土地のある村の村当局事務所及び管轄する人民裁判所の庁舎に通知を掲示し又はマスメディアを通じて広告する。争い又は権利主張⁶⁴⁶する者がいないときは、裁判所は当該土地登記証を紛失したことを確認する判決を下す。

第347条（新設） 土地登記証を紛失したことを確認する判決

土地登記証を紛失したことを確認する判決は、最高人民裁判所の定めるところに従い特別の構成⁶⁴⁷を用いる。判決には土地の履歴及び土地登記証を紛失した理由を記載する。

土地登記証を紛失したことを確認する判決は、判決の日から強制執行力⁶⁴⁸を有する。

第348条（新設） 土地登記証の新しい写し⁶⁴⁹の発行

裁判所が判決を行ったあと、申立人はその判決をもって土地登記証の新しい写しを発行してもらおう。管轄を有する土地管理当局は、規則に従った申請があれば、判決に従って土地登記証の新しい写しを発行しなければならない。

第349条（新設） 土地登記証を紛失したことを確認する判決に対する控訴又は異議申立

申立人は、土地登記証を紛失したことを確認しない判決に対して、判決の日から20日以内に控訴申立をする権利を有する。

土地管理当局が土地登記証の写しを発行する段階において、異議申立をする者がいるときは、その者は、検討のため、管轄の裁判所に異議申立書を提出しなければならない。

⁶⁴⁴「土地使用者」＝「シットナムサイティーディン」。脚注369参照。

⁶⁴⁵「間違いないことを確認する」＝「ハッパガン」。「ハッパガン」は「保証する」「請け合う」という意味。ここでは「それが事実であると念を押す」ということと思われる。

⁶⁴⁶「権利主張」＝「タクトゥワン」。意識している。

⁶⁴⁷「構成」＝「コーンハーン」。249条記載のような判決文の構造のことと思われる。

⁶⁴⁸「強制執行力」＝「ポンバンカップパティバット」。脚注204参照。

⁶⁴⁹「写し」＝「サムナオ」。

判決に対する異議申立があるときは、裁判所は土地登記証の写しの発行の差止命令⁶⁵⁰を發したうえて、当該異議申立を審理、判決に付する。

第5章

債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立

第350条（新設） 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立が許される事件類型

裁判所は、以下の場合、債務者（被告）⁶⁵¹が手続から逃げていたものとして事件を審理、判決に付することができ、この場合当該判決は面前での判決とみなす。

1. 消費貸借契約⁶⁵²に関して、原告が金銭の返還を求めて訴えを提起したにもかかわらず、債務者が逃げて、そのことに理由がなく又は連絡が取れない場合であって、財産を残している⁶⁵³場合。
2. 夫婦関係に関して夫又は妻が逃げていて、そのことに理由がなく又は連絡が取れない場合。
3. 被告が逃げていて、そのことに理由がなく又は連絡が取れないその他の場合。

第351条（新設） 債務者が逃亡した場合に裁判所に検討を求める申立書

裁判所が債務者（被告）⁶⁵⁴を召喚して答弁させることができず且つ債権者（原告）⁶⁵⁵も被告の新たな住所を知らず、連絡を取ることができない⁶⁵⁶ときは、原告は、被告の参加なしに検討するよう裁判所に求める申立をすることができ、その場合、[裁判所は] この法律の354条及び355条に定める手続に従って申立を検討に付する。

⁶⁵⁰「差止命令」＝「カムサンアーニャツ」。「アーニャツ（ト）」については脚注22参照。

⁶⁵¹「債務者（被告）」＝「ルークニー（ジャムルーイ）」。原文も括弧書。

⁶⁵²「消費貸借契約」＝「サンニャークーユーム」。契約内外債務法（No. 01/NA, 2008年12月8日）56条では「サンニャークーユーム」について「金銭又は財物」（グンルーサブシンコーン）を対象としており、この定義は民法典草案でも維持されている（2017年6月現在）。よって「消費貸借契約」とするのが正しいが、現実の社会では概ね「金銭消費貸借」の意味で理解される傾向がある。ここでも、一般のラオス人には「貸金契約」という読み方をされることが多いと思われる。本条本文でも金銭に限ったかのような表現が出てくるのはそのためである。

⁶⁵³「残している」＝「パ…ワイ」。

⁶⁵⁴「債務者（被告）」＝「ルークニー（ジャムルーイ）」。原文も括弧書。

⁶⁵⁵「債権者（原告）」＝「チャオニー（ジョート）」。原文も括弧書。

⁶⁵⁶「…知らず、連絡を取ることができない」。原文は「…を知らず又は（ルー）連絡を取ることができない」。文脈からして厳密には「又は」ではなく「且つ」であろうと思われる。両者の使い分けについて、脚注53参照。

第352条（新設） 被告⁶⁵⁷が逃亡した場合の申立書の検討のための受理

被告が逃亡し、原告が被告の参加なしに審理、判決を求めようとする申立書を裁判所に提出したときは、裁判所は当該申立書を検討のために受理しなければならない。但し、この法律の324条に定めるところに照らして不適切、不完全であるときはこの限りでない。不適切であるときは、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させる。

申立書が適正であると判断されたときは、裁判所は事件に係属⁶⁵⁸させようとして検討に付さなくてはならない。

第353条（新設） 被告が逃亡した場合の事件手続の規則

裁判部の長は、当該事件を審理、判決に付する前に、裁判官の一人に事件記録を渡し、原告の訴えに基づいて情報、証拠の調査、収集をさせるとともに、父母、近親者、被告の所属機関又は村長を召喚又は招聘して裁判所で証言をさせ且つ被告を探して答弁させるべく掲示又はマスメディアによる通知をしなければならない。

審理は、この法律の326条に定める規則に従う。

第354条（新設） 裁判所の召喚状の掲示⁶⁵⁹

裁判所が申立書を受け取り、原告に対する確認を終えたら、裁判所は、被告の最後の住所地、村当局事務所及び手続中の人民裁判所裁判所庁舎に、3ヶ月間、裁判所の召喚状を掲示して、被告宛に出頭して訴状を受け取り、原告の訴状に対して答弁をするよう告知しなければならない。

第355条（新設） 親族の事件手続への参加

裁判所は被告の父母、近親者又は所属機関を召喚して被告の逃亡及び財産の詳細及びその他の関係する事項について証言をさせ、審理、判決のための情報としなければならない。

必要があるときは、裁判所は被告の財産の検証を行わなければならない。

第356条（新設） 被告が逃亡した場合の判決

原告の申立に理由があり又は理由がないと判断したときは、裁判所はこの法律の250条に定めるところに従い判決を下す。

⁶⁵⁷ 本条、353条、356条、357条及び358条のタイトルでは「債務者が逃亡…」ではなく「被告が逃亡…」という表現が使われている。条本文面においても本章の本条以下は「債務者」ではなく「被告」が使われている。

⁶⁵⁸ 「事件に係属」＝「クンフオーン」。脚注64及び329参照。

⁶⁵⁹ 「掲示」＝「ティッパガート」。脚注261参照。

第357条（新設） 被告が逃亡した場合の判決の通知及び宣告

裁判所が原告の申立を認容する判決⁶⁶⁰を行ったときは、裁判所は当該判決を父母、近親者、所属機関又は村長であって欠席した者に対して通知し、しかる後に、当該判決を、30日間、財産の所在地、村当局事務所、関係機関及び被告の最後の住所地に掲示する。

第358条（新設） 被告が逃亡した場合の判決に対する控訴又は異議申立

原告は、判決を知ってから20日間、控訴又は異議申立をする権利を有する。

被告は、掲示期間の30日間及び掲示期間満了後20日間⁶⁶¹、控訴又は異議申立をする権利を有する。当該期間内に控訴又は異議申立がない場合、当該判決は確定したものとし、3日以内に執行へと送付されなければならない。

第359条（新設） 判決に異議がある場合の再審理

判決に異議がある場合、裁判所は当該事件を新たな手続に付し、被告に答弁書を記載させて証拠とともに裁判所に提出させ、もって法定の手続を行う。

以前の証言、現場検証⁶⁶²及びその他の関係する証拠も〔再審理における〕証拠として扱われ、規則に従って裁判所の調査、検討に付される。

第XVII編

民事訴訟手続に関する国際協力

第360条 民事訴訟手続の国際協力に関する原則

ラオス人民民主共和国の人民裁判所と外国裁判所との間の民事訴訟手続は、国家の領域における完全な独立と主権の尊重、相互の内政への不干渉、対等、相互利益並びにラオス人民民主共和国が加盟する二国間条約及び多国間国際条約の遵守⁶⁶³を原則とする。

当該外国との間に二国間条約及び多国間国際条約がないときは、ラオス人民民主共和国は、相互協力の原則に基づき、事件を検討の為に受理するが、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律に抵触することはできない。

第361条（改訂） 国家間の事件の手続

ラオス人民民主共和国の人、組織若しくは企業であって外国の人、組織若しくは企業を

⁶⁶⁰ 「申立を認容する判決」＝「タッシンヤンユーンタームガンホンコー」。ここでは「ヤンユーン」を「認容」と訳している。

⁶⁶¹ 原文は「掲示期間の30日間又は掲示期間満了後20日間」。

⁶⁶² 「現場検証」＝「(ガンロン) クワッサターンティーカツニェーン」。「クワツ(ト)」は調査や審査を、「サターンティー」は場所を、「カツニェーン」は争いを意味する。語句の意味としては「争いになっている土地の現場検証」のような印象を受ける。なおテクニカルタームとして110条が定める「現場の検証」（110条及び脚注101参照）とはラオ語が異なる。

⁶⁶³ 「遵守」＝「ソートコーンガップ」。「～に沿う/適合する」という意味。

訴えようとするもの又は外国の人，組織若しくは企業であつてラオス人民民主共和国にいる人，組織若しくは企業を訴えたいと思う者は，司法共助⁶⁶⁴条約に基づいて行わなければならない。当該条約がない場合は，被告が居住する国の担当当局⁶⁶⁵に事件を送付して検討してもらうべく，外務省を通じて訴状を提出しなければならない。

外国人同士の争いで，契約においてラオス人民民主共和国の裁判所で解決すべきことを定めている場合は，この法律に従うものとする。

第362条（改訂） 外国裁判所の判決の承認

ラオス人民民主共和国は，以下の場合に⁶⁶⁶，在外ラオス人民民主共和国大使館，領事館又は代表組織を通じて〔受け取り〕，ラオ語に翻訳し，ラオス人民民主共和国の裁判所が承認を検討，判決するという方法によって，外国裁判所の判決を承認し且つ裁判所の判決を出す。

1. ラオス人民民主共和国が加盟している国際条約の加盟国の判決であるとき。
2. 当該判決が，ラオス人民民主共和国の主権を侵害せず且つ法律に反しないとき。
3. 当該判決が，ラオス社会の平穏及び秩序を侵害しないとき。

外国の仲裁廷の判断⁶⁶⁷については，外国裁判所の判決の承認と同様に行う⁶⁶⁸。

第363条（新設） 外国裁判所の判決の承認を求める申立書

外国裁判所の判決を検討，承認し，ラオス人民民主共和国で執行するよう求める申立書は，外務省を通じて提出しなければならない。その後司法省に検討，調査をさせ，その後〔司法省から〕最高裁判所に指示をして，法令に従い管轄を有する裁判所へと送付させる⁶⁶⁹。

外国裁判所の判決を承認するよう求める申立書は，以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 申立人の氏名及び住所。

⁶⁶⁴ 「司法共助」 = 「フワンムーターンダーンニュティットム」。

⁶⁶⁵ 「担当当局」 = 「チャオナーティーキヤオコーン」。「チャオナーティー」は直接的には公務員等，公務を担う個人を指す。

⁶⁶⁶ 以下の1～3の要件を全て満たさなくてはならないという趣旨なのか，いずれかを満たせば良いのかは語句自体からは不明確である。一般にこの書き方をするときはいずれかで足りるという趣旨であり，聞き取りをした裁判官の認識も同様である。他方で2及び3の要件は常識的に考えて常に要求されるべきものである。

⁶⁶⁷ 「仲裁廷の判断」 = 「カムタッシンコーンガマゴーンタッシン」。

⁶⁶⁸ 本条2項は2011年12月頃にまとめられた第三ドラフトまでは存在しなかった。最終段階で外国（当時の起草者の話ではUSAIDとのことであった）の強いすすめがあり挿入したとのことであった。

⁶⁶⁹ 原文の構文は「権限を有する裁判所へ送付するために，〔それを〕最高裁判所に指示をする前に，司法省に検討調査を指示するために，外務省を通じて提出しなければならない」。意味としては「外務省に提出」→「外務省が司法省に指示」→「司法省が最高裁に指示」→「最高裁が担当する裁判所に送付」という流れである。流れに沿って訳している。また，原文からは，それぞれの指示を出す主体は，明示されていないものの文脈上ある程度明確である。すなわち，司法省に指示を出すのは外務省，最高裁に指示を出すのは司法省，担当裁判所に送付するのは最高裁である。

2. 外国裁判所の判決によれば敗訴した者の氏名及びラオス人民民主共和国における住所。
3. 未履行のまま残されている負債の額，財物を明示した申立書⁶⁷⁰。
4. 申立人の署名。

申立書はラオ語に翻訳し，公証人から適切であることの認証を得なければならない。
この場合，事件手続にかかる費用は，裁判費用に関する法律⁶⁷¹に従う。

第364条（新設） 申立書に添付する書類

申立書には以下の書類を添付しなければならない。

1. 当該外国裁判所の判決。
2. 当該判決が確定したことを証明する当該外国裁判所の書類。
3. ラオス人民民主共和国が加盟する多国間国際条約。
4. その他の関係書類。

上記書類はラオ語に翻訳して，公証人から適切であることの認証を得なければならない。

第365条（新設） 外国裁判所の判決の検討，承認手続

外国裁判所の判決を承認するよう求める申立書を受け取ったら，ラオス人民民主共和国の裁判所は，書類をまとめて事件記録を作成し，事件係属させなければならず，その後調査を担当する裁判官に渡す。

裁判所は，外国裁判所の判決によれば敗訴した者であって，ラオス人民民主共和国にいる者を召喚してこれを告知し，裁判所に対して説明をさせなければならない。

裁判所は，当該事件を，30日以内に審理，判決に付さなければならない。

裁判所は，該当する審級の人民検察院の長を招聘して，当該問題の審理に参加させなければならない。

第366条（新設） 外国裁判所の判決を承認し又は承認しない判決

裁判所は，検討のうえ，申し立てられた外国裁判所の判決を承認し又は承認しないことを判決する。

裁判所は，以下の場合には，検討のうえ，申立にかかる外国裁判所の判決を承認しないことを判決する。

1. 当該判決が未だ手続の過程にあり，確定判決ではないとき。
2. 当該外国裁判所の判決によるところの敗訴者が事件手続に参加しておらず，欠席裁判であったとき。
3. 外国裁判所が取り扱った事件が，ラオス人民民主共和国の裁判所において取り扱

⁶⁷⁰ 本条2項柱書からは，これら1号～4号が申立書の記載内容であることは明らかであるが，3号だけ平仄があっていないように読める。

⁶⁷¹ 裁判費用法（No. 07/NA 2006年12月27日）。

うべき権限を有するものであったとき。

4. 当該判決が、ラオス人民民主共和国の憲法及び⁶⁷²法律に抵触するとき。

5. 外国裁判所の判決にその他の問題があるとき。

第367条（新設） 外国裁判所の判決の承認又は不承認の告知

ラオス人民民主共和国の裁判所が外国裁判所による判決を検討のうえ承認し又は承認しない判決をしたときは、当該裁判所は判決を当事者及び〔対応する〕人民検察院の長に告知のため送付しなければならない。当事者が外国にいるときは、裁判所は、司法省を通じて規則に従って当該判決の送付手続をとる。

第368条（新設） 判決に対する控訴又は異議申立

当事者又は〔対応する〕人民検察院の長は、外国裁判所の判決を承認し又は承認しない旨のラオス人民民主共和国の裁判所の判決に対して、判決の告知を受けてから20日以内に、控訴し又は異議申立をする権利を有する。

当該判決に対して控訴又は異議申立があったときは、裁判所は、当該控訴又は異議申立の理由を検討させるため、事件記録を控訴審裁判所に送付しなければならない。

当該問題に関する控訴審裁判所の判決は、確定判決とし、破棄申立はできない。

第VIII編 最終条項

第369条 執行機関

ラオス人民民主共和国の政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院がこの法律の執行者となる。

第370条 発効

この法律は、ラオス人民民主共和国の国家主席が施行の国家主席令を出した日から効力を有する。

この法律は、民事訴訟法02/NA、2004年5月17日に替えて施行する。

この法律に抵触するいかなる条項及び法規も効力を有しない。

国民議会議長

パーニー ヤートートゥー

⁶⁷² 脚注53参照。

中国立法法の改正について（４・完）

J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

第２章 新立法法の主な内容

第８ 『第４章 地方性法規，自治条例と単行条例，規章』

第２節 規章

※決定三十五 第 71 条を第 80 条とし，第 2 項を次のように改める。

【部門規章の制定主体，根拠と権限の範囲】

第 80 条 国務院各部，委員会，中国人民銀行，審計署及び行政管理職能を有する直屬機構は，法律と国務院の行政法規，決定，命令に基づき，当該部門の権限の範囲内で規章を制定することができる。

2 部門規章で規定する事項は，法律又は国務院の行政法規，決定，命令の執行に属する事項でなければならない。法律又は行政法規，決定，命令の根拠がない場合，部門規章は公民，法人，その他の組織の権利を減損し，又は公民，法人，その他組織の義務を増加する規範を設けてはならず，当該部門の権力を増加し，又は当該部門の法定職責を減少させてはならない。

本条は，部門規章の制定主体，根拠と権限の範囲に関する規定である（一部改正）。

部門規章は，国務院各部門が法律及び国務院の行政法規，決定，命令に基づき，当該部門の権限内で規定の手續に従って制定する，規定，弁法，規則等の規範性文書の総称である。本条は部門規章の規定につき，次の 4 点を定める。

1 部門規章の制定主体

1) 部門規章の制定主体には①国務院の各部・委員会，中国人民銀行，審計署（会計検査署），②行政管理職能を有する直屬機関がある（本条 1 項）。

この点，憲法 90 条 2 項は，「各部，各委員会は，法律及び国務院の行政法規，決定，命令に基づき，当該部門の権限内で命令，指示及び規章を公布する」と定める。憲法は，中国人民銀行，審計署の部門規章制定の職権について規定していないが，一般には，国務院を構成する部門は，部門規章の制定権限を有すると解されている。

中国人民銀行の地位につき，憲法上規定はないが，実際にはこれまで国務院の構成に組み込まれており，中国人民銀行総裁は国務院の構成メンバーである。中国人民銀行法 4 条 1 項では，中国人民銀行は「その職責に関する命令及び規章を公布し履行する」職責を履行すると規定し，中国人民銀行の部門規章制定の職権を明確にしている。他方，審計法は，審計署の部門規章制定の職権について定めていない。そこでこれら両部門の部門規章を制定する職権を明確にするため，本条 1 項でこれ

を規定したものである。

2) 本法施行以前、行政管理職能を持つ直属機関が部門規章制定の職権を有するか否かは明確でなかった。体制改革の過程で政府機能の転換に伴って数々の直属機関が設置されており（例えば国家工商行政管理総局、国家税務総局、国家知識産権局、国家林業局等）、その中には国家工商行政管理総局や国家税務総局のように省級のものもあれば、国家知識産権局や国家林業局のように副省級もある。これらの直属機関は部や委員会には属さないが、その行政における法執行の任務は非常に重い。自らが担当する行政執行機能をより適切に果たすため、こうした直属機関は多くの規範性文書を制定しているが、かかる規定が「規章」に該当するかについては争いがある。すなわち、Ⅰ) 憲法及び国务院組織法のどちらも、部及び委員会のみが規章制定権を有する旨を規定しており、直属機関にその権限を認めた規定はなく、したがって直属機関が制定した規定は規章とはいえないとする消極説、Ⅱ) 文言から規章制定権を享受する部門を解釈するなら、審計署にもその権限はなく、審計署の位置付けから見ると、規章制定権を有する部門から排除することは明らかに立法の本意ではないことから、憲法90条にいう「各部、各委員会」は拡大解釈してよいとする積極説である。

「国务院の行政機構設置及び編成管理条例」の規定によると、国务院直属機関が国务院のなにかの専門業務を主管すること自体が、独立した行政管理職能を有するという点において、国务院の直属機関は国务院構成部門との相似性を有する。各直属機関が基本的に部及び委員会と同等の機能を担い、職権を行使するため、部及び委員会と共同で規定を定めることは、既に普遍的現象である。また、法律・行政法規でも常に、直属機関に実施細則及び実施弁法を制定する権限を付与している。こうしたことから、実際には規章制定権は既に国务院の直属機関に付与されており、そこで制定された一般的規定は「規章」に属すべきものである。こうして、規章制定主体を法律上で更に明確にし、国务院の直属機関も規章を利用して職責を履行できるようにするため、本条1項では中国の国情に基づいて「行政管理職能を有する直属機関」が規章制定権限を有する旨を明確にした。

2 部門規章制定の根拠

国务院が部門規章制定の根拠とするものは2つある。第1に法律と行政法規、第2に国务院の決定と命令である。そしてこれらの根拠がなければ、部門規章は公民・法人及びその他の組織の権利を減損し、又はその義務を増加する規範を設けてはならず、当該部門の権力を増加し、又は当該部門の法定職責を減少させてはならない。

1) 法律・行政法規に基づく規章の制定

法律・行政法規は全国の各地域、各部門及び各業界に適用されるもので、各部門が規章を制定する際にこれらを根拠とする。中国の立法実践から見ると、法律・行政法規の規定の中には、比較的原則的、概括的なものがあり、一部の具体的な解釈

性, 専門性を有する規定については, 国務院各部門に権限を付与して制定している。そうすることによって, 第1に法律・法規が冗長で煩瑣になることを回避でき, 第2に法律・法規の安定性を維持し, 頻繁な改正や調整を減らすことができる。

2) 国務院の決定・命令に基づく規章の制定

決定・命令は, 一般的にいずれも何らかの専門事項又は具体的問題についてなされる決定である。決定は可決されれば長期にわたり適用される一方, 命令は基本的に個別の具体的問題についてなされるもので一回のみ有効である。国務院は国の経済・文化等の建設事業及び各種の行政業務を指導・管理する上で, 常に実際の状況に基づき行政措置を講じ, 決定・命令等の文書を公布しなければならない。国務院常務会議, 総理弁公会議でも, 常に国家管理業務における重要事項又は問題について討論するとともに相応の決定・命令を下すが, こうした決定・命令もまた国務院関連部門が規章を制定する根拠である。

規章の制定根拠をどう理解するかについては争いがある。まずI) 職権説は, 規章を制定する権限を有する行政機関は, 法律・法規に基づき規章を定めるほか, 法律・法規に抵触しない前提の下で, 法律が付与した職権の範囲内において, 実際の必要性に基づき規章を定めることもできるとする。また, 規章の制定は, その機関が行政管理権を行使する一形式であり, 規章を制定する機関はその職権の範囲内において法律が禁止していないもの及び法律・法規が明確に列記した調整事項に該当しないものであれば, 規章を制定することにより職権を履行できるとする。

これに対してII) 依拠説は, 規章の制定は行政機関固有の権限ではなく, 規章を制定する機関は法律(国務院組織法, 地方組織法)・法規に基づいて規章を制定しなければならないとする見解であり, 職権説指摘のように規章制定を行政機関の職権行使形式と見なすには, 多くの矛盾や問題があるとし, ①行政機関の性質に合致しない(行政機関は執行機関であり, 立法機関ではないこと), ②職権の性質に合致しない(行政機関の職権とは, 規章を制定する権限を享受することをいうのではなく, 何かの事項において管理権を享受することである), ③多くの問題が発生し, 立法の重複を招き, 管理が混乱する可能性がある点を指摘する。

本条2項では, 「部門規章で定める事項は, 法律又は国務院の行政法規・決定・命令の執行に関する事項に属するものでなければならない」と規定して, 事実上II) 依拠説の立場を採用している。ここで説明すべきは, 国務院の行政法規制定の職権について本法が採用しているのはI) 職権説であり, 部門規章制定権と区別される点である。この区別は憲法上の根拠が異なることによる。すなわち, 憲法89条1項は「国務院は憲法及び法律に基づき, 行政措置を規定し, 行政法規を制定し, 決定及び命令を公布する」とし, 憲法90条2項は「各部, 各委員会は, 法律及び国務院の行政法規, 決定, 命令に基づき, 当該部門の権限内において命令, 指示, 規章を公布する」と定める。よって, たとえ法律が規定していなくても, 国務院は直接, 憲法89条の国務院の行政管理の職権に関する規定に基づき, 行政法規を制定

することができる。他方、部門規章の制定は、法律及び国務院の行政法規・決定・命令に基づかなければならず、これが本法においてⅡ) 依拠説を採用した理由である。

3 部門規章の権利義務設定権

- 1) 本条2項は、部門規章で規定する事項は、法律又は国務院の行政法規・決定・命令の執行に関する事項に属するものでなければならぬと定める。しかし、部門権限の範囲内で、法律又は国務院の行政法規・決定・命令が定める規章に基づき、権利義務の設定権を有するか否かについて旧法では明確でなかった。

この点、党の4中全会決定では「行政機関は、法律外で権限を設けてはならず、法律法規の根拠なく公民・法人及びその他の組織の合法的権益を減損する、又はその義務を増加する決定を下してはならない」とし、これに基づき全国人大常務委員会の審議に付された本法改正草案は、当初は「根拠とする法律又は国務院の行政法規がなければ、部門規章は公民・法人及びその他の組織の権利を減損し、又はその義務を増加する規範を創設してはならず、当該部門の権限を増加し、又は当該部門の法定職責を減少させてはならない」としていた。国務院の決定・命令公布の職権は憲法で規定され、規範性を有すること、また部門規章の権利義務設定権の依拠を法律と行政法規に制限することは現実にそぐわないことを考慮して、全国人大の審議に付する際、本法改正草案に、国務院の「決定、命令」を依拠とするよう規定を追加している(本条2項後段)。

- 2) なお、法律及び国務院の行政法規・決定・命令に基づき部門規章を制定することと、法律及び国務院の行政法規・決定・命令を根拠としなければ部門規章には権利義務の設定権がないこと、これらの2つが表しているのは同じ次元のことではない。これは行政機関の管理権と規章制定権の差異に関っており、前者は管理権に、後者は規章制定権に関することである。部門規章とは異なり、国務院が憲法89条に基づき行政法規を制定することは、自らの職権に基づくもので、法律による授権は必要でなく、一定の規章制定権を有している。但し、その規章制定権の範囲は管理権よりも小さい(例えば、本法8条、10条では、人身の自由を制限する強制措置及び処罰は法律で定めることができるだけで、国務院に行政法規を制定する権限を付与することはできないとする。行政処罰法、行政強制法、行政許可法も、行政法規の規章制定権を制限している。)。しかし、部門規章の制定権については上記Ⅱ) 依拠説が採用されており、自らの職権に基づく規章制定権がないため、明確に権限を付与する必要がある。よって、国務院の部門が法律及び国務院の行政法規・決定・命令に基づき規章を制定することは、当該規章は、法律及び国務院の行政法規・決定・命令から明確に権限を付与されている場合を除き、権利義務の設定権を必然的

に有することを意味しない¹。

4 部門規章が規定する事項の範囲

部門規章が規定する事項の範囲は、以下の2つの問題に関わる。

1) 調整事項の範囲

部門規章の規定事項は、法律又は国务院の行政法規・決定・命令の執行に関する事項に属することを要する。つまり、法律、国务院の行政法規・決定・命令の規定を執行するために規章を制定できるのであり、上記各規定を執行するのであれば、部門規章を制定することはできない。法律、行政法規、国务院の決定・命令の規定は、国务院の各部門が厳格に執行すべきものだが、執行過程において具体的規定又は専門規定がなければ、実行に移すことができない場合は、規章を制定することができる。法律・法規の規定が比較的具体的で、改めて規定する必要がなく執行できる場合には、改めて規章を制定しなくともよい。

2) 部門の権限

部門規章の制定・公布は、部門の権限の範囲内であることが必要であり、内容的には当該部門の業務範囲事項でなくてはならない。当該部門の管理に属さない事項は、当該部門規章の規定にあつてはならず、たとえ当該部門の権限内事項だとしても、制定できる規章は法律・行政法規・決定・命令の規定の枠内で具体化するものに限られ、権限を逸脱し、法律・法規に抵触してはならない。

【参考文献】²前掲①259～266頁、②291～297頁、③220～225頁、④266～271頁参照。

【共同制定による部門規章】

第81条 2つ以上の国务院部門の職権範囲に関わる事項は、国务院に対して行政法規の制定を求めるか、又は国务院関連部門が共同して規章を制定しなければならない。

本条は共同制定による部門規章に関する規定である。

※決定三十六 第73条を第82条とし、第1項を次のように改める。四項を追加し、第3項、第4項、第5項、第6項とする。

¹ 注意すべきは、既に制定されている部門規章が法律又は国务院の行政法規・決定・命令によらず権利義務を設定している場合、上位法の禁止規定に違反しないことを前提に、法の不遡及原則により、それらの権利義務規定は依然有効であることだが、それらは本法の精神及び国务院の指示に基づき速やかに整備しなければならない(参考文献①265頁参照)。

² 引用参考文献は、①全国人大法工委国家法室編著『立法法積義』(法律出版社・2015)、②全国人大法工委国家法室主任武增主編『立法法解説』(中国法制出版社・2015)、③鄭淑娜主編、郭林茂副主編『立法法積義』(中国民主法制出版社・2015)、④喬曉陽主編『立法法の読み方と積義』(中国民主法制出版社・2015)である。

【地方政府規章の制定主体，根拠と権限の範囲】

第82条 省，自治区，直轄市と区を設置した市，自治州の人民政府は，法律，行政法規と当該省，自治区，直轄市の地方性法規に基づいて規章を制定することができる。

2 地方政府の規章は以下に定める事項について規定することができる。

(一) 法律，行政法規，地方性法規の規定を執行するために規章を制定する必要がある事項

(二) 当該行政区域の具体的行政管理に属する事項

3 区を設置した市，自治州の人民政府が本条第1項，第2項に基づき地方政府の規章を制定する場合，都市農村の建設及び管理，環境保護，歴史文化の保護等の方面の事項に限る。既に制定された地方政府の規章が，上記事項の範囲外に関わる場合には，引き続き有効である。

4 省又は自治区の人民政府の所在地である市，経済特区の所在地である市及び国务院が認可した比較的大きな市以外のその他の区を設置した市及び自治州の人民政府が規章の制定を開始する期間は，当該省又は自治区の人民代表大会常務委員会により確定された当該市又は自治州が地方性法規の制定を開始する期間と同時とする。

5 地方性法規を制定すべきであるが条件が整っていない場合，行政管理上の差し迫った必要性により，先に地方政府の規章を制定することができる。規章が実施されて満2年を経過し，規章で制定される行政措置を引き続き実施する必要がある場合は，当該級人民代表大会又はその常務委員会に地方性法規を制定するよう求めなければならない。

6 法律，行政法規，地方性法規の根拠がない場合，地方政府の規章に公民，法人及びその他の組織の権利を減損し，又はその義務を増加する規範を設けてはならない。

本条は，地方政府規章の制定主体，根拠と権限の範囲に関する規定である（一部改正）。

地方政府規章は，省・自治区・直轄市及び設区市・自治州の人民政府が，法律・行政法規・地方性法規に基づくとともに，法定手続に従って制定する，管轄地域の行政管理業務に普遍的に適用される規定・弁法・規則等の規範性文書の総称である。

1 地方政府規章の制定主体

1) 省・自治区・直轄市及び設区市・自治州の人民政府は規章制定権を有する。この点，憲法は，地方政府が規章を制定することを規定していない。他方，1982年12月の改正地方組織法では「省，自治区，直轄市並びに省，自治区の人民政府が所在する市及び国务院に承認された比較的大きな市の人民政府は，法律及び国务院の行政法規に基づき，規章を制定することもできる」と定めた。1995年の地方組織法改正では上記規定を「省，自治区，直轄市の人民政府は，法律，行政法規及

び管轄省・自治区・直轄市の地方性法規に基づき、規章を制定し、国務院及び当該級の人民代表大会常務委員会に届け出ることができる。省、自治区の人民政府が所在する市及び国務院に承認された比較的大きな市の人民政府は、法律、行政法規、及び管轄省・自治区の地方性法規に基づき、規章を制定し、国務院及び省、自治区の人民代表大会常務委員会、人民政府並びに当該級の人民代表大会常務委員会に届け出ることができる」と改めた。2000年の本法制定時には、地方政府規章の制定主体を適切に拡大し、経済特区が所在する深セン、アモイ、珠海、汕頭を比較的大きな市の範囲に組み入れて規章制定権を付与し、更に2015年の本改正では、地方政府規章の制定主体を再び拡大して、全ての設区市、自治州及び広東省東莞市・中山市、甘粛省嘉峪関市、海南省三沙市という4つの区を設置しない地級市としている。

- 2) 省・自治区・直轄市は中国の第一級行政区単位である。その地域の範囲は比較的広く、人口は比較的多く、直面する状況も比較的複雑である。よって、国の法律・法規や政策の統一的規定による指導の下で各行政区の積極性や自主性を十分に引き出すため、現地の実情に合わせて業務を行う必要がある。また、省・自治区・直轄市の人民政府は、省・自治区・直轄市の人民代表大会の執行機関であり、地方行政機関である。この人民政府が当該級の人代の決議及び国の最高行政機関の決定や命令を執行し、省（区、市）全体において行政管理権を行使し、法律・行政法規の当該行政区での実施を保障しなければならない。そのため、本法ではそれら人民政府に地方政府規章制定権を与え、省級政府の職権をより行使しやすくしている。

また、中国の社会主義市場経済の持続的発展に伴い、設区市及び自治州では地域の政治的中心及び経済的中心としてその経済規模が拡大を続け、社会的業務が日々複雑化し、その役割がますます重要になっている。そこで本法は、いずれの設区市及び自治州の人民政府も地方政府規章の制定権を有することを定め、現地の実情と特徴に基づき法律・行政法規・地方性法規の実施を徹底できるようにしている。

- 3) 省・自治区・直轄市の人民政府の所属部門及び県・自治県・県級市の人民政府には規章制定権がない。憲法及び関連法律の規定に基づき、省・自治区・直轄市の人民政府の所属部門及び県・自治県・県級市の人民政府に規章制定権限がないことは明らかである。しかし現実には、こうした規章制定権を持たない機関が多くの規定を定めていた。そのような規定には、内容的に地方規章とさほど違わないものもあり、また省・自治区・直轄市の人民政府が承認する、又はそこから関係機関に回覧し伝達されているものもあることから、実務の現場で働く多くの関係者はこうした規定と地方政府規章とを混同している。憲法及び関連法律の規定に基づき、規章の制定は権限に厳密に従って行われなければならない、規章制定権を持たない省・自治区・直轄市の人民政府所属部門及び県・自治県・県級市の人民政府は規章を制定することはできない。

2 地方政府規章制定の根拠

本条に基づき、地方政府規章制定の根拠に関して、次の2つの問題がある。

- 1) 地方政府規章の制定は、法律、行政法規及び管轄省・自治区・直轄市の地方性法規に基づくものでなければならない。つまり、地方政府規章の制定については依拠説を採用しており、上位法を根拠としないものは地方政府規章で定めてはならない。この点は、地方性法規制定について上位法に抵触しない「不抵触説」が採用されている点と明らかに異なっている。すなわち、憲法100条は、「省、直轄市の人民代表大会及びその常務委員会は、憲法、法律、行政法規に抵触しない前提において、地方性法規を制定することができる」と規定し、上位法に抵触しない限り、上位法を根拠とせずとも、地方性法規を制定することができる。
- 2) 法律・行政法規・地方性法規を根拠としなければ、地方政府規章で公民・法人及びその他の組織の権利を減損し、又はその義務を増加する規範を定めることはできない（本条6項）。同規定に基づき、上位法で明確に権限を付与されていない限り、地方政府規章では権利義務を設定する権限はない。これもまた、地方性法規の制定について「不抵触説」が採用されていることと明らかに異なる³。

以上の2点が、地方性法規の制定と地方政府規章の制定との重要な違いである。

3 地方政府規章で規定する事項の範囲

地方政府規章で規定する事項は、法律・行政法規・地方性法規の規定を執行するために規章の制定が必要な事項、及び管轄行政区域の具体的行政管理に属する事項でなければならない。

1) 法律・行政法規・地方性法規の規定を執行するため規章制定が必要な事項

これについては2種類の状況がある。すなわち、①法律・行政法規・地方性法規が地方政府による規章制定を明確に規定している事項である。これにより、地方政府は付与された権限に基づき、管轄地域の実情に合わせて、法律・行政法規・地方性法規の規定をいかに執行するかにつき関連の規章を制定できる。②法律・行政法規・地方性法規に地方政府が規章を制定できる旨の規定はないが、法律・行政法規・地方性法規を執行するために何らかの関連措置や具体的規定を設ける必要がある場合である。かかる場合も、管轄地域の改革と建設に確かに必要であれば、地方政府は法律・行政法規・地方性法規の規定及び管轄地域の実情に基づいて関連の規章を制定できる。

2) 管轄行政区域の具体的行政管理に属する事項

県級以上の地方各級人民政府の職権に関して、憲法では、県級以上の地方人民政府は法律に規定された権限に基づき、管轄行政区域内の経済、教育・科学、文化、

³ ここで注意すべきは、既に制定されている地方政府規章で上位法を根拠とせずに権利・義務を定めているものは、上位法の禁止規定に違反しないことを前提に、法の不遡及原則により、その権利義務を定めた規定は依然として有効だが、本法の精神に基づき速やかに整備しなければならない点である（参考文献②303頁参照）。

衛生，スポーツ事業，都市・農村建設事業及び財政，民政，公安，民族自治に関する業務，司法行政，監察，計画出産等の行政業務を管理すると規定し，更に地方組織法が，憲法に基づき具体的に規定している。憲法及び地方組織法で規定された職権の範囲内において，具体的行政管理に属する事項につき，省・自治区・直轄市及び設区市・自治州の人民政府は規章を制定できる。具体的行政管理に属する事項ではなく，地方性法規を制定すべき事項については，地方政府では規章を制定できず，当該級の人民代表大会とその常務委員会に地方性法規案を提出し，当該級の人民代表大会とその常務委員会が法に基づき地方性法規を制定しなければならない。

具体的行政管理の事項には，以下のものを含む。①行政手続に関する事項（事務処理の流れ，作業規範等を含む。），②行政機関自体の整備に関する事項（公務員の行動規範，就業規則，清廉な政治環境の建設等を含む。），③公民の権利・義務の創設に関わらない公共秩序，公共業務又は事業の具体的管理制度（例えば公園，映画館等の公共の場所の管理規定，市場の管理秩序，学校の秩序管理規定等）である⁴。

4 地方政府規章では臨時行政措置を定めることができる

本条6項は，地方政府規章の制定に当たっては，法律・行政法規・地方性法規の根拠がなければ，公民，法人及びその他の組織の権利を減損し，又はその義務を増加する規範を設けてはならないと定める。また，地方での実務上の必要性を考慮し，本条5項は「地方性法規を制定すべきであるが条件が整っていない場合，行政管理上の差し迫った必要性により，先に地方政府の規章を制定することができる。規章が実施されて満2年を経過し，規章で制定される行政措置を引き続き実施する必要がある場合，当該級人民代表大会又はその常務委員会に地方性法規を制定するよう求めなければならない」と定める。上述の規章の「実施から満2年」が経過した後，当該級の人民代表大会又はその常務委員会に地方性法規の制定を提議しなかった場合，規章に定めた，本来は地方性法規を定めて規定すべき行政措置は自然失効する（ただし，規章のその他の規定は引き続き有効である。）。

5 設区市及び自治州が制定する地方政府規章に関する問題

本条3項は，「区を設置した市，自治州の人民政府が，本条第1項，第2項に地方政府の規章を制定する場合，都市農村の建設及び管理，環境保護，歴史文化の保護等の方面の事項に限る。既に制定された地方政府の規章が，上記事項の範囲外に関わる場合には，引き続き有効である。」と定め，また同4項は「省又は自治区の人民政府の所在地である市，経済特区の所在地の市及び国务院が認可した比較的大きな市以外のその他の区を設置した市及び自治州の人民政府が規章の制定を開始する期間は，当該省又は自治区の人民代表大会常務委員会により確定された当該市又は自治州が地方性法規の制定を開始する時期と同時とする。」と定める。これらの規定は本改正で追

⁴ 本条1項により，地方政府規章の根拠は法律，行政法規及び管轄省・自治区・直轄市の地方性法規である。したがって，地方政府規章で管轄行政区域の具体的行政管理事項について規定を設けるに際しても，上位法を根拠としなければならない（参考文献②304～305頁参照）。

加された設区市と自治州が地方政府規章を定める立法事項の範囲，従来の49の比較的大きな市で既に立法できる事項の範囲を超えて制定されている地方政府規章の効力，及び新たに立法権を付与された設区市・自治州が規章制定を開始する時期等に関する規定である（本法72条の解説参照）。

【参考文献】前掲①268～274頁，②299～306頁，③226～231頁，④272～277頁参照。

【規章制定手続】

第83条 国务院部門の規章及び地方政府の規章の制定手続は，本法第3章の規定を参照して国务院が規定する。

【規章決定手続】

第84条 部門規章は，部務會議又は委員会會議による決定を経なければならない。
2 地方政府規章は，政府常務會議又は全体會議による決定を経なければならない。

第83条は規章制定手続，第84条は規章決定手続に関する規定である。

※決定三十七 第76条を第85条とし，第2項を次のように改める。

【規章公布手続】

第85条 部門規章は，部門の首長が命令に署名して公布する。

2 地方政府の規章は，省長，自治区の主席，市長又は自治州の州長が命令に署名して公布する。

本条は規章の公布手続に関する規定である（一部改正）。

- 1) 規章が可決されれば，公布が規章制定の最後の手続となり，また規章が公衆に対して法的効力を生じることを表す。適法な手続を経ず公布された規章は法的効力を具えず，公衆に対する拘束力は認められない。
- 2) 規章の公布は，機關の首長が命令に署名して公布する。規章公布の命令には当該規章の制定機關，番号，規章名称，可決日，施行日，部門の首長又は省長，自治区主席，市長，自治州の州長の署名，公布日を明記する。部門の共同規章は共同で制定した部門の首長が共同で署名して公布し，主催機關の命令番号を使用する。「規章制定手続条例」に基づき，規章は公布日から30日後に施行しなければならない。ただし，国の安全，外国為替レート，通貨政策の決定に関わる場合，及び公布後直ちに施行しなければ規章の施行に支障が生じる場合は，公布日から施行することができる。

【参考文献】前掲①279～280頁，②312頁，③235頁，④281～282頁参照。

※決定三十八 第77条を第86条とし、第1項、第2項を次のように改める。

【規章の公布媒体】

第86条 部門規章は署名の上で公布した後、直ちに国務院公報又は部門公報と中国政府法制情報ネット及び全国の範囲内で発行される新聞に掲載しなければならない。

2 地方政府規章は署名の上で公布した後、遅滞なく当該級人民政府公報と中国政府法制情報ネット及び当該行政区域の範囲内で発行される新聞に掲載しなければならない。

3 国務院公報又は部門公報及び地方人民政府公報に掲載された規章文書を標準文書とする。

本条は規章の公布媒体に関する規定である（一部改正）。

1) 規章が制定されれば、その全てを直ちに関連メディア上で公布しなければならないが、公布形式を統一するため、本法では、部門規章は署名して公布した後、速やかに国務院公報又は部門公報と「中国政府法制情報ネット」及び全国の範囲内で発行される新聞に掲載すると定める（本条1項）。また地方政府規章は、署名・公布後、速やかに当該級の人民政府公報及び「中国政府法制情報ネット」及び当該行政区域で発行される新聞上に掲載すると定める（本条2項）。新法が公布媒体に「中国政府法制情報ネット」を追加した目的は、インターネット上で公布するプラットフォームを一元化し、公衆の照会・理解をしやすくし、規章公布の透明度を高める点にある。

2) 本条3項は、国務院公報又は部門公報⁵に掲載された部門規章の文書を標準文書とする旨を定める。その他の各種形式の規章文書は、部門自らが印刷発行した単行本又は編集本を含め、国務院公報又は部門公報に掲載された規章文書と一致しない場合、国務院公報又は部門公報に掲載された文書を基準とする。国務院公報に掲載された文書が部門公報に掲載された文書と一致しない場合、国務院公報に掲載された文書を基準とする。同様に、地方政府公報に掲載された地方政府規章の文書が標準文書となる。

【参考文献】前掲①280～281頁、②313～314頁、③236頁、④282頁参照。

⁵ 部門公報は、当該部門が公布する全ての規章を掲載しなければならないが、国務院公報は一部の重要な規章を選択的に掲載するだけである。規章が国務院公報に掲載されることは、国務院が当該規章を認可したということではない。また国務院が規章に問題があると判断した場合、依然として法により変更・廃止される可能性がある。国務院公報に掲載されたことをもって、各部門が所定の手続きに基づき国務院に届け出ることには代えることもできない。長期的には、全ての部門規章が国務院公報に掲載されることを目指す必要がある（参考文献②313頁参照）。

第9 『第5章 適用と備案審査⁶』

【憲法の法的効力】

第87条 憲法は最高法規性を有するものであり、一切の法律、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例、規章は憲法に抵触してはならない。

【法律、法規、規章の効力等級】

第88条 法律の効力は、行政法規、地方性法規及び規章に優越する。

2 行政法規の効力は、地方性法規及び規章に優越する。

第87条は憲法の法的効力に関する規定、第88条は法律、法規、規章の効力等級に関する規定である。

※決定四十 第80条を第89条とし、第2項を次のように改める。

【地方性法規、地方政府規章の効力等級】

第89条 地方性法規の効力は、同級及び下級の地方政府が制定した規章に優越する。

2 省及び自治区の人民政府が制定した規章の効力は、当該行政区域内の区を設置した市、自治州の人民政府が制定した規章に優越する。

本条は地方性法規、地方政府規章の効力等級に関する規定である（一部改正）。

1 地方性法規の効力は同級及び下級の地方政府規章に優越する

地方性法規は地方の人民代表大会及びその常務委員会が制定する規範性文書であり、地方政府規章は地方政府が制定する規範性文書である。中国の憲法で確立されている政治体制に基づけば、地方の人民代表大会及びその常務委員会は地方の国家権力機関であるのに対して、地方政府は権力機関の執行機関であり、同級の人民代表大会が選出することにより生じ、同級の人民代表大会に対して責任を負い、同級の人民代表大会の監督を受ける。地方の人民代表大会が制定する地方性法規を徹底して実施することにつき、地方政府は責任を負わなければならない。地方性法規と地方政府規章との関係から見ると、地方性法規は地方政府が規章を制定するための根拠の1つであり、地方性法規の効力は地方政府規章より優越しなければならない。本条1項は地方性法規の効力は同級及び下級の地方政府規章より優越すると定めるが、これには権力機関と執行機関との間の関係が反映している。ただし、地方政府規章が法律、行政法規に基づいて制定され、同級又は上級の人民代表大会が制定する地方性法規の内容と相反する場合は、地方政府規章の効力を一概に否定することはできず、地方性法規が法律、行政法規と一致しているかを確認しなければならず、一致していない場合には地方性法規を適用することはできない。

⁶ ※決定三十九：第5章の章名『適用と備案』を『適用と備案審査』に改める。

2 上級の政府規章の効力は下級の政府規章に優越する

省，自治区の人民政府規章は，省，自治区の人民政府が規章の制定手続に基づき制定する規範性文書であり，省，自治区全体の範囲内において有効である。設区市・自治州の人民政府規章は設区市・自治州の人民政府が規章の制定手続に基づき規定する規範性文書であり，設区市・自治州の所轄区域内において有効である。規章の効力範囲から見ると，省，自治区の政府規章はその所轄の設区市・自治州の政府規章より広くなければならない。上・下級政府の関係から見ると，上級政府は下級政府を指導し，省，自治区の人民政府はその所轄区域内の設区市・自治州の人民政府を指導する。本条2項は，省，自治区の人民政府が制定する規章の効力は同行政区域内の設区市・自治州の人民政府が制定する規章より優越すると規定しているが，これは中国の行政管理体制に合致するものである。

【参考文献】前掲①286～287頁，②319～320頁，③240～241頁，④285～287頁参照。

【自治条例，単行条例，経済特区法規の効力】

第90条 自治条例と単行条例に法律に基づいて法律，行政法規，地方性法規に対する変通規定を設けた場合，当該自治地方においては自治条例及び単行条例の規定を適用する。

2 経済特区の法規に授權に基づいて法律，行政法規並びに地方性法規に対する変通規定を設けた場合，当該経済特区においては経済特区の法規の規定を適用する。

【部門規章，地方政府規章の効力】

第91条 部門規章相互及び部門規章と地方政府の規章は同等の効力を有し，各自の権限の範囲内で施行する。

【特別法と一般法，新法と旧法の優先関係】

第92条 同一機関が制定した法律，行政法規，地方性法規，自治条例，単行条例及び規章の特別規定と一般規定が一致しない場合，特別規定を適用し，新たな規定と古い規定が一致しない場合には新たな規定を適用する。

【法の不遡及原則とその例外】

第93条 法律，行政法規，地方性法規，自治条例と単行条例，規章は過去に遡及しない。但し，公民，法人及びその他の組織の権利利益をより一層保護するために設けられた特別規定を除く。

第90条は自治条例，単行条例，経済特区法規の効力に関する規定，第91条は部門規章，地方政府規章の効力に関する規定，第92条は特別法・一般法，新法・旧法の優先関係に関する規定，第93条は法の不遡及原則とその例外に関する規定である。

【新しい一般規定と古い特別規定との衝突に関する裁決】

第94条 法律間において同一事項に対する新たな一般規定と古い特別規定とが一致せず、いかに適用するかを確定できない場合、全国人民代表大会常務委員会が裁決を行う。

2 行政法規相互間において同一事項に対する新たな一般規定と古い特別規定とが一致せず、いかに適用するかを確定できない場合、国務院が裁決を行う。

【地方性法規、規章との間の衝突に関する裁決】

第95条 地方性法規及び規章の間に不一致がある場合、関係機関は以下に規定する権限に従って裁決を行う。

(一) 同一機関が制定した新たな一般規定と古い特別規定が一致しない場合、制定機関が裁決を行う。

(二) 地方性法規と部門規章の間で同一事項に対する規定が一致せず、いかに適用するかを確定できない場合、国務院が意見を提出するものとし、国務院が地方性法規を適用すべきと認める場合、当該地方においては地方性法規の規定を適用する旨決定しなければならず、部門規章を適用すべきと認める場合には全国人民代表大会常務委員会に対して裁決を求めなければならない。

(三) 部門規章相互間又は部門規章と地方政府の規章との間において同一事項に対する規定が一致しない場合、国務院が裁決を行う。

2 授權に基づいて制定された法規と法律の規定が一致せず、いかに適用するかを確定できない場合、全国人民代表大会常務委員会が裁決を行う。

第94条は新しい一般規定と古い特別規定との衝突に関する裁決に関する規定、第95条は地方性法規、規章との衝突に関する裁決に関する規定である。

【変更又は取消を行うべき場合】

第96条 法律、行政法規、地方性法規、自治条例と単行条例、規章に以下に定める状況のいずれかがある場合、関係機関は本法第97条で規定する権限に基づいて変更し、又は取消を行う。

(一) 権限をゆ越しているとき

(二) 下位法が上位法の規定に違反するとき

(三) 規章相互間において同一事項に対する規定が一致せず、裁定を経て一方の規定を変更し、又は取消さなければならないとき

(四) 規章の規定が不適當であると認定され、変更し、又は取消さなければならないとき

(五) 法定手続に違反しているとき

【変更又は取消の権限】

第97条 法律，行政法規，地方性法規，自治条例と単行条例，規章に対する変更又は取消の権限は以下に定めるとおりである。

- (一) 全国人民代表大会は，その常務委員会が制定した不適当な法律を変更し，又は取消す権限を有し，全国人民代表大会常務委員会が承認した，憲法違反又は本法第75条第2項の規定に違反する自治条例，単行条例を取消す権限を有する。
- (二) 全国人民代表大会常務委員会は，憲法及び法律に抵触する行政法規を取消す権限を有し，憲法，法律，行政法規に抵触する地方性法規を取消す権限を有し，省，自治区，直轄市の人民代表大会常務委員会が承認した，憲法違反又は本法第75条第2項の規定に違反する自治条例，単行条例を取消す権限を有する。
- (三) 国務院は，不適当な部門規章及び地方政府規章を変更し，又は取消す権限を有する。
- (四) 省，自治区，直轄市の人民代表大会は，その常務委員会が制定又は承認した不適当な地方性法規を変更し，又は取消す権限を有する。
- (五) 地方人民代表大会常務委員会は，当該級人民政府が制定した不適当な規章を取消す権限を有する。
- (六) 省，自治区の人民政府は，一級下の人民政府が制定した不適当な規章を変更し，又は取消す権限を有する。
- (七) 授権機関は，被授権機関が制定した授権範囲をゆ越し，又は授権目的に違反する法規を取消すことができ，必要な場合は授権を取消することができる。

第96条は，法律，法規，条例，規章等について変更・取消しを行うべき状況に関する規定，第97条は，法律，法規，条例，規章等について変更・取消しを行う権限に関する規定である。

※決定四十一 第89条を第98条とし，第2号，第3号，第4号，第5号を次のように改める。

【報告と備案】

第98条 行政法規，地方性法規，自治条例と単行条例，規章は，公布後30日以内に以下の規定に従って関係機関に報告し備案しなければならない。

- (一) 行政法規は全国人民代表大会常務委員会に報告し備案する。
- (二) 省，自治区，直轄市の人民代表大会及びその常務委員会が制定した地方性法規は，全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告し備案する。区を設置した市，自治州の人民代表大会及びその常務委員会が制定した地方性法規は，省，自治区の人民代表大会常務委員会が全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告し備案する。

(三) 自治州、自治県の人民代表大会が制定した自治条例と単行条例は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告し備案する。自治条例、単行条例の報告提出と備案の際、法律、行政法規、地方性法規に関する変通規定の状況について説明しなければならない。

(四) 部門規章及び地方政府の規章は、国務院に報告し備案する。地方政府の規章は同時に当該級人民代表大会常務委員会に報告し備案しなければならない。区を設置した市、自治州の人民政府が制定した規章は同時に省、自治区の人民代表大会常務委員会及び人民政府に報告し備案しなければならない。

(五) 授権に基づいて制定された法規は、授権決定を規定した機関に報告し備案しなければならない。経済特区法規の報告提出と備案の際、法律、行政法規、地方性法規に関する変通規定の状況について説明しなければならない。

本条は行政法規、自治条例、単行条例、規章の報告と備案に関する規定である（一部改正）。

1 備案とは何か

1) 実務上「備案」概念について異なる見解が存在しており、I) 備案とは審査を行うことであるとの見解、II) 備案は必ずしも能動的に審査を行う必要はなく、必要に応じて審査を行うものとする見解もある。備案に対する理解が異なることにより、実際の方法も異なっている。備案とは審査に備えるために資料を保存することであると一般的に考えられており、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例、規章については、その公布後から一定期間内に、その制定・承認機関が上級の立法機関又は行政機関に報告提出し、審査に備えるために保存しなければならない。備案の目的は立法に関する状況を全面的に理解し、立法に対する監督を強化し、備案機関が審査を行い、規範性文書間の矛盾を除去し易くする点にある。したがって、備案は立法監督制度中の重要な段階であり、備案機関が立法監督権を行使するための基盤となる。

2) 現在、全国人大常務委員会の備案業務は弁公庁秘書局が担当し、主な任務は備案が行われた法規、自治条例及び単行条例の登録、保存を行い、各専門委員会及び常務委員会法制工作委员会の職責・業務分担に基づいて、各専門委員会、法制工作委员会に個別に送付して審査を行うこと、さらに審査で異議のある法規については、速やかに地方の立法機関と意思疎通を行うことである。全国人大常務委員会及び国務院は法規備案業務を重視しており、継続的に法規備案業務に対する管理を強化している。全国人大常務委員会法制工作委员会は2004年、行政法規、地方性法規の備案を担当し、かつそれと上位法との間に矛盾抵触が発生していないかの審査を行う法規備案審査室を設置した。また国務院法制弁公室も、地方性法規、地方政府規章及び国務院の部門規章の備案審査業務を担当する政府法制協調司を設置していた。

もっとも、備案制度はまだ完全ではないことから、法規、規章が法律に抵触又は一致しない、法規と法規の間、法規と規章の間、規章と規章の間の相互矛盾及び一致しない現象について、完全に解決することは未だ困難であり、党の4中全会で提起された「備案審査制度及び能力の構築を強化する」要求とは隔たりがある。したがって、地方立法の主体を設区市・自治州の人民代表大会及びその常務委員会まで拡大し、かつ市、州の地方立法の権限範囲に対する制限を追加した後に、更に備案制度を整備し、備案に関する能力を強化して、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例、規章に対する監督を強化する必要がある。

2 備案の範囲

備案の範囲には、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例、規章が含まれる。

1) 行政法規

この点、本法の制定以前は、憲法及び関連の法律では、国務院が制定する行政法規は全国人大常務委員会に報告・備案すべきとは規定されておらず、1985年4月可決の全国人大『経済体制改革及び対外開放における暫定的な規定又は条例の制定を国務院に授権することに関する決定』では、国務院が当該授権の決定に基づいて制定する暫定的な規定又は条例は、全国人大常務委員会に備案を行わなければならないと規定するだけであった。しかし同制度が実施されたわけではなく、国務院が授権決定に基づいて制定する規定又は暫定的な例は全国人大常務委員会への備案は行われなかった。

国務院は国家の最高行政機関であり、国の最高立法機関の執行機関でもあり、その制定する行政法規は主に法律の規定を執行するために行政法規の制定が必要な事項及び国務院の職権中の行政管理に関する事項に関わっており、経済体制改革及び対外開放が進むにつれて、国務院の立法活動は活発化している。同時にその立法は、数が多く、レベルが高く、影響範囲が広いことから、一定の権威性を有する。行政法規に対する監督・審査を強化し、国の法制の権威及び統一を維持するため、本条1号では行政法規を全国人大常務委員会への備案の範囲に加えることが明確にされている。

2) 地方性法規

全国人大常務委員会、国務院が地方性法規の監督・審査を行いやすくするため、本法では、地方性法規は全国人大常務委員会及び国務院に備案しなければならないと規定する。この点、本法起草過程で、比較的大きな市（省都がある市、経済特区の所在地の市及び国務院の承認を得た比較的大きな市）の人民代表大会及びその常務委員会の立法権を拡大して、比較的大きな市が制定する地方性法規は、省級の人民代表大会常会の承認を得る必要はなく、備案を行うだけでよいと規定することが検討された。また本改正過程でも、設区市級の立法は省級の人民代表大会常務委員会の承認は必要ないとの意見もあった。しかし本改正において、設区市及び自治州に付与する地方立法権の範囲を拡大し、かつ設区市及び自治州の立法権限の範囲を

制限する規定を追加したこと，及び憲法関連規定と一致させることを踏まえて，本条2号では，設区市・自治州が制定する地方性法規は省級人民代表大会常務委員会の承認を得て，全国人大常務委員会及び国務院に備案を行わなければならないと引き続き規定されている。

3) 自治条例及び単行条例

自治条例及び単行条例を制定する目的は，法律及び行政法規の規定の執行又は自治区域の公共事務を管理する必要のためであり，自治条例及び単行条例における法律，行政法規に関する変通規定（現地の実情に基づいて弾力的解釈を行った規定）が合法的か否かについて，監督を行うメカニズムが必要である。したがって，監督権限に基づいて，法律では自治州，自治県の自治条例及び単行条例は全国人大常務委員会及び国務院に備案を行わなければならないと規定している。自治区が制定する自治条例及び単行条例は全国人大常務委員会の承認を得る必要があり，これは備案より厳格な審査手続であることから，全国人大常務委員会への備案は必要ない。全国人大常務委員会が承認する自治条例及び単行条例の効力は法律に相当することから，これにも国務院への備案は必要ない。自治州，自治県が制定する自治条例及び単行条例は省，自治区の人民代表大会常務委員会の承認を得なければならないことから，省，自治区，直轄市の人民代表大会常務委員会への備案は必要ないが，省，自治区，直轄市の人民代表大会常務委員会は全国人大常務委員会及び国務院に備案が必要である。

本改正では，自治州，自治県が制定した自治条例及び単行条例の報告提出・備案を行う場合，法律，行政法規，地方性法規に関する変通規定の状況について説明すべきことが追加された（本条3号）。本法75条2項によれば，自治条例及び単行条例は現地民族の特徴に基づき，法律及び行政法規に対する変通規定を設けることができるが，法律又は行政法規の基本原則に反してはならず，憲法及び民族区域自治法の規定及びその他関連の法律，行政法規で民族自治地方について専門に定められた規定に関する変通規定を設けてはならない。自治条例，単行条例は条項の数の多いことが一般的であり，その中の一部条項には法律及び行政法規に関する変通規定が隠れており，備案審査機関が発見，比較及び審査を行うことは容易でない。備案審査業務の効率と精度を向上させるために，自治条例，単行条例の報告提出・備案を行う場合，変通規定に関する説明を行わなければならないと専門に規定したものである。

4) 規章

規章には部門規章及び地方政府規章が含まれる。中国の立法監督体制に基づけば，部門規章は国務院にのみ備案を行う必要がある。他方，地方政府規章の備案は複雑であり，以下4つの機関に報告提出・備案が必要である。

①国務院 憲法及び地方組織法の規定によれば，全国の地方各級人民政府はいずれも国務院による統一的指導の下にある国家行政機関であり，国務院に従属している。

地方人民政府が制定する規章は、当然国務院に備案を行わなければならない。

②同級の人民代表大会常務委員会 憲法及び地方組織法によれば、地方の各級人民政府は地方の各級人民代表大会の執行機関であり、同級の人民代表大会に対して責任を負いかつ活動報告を行う。地方政府規章の制定根拠には地方性法規も含まれることから、地方政府規章は同級の人民代表大会常務委員会に備案を行わなければならない。

③上級の人民代表大会常務委員会と④直近上級（同省，自治区）の人民政府 憲法及び地方組織法によれば、地方の各級人民政府は直近上級の国家行政機関に対して責任を負いかつ活動報告を行うことから、設区市・自治州の地方政府規章は、同省，自治区の人民政府に備案を行わなければならない。

5) 授権に基づいて制定する法規

授権に基づいて制定する法規は、行政法規及び経済特区法規に分けられ、行政法規は全国人大常務委員会に備案を行わなければならない。経済特区法規は全国人大又はその常務委員会が授権を行い、経済特区の所在地の省，市の人民代表大会及びその常務委員会が制定する。本条では経済特区法規は授権決定の規定に基づいて備案を行わなければならないと規定する。全国人大が授権を行った経済特区立法に関する規定によれば、深セン，汕頭，珠海，アモイ等の市が制定する経済特区法規は全国人大常務委員会，国務院，広東省人民代表大会常務委員会及び福建省人民代表大会常務委員会に個別に備案を行わなければならない。海南，広東及び福建等の省の人民代表大会及びその常務委員会が授権に基づいて制定する経済特区法規は全国人大常務委員会及び国務院に備案を行わなければならない。

本改正では、経済特区法規の報告提出・備案を行う場合、法律，行政法規，地方性法規に関する変通規定の状況について説明しなければならないと新たに追加されている（本条5号）。全国人大及びその常務委員会が制定した一連の経済特区立法に関する授権決定に基づけば、経済特区はその具体的状況及び実際の必要性に基づき、憲法，法律及び行政法規の基本原則を遵守して、法規を制定する。これは経済特区法規について、法律，行政法規及び同省の地方性法規に関する変通規定を設けることができることを示している。備案審査業務の効率及び精度を向上させるために、本法では経済特区法規の報告提出・備案について変通規定に関する説明を行わなければならないと特に規定したものである。

3 備案期間

- 1) この点、本法制定以前は、法規，自治条例及び単行条例，規章の備案期間につき、法律では明確に規定されておらず、全国人大常務委員会・国務院共同による「地方性法規の備案業務に関する通知」では、地方性法規，自治条例及び単行条例は承認日から30日以内に、全国人大常務委員会及び国務院に備案を行わなければならないと規定し、国務院「法規規章備案規定」では、規章は公布日から30日以内に国務院に備案を行わなければならないと規定する。

2) もっとも、実際の備案業務において、上述の通知及び規定は十分に実施されておらず、一部の省級人民代表大会常務委員会はこの期間に関する規定を逸脱し、中には1年後に備案機関に法規備案を行っている地方もあるが、その原因は現地の立法手続と関係がある。例えば、人民代表大会常務委員会で地方性法規を可決又は承認した後、法規が公布される前に、法規の一部文言について修正を行うため、備案期間が延びている地方がある。実際、中国では法規等の規範性文書の審査制度について事後審査が採用されており、つまり法規等の規範性文書の制定過程で、監督機関は介入せず、立法手続終了後に、監督機関が監督権行使を開始する。「承認」は立法手続における1つの手順にすぎず、「公布」を経て初めて立法手続が完了したと見なされるのであり、1本の法規・規章が承認手続しか完了していない段階で、備案を要求することは不適切である。本条では備案期間について統一的に「公布後30日以内」と規定し、このようにすれば備案業務を更に規範化することができ、同時に備案が遅れる問題を解決できる。

4 報告備案機関 [报备机关] 及び備案機関 [备案机关]

1) 報告備案機関

報告備案機関とは、規範性文書の報告提出・備案を行う機関であり、これを確定する場合の基本原則は制定した者が報告提出・備案を行うということである。つまり完全な立法権を有する制定機関は本法の規定により、その直近上級の国家権力機関及び行政機関に備案を直接行うことができる。すなわち、①国務院制定の行政法規は、国務院が全国人大常務委員会に報告・備案を直接行い、具体的には国務院弁公庁が報告提出する。②省級人民代表大会常務委員会が制定する地方性法規は、省級人民代表大会常務委員会が全国人大常務委員会及び国務院に報告・備案を直接行い、具体的には省級人民代表大会常務委員会弁公庁が報告提出する。③省、自治区、直轄市の人民政府規章は省、自治区、直轄市の人民政府が報告・備案を行う⁷。

2) 備案機関

備案機関とは、法規、自治条例及び単行条例、規章等の備案を受領する機関である。中国の立法監督体制に基づけば、全国人大常務委員会、国務院、省級の人民代表大会常務委員会及び人民政府、設区市及び自治州の人民代表大会常務委員会が備案機関である。具体的な備案の受領範囲は次のとおりである。①全国人大常務委員会は行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例の備案を受領し、報告・備案が

⁷ 報告備案機関の例外としては、①直近上級の立法機関の承認を得た後に発効する法規は、承認機関が提出・備案を行わなければならない（例えば、設区市・自治州の人民代表大会及びその常務委員会が制定する地方性法規は、省級人民代表大会常務委員会の承認を得る必要があることから、省級人民代表大会常務委員会が報告備案機関であり、具体的には省級人民代表大会常務委員会弁公庁が提出）。②授権に基づき制定する法規は、授権決定の規定に基づいて報告備案を行う機関を確定する（例えば、深セン、アモイ、珠海、汕頭の4都市の人民代表大会及びその常務委員会が制定する経済特区法規は、授権決定の規定に基づいてこの4都市の人民代表大会常務委員会が提出・備案を行わなければならない、具体的にはその弁公庁が提出）。③2つ以上の部門が共同で制定する規章は、主管部門が報告備案を行い、複数の部門が同時に報告備案を行う必要はない（参考文献②345～346頁参照）。

行われた法規，条例は全国人大常務委員会弁公庁秘書局が受領，登録，保存を担当する。②国務院は地方性法規，自治条例及び単行条例，規章の備案を受領し，国務院に報告・備案が行われた法規，規章は，国務院法制機構に直接送られる。③省級の人民代表大会常務委員会は同級の地方政府規章，設区市・自治州の地方政府規章の備案を受領する。④省級政府は設区市・自治州の人民政府規章の備案を受領する。⑤設区市・自治州の人民代表大会常務委員会は同級の人民政府規章の備案を受領する。⑥授權決定の規定に基づき，全国人大常務委員会，国務院は海南省人民代表大会常務委員会並びに深セン，汕頭，珠海，アモイ市の人民代表大会常務委員会が制定する経済特区法規の備案を受領し，広東省人民代表大会常務委員会は深セン，汕頭，珠海市の人民代表大会常務委員会が制定する経済特区法規の備案を受領し，福建省人民代表大会常務委員会はアモイ市人民代表大会常務委員会が制定する経済特区法規の備案を受領する。

5 報告備案に関する要件及び処理手続

1) 全国人大常務委員会への報告備案

「行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例，経済特区法規備案審査業務手続」第5条によれば，関係機関は行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例，経済特区法規について全国人大常務委員会に報告・備案を行う場合，備案報告書，国務院令又は公告，改正，廃止又は承認に関する決定，法規文書，説明及び審議結果報告書等の関連文書を装丁・製本の上，一式10部を提出する。

毎年1月末までに，各報告備案機関は前年度に制定した法規の目録を審査に備えるために全国人大常務委員会弁公庁に提出しなければならない。常務委員会弁公庁秘書局は定期的に法規の備案状況及び審査業務の進捗状況について「法規備案審査概要報告書」を作成し，常務委員会委員，各専門委員会，常務委員会弁公庁，法制工作委員会各局（室）及び報告備案機関に速やかに提供しなければならない。

2) 国務院への報告備案

「法規規章備案条例」第6条によれば，国務院に規章の報告備案を行う場合，備案報告書，規章文書及び説明について，規定されている書式に基づいて装丁・製本を行い，一式10部を提出しなければならない。国務院に法規の備案を行う場合，全国人大常務委員会の法規の備案に関する規定に基づいて執行しなければならず，同時に法規，規章の電子データを提出しなければならない。

法規，規章の報告備案が，「法規規章備案条例」第2条（法規・規章に関する法定権限及び制定手続）及び第6条第2項，第3項（報告・備案の形式要件）の規定に合致している場合，国務院法制機構は備案の登録を行い，第2条の規定に合致していない場合は，備案の登録を行わず，第2条の規定に合致しているが第6条2項，3項の規定に合致していない場合は，備案登録を一時見合わせる。備案登録を一時見合わせた場合，国務院法制機構が制定機関に追加の報告備案又は再度の報告備案を行うよう通知する。追加又は再度の報告備案が規定に合致している場合は，備案

の登録を行う。備案登録を行った法規，規章は，速やかに法規，規章の目録を公布しなければならない。

法規，規章の制定機関は毎年1月末までに前年度に制定した法規，規章の目録を国务院法制機構に提出しなければならない。

規章の備案を行わない，又は期間内に規章の備案を行わない場合，制定機関に期間を定めて報告提出するよう通知しなければならない，それを拒絶した場合は，「通報批評」（主に上級機関から下級機関に対してその過ちを指摘する旨の通達を出す処分）を行い，かつ期間を定めて是正を命じる。

【参考文献】前掲①304～314頁，②338～348頁，③255～263頁，④301～309頁参照。

※決定四十二 第90条を第99条とし，一項を追加して第3項とする。

【受動的審査と能動的審査】

第99条 国务院，中央軍事委員会，最高人民法院，最高人民検察院及び各省，自治区，直轄市の人民代表大会常務委員会は，行政法規，地方性法規，自治条例と単行条例が憲法又は法律に抵触すると認める場合，全国人民代表大会常務委員会に審査を行うよう書面で請求することができ，常務委員会工作機構は関係専門委員会に送付して審査実施，意見提出を求める。

2 前項で規定する以外のその他の国家機関と社会団体，企業事業組織及び公民は，行政法規，地方性法規，自治条例と単行条例が憲法又は法律に抵触すると認める場合，全国人民代表大会常務委員会に審査を行うよう書面で建議することができ，常務委員会工作機構が研究を行い，必要がある場合には関係専門委員会に送付して審査実施，意見提出を求める。

3 関係の専門委員会と常務委員会工作機構は，報告備案された規範性文書に対して能動的審査を行うことができる。

本条は行政法規，地方性法規，条例等に対する受動的審査と能動的審査に関する規定である（3項追加）。

1 備案と審査との関係

1) 備案と審査はいずれも人民代表大会及びその常務委員会の監督権に属する。備案は知る権利に属し，人民代表大会及びその常務委員会が提出機関の立法に関する状況を把握するための方式であり，独立して行うことができる。審査は審議権に属し，知る権利を行使した上で行わなければならない。備案と審査は性質を異にし，立法監督業務の中の2つの段階，2種類の制度である。数年来，行政立法及び地方立法が十分に活発化して，毎年大量の法規，規章等の規範性文書が公布されているところ，立法に関する技術，立法に関する考え方等の多くの要素の影響を受け，これらの文書の質はまちまちであり，下位法と上位法が一致しない，同じレベルの法の間

で相互に相反する現象が発生し、法制の統一及び権威に影響を及ぼしている。したがって、備案が行われた規範性文書に対する審査を強化する必要がある。

2) 法規の審査方式は、審査手続を開始する形式の違いから受動的審査及び能動的審査に分けられる。本条1項、2項所定の関連主体が審査要求を提出する方式及び審査建議を提出する方式はいずれも受動的審査方式に属している。本条3項の提出・備案が行われた規範性文書に対する能動的審査に関する規定は本改正による新設規定である。

2 受動的審査

本条1項、2項では、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると判断した場合、審査要求を提出する方式及び審査建議を提出する方式を通じて審査手続を開始することができる」と規定する。審査要求を提出することは国務院、最高人民法院、最高人民検察院及び省級の人民代表大会常務委員会の権限であり、これ以外の其他国家機関、社会団体、企業事業組織、公民は審査建議を提出できる。この①「要求権」と②「建議権」は2つの異なる概念である。①の審査要求を提出することは一種の正式な審査開始手続であり、権限を有する機関が一旦審査要求を提出すれば正式な審査手続に進まなければならない。他方、②の審査建議が提出された場合、正式な審査手続に進むことができるか否かは、更に常務委員会工作機構が研究し、必要か否かを判断しなければならない。この理由は主に次の点による。第1に、法執行過程で、その他機関、組織及び公民個人が、法規、規章が法律に抵触することを発見した場合、審査要求を提出する権限を有する機関に対して、法に基づき全国人大常務委員会に審査要求を提出しなければならないこと。第2に、法執行過程ではなく、その他の状況、例えば法律の学習、宣伝過程で法規、規章が法律に抵触することが発見された場合、提出される件数はしばしば非常に多く、全てに対して審査を行う必要はなく、またそれは不可能なことである。そこで、本法では、常務委員会工作機構が研究し、必要である場合は、関係委員会に提出して審査を行うと規定したのである。

1) 審査要求の提出

①審査要求の提出主体 国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院はいずれも中央国家機関であり、各自の下級機関が法律を実施する中で発見した問題は順次に直近上級の機関に提出する。したがって、本法が上記の各機関に審査要求を提出する権限を付与することが必要である。省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は地方級の権力機関であり、憲法、法律及び行政法規が同行政区域内で徹底して実施されることを保障するための重要な機関である。これまでの業務の中で、憲法、法律、行政法規が行政区域内で徹底して実施されるときに発生する具体的な問題について、上記の各機関は通常、全国人大常務委員会工作機構に提出し、回答を要求する。同時に上記の各機関は全国人大常務委員会に法規の備案を行う機関であることから、本法ではこれらの機関に審査要求を提出する権限を付与し

ている。

②審査要求の処理 備案機関が審査要求を受領した後に、常務委員会工作機構は関係の専門委員会に個別に送付し審査を行わなければならない。専門委員会は具体的な審査任務を担当する、法規、自治条例及び単行条例の審査機構である。このように規定された理由は主に次の点による。第1に、全国人大及びその常務委員会は会議制度を実施し、全国人大は毎年1度会議を開催しているが、会期が比較的短く、議事日程の内容も比較的多く、十分な時間を使って法規、自治条例及び単行条例に対する審査を行うことが不可能である。全国人大常務委員会は2か月に1度会議を開催しているが、会期は短く、立法任務が繁雑かつ重大であり、毎回の会議で複数の法律の審議・表決を行わなければならないことから、法規、自治条例及び単行条例に対する審査にあまり時間を割くことができない。第2に、各専門委員会は代表大会の専門常設機構であり、大会の閉会期間は、常務委員会の指導を受けており、その日常業務は主に関連議案の研究、審議、制定であり、この業務を担当するのに適している。第3に、本法が公布される以前から、各専門委員会は既に法規の審査業務を担当していることである。

2) 審査建議の提出

①審査建議の提出権者 社会団体、企業事業組織及び公民は憲法、法律及び行政法規を最も広く用いており、しばしば法律の具体的な運用過程で比較的早期に問題を発見できることから、本法では、上記の各主体に審査建議を提出する権利認めている。その理由は、第1に、こうした主体の国に対する管理への参加を保障し、その批評・提言権の行使を保障するとともに、順次に上級機関に報告し、順次に承認するという状況を回避し、公文書の処理手続を減らし、法規審査の効率を向上させなければならないこと。第2に、全国人大常務委員会の監督のためのルートを拡大し、確実に実施可能なものにして、全国人大常務委員会の監督業務の正常な運営を保障しなければならないことである。審査要求を提出する権限がない全ての国家機関、つまり上は国务院の各部門から、下は県、郷の政府までを含む、上述の規定以外のその他国家機関は、いずれも審査建議を提出することができる。

②審査建議の処理 提出された審査建議は、常務委員会工作機構が先に研究を行う。当該建議の理由が成立すると判断した場合には、審査建議の内容に基づいて、関係の専門委員会に個別に送付し審査を行うことができる。

3 能動的審査

数年来、全国人大常務委員会の法規備案審査業務機構は業務の中で、一貫して受動的審査と能動的審査を組み合わせた業務方式を採用している。実践が証明するように、能動的審査は全国人大常務委員会の法規備案審査業務機構の主体性を発揮させ、国家の法制統一を維持する上で重要な役割を果たしてきた。そこで本改正では、能動的審査について「関係の専門委員会及び常務委員会工作機構は、提出・備案が行われた規範性文書に対して能動的審査を行うことができる」と明確に規定している(本条3項)。

【参考文献】前掲①314～317頁，②348～351頁，③263～266頁，④309～311頁参照。

※決定四十三 第91条を第100条とし，第1項を次のように改める。一項を追加し，第2項とする。第2項を第3項とし，次のように改める。

【審査手続】

第100条 全国人民代表大会専門委員会，常務委員会工作機構は，審査，研究を行う際に，行政法規，地方性法規，自治条例と単行条例が憲法又は法律に抵触すると認める場合，制定機関に対して書面で審査意見，研究意見を提出することができる。法律委員会は関係専門委員会，常務委員会工作機構と合同審査会議を開催して，制定機関に会議に参加し，状況説明を要求し，その後，制定機関に対して書面で審査意見を提出することもできる。制定機関は2ヶ月以内に改正を行うか否かを研究して意見を提出し，かつ全国人民代表大会法律委員会及び関係専門委員会又は常務委員会工作機構に対してフィードバックしなければならない。

2 全国人民代表大会法律委員会，関係専門委員会，常務委員会工作機構は前項規定に基づき，制定機関に対して審査意見，研究意見を提出する。制定機関は提出された意見に基づき，行政法規，地方性法規，自治条例と単行条例を改正又は廃止した場合，審査は終了する。

3 全国人民代表大会法律委員会，関係専門委員会，常務委員会工作機構は，審査，研究を経て行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例が憲法又は法律と抵触しているにもかかわらず制定機関が改正を行っていないと認める場合，委員長会議に対して取消を行う旨の議案・建議を提出しなければならず，委員長会議は常務委員会会議による審議決定を求める旨を決定する。

本条は，行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例の審査手続に関する規定である（一部改正，2項新設）。

1 審査・研究意見の提出

1) まず全国人大の専門委員会が審査において，又は常務委員会工作機構が研究において，行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると判断した場合，専門委員会は制定機関に審査意見を直接提出することができ，常務委員会工作機構は制定機関に研究意見を提出できる。その目的は，常務委員会工作機構の備案審査業務に関する職責の強化である（常務委員会法制工作委員会は専門委員会ではないことから，審査意見を提出できず，研究意見を提出できるだけである。）。

2) 次に法律委員会及び関係専門委員会，常務委員会工作機構が共同で会議を開催し，制定機関に対して会議に出席し，存在する関連の問題について説明を行うことを要求し，審査機関と制定機関が意思疎通を図った上で，審査機関が制定機関に審査意

見を提出できる。会議に出席し状況説明を行うことを制定機関に求める目的は、主に審査機関が制定機関の立法目的と立法根拠を全面的に正しく把握するためである。報告・備案時には、草案の説明報告書、審議報告書、審議結果報告書等の同時提出を要求しているが、審査過程で、これらの文書のみでは制定機関が関連問題について明確に説明できない場合があり、審査効率を向上させるために、審査機関は制定機関に対して会議に出席して状況説明を行うことを要求することができる。

2 審査・研究意見のフィードバック制度

- 1) 審査を強化し、審査・研究意見を着実に具体化するために、本法では審査・研究意見のフィードバック制度が定められている。制定機関は改正するか否かに関わらず、所定期間内に審査・研究意見に対して速やかにフィードバックを行わなければならない。その期間は2か月である。このように規定された理由は主に、地方の人民代表大会常務委員会は一般的に2か月に1度会議を開催し、ごく一部の人民代表大会常務委員会は1か月半前後に1度会議を開催することから、2か月の期間であれば地方の人民代表大会常務委員会が会議を開催し、審査・研究意見を検討し、かつ決定を行うことを保障できると判断されたからである。
- 2) 関係専門委員会、常務委員会工作機構が審査・研究意見を制定機関に直接提出した場合、制定機関は当該専門委員会又は常務委員会工作機構にのみフィードバックを行うことができる。法律委員会及び関係専門委員会、常務委員会工作機構が共同で審査した後に審査意見を提出した場合、制定機関は同時に法律委員会及び関係専門委員会、常務委員会工作機構にフィードバックを行わなければならない。

3 審査に対する処理

制定機関が憲法又は法律に抵触する行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例を改正又は廃止した場合、全国人大法律委員会、関係専門委員会、常務委員会工作機構による審査に対する処理には次の2種類の方式がある。

1) 審査の終了

本条2項によれば、全国人大法律委員会、関係専門委員会、常務委員会工作機構が法により制定機関に審査意見、研究意見を提出し、制定機関に対し違法な問題を自ら是正するよう要求し、さらに制定機関が意見に基づいて行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例を改正又は廃止した場合、違法な問題は解決し、これ以上審査を続ける必要がないことから、審査は自動的に終了する。

2) 取消に関する議案提出

本条3項によれば、法律委員会、関係専門委員会、常務委員会工作機構が審査、研究を行った後に、行政法規が確かに憲法、法律に抵触する、又は地方性法規、自治条例及び単行条例が憲法、法律、行政法規に抵触すると判断し、制定機関が改正しない場合、法律委員会、関係専門委員会は委員長会議に取消しに関する議案を提出し、常務委員会工作機構は委員長会議に取消しに関する建議を提出し、委員長会議が常務委員会会議に審議・決定を提議することを決定しなければならない。その

目的は、常務委員会工作機構の備案審査業務に関する職責の強化である（常務委員会工作機構は専門委員会ではなく、提案権がないことから、委員長会議に取消しに関する議案を提出できず、取消しに関する建議を提出できるだけである。）。

【参考文献】前掲①317～320頁，②351～354頁，③266～268頁，④312～314頁参照。

※決定四十四 一条を追加し，第101条とする。

【審査状況のフィードバックと公開】

第101条 全国人民代表大会の関係専門委員会と常務委員会工作機構は，規定の要求に従い，審査，研究の状況に関し，審査建議をした国家機関，社会团体，企業事業組織及び公民にフィードバックしなければならず，かつ社会に向けて公開することができる。

本条は審査状況のフィードバックと社会に対する公開に関する規定である（新設規定）。

- 1) 数年来の法規備案審査業務に関する実務の経験及び方法を総括した上で，備案審査のフィードバック及び公開に関するメカニズムが構築されたものである。
- 2) 本法99条の規定によれば，国家機関，社会团体，企業事業組織及び公民は，行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると認める場合，全国人大常務委員会に審査建議を提出し，常務委員会工作機構が研究し，必要な場合には，関係専門委員会に送付し審査を行い，意見を提出することができる。公民，組織が提出した審査建議について，全国人大常務委員会の専門委員会・常務委員会工作機構は長期にわたり，真摯に研究し，審査意見，研究意見を提出し，多くの取組を行っている。2004年に全国人大常委会法工委法規備案審査室が設置されてから10年余りの間に各種の審査建議を合計1000件以上受領しており，業務手続に厳格に基づき一つ一つの審査建議を受領，登録，研究し，研究意見を提出してきた。全国人大の審査範囲に属さない内容の書簡は状況に応じて区別し，個別に関係機関に転送し研究した上で処理を行い，全国人大常務委員会の審査範囲に属する審査建議は，業務手続に基づいて速やかに制定機関と意思疎通・協議を行い，研究意見を提出した。これらの業務を通じて，明らかに法律規定と一致しない問題が存在する規範性文書に対して適切な処理を行った。しかし，フィードバック及び公開に関するメカニズムが構築されていないことから，長期にわたり，備案審査業務は「行動のみで発言しない」状態にあった。数年来，一部の公民及び組織から，全国人大常務委員会が一定の方式によって審査・研究状況及び処理結果を審査建議の提出者にフィードバックすることを求める声が上がっていた。このため，常務委員会の法規備案審査業務機構は業務の必要性に基づいて，フィードバックに関するメカニズムの構築を模索し，試行的に一部の審査建議の提出者に対するフィードバックを行い，一定の成果を収めた。本条では，審査建議の提出者に処理状況の

フィードバックを行うだけでなく、更に審査・研究状況を社会に公開することができると規定する。審査建議のフィードバック及び公開に関するメカニズムを構築することは、備案審査業務の実際の必要性に合致しており、かつ社会の関心に応え、審査建議の提出者の知る権利を保障し、審査建議の提出に対する公民、組織の積極性を高め、備案審査業務への参加に対する社会公衆の意欲を喚起し、違法問題の早期是正を制定機関に督促する上で重要な意義がある。

3) 国家機関、社会団体、企業事業組織及び公民が提出した審査建議は、全国人大の関係専門委員会が審査を行った場合、専門委員会が審査建議の提出者に審査状況のフィードバックを行う。常務委員会工作機構が審査・研究を行った場合は、常務委員会工作機構が審査建議の提出者に研究状況のフィードバックを行う。本条では全国人大の専門委員会及び常務委員会工作機構は「規定の要件に基づいて」審査建議の提出者にフィードバックを行い、社会に審査状況を公開しなければならないと定めるところ、全国人大常務委員会は行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例の備案審査手続について、関連規定を公布している。2015年の本法改正後において、どのようにして審査建議の提出者にフィードバックを行い、社会に審査状況を公開するか、またフィードバック及び公開に関する内容、形式、条件、期間等について、業務の必要性に基づいて模索し、経験を総括した上で、関連規定に対して更に追加及び改善を行い、フィードバック及び公開に関する業務メカニズムを構築、整備しなければならない。

【参考文献】前掲①320～322頁、②354～356頁、③268～269頁、④314～316頁参照。

【その他備案受理機関の審査手続】

第102条 その他の備案受理機関に報告し備案された地方性法規、自治条例及び単行条例、規章に対する審査手続は、法制統一維持の原則に基づき、備案受理機関が規定する。

本条は、その他備案受理機関の審査手続に関する規定である。

第9 『第6章 附則』

※決定四十五 第93条を第103条とし、第2項を次のように改める。

【軍事法規、軍事規章の制定】

第103条 中央軍事委員会は憲法及び法律に基づいて軍事法規を制定する。

2 中央軍事委員会の各本部、軍の兵種、軍区、中国人民武装警察部隊は、法律及び中央軍事委員会の軍事法規、決定、命令に基づき、その権限の範囲内で軍事規章を制定することができる。

- 3 軍事法規，軍事規章は武装力の内部において実施する。
- 4 軍事法規，軍事規章の制定，改正及び廃止の規章は，中央軍事委員会が本法で規定する原則に従って規定する。

本条は軍事法規，軍事規章に関する規定であり，本改正では軍事規章と同等の効力を持つ中国人民武装警察部隊の規章が第2項に追加されている。

※決定四十六 一条を追加し，第104条とする。

【司法解釈制定原則と備案】

第104条 最高人民法院，最高人民検察院が行う裁判，検察業務の具体的な法律適用に属する解釈は，主に具体的な法律条文を対象とし，立法目的，原則と趣旨に合致しなければならない。本法第45条第2項規定の状況にある場合は，全国人民代表大会常務委員会に対して法律解釈の要求を提出し，又は関連法律の制定，改正議案を提出しなければならない。

2 最高人民法院，最高人民検察院が作成する裁判，検察業務の具体的な法律適用に属する解釈は，公表された日から30日以内に全国人民代表大会常務委員会に報告し備案しなければならない。

3 最高人民法院，最高人民検察院以外の裁判機関と検察機関は，具体的な法律適用に関する司法解釈を制定してはならない。

本条は司法解釈制定原則とその備案に関する規定である（新設規定）。

1 司法解釈の制定に関する原則（本条1項）

1) 司法解釈とは，裁判，検察業務の中の法律の具体的な運用について，最高人民法院，最高人民検察院が行う解釈である⁸。司法解釈の問題については1955年6月23日可決の『法律の解釈の問題に関する全国人大常務委員会の決議』で規定されたことがあり，具体的には「裁判過程でどのようにして法律，法令を具体的に運用するかに関する問題は全て，最高人民法院裁判委員会が解釈を行う」との内容であった。さらに1981年6月10日可決の『法律の解釈業務の強化に関する全国人大常務委員会の決議』では「人民法院の裁判業務の中の法律，法令の具体的な運用に関する問題は全て，最高人民法院が解釈を行う。人民検察院の検察業務の中の法律，法令の具体的な運用に関する問題は全て，最高人民検察院が解釈を行う。最高人民法院及び最高人民検察院の解釈において，原則に関する意見の相違がある場合，全国人大常務委員会に報告し解釈又は決定を仰ぐ」と規定されている。

また，人民法院組織法32条も「最高人民法院は，裁判過程で法律，法令の具体的な運用に関する問題について解釈を行う」と規定する。上述の規定に基づき，長年

⁸ 「中国法律年鑑」（中国法律年鑑社）によれば，最高人民法院は2013年に28件，2014年に15件，2015年に24件，2016年に29件の司法解釈を制定している。

にわたり、最高人民法院及び最高人民検察院は裁判、検察業務における法律の具体的運用という必要性に基づき、単独又は共同で大量の司法解釈を制定し、人民法院及び人民検察院の裁判、検察業務における法律の正しい理解と正確な適用に根拠を提供している。

- 2) しかし、司法解釈にもいくつかの問題が存在する。例えば、①法律規定の運用について、最高人民法院及び最高人民検察院の行う解釈が異なり、基層の法執行業務では個別に異なる司法解釈が執行されている場合がある。②裁判、検察業務における法律の具体的運用について解釈を行うという範囲を超え、本来立法機関が法律制定又は法律解釈を行わなければならない事項について解釈を行っている司法解釈がある。③立法の本来の意味に合致せず、立法の本来の意味に反している司法解釈がある等の問題である。

また、司法解釈の内容及び形式についても十分に規範化されていない現象が存在する。例えば、①同一問題に対して多くの解釈が行われかつ内容も一致していない。②名称中に解釈という字句がある司法解釈もあれば、通知、回答、批復（下級機関からの指示伺いに対して上級機関が行う回答）等の司法解釈もある。これらについて、全国人大代表、中国人民政治協商會議全国委員会委員、法学専門家、法曹実務者等から、全国人大常務委員会が司法解釈に対する監督を強化し、司法解釈備案審査制度を構築し、国の法制の統一を維持すべきであるとの意見が提出されていた。

- 3) そこで、まず本条1項では司法解釈の制定に関する原則について規定されたが、この問題については、主に次の3点が重要である。

①司法解釈は裁判、検察業務の中でどのようにして法律を具体的に運用するかという問題の解決を重視すべきこと。主に具体的条文に対して行われるものであり、司法解釈の「立法化」を回避しなければならない。法律で既に明確に規定されている場合、司法解釈の中で重複して規定する必要はない。司法解釈ではあらゆる面に配慮する必要はなく、具体的条文に対してのみ解釈を行えばよく、1本の法律のように体裁を完全に整える必要はない。

②司法解釈は立法の目的、原則及び本来の意味に合致しなければならず、憲法、法律の規定に抵触してはならず、法律規定の拡大解釈又は縮小解釈であってはならないこと。

③本法45条2項に定める状況に該当する場合、全国人大常務委員会に法律の解釈を要求する又は関連の法律の制定・改正に関する議案を提出しなければならないこと。本法45条2項2号では「法律の制定後に新たな状況が発生し、法律の適用に関する根拠を明確にする必要がある」場合、全国人大常務委員会が解釈を行うと規定する。かかる状況は司法解釈を行うには適さないことから、最高人民法院・最高人民検察院が実践の中でこのような状況を発見した場合、全国人大常務委員会に法律の解釈を要求する、又は関連の法律の制定・改正に関する議案を提出することしかできない。

2 司法解釈の備案（本条2項）

1) 本条2項は監督法の関連規定に基づいて規定されている。すなわち監督法31条は「最高人民法院，最高人民検察院は，裁判，検察業務における法律の具体的運用に関する解釈を行う場合，公布日から30日以内に全国人大常務委員会に備案を行わなければならない」と規定する。また「司法解釈備案審査業務手続」によれば，司法解釈は最高人民法院弁公庁，最高人民検察院弁公庁が個別に提出し，最高人民法院，最高人民検察院が共同で制定した司法解釈は，主な起草機関が提出する。司法解釈の備案内容には，備案報告書，公告，司法解釈文書等の関連文書が含まれ，装丁・製本を行い，一式10部とする。

報告・備案が行われた司法解釈は，全国人大常務委員会弁公庁が受領，登録，保管し，内務司法委員会，法制工作委員会に個別に送付する。毎年1月末までに，各提出機関は前年度に制定した司法解釈の目録を，全国人大常務委員会弁公庁に提出し，審査に備えなければならない。

2) 本法第5章の備案審査に関する規定，例えば99条3項に追加された提出・備案が行われた規範性文書に対する能動的審査の実施に関する規定は，司法解釈の備案審査業務にも適用される。また第5章のその他関連規定もそれにならって，司法解釈の備案審査業務の中で適用することができる。

3 地方の人民法院，人民検察院は司法解釈の性質を有する文書の制定不可（本条3項）

1) 本条3項の「最高人民法院，最高人民検察院以外の裁判機関及び検察機関」とは，地方の人民法院，人民検察院をいう。地方の人民法院，人民検察院が法律の具体的な運用に関する解釈を行うことに関する法的根拠は存在しない。これについては，断固として制止し，法制の統一を維持しなければならない。

2) 実務において，地方の人民法院，地方の人民検察院，特に高級人民法院，省級の人民検察院が制定する規範性文書の多くは，その権限の範囲を逸脱しており，司法解釈の性質を有している。この問題につき，2011年の全国人大常務委員会活動報告及び立法活動計画では，最高人民法院，最高人民検察院による司法解釈の集中的整理の督促及び指導についての全体的手配の要求を促していた。

最高人民法院，最高人民検察院は2012年に共同で，地方の人民法院，人民検察院は司法解釈の性質を有する文書を制定してはならないことに関する通知を発し，具体的には①地方の人民法院，人民検察院は一律，同管轄区において一般的に適用される，法律の具体的な運用の問題に関わる「指導意見」「規定」等の司法解釈の性質を有する文書を制定してはならず，その他規範性文書を制定する場合，法律文書から引用してはならないこと。②地方の人民法院，人民検察院は自らが制定した司法解釈の性質を有する文書について，自発的に整理しなければならないこと。③地方の人民法院，人民検察院は裁判業務，検察業務に関する経験を総括する過程で，司法解釈の制定が必要と判断した場合，高級人民法院，省級の人民検察院を通じて最高人民法院，最高人民検察院に対し司法解釈の制定に関する提言書を提出す

る又は法律の運用に関する問題について指示を仰がなければならないこと、である。上述の各要求は法治原則に合致しており、法制統一に有用であることから、必ず堅持しなければならない。

【参考文献】前掲①329～333頁，②363～366頁，③274～277頁，④321～325頁参照。

【施行日】

第105条 本法は、2000年7月1日より施行する。

本条は施行日に関する規定である。本改正は一部改正であって未修正の規定については依然として2000年7月1日の本法施行時から効力を維持しているため、旧法の施行日に関する規定内容が、そのまま本条にスライドしている（本法57条，59条参照）。

結語に代えて

現在、全国人大常務委員会法制工作委员会の関係部門において、全国人大の憲法監督職責を履行し、憲法及び法律の実施を保障し、国家の法制統一を維持保護するために「備案審査工作規定」の起草研究が進められており、法規、規章、規範性文献の備案審査制度の改善が目指されている。具体的論点としては、備案審査の対象とすべき規範性文書の範囲の画定、備案審査基準（合法性、適当性審査等）、変更又は取消された後の規範性文書の遡及効の認定、及び公民・組織が提出した合憲性審査建議の発動条件、審査方式及びその結論の出し方等に関する検討が行われている⁹。

以上

⁹ 2018年10月16日付『法制日報』「規範性文書に対する備案審査の重要問題に注目」
<http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/20181016/Article10002GN.htm>

インドネシアにおける知的財産権制度を取り巻くサービスの現状について

J I C A長期派遣専門家

杉山卓也

1. はじめに

インドネシアにおける投資環境の改善は、同国が中長期的に成長を維持する上で取り組まなければならないチャレンジのひとつであり、近年、民間部門での規制緩和が奏功し、ビジネス環境に関する国際比較¹では、2016年の109位から2019年は73位へと上昇してきているものの、依然として中位にとどまっている。

「ビジネス環境改善のための知的財産保護・法的整合性向上プロジェクト」は、知的財産権制度及び関連法令の整備がインドネシアにおけるビジネス環境を整備する上で必要不可欠という、同国政府と日本政府との共通認識のもと、2015年12月から5年間にわたり行われており、最高裁判所、法務人権省知的財産総局及び法規総局の関係者を対象とした人材育成を中心とした支援が展開されている。

インドネシアにおいて広く知的財産権制度の活用を普及・啓発してゆくためには、知的財産総局を始めとする官によるインターネット等を通じた知的財産権制度の情報提供のみならず、知的財産権を取得するための当地代理人による出願手続のサポートなど、民間によるサービスの提供や質の向上も重要であるところ、本稿では、昨今進展しつつある知的財産総局による情報提供サービスや、インドネシアにおける「知的財産権コンサルタント」の役割などについて、日本の状況との比較も踏まえながらご紹介する。

2. 知的財産権制度を取り巻く状況の変化

インドネシアにおける近年の特許・商標・意匠の出願動向について以下にまとめた²。

特許に関しては、ここ数年、国内出願人、及び特許協力条約（PCT）を活用した海外からの出願も含む外国出願の件数双方とも増加傾向にある。

商標に関しては、年間5万件程度で推移している。しかしながら、2018年の1月から新たに国際商標登録出願制度³をスタートさせた。これにより、20件を超える国内からの国際商標登録出願が受け付けられている一方、海外から同制度を利用してインドネシアへ商標登録を求める指定件数は4,500件⁴を超えている。

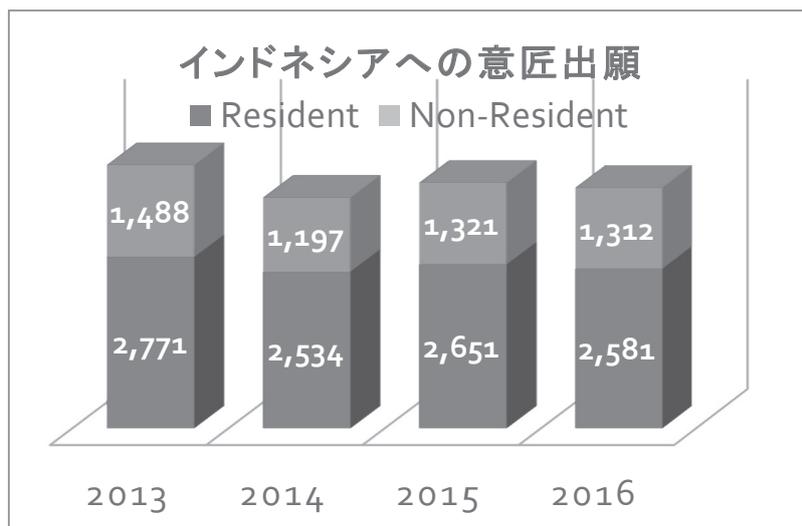
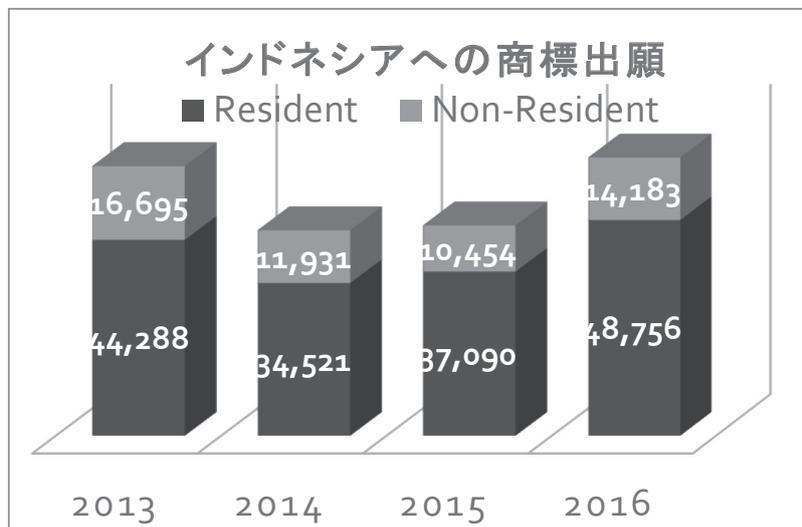
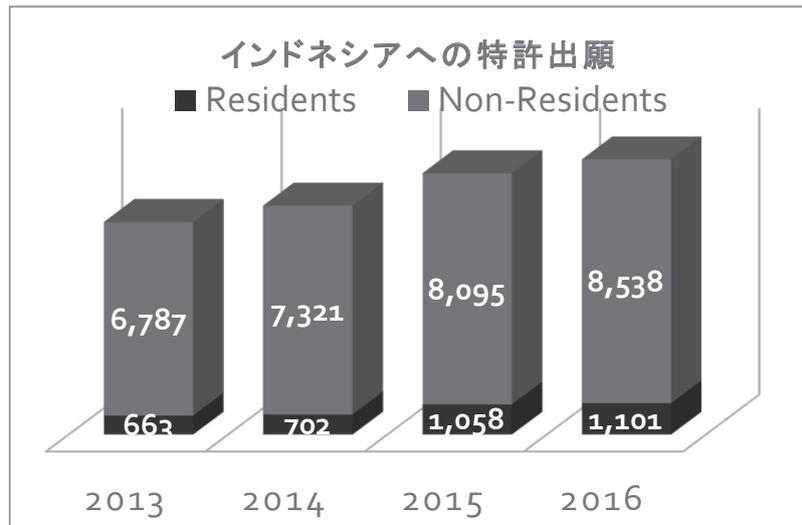
また、2016年の商標法改正においては、立体商標や音の商標など、新しいタイプの

¹ 世界銀行「Doing Business」

² 世界知的所有権機関（WIPO）IP Statistics Data Center: <https://www3.wipo.int/ipstats/>

³ マドリッド議定書への100番目の加盟国となり、2018年1月2日から出願受付開始

⁴ WIPO Madrid Monitor: www.wipo.int/madrid/monitor/en/



商標も登録要件の対象に加えられた。

意匠については、年間4,000件程度で推移している。現在、意匠法の改正案が国会で審議される予定となっており、この改正法案には、意匠の国際登録出願制度導入が盛り

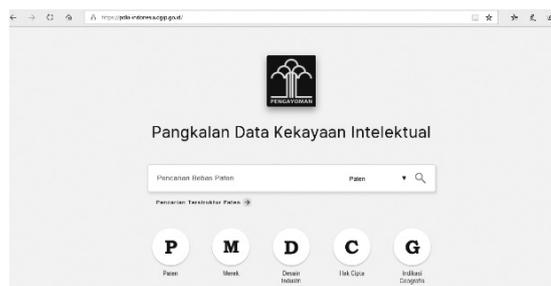
込まれることが期待される場所、意匠においても更にグローバルな権利取得を促進する枠組みが整いつつある。

このように、グローバルなビジネス展開のための知的財産権制度の枠組みが近年急速に整いつつあるなかで、その情報提供や制度を取り巻く人材のスキルやノウハウの拡充が急務となっている。

3. 官によるサービス

知的財産総局の属する法務人権省では、各州に地方支局を設けており、それぞれ知的財産権の窓口を設けて出願を受け付けている。ただし、知的財産総局から地方支局へ派遣されている者は5名のみ⁵のため、各地方支局の窓口で得られる情報は限定的となっている。

他方、知的財産総局では、オンラインでの電子出願⁶や、そのホームページ上の情報提供サービス等の拡充を急速に進めており、出願の経過情報等を照会するデータベースの提供のほか、料金の支払いをサポートするシステム、さらには、2018年10月より、英語でのコンテンツの提供を開始するとともに、オンラインチャットによる問合せ受付サービスも開始した。



出願ステータス等確認サイト
<https://pdki-indonesia.dgip.go.id/>



ホームページ（英語版）
<http://en.dgip.go.id/>

2017年11月、知的財産総局は、同局の作業計画の第一弾のひとつとして「4年以内に世界の知財庁のベスト10となることを目指す」との目標を掲げたところ、制度利用者数の拡大に向けてさらなるユーザーインターフェースの改善も期待される。

4. 民間によるサービス

(1) 知的財産権コンサルタントとは

インドネシアでは、出願人等に代わり手続を行うサービスを提供する代理人（日本の

⁵ 2018年10月末時点で知的財産総局担当者から聴取

⁶ 2018年11月現在、登録されたコンサルタントや大学、及び地方支局窓口のみを対象として電子出願に限定

弁理士に相当)を「知的財産権コンサルタント」⁷(以下、「コンサルタント」と称して、コンサルタント選任に関する規定を政令⁸で定めている。

同政令では、コンサルタントを「知的財産権関連の専門性を持ち、知的財産総局によって管理される知的財産権関連申請の提出及び手続に関するサービスを特別に提供する個人で、知的財産総局にコンサルタントとして登録されている者」としており、コンサルタントとなるための要件⁹として以下を課している。日本における弁理士制度と比較し、国籍を限定しているという点が異なる一方、英語の習得を課している点が特徴的である。

- a. インドネシア共和国国民であること
- b. インドネシア共和国を継続的な居住地としていること
- c. 学士号を習得していること
- d. 英語¹⁰を習得していること
- e. 国家公務員としての身分を有していないこと
- f. コンサルタント研修に合格していること

また、インドネシアでは、所定の大学との協力のもとコンサルタント研修が用意¹¹されており、その課程を修了することでコンサルタントとしての登録が可能となり、課程を修了することができず登録に至らなかったケースは1名のみ¹²である。

知的財産総局に登録されたコンサルタントは全てリストで公表されており、知的財産総局のホームページ上¹³から確認できる。2018年2月の時点で964名のコンサルタントが登録されており、ジャカルタ及びその近郊(830名)、スラバヤ及びジャワ東部(36名)、バンドン(30名)といった首都圏、主要都市に偏在しており、日本と同様な傾向¹⁴にある。

取り扱う特許出願件数の規模を概算してみると、日本では、年間約30万件の特許出願に対して約1万人であり(弁理士1人当たり30件)、インドネシアでは年間約1万

⁷ 2001年インドネシア特許法第25条(JETROによる仮訳を参照)：

- (1) 特許出願は、出願人により又は代理人を通して申請できる。
- (2) (1)にいう代理人とは、総局に登録されている知的所有権コンサルタントをいう。
- (3) 委任状の受理の日から当該特許出願の公開の日まで、代理人は、発明及びすべての特許出願にかかる書類の秘密を守る義務がある。
- (4) 知的所有権コンサルタントとして選任されるべき資格に関する規定は、政令に定め、その選任手続は大統領令に定める。

⁸ 知的財産権コンサルタントに関するインドネシア共和国政令2005年第2号

⁹ 同政令第3条

¹⁰ 申請要件として、TOEFL400点に相当する英語試験の合格証明書を提出

¹¹ 知的財産総局担当者から入手した2016年プログラム英文仮訳別添

¹² 2018年10月時点で知的財産総局担当者に聴取

¹³ pdkki.dgip.go.id/index.php/pages/index_

¹⁴ 日本弁理士会「会員分布状況(2018年9月末)」よれば、弁理士登録者数(法人含む)は、11,663名であり、うち関東(東京及びその周辺)9,064名、近畿(大阪及びその周辺)2,822名となっている。

件の特許出願に対して約1,000人（コンサルタント1人当たり約10件）、商標出願の規模で同様に概算してみると、日本は約20件／人、とインドネシアは約50件／人となる。

なお、インドネシアでは、コンサルタントの義務として、知的財産権関連の申請提出手順などの周知活動を行うこと、経済的余裕のない利用者に対しては、サービス及び周知活動が無償で提供することが同政令¹⁵で定められており、知的財産権制度の普及啓発のために期待される役割は大きい。

（2）コンサルタントの質の向上

コンサルタントの質を高めるため、知的財産総局、あるいは同総局によって指名された高等教育機関は、知的財産権に関連する二次研修を実施することができる旨、政令¹⁶で定められている。また、知的財産総局は、5年に一度定期的にコンサルタントのパフォーマンスに対する評価を行うこととされており、以下の基準で評価が行われる。

- a. 第8条第（4）節に述べた知的財産権コンサルタントとしての義務を遂行していること
- b. 知的財産権関連の申請を、毎年10件以上提出していること
- c. 事務所を所有しており、その住所に不備及び不明点のないこと

また、コンサルタントとしての宣誓ないし誓約の違反や、義務の不履行などの場合、知的財産総局が法務人権大臣に対して懲戒免職を提起することができ、免職されたコンサルタントは再度就任できないこととなっているが¹⁷、これまでのところ懲戒免職によりコンサルタント登録リストから除外された者は存在しない¹⁸。

なお、日本においては、弁理士法に基づき、弁理士に関する唯一の法人として日本弁理士会が設立され、弁理士になるためには同会への会員登録が義務付けられており、同会により、研修を通じた会員の能力研鑽と向上、知的財産権制度の研究と普及活動など多様な活動が行われている¹⁹。インドネシアにおいては、特別に法で定められた団体は存在しないものの、知的財産権コンサルタント協会（AKHK I）が同種の取組を行っているが、登録者数はコンサルタント全体の約半数程度（467名²⁰）にとどまっている。

5. おわりに

知的財産権制度を十分に機能させるためには、制度を運用する政府機関の努力や企業の努力だけではなく、その両者の間を仲介するコンサルタントのサービスの質を高めること

¹⁵ 政令第8条（4）及び（5）

¹⁶ 政令第9条及び第10条

¹⁷ 政令第12条及び第14条

¹⁸ 2018年10月時点で知的財産総局担当者から聴取

¹⁹ 日本弁理士会ホームページ（<https://www.jpaa.or.jp/about-us/>）より

²⁰ 2018年10月末時点でAKHK Iより聴取

も重要となる。

プロジェクトにおいて取り組んでいる知的財産総局における「審査の質の向上」や「執行・取締体制の改善」に向けては、ユーザーである企業やコンサルタントが直面している不満や要望について真摯に耳を傾けることにより制度・運用の改善につなげていくことが可能となるところ、常にユーザーとの対話を重ねながら制度・運用の改善を図っている日本の姿勢や経験を共有し、プロジェクトの目標の達成に向けて取り組んでいきたい。



I. GENERAL LECTURE (Total 4 Hours)

- A. “Intellectual Property in the Economic Globalization”**
- B. “General Review of Intellectual Property (IP) related National Policy”**

II. PANEL DISCUSSION (Total 6 Hours)

- A. General Introduction, History and Philosophy behind Intellectual Property Protection**
- B. International Treaties concerning IP and Cooperation in the field of Intellectual Property**
- C. Intellectual Property in the past, present and future: theoretical review, concept and practice.**

III. Copyright Modules (Total 21 hours: 7 Modules)

A. Copyright 1 (3 hours)

Copyright Protection in Indonesia

1. Philosophy of copyright protection in Indonesia.
2. History of Copyright management in Indonesia, from *Auteurswet* to Law No. 28 Year 2014.
3. Exclusive right of Creator and Holder of Copyright.
4. Economic Right and Moral Right.
5. Limitation and exception of Copyright.
6. Related rights (Performer, Records Producer, and Broadcasting Institution).
7. International agreements with regard to Copyright:
 - Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works (1971).
 - Universal Copyright Convention (1952)
 - Rome Convention;
 - WIPO Copyright Treaty (WCT);
 - WIPO Performances and Phonograms Treaty (WPPT)
 - Beijing Treaty (An Audiovisual Performance Treaty)
 - Marrakesh Treaty (Treaty for Visual Impaired Person).

B. Copyright 3 (3 hours)

Utilization Agreement of Copyright and Related Rights

1. Forms of Utilization Agreement of Copyright and Related Rights (commercialization of creation)
2. Important aspects in utilization agreement and commercialization of Copyright and Related Rights
3. Negotiation Techniques and Strategies in Utilization Agreement of Copyright and Related Rights.
4. Definition and forms of License Agreement and Mandatory Licenses in Copyright and Related Rights.
5. Case Study of Utilization of Copyright and Related Rights.

C. Copyright 2 (3 hours)

Procedure of Registration Application, Transfer of Right and Removal of Work

1. Type of protected Works
2. Works not protected by copyright
3. Period of protection for copyright and related rights
4. Copyright of work for unknown author
5. Requirement and procedure of application for work registration
6. Requirement and procedure of transfer of right and removal of registration on Work
7. Requirement and procedure of application for Content Optical Disc recommendation

D. Copyright 4 (3 hours)

Collective Management Organization (LMK) and its Problems

1. Definition and scope of Collective Management Organization (LMK)
2. Definition and scope of National Collective Management Organization (LMKN)
3. Mechanism and procedure of filing request of LMK operational license
4. Mechanism of Collective Management Organization in managing Copyright utilization
5. Problems faced by LMK

E. Copyright 5 (3 hours)

Current issues in the field of Copyright and Related Rights

F. Copyright 6 (3 hours)

Copyright and Related Rights in Digital World

1. Content of copyright and related rights on the internet.
2. Digital right management information.
3. Technological Control Measures.
4. Censoring content on websites showing content of copyright and related rights violation
5. Legal aspects of copyright on online game
6. Digital piracy: scope of problems and its resolution.

7. Provision regarding production means and information technology based data storage and or high technology:
 - a. Optical disk
 - b. Cloud computing
 - c. Server
 - d. Passwords
8. Case study concerning problems faced by Performer, Records Producers, and Broadcasting Institutions (such as violation of broadcasting program distribution via satellite signal).

G. Copyright 7 (3 hours)

Dispute Settlement and Case Study of Copyright in Court

1. Procedure of dispute settlement of copyright in court:
 - Claims on compensation,
 - Lawsuit on copyright infringement;
 - Provision application to request for work confiscation or related rights product and termination of announcement, distribution, communication and or duplication of creation of violation result
 - Registration Cancellation of registered work
2. Procedure of filing lawsuit to commercial court
3. Procedure of legal appeal on court judgment
4. Temporary court order
5. Criminal conduct on copyright and related rights infringement
6. Case study of copyright, concerning photography, books, songs, music and films.

IV. TRADEMARK MODULES (Total 30 Hours: 10 Modules)

A. Trademark 1 (3 hours)

Progress of Trademark Law in Indonesia

1. Philosophy of Protection of Right on Trademark;
2. History of Trademark Protection in Indonesia;
3. *Reglement industriele Eigendom* Year 1912, *Stb.* 1912 Number 545, prevailing since Year 1913;
4. Law No. 21 Year 1961 concerning Company Trademark and Commercial Trademark;
5. Law No. 19 Year 1992 concerning Trademark;
6. Law No. 14 Year 1997 concerning Amendment of Law No. 19 Year 1992 concerning Trademark;
7. Law No. 15 Year 2001 concerning Trademark.

Introduction of trademark related International Conventions

1. Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPs) Agreement;
2. Paris Convention for the Protection of Industrial Property;
3. Trademark Law Treaty;
4. The Madrid system for the international registration of marks (the Madrid System);
5. Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks;
6. Singapore Treaty on The Law of Trademark;
7. Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks.
8. Vienna Agreement Establishing an International Classification of the Figurative Elements of Marks.

B. Trademark 2 (3 hours)

Scope of Protection

1. General Provisions
2. Definition of Trademark
3. Exclusive Right of Trademark
4. Non-registrable trademark
5. Rights and obligations of trademark owner

Application of Trademark Registration

1. Procedure and requirement of filing registration.
2. Governmental Regulation No. 23 Year 1993 concerning Procedure of Trademark Registration Request
3. Application of Trademark Registration with Priority
4. Revocation of trademark registration request
5. Collective trademark application
6. Process of trademark registration with Madrid Protocol system

C. Trademark 3 (3 hours)

Classification of Goods and Services

1. Nice Agreement Concerning the International Classifications of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks
2. Governmental Regulation No. 24 Year 1993 concerning Classes of Goods and Services
3. Classification recognition of figurative element based on 7th edition Vienna Classification

D. Trademark 4 (3 hours)

Substantive examination, publication, objection and disclaimer

1. Substantive examination
2. Publication

3. Objection and disclaimer

4. Re-examination

E. Trademark 5 (3 hours)

Trademark Appeal Commission

1. Requirement and procedure of filing appeal

2. Examination of appeal

3. Case study of trademark appeal

F. Trademark 6 (3 hours)

Period of protection and extension of registered trademark, change of name and/or address of registered trademark owner, transfer of right on registered trademark, trademark license.

1. Period of protection

2. Application Requirement for trademark extension, change of name and/or address of registered trademark owner

3. Examination of extension, change of name and/or address of registered trademark owner

4. Examination of transfer of right on registered trademark

5. License and case example

G. Trademark Module 7 (3 hours)

Dispute settlement via Court

1. Requirement and procedure of removal in Commercial Court.

2. Requirement and procedure of cancellation in Commercial Court.

3. Requirement and procedure of claim for compensation in Commercial Court

4. Requirement and procedure of claim in State Administration Court

5. Cassation

6. Temporary Order

7. Case Study

H. Trademark 8 (3 hours)

Amendment of Law and current issues

1. Amendment of Trademark Law

2. Current Issues of Trademark and GI

3. Passing off, trade dress and dilution of trademark

4. Trademark Bill

I. Trademark 9 (3 hours)

Geographical Indication and geographical origin

1. Definition

2. Requirement and Procedure of Application

3. Registration System and scope of protection
4. Rights and Obligations of registered GI owner
5. Monitoring of registered GI

J. Trademark 10 (3 Hours)

Book of Requirements for Geographical Indication

1. Definition of Book of Requirements for GI
2. Procedure of preparation of Book of Requirements for GI
3. Case Study of GI
4. Optimizing potential of regional GI

V. PATENT MODULES (Total 63 hours)

THEORIES OF PATENT (Total 18 hours : 6 Modules)

A. Patent 1 (3 hours)

Patent Protection in Indonesia

1. History of patent related laws and regulations
2. Introduction and scope of patent
3. Type and forms of patent:
 - Ordinary patent and simple patent
 - Process patent and product patent
4. Difference of patent and simple patent;
5. Period of patent protection
6. Inventions which may be protected by patent.
7. Inventions which may not be protected by patent.
8. Procedure of registration and patent grant;
9. Right and priority date
10. Grace period in application of patent registration
11. Change of type of patent and its amendment
12. Rights and obligations of patent holder

B. Patent 2 (3 hours)

Requirements and procedure of Patent Application

1. Procedure of patent application
2. Formality requirement and minimum requirement
3. Specification of patent application document
4. Type of forms related with patent application
5. Formality examination
6. Announcement (publication) and acceleration
7. Request of substantive examination application

8. Types of routes for foreign patent application:
 - a. National Route;
 - b. Regional Route;
 - c. International Route (Paris Convention, Patent Cooperation Treaty/PCT);
 - d. Other Cooperation routes: Patent Prosecution Highway (PPH), ASEAN Patent Examination Cooperation (ASPEC)
9. Other international treaties with regard to Patent application such as TRIPS Agreement and Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes of Patent Procedure.

C. Patent 3 (3 hours)

Classification and Search of Patent

1. IPC and its relation with *Strasbourg Agreement*
2. Selection of comparative documents (close prior arts)
3. Determination of feasibility for “invention” to be applied as patent registration
4. Strasbourg Agreement Concerning the International Patent Classification Patent Law Treaty
5. International Search Authority (ISA)
6. Practice of Classification and search of patent

D. Patent 4 (3 hours)

Certification, Maintenance, Transfer and License of Patent

1. Procedure of calculation for Patent Maintenance Cost along with Penalty for Late Payment of Patent Maintenance Cost (Annual Fee)
2. Procedure of Payment of Patent Maintenance Cost
3. Procedure of Application for Transfer of Right
4. Procedure of Application of Patent Data Change
5. Procedure of Cancellation on Patent Holder Application
6. Procedure of License Application

E. Patent 5 (3 hours)

Several Legal Aspects in Patent and Process of Dispute Settlement in Court

1. License and mandatory licenses in the field of patent;
2. Implementation of patent by the government;
3. Revision of Patent Law;
4. Procedure of Dispute Settlement of Patent in Court;
 - Patent Cancellation;
 - Claims on compensation;
 - Criminal Infringement of Patent;
5. Procedure of filing lawsuit to commercial court

6. Procedure of legal remedy application on court order
7. Temporary Court Order
8. Criminal provision on patent infringement
9. Case study of patent.

F. Patent 6 (3 hours)

Patent Appeal Commission

1. Requirement and procedure of filing appeal
2. Examination of appeal
3. Case study of patent appeal

PATENT DRAFTING (Total 45 Hours)

G. Patent 7 (3 hours)

Technique of Drafting Specification for Patent Application

1. Sections of Patent Application Specification
2. Drafting sections of specification
 - a. Title
 - b. Technical field of invention
 - c. Background of invention
 - d. Summary of invention
 - e. Short explanation of picture
 - f. Detail explanation of invention
 - g. Abstract
 - h. Drawing
 - i. Claim:
 - Definition and function of claim
 - Concept of claim writing
 - Independent claim
 - Derivative claim
 - Interpretation of claim

H. Patent 8 (12 hours)

Examination of Substantive Requirement (theory and practices)

1. The field of Mechanics (3 hours);
2. The field of Electronic/Physics (3 hours);
3. The field of Chemistry (3 hours);
4. The field Pharmaceutical/Biology/Biotechnology (3 hours).

Issues covered including:

- Substantive Requirement: Novelty, Inventive Actions and application in the

industry

- Concept of united invention
- Clarity of patent application specification
- Consistency of patent application specification
- Amendment
- Forms used
- Procedure of substantive examination and means in answering substantive examination
- Steps of examination
- Content/material of applicant's answers

I. Patent 9 (30 hours): Drafting of Patent Application Specification

Practice of Drafting Patent Application Specification:

1. Field of mechanics (6 Hours);
 - Mechanics 1 (3 hours);
 - Mechanics 2 (advanced) (3 hours);
2. Field of Electronic/ Physics (6 hours)
 - Electronics/Physics 1 (3 hours);
 - Electronics/Physics 2 (advanced) (3 hours);
3. Field of Chemistry (6 hours);
 - Chemistry 1 (3 hours);
 - Chemistry 2 (advanced) (3 hours);
4. Field of Pharmaceutical (6 hours);
 - Pharmaceutical 1 (3 hours);
 - Pharmaceutical 2 (advanced) (3 hours);
5. Field of Biology/Biotechnology (6 hours);
 - Biology/Biotechnology 1 (3 hours)
 - Biology/Biotechnology 2 (advanced) (3 hours);

VI. INDUSTRIAL DESIGN MODULES (Total 15 Hours: 5 modules)

A. Industrial Design 1 (3 hours)

Industrial Design Protection in Indonesia

- a. History of Industrial Design Right Protection
- b. General Protection System of Industrial Design Right
 - Legal basis
 - Definition of ID
 - Subject of ID
 - Object of ID

- Requirement of ID right grant
 - ID that shall not be granted right
 - Transfer of right and license
 - Cancellation of ID right
 - Violation of ID right
- c. International agreement related with the substance of Industrial Design
- TRIPs / WTO
 - Paris Convention
 - Berne Convention
 - Hague Agreement
 - Locarno Agreement

B. Industrial Design 2 (3 hours)

Basic Principles of Industrial Design

1. Approach on ID protection system
2. Subject and object of industrial design protection
3. Definition of ID in IPR
4. ID Creation
5. Creativity concept of industrial design
6. Aesthetical impression in industrial design
7. ID novelty
8. Application of industrial design in the industry
9. Utilization of ID right
10. Relation of ID right with other field of IPR

C. Industrial Design 3 (3 hours)

Registration of Industrial Design and Drafting of Specification of Industrial Design Application

1. Procedure of application (formal and substantive requirements)
 - a. Preparation of administrative requirement
 - Filling forms
 - Statement letter of Ownership
 - Letter of Transfer of Right
 - b. Preparation of substantive requirement: drawing, details
 - Application of one ID
 - Application of partial ID
 - Application of set of goods
2. Administrative Examination
3. Publication

4. Filing Objection
5. Substantive Examination: classification, clarity and unity, novelty, etc
6. Grant of ID right
7. Strategy in ID right registration
8. Preparation of application data of ID registration
9. Consideration in filing ID registration application
10. Drafting document of filing objection against ID application

D. Module of Industrial Design 4 (3 hours)

Dispute Settlement and Legal Enforcement

1. Dispute Settlement via Court: compensation, temporary court order
2. Cancellation of ID right via Commercial Court
3. Criminal Provision of ID
4. Cases of ID

E. Module of Industrial Design 5 (3 hours): Revision of Industrial Design Law and current issues

VII. Module of Integrated Circuit Layout Design (Total 3 Hours: 1 Module)

Integrated Circuit Layout Design Protection in Indonesia

1. Background of regulation concerning Integrated Circuit Layout Design in Indonesia
2. Philosophy of Integrated Circuit Layout Design Protection
3. Introduction on International Convention related with Integrated Circuit Layout Design:
 - Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPs) Agreement
 - Washington Treaty
4. Basic Principles of Protection and Application Procedure of Integrated Circuit Layout Design
5. Scope of Integrated Circuit Layout Design with and without protection;
6. Period of protection;
7. Scope of rights and obligations for holder of Integrated Circuit Layout Design Right
8. Moral right
9. Procedure of registration application
10. Transfer of right and license of Integrated Circuit Layout Design
11. Cancellation based on lawsuit
12. Dispute settlement and Commercial Court

VIII. TRADE SECRETS (Total 3 hours = 1 Module)

History, Basic principles of protection and scope as well as Legal Enforcement of Trade Secrets

1. Background of regulation concerning Trade Secrets
2. Philosophy basis of Trade Secrets protection
3. Legal basis: legal contract of agreement and unlawful conduct
4. Additional scope of Trade Secrets
5. Transfer of right and license of Trade Secrets
6. Dispute settlement and lawsuit
7. Infringement of Trade Secrets

IX. Additional Modules (Total 15 hours: 5 Modules)

A. Additional Module 1: Current Issues regarding IP (Genetic Resources, Traditional Knowledge and Traditional Cultural Expression, Creative Industry, Priority Watch List, etc).

B. Additional Module 2: Profession of IP Consultant

- Rights and Obligations of IPR Consultant
- Code of Conduct of IP Consultant
- Role of IP Consultant and HR Development of IP Consultant
- Profile of Intellectual Property Right Consultant Association

C. Additional Module 3: Legal Enforcement and Alternative of Dispute Settlement in IP

D. Additional Module 4: New Paradigm and Development of IP Law in Indonesia

E. Additional module 5: Information Technology Service related with IP Registration (Online Registration, IP Publication, Global Brand, ASPEC).

HOURS RECAPITULATION

No	Module/Material	Number of Hours
1.	General Lecture	4
2.	Panel Discussion	6
3.	Copyright	21
4.	Trademark	30
5.	Patent	63
6.	Industrial Design	15
7.	Integrated Circuit Layout Design	3
8.	Trade secrets	3
9.	Additional Modules	15
	Total	160

ネパール新民法の概要

JICA法整備支援アドバイザー

弁護士 石崎 明人

第73号（2017年12月号）ではネパールの新民法成立の経緯について簡単に述べた。本稿では新制度・改正点を中心に民法の中身を概観する。以下、英訳は公定訳に準じ、和訳は当職による。

第1 我が国の起草支援との関係

ネパール民法は南アジアで初めて成立した統一民法典である。

JICA（独立行政法人国際協力機構）は、2009年から我が国の民法教授や法曹からなる Advisory Group を立ち上げネパール民法起草の支援に着手した。2014年には全743条の民法改正案が完成し国会に提出されたが、2015年の大地震や政治的な混乱もあり、3年ほどのブランクを経た2017年10月ようやく成立し、2018年8月17日に施行されるに至った。

2014年草案との違いだが、遺言の章の削除等で総条文数は743条から721条に減った他、細部の変更は散見されるものの、同草案をほぼ踏襲した内容となっている。我が国の起草支援の結果が反映された民法が成立したと評価してよい¹。

第2 概観

1 全体像

新民法は、Muluki Ain（民法だけでなく刑法や各訴訟法を一つの法律としてまとめた従前の1853年国法）の中の民法部分を取り出し、関連法規（契約法等）を取り込んで一本化し再編成・改正したものである。

冒頭から順に、

Part-1：序文（Preliminary）

Part-2：人（Law Relating to Persons）

Part-3：家族法（Family Law）

Part-4：財産法（Law Relating to Property）

Part-5：契約とその責任（Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities）

Part-6：国際私法（Provisions Relating to Private International Law）

の6つのパートからなり、我が国の民法のようないわゆる Pandekten 方式ともフラン

¹ 本稿執筆時（2018年10月）時点で既に38箇所の改正が予定されているが、いずれもマイナーチェンジであり、条文の内容に大きな変更を加えるものではない。

ス民法典のような *Institutiones* 方式とも異なる構成を採っている²。

冒頭の2つのパートは日本の民法でいう総則規定（の一部）に整理でき、Part-3の家族法がカバーする領域は日本のそれと概ね同じである。一方で続くPart-4財産法、Part-5契約法は日本の民法でいう物権法、債権法の区分とは異なり、Part-6国際私法は日本の民法典の中には存在しない。

なおほとんどの章の末尾に提訴期間を限定する条文が置かれ、権利ごとの消滅時効ないし除斥期間を定めるような形式となっている。以下、「権利行使期間」と記載しているのはこの意味である³。

各パートを追って、どのような条文があるのか、またどのように新設・改正されたのか概観したい。

2 Part-1：序文（Preliminary）

一般的規定（General Provisions）、民法の一般原則（General Principles of Civil Law）、市民的権利（Provisions Relating to Civil Rights）の3つの章（Chapter）からなる。

(1) 第1章：一般的規定（General Provisions）

冒頭の章では本法の名称・施行日（2018年8月17日、1条）の他、本法で用いられるごく基本的な文言の定義規定（2条）、特別法との関係（3条）の規定が置かれている。

(2) 第2章：民法の一般原則（General Principles of Civil Law）

「一般原則」としてこの章に定められた原則・条項は、民法（この法律に限らず民事法一般の意）に関する事項一般に適用される（4条）。

法の不知は許されず、何人も法を知るものと推定される（5条）が、これは当然のことである。

公共の利益に反する行為は禁止され（6条）、法に反する行為は無効とされる（7条）。

また不法行為者の責任（8条）、他者への迷惑行為の禁止（9条）、不正な利益享受の禁止（10条）、被後見人・被保佐人ないしその影響下にある者との利益相反行為の無効（11条）が規定されている。

何人も他者の人格を尊重しなければならない（12条）。何人も近隣の人に損害を与えず良い関係を維持しなければならない（13条）。また市民としての義務から解放されないこと（14条）と、規範的な規定も並ぶ。

この章の条文はいずれも新設されたものだが、効力規定を除けば相当に抽象的であり、訴訟実務上の位置づけが興味深い。

この民法及び関係する法律は、性質上ネパール人のみに適用される場合を除き、外

² 近時はこのような総則→人→家族→財産→（他者との）契約関係という、関係性の拡大をなぞった条文の配置がアジアにおける民法典の構成のスタンダードになりつつあるようである。

³ 権利行使期間は3ヶ月～1年程度と極めて短期のものが多く、現実の権利行使の障害になることが予想される。将来の改正課題であろう。

国人にも適用される（16条）。なお、法に反する伝統や習慣は認められないとされるが（15条）、各論的にはネパールの慣習に配慮する規定も存在する⁴。

(3) 第3章：市民的権利（Provisions Relating to Civil Rights）

日本法と異なり、憲法上の人権規定のような条項が民法に列挙されている。

全ての市民は、法の前に平等である（17条）。差別の禁止（18条）とその法律上の例外（後進的立場にある女性や不可触民や原住民、マデシ、タルー、ムスリム、被差別階級、農家、労働者、若者、子ども、老人、性的マイノリティ、障害者、妊婦、無能力者、後進地域、経済的貧困にある者等に対する優遇措置。19条）、自由権の保障（20条）、プライバシー権（21条）、契約締結権（22条）、租税法律主義（23条）、意に反する労働の禁止（24条）、法によらない財産の徴発・没収等の禁止（25条）、裁判を受ける権利（26条）、裁判による賠償（27条）、虚偽提訴の場合の賠償（28条）の定めが置かれている。

たとえばプライバシー権（21条）の条文では、同意なき住居への立ち入り（同条1項（a））、通信やその使用・録音録画等・電話その他の媒体を通じた会話等の開示（同条項（b））、写真撮影等（同条項（c））、名前や姿、写真、声を模倣し公にすること（同条項（d））と、かなり具体的な侵害態様が明記されている。

権利行使期間は、逮捕・拘禁に対してはいつでも、それ以外の場合は対象の行為の時から6ヶ月である（29条）。

3 Part-2：人（Law Relating to Persons）

自然人（Provisions Relating to Natural Persons）、法人（Provisions Relating to Legal Persons）、自然人の破産（Provisions Relating to Bankruptcy of Natural Persons）の3章からなる。

(1) 第1章：自然人（Provisions Relating to Natural Persons）

自然人は、出生により法律上の権限を有する人とみなされ（30条）、名前に対する権利を得る（31条）こと、成人年齢は18歳であるが（32条）、10歳に達するか否かで法律上の扱いが変わること（33、34条）が整理された。自然人の能力に争いがある場合は裁判所が裁定する（35条）。

また死後の葬儀や遺体・臓器提供についての規定（36～38条）も整備された。

その他、住所（39条）、失踪（40条）、場面に応じた権利行使期間（41条）の定めがある。

(2) 第2章：法人（Provisions Relating to Legal Persons）

法人格に関する基本的な規定はMuluki Ainから引き継がれているが（42、43条）、州や政府といった公的機関の法人格が明記された（44条）。

法人の住所（45条）、維持管理（46条）、法人によるビジネス（47条）、法人合併のための譲渡の権利義務（48条）、利益相反行為の意思決定関与の禁止（50条）、

⁴ 70条等。

法人の損害賠償責任（51条）、解散時の資産と負債（52条）の規定がある。

権利行使期間は原則として行為の時から6ヶ月だが、50条の場合はその行為を知ってから3ヶ月である（53条）。

(3) 第3章：自然人の破産（Provisions Relating to Bankruptcy of Natural Persons）

自然人の破産が民法典に盛り込まれているのは日本の民法とは異なる。Muluki Ainを踏襲するものだが、わずか13条しかない。

破産手続の開始（54、55条）、債権者への通知（56条）、借主への通知（57条）、破産手続開始命令（58条）、開始命令による行為の中断・無効（59条）、利害関係人の調整（61条）、優先弁済命令（62条）、優先弁済が受けられない場合（62条）、破産手続から除外される財産（63条）、資産隠匿の禁止（64条）、破産状態の消滅（原則12年。65条）、場面に応じた権利行使期間（66条）の定めがある。

法人破産は別の法律に委ねられるが、整備は今後の課題である。

4 Part-3：家族法（Family Law）

家族法は、ネパール訴訟実務の要の1つである。司法機関・準司法機関に持ち込まれる事件の多くを占めるからだ。

婚姻（Provisions Relating to Marriage）、婚姻の効果（Provisions Relating to Consequences of Marriage）、離婚（Provisions Relating to Divorce）、親子関係（Provisions Relating to Relationship of Parents and Children）、親権（Provisions Relating to Maternal and Paternal Authority）、後見（Provisions Relating to Guardianship）、保佐（Provisions Relating to Curatorship）、養子縁組（Provisions Relating to Adoption）、国際養子縁組（Provisions Relating to Inter-country Adoption）、Partition（Provisions Relating to Partition）、相続（Provisions Relating to Succession）の11の章からなる。

(1) 第1章：婚姻（Provisions Relating to Marriage）

婚姻が男女の合意と儀礼により成立すること（67条）は旧法と同じだが、新設されたものとして、婚姻が自由な意思に基づく恒常的で不可侵・神聖な社会的・法的な繋がりであるとの宣言がある（68、69条）。婚姻は20歳以上の男女の合意により成立し、近親婚・重婚は認められないが、近親婚についてはコミュニティの慣行を尊重する規定が置かれている（70条）⁵。同意のない婚姻と近親婚は無効事由となり（72条）、婚姻適齢未満の場合は取消事由となる（73条1項（a）、ただし妊娠または出産した女性の同意により有効となる（同条2項））。

また、婚姻にあたり、HIVないしB型肝炎等の治癒困難な病気の罹患（71条2項（a））、性器欠損・性的不能（同条項（b））、聾啞者・聴覚障害者・失明者・ハンセン病罹患（同条項（c））、精神障害者（同条項（d））、既婚者（同条項（e））、妊婦（同

⁵ 家族の在り方、特に婚姻は、コミュニティごとの慣習が色濃く現れるだけでなく、血縁・人的繋がり
の基礎をなすプライベートな領域なので、画一的な法的整理が容易でない。実際、ネパールには非
常に多様な婚姻・準婚姻の慣習が存在している。

条項 (f), 道徳に反する罪で有罪判決を受けている者 (同条項 (g)) が, これらの事情を明らかにしなかった場合は婚姻取消事由となる (73条1項 (b), ただし妊娠または出産した女性の同意により有効となる (同条2項))。なお賠償請求も認められる (71条3項)

また, 性的関係を持って女性が妊娠し出産した場合も事実上の婚姻の成立とみなされる (ただし, 強姦や近親間の妊娠は除く, 74条)。

婚姻が無効ないし取消された場合にも子どもの地位は保護される (75条)。

婚姻に登録制度が設けられていることは現行法と同じである (76~80条。改正は加えられている。)

婚姻後の女性の苗字に関する規定が明文化された (81条)。自身の両親の苗字, 夫の苗字, または両方の苗字を使用できる (同条1項) が, 疑義が生じた場合は夫の苗字を使用するものと推定される (同条2項)。

その他, 夫婦関係の終了事由として, 婚姻無効の場合 (82条 (a)), 法に基づいて夫婦で婚姻を解消した場合 (同条 (b)), 妻が離婚の効力発生前に別の婚姻をした場合 (同条 (c)) が挙げられている。再婚ができるのは, 82条にある婚姻関係終了後 (83条 (a)), 夫婦いずれかが死亡した場合 (同条 (b)), 夫婦が法に従って Partition⁶を得て別居した場合 (同条 (c)) とされる。

権利行使期間は行為の時から3ヶ月である (84条)。

(2) 第2章：婚姻の効果 (Provisions Relating to Consequences of Marriage)

婚姻した男女が夫婦とされる規定 (85条) は旧法を引き継いだものであるが, その他は新設ないし改正規定である。夫婦は相互に愛情と信頼を持ち, 夫婦間で決めた場合を除いて家庭を形成し, 互いを扶助し尊重し (86条), 名誉と能力に応じて相互を扶養し (89条), その財産や収入, 能力に応じて同意の上で家庭を維持しなければならない (90条1項), 家族は互いにその能力を仕事で活かす機会を妨げてはならない (91条)。

その他の事情がなければ夫の家が居住地とされ (87条), 夫婦は双方を代理できる (88条)。

精神的, 物的双方の点で, 夫婦相互の尊重や扶養の義務について条文が増えたのが特徴的である。

権利行使期間は行為の時から3ヶ月である (92条)。

(3) 第3章：離婚 (Provisions Relating to Divorce)

離婚はいつでも双方の同意により可能である (93条) が, 他方の同意なしに離婚できる事由は, 夫の場合 (94条) と妻の場合 (95条) が別個の条文で規定されている。双方に共通の事由として, 同意のない3年以上の継続した別居 (Partition を得た後及び法の根拠のある場合を除く。), 扶養懈怠または追い出し, 重大な身体的・精

⁶ Partition は第10章を参照。以下同じ。

神的侵害を及ぼした場合、そして不貞行為がある（ただし、不貞行為は夫の場合のみ相手が「他の女性」、妻の場合は相手の性別に制限がない。理由は分からない。）。妻の場合のみ、夫が重婚した場合（95条(d)）、妻を強姦した場合（95条(f)）が離婚事由となる。

離婚について裁判所への提訴（96条）、裁判所の調停（97条）、不調による離婚の効力発生（98条）という手続の流れも民法で整理されている。

離婚の際の財産（Partition）の整理に関する規定も整備された（99～103条）。離婚の局面では日本でいうところの財産分与の機能を果たすことになるが、このPartitionはネパール独特の概念であり後述する⁷。なお、Partitionを受け取れなかった場合、妻の離婚後の生活を考慮して、夫の収入に応じた maintenance cost の支払が認められる場合がある（101条）。

権利行使期間は対象の行為時またはそれを知った時から3ヶ月である（104条）。

(4) 第4章：親子関係（Provisions Relating to Relationship of Parents and Children）

親子関係に関する規定も整備された。母子関係は子の出生により成立し、その夫が父親と推定される（105条）。反証がない限り、婚姻から180日以降、夫の死亡または離婚から270日以内に生まれた子はその母の夫の子と推定される（106条）が、180日が経過しない場合は否定し得る（107条）。親子関係が確定されていない場合は確定が必要となるが（108条）、紛争は裁判所が処理する（110条）。

人工授精の場合に関する規定（109条）が新たに規定された他、子の名前と苗字（111条）、公的な場合に使う両親及び祖父母の名前に関する規定（112条）が整備された。

子が出生したときは3ヶ月以内に登録をしなければならない（113条）。

父母は共同で子の監護をしなければならない（114条）が、婚姻関係が解消された場合の扱いについての詳細な規定が整備され（115～117条）、子の側から見た権利規定も新設されている（118条）。また父母との同居に関する規定（119条）、子が親を尊重し扶養する義務についても規定が設けられた（122条）。

権利行使期間は特に定めがある場合を除き行為の時から6ヶ月である（123条）。

(5) 第5章：親権（Provisions Relating to Maternal and Paternal Authority）

親権の章の条文は全て新設されたものである。

子は父母の監督下に置かれ（124条）、父母は同意に基づき共同して親権を行使するが、一方の死亡等どちらかが親権を行使できないケースについても整理された（125条）。

生活に必要な衣食、教育、愛情、健康管理、スポーツや娯楽の提供等、親権行使の具体的な内容を列挙してあるのも特徴的である（126条）。また子らは平等であり差別してはならず（127条）、子にハンディキャップや障害がある時は特別のケア

⁷ 第10章

をしなければならない（128条）。子の躰についての権限も規定されている（129条）。この権限は教師に移譲される場合がある（130条）。後見人，保佐人による権限行使についての規定も設けられた（131条）。

親権者が子に不利益を与える等により裁判所によって親権が制限・停止される事由についても規定がある（132，133条）。権利行使期間は行為の時から6ヶ月である（134条）。

(6) 第6章：後見（Provisions Relating to Guardianship）

後見の規定は Muluki Ain にも一部存在したが，ほぼ全てが新しく整備されたものと言ってよい。

後見人は行為能力がないかそれに準ずる状態にある者に対して付され（135条），親族の中から後見人となるべき者の順位が定められている（136条）が，裁判所がそれ以外の者の就任を認める場合もある（137，139条）。後見監督人を置くこともできる（140条）。また子どもが福祉施設等の機関にいる場合は，その機関が後見人となる（138条）。

後見人の欠格事由として，行為能力がないかそれに準ずる者（141条（a）），被後見人になるべき者と利益が相反する行為をした者（同条（b）），3年以上の自由刑に処せられた者（同条（c）），裁判所に資格なしとされた者（同条（d））が挙げられている。

後見人はその業務として，被後見人に対しその者の財産をもって（できない場合は後見人自身の財産をもって。ただし後に回収できる。150条）健康管理や教育，娯楽等を提供する（142条1項）。後見費用は原則として被後見人の動産をもって充てるが，それができない場合は裁判所の許可で被後見人の不動産を換価することができる（同条2項）。被後見人の財産を守り管理することも後見業務であるが，財産の運用も可能である（143条）。その他，後見の記録の作成義務（144条），被後見人のために訴訟提起する権限（145条），被後見人のための代理（146条），特定された条件下での後見人の業務の制限（147条）が定められた。

後見は，裁判所が辞任の申立てを認めた場合（148条1項（a）），後見人が被後見人が死亡した場合（同条項（b）），後見人の地位は相続されない（149条），被後見人が能力を回復した場合（同条項（c）），被後見人自身の申立てを裁判所が認めた場合（同条項（d））に終了するが，後見人は（死亡の場合でなければ），次の後見人が就任するまでは被後見人をケアしなければならない（同条2項）。なお，後見人が被後見人に損害を与えた場合の賠償責任も規定されている（151条）。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（152条）。

(7) 第7章：保佐（Provisions Relating to Curatorship）

保佐の規定は全て新設されたものであるが，後見の規定の準用がある（167条）。

未成年者（153条），または精神的な能力がない成年者が後見人を持たない場合（154条），保佐人を置くことができる。保佐人は裁判所から証明を受けられる（16

6条)。

保佐人となるべき者として、10歳未満の子の父親が死亡ないし不在の場合の母親(155条)、法人の保護下にいる場合の当該機関(156条)の他、裁判所が指名する場合(157条)が定められた。後見人の不適格者は保佐人にもなることができない(158, 141条)。

保佐人は被保佐人の財産を管理する他、生活の維持や教育、医療についてもケアしなければならない(159, 162条)。保佐にかかる費用は被保佐人の財産をもって充てるが(160条)、動産・不動産の換価に関する規律は後見の場合と同様である(161条)。保佐人が被保佐人に損害を与えた場合の賠償責任の規定もある(162条2項, 3項)。また不当な動機をもって被保佐人の不動産を保佐人自身またはその家族に移転しても原則として無効である(163条)。

被保佐人が未成年者の場合はその者が18歳に達した場合(164条1項(a)), 父母の一方または双方が監護する場合(同条項(c)), 精神的な能力のない者の場合はその能力を回復した場合(同条項(b)), 裁判所が後見人を指名した場合(同条項(d)), 裁判所に解任された場合(同条項(e)), 資格がない場合(同条項(f)), 保佐人または被保佐人が死亡した場合(同条項(g))は、保佐が終了する。

また財産管理が不可能な場合は代理の管理者を定めることができる(166条)。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である(168条)。

(8) 第8章：養子縁組 (Provisions Relating to Adoption)

養子縁組の制度は元々存在しているが、やはり大幅に改正された。

対象となる子の最善の権利・利益を保護する形で養子として迎え入れることで養子縁組ができる(169, 170条)。

原則として息子を持つ者は男子を養子とできず、娘を持つ者は女子を養子にできない(171条1項)。これは Muluki Ain 下の制度の踏襲である⁸。ただし、法的な別居(judicial separation)によって子と別居している者は養子を迎えることができる(同条2項)。同条項には、法的な別居(judicial separation)の定義について Explanation が設けられており、「裁判所の命令で Partition を得るか、法に基づいて別居しているか、separation of bread and board⁹後に別居している状況」とされる。また実子がいる者も、子の養育に必要な能力や資力があることを証明することで裁判所が養子縁組を認めることがある(同条3項)。

養親となる条件(172条)として、婚姻から10年以上子がいない場合(同条1項(a)), 配偶者がおらず(法的な別居含む。), 息子または娘がいない45歳以上の

⁸ その他の養親の条件(172条)を見ても、ネパールの養子縁組制度は養子を迎え入れたい養親側のためという意味合いが強いように見える。

⁹ separation of bread and board は、離婚や Partition が未了であるが、別居の上自活をする状態を指すようである。家族共同財産及び Partition の概念と関連し、本条の他に Partition に関する220条と国際私法に関する705条にも登場する。

者の場合（同条1項 (b), (c)）が挙げられているが、精神的な能力のない者（同条2項 (a)）、道徳に関わる罪で有罪となった者（同条項 (b)）、子を養育する経済的能力のない者（同条項 (c)）は養親となれない。

173条には、養子となり得ない場合として、14歳以上の者（同条1項 (a)、ただし3親等内の場合または前夫ないし前妻の子の場合は除く、同条2項）、一人っ子の場合（同条1項 (b)）、過去に有効に養子となったことがある者（同条項 (c)）、尊属（同条項 (d)）、ネパール国民でない場合（同条項 (e)）が挙げられている。

なお、3親等内の場合を除き、養親子間の年齢は25歳以上離れていなければならない（174条）。

養子縁組には実親との間で書面による同意が必要となる（175条）。また養子縁組の効力と夫婦の同居との関係（176条）、養子縁組の際の裁判手続に関する規定がある（177条）。

養子縁組により、養子は実子と同じ権利を得る（178条）。養子は実親、養親、いずれの苗字を使うこともできる（179条）。

養子は、原則として実親に対して Partition を請求できない（180条）。

養親の義務（181条）、養子の義務（182条）はいずれも実親子に準じたものといえるが、養親は養子に対し、実親の能力の下で受けられたものと同等の監護を施す必要がある。また、実親との面会の機会を提供することが求められる（183条）のは特徴的である。

養親子の要件を満たさない場合、養子縁組は無効となる（184条）。また、養親がその義務を果たさない場合、養子はその義務を果たさない場合等もその効力は否定される（185条）。養子縁組の効力が解消された場合、養親子間の権利義務関係もまた解消されるが、子が既に得た権利義務に影響はない（186条）。

権利行使期間は行為の時から1年である（187条）。

(9) 第9章：国際養子縁組 (Provisions Relating to Inter-country Adoption)

国際養子縁組とは、外国人がネパール人の子またはネパール在住の外国人を養子にする場合である（188条）。この章の条文もほぼ新設された規定である。

通常養子縁組の条文も準用されるものの（203条）、独立した章を設けて特別な規制を敷いているのは、人身取引の防止を念頭に置いたものである¹⁰。

外国人がネパールの未成年者を養子にしようとする場合は、ネパール政府の許可が必要となるが、許可を得ることができるのは、ネパール政府が認めた国の国民だけであり（189条）、かつ子の利益及び人権保護の観点から妥当と認められた場合のみである（190条）。

養子となり得る者の資格（191条）として、子の保護施設に6ヶ月以上いる、庇護下でない孤児（同条 (a)）及び親の意思で施設に委ねられた子（同条 (b)）が規定

¹⁰ むろん人身売買自体は法で禁止されている（Human Trafficking Act）が、養子縁組をその潜脱手段に用いることを避ける趣旨であろう。

されている。

養親となり得る者の資格（192条）は、前述の189、190条に加えて、婚姻後10年間子がいない夫婦（同条1項（a））、45歳から55歳までの者で配偶者がおらず（別居含む。）、息子または娘がいない場合（同条項（b）、（c））である。ただし、通常の養子縁組の場合同様の欠格事由がある（同条2項）

国際養子の手続は、Inter-country Adoption Board という特別の機関が担当する（193条）。養子縁組の申請には申請者の各種証明書その他、自国政府発行のレター等の提出が求められた上、selection committee の推薦を得なければならず、厳格な規制がかけられている（194～197、199条）。また、特別な保護が必要な子に関する特則（198条）もある。

養子縁組後も、養親は子の監護についてのネパール政府への報告義務がある他（200条）、Inter-country Adoption Board による監視の規定も設けられている（201条）。国際養子縁組の無効を巡っては関係国での提訴も可能である（202条）。

権利行使期間は特別な規定がない限り行為の時から1年である（204条）。

(10) 第10章：Partition（Provisions Relating to Partition）

「Partition」は家族の共同財産の分割に関する章であるが、本稿であえて英訳のまま表記したのは、同等の制度が日本に存在しないためである。この制度は Mululi Ain 下のものがそのまま引き継がれたが、改正が加えられている。

家族間であっても原則的に私有財産が個人に属する日本と異なり（共有形態にすることはできるが）、ネパールには家族全体の共同財産という概念があり、処分・利用に制約がかかる¹¹。この家族共同財産の分割が「Partition」である。このような概念であることを前提に、この章では以下便宜的に持分の分割行為を単に「分割」と表記する。

家族の共同財産に対しては、夫、妻、父、母、息子や娘（婚姻無効ないし解消後含む。）、いずれの立場であっても同等の持分を有する（また胎児にも死産とならなければ分割される。205～207条）。父が不明な場合（208条）、同居する兄弟の妻・子の持分（209条）、妻が複数の場合の持分（210条）についても規定されている。

持分を有する者（夫、妻、父、母、息子、娘）は相互に扶養し、親は子を監護養育するとされ（211条）、家族共同財産制度は家族間の扶養と深い関係があることが分かる。

このような家族共同財産の分割請求ができる場合として、全員の同意がある場合（212条）の他、家族共同財産の性質上、家族関係の解体・清算を伴う場合が定められている。夫または妻が追放されたり、身体的・精神的な侵害を受けた場合（213条）、また寡婦について（214条）規定されている。215条には持分を放棄する場合について定められている。

家族共同財産の分割は書面をもって行われる必要がある（216～218条）。分

¹¹ 家族共同財産はヒンドゥーでは伝統的な制度とされる。

割が効力を発生する前には原則として持分の処分ができない（219条）。

持分権者は裁判所に財産目録を提出して分割請求ができる（220～225条）。

その他、財産の隠匿による持分喪失（226条）、分割した財産に瑕疵があった場合の補償（227条）、分割後の同意のない交換の禁止（228条）、担保ないし抵当に供された財産の分割（229条）、分割終了までの共同財産を巡る処理の保留（230条）、囲繞地の場合（231条）、家族の1人の負担する債務の扱い（232条）、持分権者以外の者による提訴の場合の損害賠償（233条）、分割による金員ないし費用の支払の場合（234条）、本法施行前の分割の効力（236条）についての規定がある¹²。

なお、権利行使期間は場面に応じて定められている（235条）。

さて、草案段階では、この Partition の次の章は、ネパールで初めて導入が試みられた遺言（Provisions relating to Will）であった。同草案の256条では、遺言の章が施行されることで Partition の章の条項の効力が失われることが予定されていた。

しかし、一応平等な持分が認められる家族共同財産の Partition が遺言制度にとって代わられることで、経済的な不公平が生じるとの反対意見が根強く¹³、最終的に遺言の章が削られる形で新民法が成立した。従って、当面は Partition の制度が存続することになる。

(II) 第11章：相続（Provisions Relating to Succession）

相続の条文は旧法の改正が中心である。人の死亡により発生し（237条）、相続人の資格を有する者（238条）がその順位（239条）に従い相続する。相続権ないし順位については被相続人の面倒をみたかどうかで変動があり得るのが特徴的である（240～243条）¹⁴。

その他、相続放棄（244条）、相続欠格（245条）、葬式や債務の処理等に関する相続人の権利義務（246, 247条）、地方機関が遺産を受け継ぐ場合（248条）、外国人の遺産（249条）について定められている。

権利行使期間は特別な規定がある場合を除き相続開始から3年である（250条）。

5 Part-4：財産法（Law Relating to Property）

財産法は、財産（権）に関する一般規定（General Provisions Relating to Property）、所有権及び占有権（Provisions Relating to Ownership and Possession）、財産の使用（Provisions Relating to Use of Property）、土地の耕作、使用及び登記（Provisions Relating to Cultivation,

¹² 細かい規定が設けられているが、元々 Partition 絡みの紛争はネパールでの係争のかなりの部分を占めている。

¹³ 遺言者が男子（長男）にその財産を遺贈してしまうことで不公平が生じるとの懸念が、女性団体や野党（当時）から出された。

¹⁴ 我が国における寄与分制度と同趣旨だが、同居があったか、扶養の事実があったか、といった事実関係により、相続の順序、ひいては相続人の地位すら認められるのは、原則的に相続人の地位を画一的に扱う我が国の民法とは異なる。

Possession and Registration of Land), 政府財産, 公共財産及びコミュニティ財産 (Provisions Relating to Government, Public and Community Property), 信託 (Provisions Relating to Trusts), 用益権 (Provisions Relating to Usufruct), 役権 (Provisions Relating to Servitudes), 建物賃貸借 (Provisions Relating to House Rent), 寄付及び贈与 (Provisions Relating to Gift and Donation), 財産の移転及び取得 (Provisions Relating to Transfer and Acquisition of Property), 不動産抵当 (Provisions Relating to Mortgage of Immovable Property), 不動産の先買 (Provisions Relating to Pre-emption of Immovable Property), 権原証書の登記 (Provisions Relating to Registration of Deeds), 取引 (Provisions Relating to Transactions) の全 15 章からなる。

(1) 第 1 章：財産（権）に関する一般規定 (General Provisions Relating to Property)

第 1 章では、財産たり得るものとその種類が規定されている。cash, goods といった有体物の他に works も財産とされている (251 条)。

財産は可動性により動産と不動産に分けられ (252 条), 不動産は土地建物 (253 条 1 項 (a)) の他にこれらに接着した物 (同条項 (b)), 埋蔵された鉱物 (同条項 (c)), 地表ないし地下水 (同条項 (d)), 水上に浮かぶ永続的な構築物 (同条項 (e)), 立木ないし果樹及びその果実・花, 地表の作物 (同条項 (f)), 不動産に接着した動産 (同条項 (g)) が含まれる。

動産は現金や物 (254 条 1 項 (a)), 金・銀・宝石類 (同条項 (b)), その他可動性のある物 (同条項 (c)) の他, 債券・有価証券・小切手類 (同条項 (d)), 知的財産 (同条項 (e)), 担保権 (同条項 (f)), 営業権やフランチャイズ (同条項 (g)) が挙げられた上, その他不動産以外の物 (同条項 (h)) とされる。

財産は, その所有形態によっても分類される。単独所有財産, 家族共同財産, 共有財産, コミュニティ財産, 公共財産, 政府財産, 信託財産である (255 条)。

単独所有財産は, たとえばその知識・技術や努力によって得られた物 (256 条 1 項 (a)) といった形で取得経緯が列挙されている。特に女性が婚姻前に得た財産 (同条項 (g)) や夫等から同意の上で得た財産 (同条項 (h)) が明記されているのは, 婚姻した女性の財産が取り上げられることを防ぎその権利を保護する趣旨であろう。

家族共同財産は相続財産や共同相続人の取得した個人財産以外の財産等で構成される (257 条)¹⁵。

共有財産は家族共同財産以外の, 複数人が共同して所有する財産である (258 条)。境界にある樹木や植物, 他の物も共有とみなされる (259 条)。共有財産の維持管理 (260 条), 同意のない変更の禁止 (261 条), 共有物保護のための各共有者による法的措置 (262 条), 共有物の分割 (263 条) の規定があるのは我が国と同じである。

コミュニティ財産, 公共財産, 政府財産, 信託財産の詳細はそれぞれ第 5 章, 第 6

¹⁵ Partition の章参照。

章に規定されている（264条）。

この章に関する権利行使期間は行為から6ヶ月である（265条）。

(2) 第2章：所有権及び占有権（Provisions Relating to Ownership and Possession）

新設された章である。

所有権の取得（266条）と、その権限（使用，処分権限等。267条）とともに，占有権の取得（268～270条）と，その権限（占有権限，利用権限。271条），占有権の喪失（272条）といった基本的な条文が整理された。ここに *Adverse possessory right*（反対占有権）制度が定められている。これは他人の所有する動産を3年，不動産なら30年間占有することで取得できる占有権である（273条）¹⁶。政府財産や公共財産，コミュニティ財産は対象とならず，所有者に秘匿されたままの占有や強制的な占有の場合も成立しない。

なお，強取ないし悪意による占有取得をした場合は利益の返還や賠償をしなければならない（274条）。

権利行使期間は行為を知ってから3ヶ月である（275条）。

(3) 第3章：財産の使用（Provisions Relating to Use of Property）

所有権・占有権の効力を規定した前章に続き，この章では財産を使用するにあたっての他者との調整が規定されている。

他者の財産権侵害を禁止する一般的規定に始まり（276，277条），相隣関係の規定として278，279条，建物の窓の設置に関する280条，屋上からの流水の制限（281条），タンクの設置の関する制約（282条），井戸を掘る際の隣地との距離（1m以上。283条），植物による隣地の侵害に関する規定（284条），賠償に関する規定（285条）がある。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（286条）。

(4) 第4章：土地の耕作，使用及び登記（Provisions Relating to Cultivation, Possession and Registration of Land）

新設された条文はないが，いずれも旧法が改正されている。

原則として他者の土地を耕作に用いてはならないが（287条），水路として利用する場合の規律が設けてある（288～295条）。

その他，他人の土地の登記の禁止（296条），登記事項の変更（297条）の規定がある。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（298条）。

(5) 第5章：政府財産，公共財産及びコミュニティ財産（Provisions Relating to Government, Public and Community Property）

私有財産とは毛色の異なる特殊な財産に関する章である。

政府財産（299条）は，政府の所有ないし管理下にある，政府の不動産（同条（a）），

¹⁶ 期間経過により占有権，ひいては所有権を取得できる，いわゆる取得時効の制度である。

道路や線路（同条（b））、森林や樹木等（同条（c））、河川や湖沼等とその岸（同条（d））、運河な水路、未開墾地等（同条（e））、鉱山や鉱物（同条（f））、ヒマラヤ、山脈、岩や砂地等（同条（g））、その他公共財産、コミュニティ財産、信託財産、個人財産に含まれない物（同条（h））とされる。

公共財産（300条）は、公共の目的のための、不動産や下水施設や古くから利用に供されている道路（同条（a））、井戸や水路、海岸や池とその岸（同条（b））、家畜のための土地や墓地等（同条（c））、公共の休息所、宗教関係の施設（同条（d））、祭や市場等に使用される土地（同条（e））、公共の目的のために供された個人財産（同条（f））、その他公共財産として官報に記載された財産（同条（g））である。

コミュニティ財産（301条）は、コミュニティの利用に供されている不動産及びその他の財産である。

これらの財産はもちろん個人が自由に利用・処分できる性質のものではない。登録、管理、個人による取得・占有・耕作・建築の制限、処分（302～309条）が規定されている。

これらの財産の登録について争いある場合の規定が新設された（310、311条）。また *government attorney* は、政府ないし公共財産に不利な影響を及ぼすあらゆる決定に対して法的措置を採ることができる（312条）。

権利行使期間は、305～307条の場合はいつでも、その他の場合は行為の時から6ヶ月である（313条）。

(6) 第6章：信託（Provisions Relating to Trusts）

信託の章の条文数（全38条）は新民法の全ての章の中で一番多いが、ほとんどは旧法の改正である。

信託は、ある者が権限（所有権、占有権）を有する財産につき、受益者の利益のために他者に管理・運用を任せる制度である（314条）。公的ないし私的な信託があり（315条）、申請書の作成が要件となる（316条）他、信託文書への記載事項（317条）、登記（318、319条）の定めがある。

信託が行われた際は3ヶ月以内にその財産を受託者に移転しなければならず（320条）、さもなくば登記は効力を失う（321条）。

受託者については、その権限と義務（322、323、331～337、341、342条）、受託者の指名（324条）、欠格（325条）、人数（326条）、法人が受託者になること（327条）、受託者不在の場合の処理（328、330条）、受託者の相続人による受継（329条）、特別な状況での受託者の行為（331条）、信託に対する違反（338条）、証書の保存（339条）の定めがある。また受託者は信託財産のために費消した財産の償還を請求できる（340条）。

その他、信託財産の移転指示（343条）、受益者の受益放棄（346条）、信託財産の名義（345条）、信託の目的変更（346条）、信託財産が受託者の課税対象財産とならないこと（347条）、信託の無効の結果（348条）、登記官の決定に異議

のある場合の高裁への提訴（349条）、他の信託との関係（350条）に関する規定がある。

権利行使期間は、場合に応じて定められている（351条）。

(7) 第7章：用益権（Provisions Relating to Usufruct）

用益権（usufruct）は、新民法で新たに導入された。

ある者が権限を有する財産につき、無償で他者にその財産から収益、便益等を享受する権限を与えるものである（352条、ただし財産に一部例外あり。356条）¹⁷。

契約によって成立し、不動産の場合は証書の作成が求められる（353、354条）。用益権者は、その財産があたかも自身に属するかのようになり、収益、便益等を享受できる（355条1項、共有や *Patrition* の場合につき同条2項3項）。当該財産や享受する利益の保護のための提訴権限もある（同条4項）。賃貸借に供することも担保に入れることもできる（358条）。

用益権者は、所有者の事前の同意なく、その財産の本質を変更したり破壊したりできない（357条）し、自己の物に対すると同一の注意をもって管理しなければならず（359条）、その財産を毀損してはならない（360条）。当該財産にかかる税金も負担する（361条）。

用益権者は、何人かが当該財産を侵害したり何らかの権利を主張した際には、その時から15日以内に所有者に通知しなければならない（362条）。用益権の存続期間は原則としてその合意内容によるが（363条1項）、期限の定めがない場合、用益権者が自然人であればその死亡もしくは用益権が効力を有してから49年の経過のうちどちらかが早く到来した時点（363条2項(a)）、用益権者が法人の場合はその解散もしくは用益権が効力を有してから29年の経過のうちどちらかが早く到来した時点（363条2項(b)）までとなる。ただし、用益権者が当該財産を傷つけたり、目的と異なる利用をしている場合、契約は取り消しうる（364条）。

用益権者に当該財産を利用する意思がなくなれば、少なくとも45日前に予告した上でいつでも所有者にこれを返還できる（365条）。用益権は、363条の期限が訪れた場合（366条1項(a)）、同条項により用益権の合意が取り消された場合（366条1項(b)）、同条項により当該財産が返還された場合（366条1項(c)）、合理的な理由なく用益権の効力発生から6ヶ月間利益が得られなかった場合（同条項(d)）、特定の目的のために用益権を得てその目的を達した場合（同条項(e)）、用益権の目的である財産が適法に用益権者に移転した場合（同条項(f)）、用益権の目的である財産が滅失した場合（同条項(g)）に消滅する。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（367条）。

(8) 第8章：役権（Provisions Relating to Servitudes）

役権（servitude）も、新民法で新たに導入された制度である。

¹⁷ コンセプトとしては日本でいう使用貸借に近いように思われる。

不動産所有者が、他者の所有する不動産またはその一部を利用するという制度であり、契約のみならず、その不動産が存在する場所の性質、古くからの慣習によって発生する（368、369条）¹⁸。

通路や家畜用牧草地、水路、墓地、寺院、病院等（これらの例につき371条）、現に社会的にある土地利用関係について法整備がされたものと思われる。

また、法定の役権についてかなり細かい規定が設けられている。災害時の隣家や通路の利用権（372、373条）について定められており、関連して通路や出口のない不動産の売買が制限されている（374条）。水利や電気や電話の利用に不可欠な場合も隣地について利用権があり（375条）、他にも自己の財産から4メートル以内の河川部分について（376条）役権が認められる。一方で、ダムや貯水池が作られたときは、関係する土地所有者は公的に使用できる通路・出入口を提供する必要がある（377条）。なお不動産所有者はその不動産から流れ出る雨水を管理しなければならない（378条）。また流水、河川、池の水の利用（379条）、農牧地への人と家畜の移動に必要な場合の通行権（380条）についても定めがある。こうした法定の役権の行使によって他者の財産に損害を与えた場合は賠償をしなければならない（381条）。

役権は特別の定めのない限り、当該不動産の所有権が移転したり分割されても、原則として存続する（370条1項2項）。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（382条）。

(9) 第9章：建物賃貸借（Provisions Relating to House Rent）

建物賃貸借に関する規定は、一般的な賃貸借契約の章（契約法12章）と別建てで財産権のパートに設けられている。この章の規定はいずれも旧法の改正である。

権限のある者が、他者にその使用のため、一定の期間建物を貸すというのが建物賃貸借であるが（383条）、安全性の確保されていない建物を貸すことはできない（384条）。

存続期間は最長5年とされるが、合意により更新可能である（385条）。

建物賃貸借をするにあたって明確にしなければならない事項が列挙されている（386条）他、貸主は当該建物の瑕疵等を明示し（387条）、家財の一覧を準備しなければならない（388条）。

貸主は借主に法と合意に基づいて建物を使用させ（389条（a））、契約に別途定めがない限り借主の求めに応じて水道光熱、下水設備の提供をし（同条（b））、借主を危険や他の居住者による侵害から保護し（同条（c））、その他契約の定めを遵守しなければならない（同条（d））。別段の定めがなければ税金の支払は貸主の負担であるが（392条1項）、貸主が支払えなかったときは借主が支払い（同条2項）、その金額を支払うべき賃料から差し引くことができる（同条3項）。

¹⁸ 日本でいうところの地役権に相当するといえる。

借主は貸主に対し定められた期限内の賃料支払義務を負い（390条（a））、下水施設を維持管理し、建物を自己の所有物と同様に管理しなければならない（同条（b））、他の居住者に危害を及ぼすようなことをしてはならない（同条（c））他、契約の定めを遵守しなければならない（同条（d））。賃料支払は約定に従った方法でなされる必要がある（391条）。また業務目的での建物賃貸借の場合、借主は保険をかけることが求められる（393条）。別段の定めがなければ建物の修理・維持は借主の責任である（394条）が、これは日本の民法とは異なる特徴といえる。転貸は合意がある場合のみ可能である（395条）。借主は同意なく建物の構造に変更を加えることができず（396、398条）、契約に反する使用をすることもできない（397条）。貸主は、事前に通知した上で建物を検査することができる（399条）。

借主は、賃主が義務の履行を怠った場合や、自らが賃貸借の目的を果たした後（少なくとも35日前の予告が必要）は、期限前であっても建物賃貸借の終了を主張できる（400条）。

一方で、貸主は、借主が義務の履行を怠った場合や、自身が建物を使用したい場合（少なくとも35日前の予告が必要）等は、借主に立ち退きを請求できる（401条）¹⁹。

期限到来に加え、上記の借主・貸主それぞれの側の終了事由、両者の合意があった場合、建物賃貸借は終了する（402条）。

その他、借主が明け渡す場合の家財の引渡し（403条）、借主が賃料不払のまま3ヶ月以上行方が知れない場合の貸主による公的機関への届出等の処理（404条）についての定めがある。

権利行使期間は行為の時から6ヶ月である（405条）。

(10) 第10章：寄付及び贈与（Provisions Relating to Gift and Donation）

いずれも旧法の改正である。

寄付は、宗教的、社会的、公的あるいはコミュニティの利益のための財産の譲渡であり（406条1項）、贈与は、何らかの報酬として、あるいは見返りに対する利益、家族の愛情による財産の譲渡とされる（同条2項）。寄付・贈与は、即時ないし一定期間経過後、または寄付者ないし贈与者の死亡により効果が発生するが（同条3項）、死因寄付・贈与は testament²⁰によるものとなる（同条4項）。

寄付は、特定の目的のために書面上の宣言または当該目的のために組織された公的機関で公にされて行う（407条）。

寄付・贈与の無効（408条）、取消事由（409条）が生じる場合が列举されている他、証書による贈与の変更・無効（410条）、受贈者が贈与者に対して犯罪を行った場合に受領できなくなる（411条）についての規定がある。

¹⁹ 本法は全体的に借主より貸主に強い権限を認めており、我が国の民法（及び借地借家法）とは異なる設計がされている。貸主が自らの使用のために簡易な方法で建物賃貸借契約を終了させられる401条は象徴的である。

²⁰ 遺言制度がないので、法的な意味での遺言書とは異なる種類の文書ということになる。

権利行使期間は場合に応じて定められている（4 1 2条）。

(11) 第11章：財産の移転及び取得（Provisions Relating to Transfer and Acquisition of Property）

この章の規定は、新設されたものと旧法が改正されたものが混在する。

財産に対する権限（所有権）を有する者（4 1 4条）が、その財産を売るか、寄付するか、贈与するか、その他の移転行為をしたとき財産権が移転し（4 1 3条）、別段の約束がなければ移転により権限は消滅する（4 1 6条）。個人所有財産の移転には何人の同意も不要である（4 1 7条）。代理人による移転行為も可能であり（4 2 5, 4 2 7条）、法人による不動産移転行為についても規定された（4 2 6条）。

また後見人や保佐人の章が整備されたことで、その財産譲渡・受領権限が明らかにされた（4 1 5, 4 2 8条）。ただし、後見人や保佐人は被後見人・被保佐人の財産を寄付・贈与できない（4 2 3条）。

共有物の譲渡は原則として全共有者の同意の下でされるが、持分譲渡についてはこの限りでない（4 1 8条）。家族共同財産はより制限されており、持分権者全員の書面での同意がなければ移転できない（4 1 9条）が、世帯主が必要に応じた処分ができるとの例外がある（4 2 0条）。

他人物の譲渡はできない（無効, 4 2 1条）とされており、また二重譲渡もできない（4 2 2条）²¹。

財産の移転行為の無効により損害を被った者は賠償請求ができる（4 2 4条）。

遺贈にも適用され得る規定が残っているが（4 2 9条）、遺言の章は削除されたため、死因贈与のケースのみに適用されることとなろう。

売主が不正確な説明をした等の場合を除き、買主は一旦購入した物の瑕疵や品質について責任追及ができない（4 3 0条）。

財産の交換の規定もここにある（4 3 1条）。

外国人への不動産の移転は制限され、原則として事前にネパール政府の許可が必要となる（4 3 2, 4 3 3条）。

権利行使期間は個別の定めがなければ原則として行為を知った時から6ヶ月である（4 3 4条）。

(12) 第12章：不動産抵当（Provisions Relating to Mortgage of Immovable Property）

不動産抵当については、旧法のままの規定と改正された規定がある。

占有を伴う抵当権（Bhogbandaki）と非占有抵当権（Drishtibandhaki）があり（4 3 5条2項）、証書が要求される（4 3 6条）。占有を伴う抵当権（Bhogbandaki）の場合は証書による効力発生後もしくは特定された日以降、非占有抵当権（Drishtibandhaki）の場合は債務者の債務不履行が発生して2年以内に、抵当権者が占有を取得することになる（4 3 7条）。占有権は抵当権者が占有を取得し利益の享受を開始した時に移

²¹ 静的安全を重視し他人物売買や二重譲渡を認めないのは我が国と異なる特徴である。なお後述のように二重抵当も設定できない。

転する（438条）。

Bhogbandaki と Drishtibandhaki の差異は占有の有無だけでない。前者は利息を得られず、後者は利息を請求できる（441条）。前者の存続期間は証書に別段の定めがなければ10年であり（442条）、後者は5年である（占有後は10年、443条）。

抵当権者は抵当不動産が自らの物であるかのように占有し、利益を享受できる（439条）が、同時に自らの所有物であると同様に財産の保護管理をしなければならない（440条）。

債務者は債務を弁済することでいつでも抵当不動産を取り戻すことができる（444条）。

第三者が債務者のために抵当権を設定することもできる（447条）。抵当不動産は原則として不可分である（448条）。抵当権者は抵当不動産に損害が生じた場合は賠償責任を負う（449条）。また、証書に記載された抵当不動産の占有開始後に当該不動産が不適切である等を申し立てることはできない（450条）。

抵当不動産自体の転抵当はできるし（445条）、果実等の転抵当もできるが（446条）、二重抵当はできず（452条）、政府の許可なく外国人を相手に抵当権を設定することはできない（451条）。

権利行使期間は個別の定めがなければ行為の時から1年である（453条）。

(13) 第13章：不動産の先買 (Provisions Relating to Pre-emption of Immovable Property)
旧法の改正がされている。

権利者（所有権と占有権を持つ者）が不動産を譲渡しようとする際に、一定の立場にある者に対してこの不動産を買い取る権利が認められる場合がある（454条）。

まず隣接する不動産を所有する相続人（455条）が、もし該当者がいないかその者が先買権を行使しないときは、その不動産の賃借人に先買権が認められる（456条）。

複数のオーナーがいる建物の先買（457条）、寄付・贈与との関係（458条）、先買の対象たり得ない場合（459条）が定められている他、先買の手続（460条）と記録（461条）について整理されている。

権利行使期間は個別の定めがなければ行為を知ってから35日以内、証書の登記後6ヶ月以内であるが、賃借人の場合は地主による先買の満期から35日以内である（462条）。

(14) 第14章：権原証書の登記 (Provisions Relating to Registration of Deeds)

いずれも旧法の改正条文である。

証書 (deed) は、管轄の事務所で登記される必要がある（463条）。

証書と登記が必要となるのは、不動産に関する権利の移転（464条1項 (a)）、抵当権の設定、testament²²による不動産の寄付・贈与（同条項 (c)）、不動産の交換（同

²² 遺言制度がないので、遺贈ではなく死因贈与ないし寄付である。死因贈与を遺言類似の用途で利用すること自体は伝統的にネパールでは珍しくない。

条項 (d), Partition とその放棄 (同条項 (e)), 世帯の分割 (同条項 (f)), 信託の設定 (同条項 (g)), 月額賃料 10,000 ルピー以上の建物賃貸借 (同条項 (h)), 不動産の用益権 (同条項 (i)), その他民法やその他の法律で要求される場合 (同条項 (j)) であるが, それ以外の場面でも当事者の意思でなされることは禁止されていない (465条)。

この章は性質上, 手続に関する条文が多く, 証書の登記先 (466, 467条), 登記にかかる費用に関する規定 (468~470条) が置かれている。

その他, 証書の登記に関連する処理 (471条), 複数の登記がなされた場合の処理 (先に登記された方が有効となる, 472条) が定められている。

権利行使期間は行為の時から6ヶ月であるが, 証書の登記がされた場合は証書受領から1年である (473条)。

(15) 第15章: 取引 (Provisions Relating to Transactions)

Transactions とあるが, いわゆる消費貸借である (474, 475条)。基本的な部分は旧法を引き継いでいる。

証書によらなければならない (476条), 氏名・住所・両親や祖父母・配偶者の名前や取引の理由やその詳細等について証書に明らかにしなければならない (477条)。利息を取るかどうかについても明記する必要がある (478, 479条) が, 複利は取れない (480条) し, 元本を上回る利息も取れない (481条)。返済 (返還) に際しての手順 (482条), また裁判所が関与した場合の利息計算 (483条) について規定されている。個人間での証書のやり取りによる場合は原則10年までとされ (484条), 無能力者やそれに準ずるものによってなされた消費貸借は認められない (485条)。その他, 家族の共同財産 (486条) や家族間の処理 (487条), 裁判所の処理 (488条), 個人間での証書で不可抗力の事情が生じた場合 (489条), 目的物の品質が不完全であった場合 (490条), 返還すべき物の品質 (491条) についても定められている。

権利行使期間は場面に応じて定められている (492条)。

6 Part-5: 契約とその責任 (Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities)

契約法のパートは, Muluki Ain に加えて旧契約法を取り込みつつ改正されている。

債務に関する一般規定 (General Provisions Relating to Obligations), 契約の成立 (Provisions Relating to Formation of Contracts), 契約の有効性 (Validity of Contracts), 契約の履行 (Provisions Relating to Performance of Contracts), 契約違反及び救済 (Provisions Relating to Breach of Contracts and Remedies), 物品売買契約 (Provisions Relating to Contracts of Sales of Goods), 保証契約 (Provisions Relating to Contracts of Guarantee), 寄託契約 (Provisions Relating to Contracts of Bailment), 担保または預託契約 (Provisions Relating to Contracts of Pledge or Deposit), 代理に関する契約 (Provisions Relating to Contracts of Agency), 貨物運送に関する契約 (Provisions Relating to Contracts of Carriage)

of Goods), 賃貸借契約 (Provisions Relating to Contracts of Lease), 分割払い契約 (買取権付使用契約) (Provisions Relating to Hire-purchase Contracts), 賃金 (Provisions Relating to Wages), 間接的契約または準契約 (Provisions Relating to Indirect or Quasi-Contracts), 不当利得 (Provisions Relating to Unjust Enrichment), 不法行為 (Provisions Relating to Torts), 欠陥製品に対する責任 (Provisions Relating to Liability for Defective Products) の 18 章からなる。

(1) 第 1 章：債務 (General Provisions Relating to Obligations)

債務 (493 条) の発生根拠として, 法律の規定 (494 条 1 項 (a) 2 項 (a)), 契約 (同条 1 項 (b) 2 項 (b)), 準契約 (同条 1 項 (c) 2 項 (c)), 不当利得 (同条 1 項 (d) 2 項 (d)), 義務を引き受ける単独行為 (同条 1 項 (e) 2 項 (e)), 不法行為 (同条 1 項 (f) 2 項 (f)), 準不法行為 (同条 1 項 (g) 2 項 (g)) が挙げられている。

債務が履行されるべきこと及び債務者が死亡した場合の承継 (495 条), 履行期内の履行が求められること (496 条), 債務者複数の場合に各債務者が義務を負うこと (497 条)²³, 債務の可分性 (498 条), 信義誠実に基づく履行 (499 条), 法に反する債務の履行が許されないこと (501 条), 不能な債務の履行義務がないこと (502 条) が規定されている。

債務不履行の場合には損害賠償義務が発生する。履行不能ないし履行遅滞の場合は実損害の賠償義務を負い (500 条 1 項), 詐欺または故意・過失に基づく行為による履行不能の場合も賠償義務を負う (同条 2 項)²⁴。

権利行使期間は原因となる行為の時から 2 年である (503 条)。

(2) 第 2 章：契約の成立 (Provisions Relating to Formation of Contracts)

法に基づき, 2 人以上の者が一定の作為ないし不作為を内容とする合意 (申込と承諾からなる。) をすることで契約が成立し, 当事者を拘束する (504 条)。契約で拘束される当事者の合意が明らかにされること (505 条 1 項 (a)), 当事者に契約締結能力ないし資格があること (同条項 (b)), 債務の発生に関する事項が明らかになっていること (同条項 (c)), 適法な債務であること (同条項 (d)) が求められる。当事者によって書面ないし口頭でなされるが, 特別な要求がある場合はその手続によらなければならない (同条 2 項, 3 項)。

未成年者や意思能力²⁵のない者は契約締結能力が認められないが, 意思能力があつたりなかったりする者は, 意思能力があるタイミングでのみ契約を締結できるとされる他, 後見人・保佐人の契約締結能力, 法人の契約締結能力についても規定されている (506 条)。契約当事者は契約内容を定めるにあたり自律性がなければならない (5

²³ 各債務者が対等に債務を負うとされており, 連帯債務の規定はない。

²⁴ 前者は故意・過失を要件としていないように読め, 後者は賠償範囲を実損害 (actual loss or damage) と制限していない。

²⁵ 条文上の表記は sound mind, unsound mind であるが, ここでは必ずしも厳密に我が国の講学上の意思能力・意思無能力と同義で使用しているわけではないことに留意されたい。

07条)。

申込は被申込者が知ることで成立し、承諾は承諾が申込者の下に届くか、申込者が承諾の事実を知ることで成立する(508条)。申込は撤回通知により撤回できるが、この撤回通知が被申込者に届く前に承諾されてしまうと撤回は効力を生じない(509条1項)。同様に承諾も撤回通知により撤回できるが、承諾到達後は効力を生じない(同条2項)。一旦申込を拒絶しても、その到達前であれば改めて承諾できる(同条3項)。①申込とその撤回、②承諾とその撤回、③拒絶と再承諾がそれぞれ同時に相手方に到達した場合、契約は成立しない(同条4項)。承諾者が申込に条件を付しまたは変更を加えて承諾した場合は新たな申込とみなされる(同条5項)。その他、申込者が定めた承諾期限内に、期限の定めがなければ合理的期間内に承諾を受領できなかった場合(510条(a),(b))、申込者が承諾受領前に死亡ないし精神異常となった場合(同条(c))、承諾者が承諾後かつ申込者の承諾受領前に死亡ないし精神異常となった場合(同条(e))、申込に承諾者がなすべき条件を付したがその条件が満たされることなく承諾がされた場合(同条(g))は、申込が撤回されたものとみなされる。

契約は当事者間の一般的な意思に基づき解釈されなければならない(515条1項)が、そのような解釈基準がなければ、当該契約を巡る状況について当事者と同様の慎重さを持つ一般人の合理的な思考に基づき解釈される(同条2項)。当事者の一方の主張ないし行為で、他方当事者が知りまたは知るとみなされる事項については、双方の意思に基づくとして解釈される(同条3項)。契約は契約全体の趣旨ないし文脈に照らして解釈され(同条4項)、分断した形で解釈されるべきでない(同条5項)。

その他、懸賞広告による申込(511条)、契約の成立場所(512条)、条件付き契約(513条)に関する規定がある。

この章及び第3章、第4章、第5章の規定は民法及び関連する法律に基づく契約一般に適用される(514条)。

権利行使期間は原因となる行為の時から2年である(516条)。

(3) 第3章：契約の有効性 (Validity of Contracts)

契約の無効事由(517条)、取消事由(518条)が細かく列挙されている。

無効事由として、法により有効性が認められない場合(517条1項)の他、就業禁止・取引禁止等の契約(同条2項(a))、法で禁じられた者以外との婚姻を禁止する契約(同条項(b))、公的に認められた利益享受を制限する契約(同条項(c))、裁判所で認められた法的権利を制限する契約(同条項(d))、法に反するか法で禁止された事項に関する契約(同条項(e))、不道德な目的ないし公序良俗に反する契約(同条項(f))、実現不可能な契約(同条項(g),(h))、不明確な契約(同条項(i))、能力のない者によって締結された契約(同条項(j))、違法な目的の契約(同条項(k))、契約締結当時、契約の本質的な部分に両当事者の誤りがあった場合(同条項(l))²⁶が

²⁶ いわゆる共通錯誤。

挙げられている。

取消事由として、強迫（518条2項(a)）、不当な影響下にあった場合（同条項(b)）、詐欺（同条項(c)）、不正確な表示に基づく場合（同条項(d)）が挙げられている。

また法で要求される形式や手続を経ない場合、契約の効力が否定されることがある（519条）。

権利行使期間は契約の無効の場合や取消の場合に応じて定められている（520条）。

(4) 第4章：契約の履行（Provisions Relating to Performance of Contracts）

契約当事者はその債務を履行する責任を負う（521条）。

同時履行の約定があれば、相手方の債務の履行時まで他方も履行する必要がない（522条1項）。先履行の合意があればこれに従うが、なければ契約の性質に応じて履行の順序が定まる（同条2項）。同時履行の約定がある場合ないし債務の履行が他方の履行に依存する場合に相手方の履行がなかったことで被った損害があれば賠償を請求できる（同条3項）。同時履行の約定がある場合に一方が他方の履行を妨害した場合、妨害された当事者は契約を解除した上、損害賠償請求ができる（同条4項）。

契約に履行期と履行態様の合意があればこれを遵守しなければならない（523条1項）が、契約上特定されていない場合でも債務が特定の時期・態様において履行されるべきものであれば、これに従う（同条2項）。いずれの場合でもなければ、合理的な時期に合理的な態様で履行されるべきとされる（同条3項）。

履行場所は契約に特定されていればその場所（524条1項）、特定がない場合で当事者の一方の債務が引渡債務である場合、引渡場所はそれらの物が存在した場所とされる（同条2項）。履行場所の特定がなくとも、慣習・用法・契約の性質に照らして特定の場所で履行されるべき場合はその場所が履行場所となる（同条3項）。以上のいずれでもない場合は、履行当事者が相手方に合理的な履行場所を特定するよう通知し、通知を受けた者が履行場所を定める（同条4項）。

契約が特定の履行期を定めていたにもかかわらずその期限内の履行がない場合は履行遅滞となる（525条1項）が、履行期徒過後であっても履行可能であれば合理的な期間を与えて履行を請求できる（同条2項）他、損害賠償請求もできる（同条3項）が、それでも履行がされなかった場合、通知側当事者は契約を解除できる（同条4項）。

契約に拘束されるのは基本的に当事者同士のみであるが、代理人による履行も可能であり（529条）、また契約上、利益を得る第三者がいれば、この者も履行の請求ができる（530条）。

契約当事者は、相手方の契約履行に必要な協力をしなければならず、これがないことで不履行に陥った場合は責任が発生しない（532条）。

合意により契約内容の変更ないし履行期の延長をすることは可能である（533条）。契約締結時からの基本的な状況の変化があったときは、履行が不要となることがある（531条）。また履行の時期が契約の性質上必須のものとなされる場合（526条）、契約の履行が不要とされる状況（527条）、債務の相続（528条）につ

いて規定されている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（534条）。

(5) 第5章：契約違反及び救済(Provisions Relating to Breach of Contracts and Remedies)

債務不履行の場合²⁷の解除と賠償責任に関する章である。

契約当事者が債務を履行しなかった場合及び相手方に債務の履行をしない旨の通知をした場合、履行が不能な場合は、契約違反となり、他方当事者は契約を解除できる（535条）。当事者の一方が数人ある場合は、契約の解約はその全員からまたはその全員に対してのみすることができる（解除権の不可分性、536条）。

契約違反のため損害を被った当事者はその賠償を請求できるが、賠償の範囲は、実際の損害または契約時に当事者が予見できた損害とされ（537条1項）、契約に予定額の定めがあればその金額を（同条2項）、なければ、直接かつ現実の損害に関する合理的な金額とされる（同条3項）。

契約が解除されると契約は効力を失い、既に受け取ったものがあれば返還しなければならず（538条1項）、受け取ったものがサービスや利益であれば合理的な金員の返還をしなければならない（同条2項）。返還請求のために法的措置をとる必要が生じた場合はそのための合理的な費用も返還対象となる（同条3項）。また債務不履行を理由に契約が解除された場合であっても、解除者は既になされた履行の割合に従った金員の返還を請求できる（539条）。損害賠償は金銭（的評価）によってなされるのが原則だが（542条）、金銭賠償が適当でない場合は、代わりに特定の行為を請求することもできる（540条）。

契約の性質に反する行為をする当事者のために履行ができない場合は裁判所に訴えることができる（541条）。

日本の民法上は債務不履行の場合の責任追及に債務者の帰責事由が要件とされるが、ネパール民法上は明確にされていない。故意・過失は賠償額を定めるにあたって裁判所が考慮に入れるとされているのみである（543条）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（544条）。

(6) 第6章：物品売買契約（Provisions Relating to Contracts of Sales of Goods）

前章までは契約一般に通底する規定がまとめられていたが、第6章～第15章は契約類型ないし態様に応じた各論である。

この章は動産売買（545条）に関する章であり、旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

特定の物品を売買する際に既に目的物が破損しておりそのことを売主も知らなかった場合、契約は無効となる（546条）²⁸。物品の価格は契約上または取引の中で当事者同士の合意で決定するが（547条1項）、重さや寸法を根拠にする場合は契約に別段の定めがない限り正味重量・寸法に従い（同条2項）、以上いずれでも決まらな

²⁷ 履行遅滞は前章（第4章）にまとめられているのでここには含まれない。

²⁸ 契約の一般的無効（517条）の特則。

い場合は関連する状況を考慮にいれて合理的な金額とする（同条3項）。

その他、支払の時期や方法（548条）、物品の記載（549条）、売却される物品に関する権原（550条）、物品が十分な品質を持つものであること（551条）、品質が異なる場合の受領または拒絶権限（552、560条）、サンプルによる売買契約（553条）、物品の所有権移転（554条）、危険負担（555条）、買主による物品確認の権利（556条）、買主が物品を受領したと認められる場合（557条）、引渡し時期（558条）、引渡された物品に関する文書（559条）、賠償に関する特則（561条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（562条）。

(7) 第7章：保証契約（Provisions Relating to Contracts of Guarantee）

保証契約に関する章であり、旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

保証契約は、第三者が、主債務者が借入金を支払わないときにこれを履行することを約するものだが、書面で締結する必要がある（563条）。

契約に別段の定めがない限り、保証人の義務は主債務者の債務不履行により発生し（564条1項（a））、その義務の内容は主債務者と同じである（同条項（b））。565条に（契約に別段の定めがない場合）保証人が義務から免除される場合が列挙されている²⁹。

保証債務の履行により主債務は消滅し（566条1項）、保証人が債権者に代位することになる（567条）。

その他、保証契約が無効になる場合（568条）、共同保証人の義務の平等（569条）、継続的保証（570条）、損害の填補に関する契約（571条）、代位に関する規定（572条）、代位者の権利（573条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（574条）。

(8) 第8章：寄託契約（Provisions Relating to Contracts of Bailment）

旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

寄託者が受託者に対し、物品を、返還するかまたは第三者に渡すか寄託者の指示に基づいて売却することを約して引き渡すのが寄託契約（575条）である。目的物の引渡しが必要となる（576条）。

寄託者は受託者に寄託物の瑕疵について通知しなければならない（577条）、受託者は契約の条件に基づき管理保管しなければならない、条件の定めがなければ自身の物と同様に合理的な方法で管理保管する必要がある（578条1項）。寄託物は、特定された時期が経過するか目的を達した後に返還される（579条1項）。

その他、他人物寄託者の責任（580条）、修理または管理のための物品の返還（581条）、寄託物のための費用（582条）、寄託契約の無効（583条）について定められている。

²⁹ 保証債務の消滅原因として主債務が消滅するいくつかの場合が挙げられており、付従性の原則が見て取れる。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（584条）。

(9) 第9章：担保または預託契約 (Provisions Relating to Contracts of Pledge or Deposit)

旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

債務の担保のために物品を引渡す場合である（585条）。

担保という性質上、契約に別段の定めがなければ目的物は債務が履行されたら返還しなければならない（586条）が、債務が履行されなかった場合、債権者は目的物を売却または競売にかけることができる（587条）。

その他、非所有者による担保または預託の効果（588条）、債権者平等（589条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（590条）。

(10) 第10章：代理に関する契約 (Provisions Relating to Contracts of Agency)

任意代理に関する規律であり（591条）、主に旧法（契約法）の改正である。

代理人は性質上本人でなければできない行為を除きあらゆる行為を代理でき（592条1項）、その行為の効果は本人に帰属する（同条2項）。復代理も可能である（593条）が、代理人が辞任するか解任された場合はこれに伴い地位を失う（600条）。

代理人が従うべき事項（594条）、代理人個人が責任を負う場合（595条）について列挙されている他、下記の通り権限踰越ないし表見代理規定について整理された。

代理人の権限踰越の場合、本人は責任を負わないが（592条2項但書）、越権部分とそうでない部分の区別がつく限りは、権限内の行為につき責任を負う（同条3項）。また、本人が何人かに代理権を付与したことを第三者に表示し、そう信頼させた場合、当該第三者が代理権のないことを知りまたは知りうべき状況にない限り、本人は当該表見代理人の行った行為の責任を負う（596条1項）。この時、第三者が表見代理人の権限踰越行為についても代理権があると信じる合理的な理由があれば、本人はこれについても責任を負う（同条2項）。

代理契約が効力を失う場合として、代理人が自発的に辞任し本人に通知した場合（597条1項(a)）、本人が代理権または代理契約を撤回するか契約の履行不能を通知した場合（同条項(b)）、代理人が特定の業務のために任命されたが、この業務が完了した場合（同条項(c)）、代理人が特定の期間を定めて任命されたが、この期間が満了した場合（同条項(d)）、本人または代理人が死亡または意思無能力に陥った場合（同条項(e)）、本人に破産宣告があつた場合（同条項(f)）、代理人の任命に至った事情が存在しなくなった場合（同条項(g)）、代理人が法人により任命されたが、当該法人が解散した場合（同条項(h)）が挙げられている。本人は、代理人が権限行使をする前であればいつでも代理権授与を撤回できるが、直ちにその旨を通知しなければならない。もっとも、既に一部の権限が行使されていた場合は影響を受けない（同条2項）。代理人が一定の利害関係を有する場合は例外である（同条3項）。一方で、契約に別段の定めがなければ、特定の期間ないし行為のために指名された代理人は、合理的かつ十分な理由なく代理人を解任できない（598条1項）し、期間ないし行

為が特定されていなければ、事前に適当な理由を通知しなければ解任できない（同条2項）。これらの条項に反する形で解任がなされたら本人は代理人に対して合理的な金額を賠償しなければならない（同条3項）。逆に、契約に特段の定めがない限り、特定の期間ないし行為のために選任された代理人は、この期間の経過ないし行為の完成前には合理的な理由なく辞任できない（599条1項）し、そのような期間や行為の定めがなければ事前に本人に対し理由を付した通知をしなければ辞任できない（同条2項）。また、上記辞任があった場合、本人は合理的な賠償の支払を請求できる（同条3項）³⁰。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（601条）。

(11) 第11章：貨物運送に関する契約（Provisions Relating to Contracts of Carriage of Goods）

旧法を受け継いでいる部分が多い。

物品をある場所から別の場所へ運送する契約である（602条）。

運送者は受け取った物品を特定の目的地に定められた期限内または合理的な期限内に運送する義務を負い（603条1項3項）、この物品が滅失・毀損したり目的地に届けられなかったような場合、その責任を負う（同条2項、604条2項）。

その他、所有者の同意なく物品を売却する権限（605条）、運送者の責任の制限（606条）、賠償責任（607条）、運送者の責任の消滅（608条）につき定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（609条）。

(12) 第12章：賃貸借契約（Provisions Relating to Contracts of Lease）

Part-4：財産法の第9章に建物賃貸借契約の章が設けられているが、ここでは一般的な賃貸借契約について規定されている。前者が旧法の改正であつたのと対照的に、この一般的な賃貸借契約の章は新民法で新設されたものであり、前者がこの章に対する特則という関係にある（622条）³¹。

賃貸借契約（610条1項）が締結されると、契約に別段の定めがない限り、貸主は目的物を引渡し（同条2項(a)）、目的物の状態を維持し（同条項(b)）、目的物を妨害なく平穩に使用収益させなければならない（同条項(c)）。使用により壊れる可能性のある物や消耗品は対象に適さない（同条3項）。

借主は、貸主の同意なく賃貸借目的物の形状を変更することができないが、修理・維持管理・改良することは妨げられない（611条）。また信義誠実に基づいて自己の物と同じように注意を払い、契約の目的に沿って目的物を使用しなければならない（612条）。契約に別段の定めがない限り、目的物の修理や維持は貸主の義務であるが（613条1項）、

³⁰ 598条1項2項と599条1項2項は、所定の場合に「解任（辞任）できない」と規定しつつ、「1項2項の規定に反して解任（辞任）した場合」の賠償責任を定めている。解任（辞任）の効力はなくとも損害が生じた場合に3項の責任が発生すると読むのが自然に思えるが、文言上はやや不明瞭である。

³¹ 建物賃貸借契約が財産権の章に、その他の賃貸借契約が契約法の章に置かれているが、法的整理としては少し理解が難しい。別建てとされたのは、旧法からの引継ぎか新設かという専ら単なる経緯の問題のようである。将来的には整理してまとめられるかも知れない。

使用収益のために直ちに必要となる場合は借主が修理・維持・改良をすることができ（同条2項）、要した費用は貸主が償還することになる（同条3項）。

借主は、目的物を損傷しないようにその性質に応じ十分に安全な措置をとって占有・使用しなければならず（615条1項）、もし不注意により目的物に損傷を与えた場合は責任を負う（同条2項）が、不可抗力の場合はこの限りでなく、貸主が修理しなにか不可能な場合は賃料を減額しなければならない（同条3項）。借主は契約の条項に基づく賃料を支払わなければならない（616条1項）。また目的物の使用に支障が生じた場合の賃貸人への通知義務がある（614条1項）。なお、当該支障が解消されない場合に賃料減額がされることがある（同条3項）。

賃貸借契約の存続期間は目的物別に細かく定められている（617条）。また貸主の事前の同意の下で転貸借も可能である（618条）。契約終了後は目的物を返還しなければならない（619条）。

貸主が賃貸借契約を解除できる場合として、貸主側の許可なく借主が賃料の支払いをしないまま支払日を90日間経過したとき（621条1項(a)）、借主の612条違反の場合（621条1項(b)）、借主の614条の通知義務違反の場合（同条項(c)）、借主の615条2項の修理義務違反の場合（621条1項(d)）、借主が無断転貸をした場合（同条項(e)）が、逆に借主が解除できる場合として、目的物の占有ないし目的に従った使用収益ができない場合（同条2項(a)）、貸主が613条3項の修理費用の支払をしない場合（621条2項(b)）、貸主が614条3項ないし615条4項の賃料減額に同意しない場合（621条2項(c)）が挙げられている。

その他、不動産賃貸借に関する特則（620条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（623条）。

(13) 第13章：分割払い契約（買取権付使用契約）³²(Provisions Relating to Hire-purchase Contracts)

新設された章である。

物品（動産）の所有者が、定期的な賃料（rent amount）支払いを条件として借主（hirer）に目的物を占有・使用させ（624条1項(a)）、借主が目的物を購入する権利を有し（同条項(b)）、分割の最終支払時に目的物の所有権が借主に移転し（同条項(c)、628条）、借主は所有権移転前にいつでも契約を解除できる（624条1項(d)）、という条件の下で締結される契約である。書面で締結される必要があり（同条2項）、目的物は動産に限られる（同条3項）。

分割払い契約（買取権付使用契約）で特定されるべき事項（625条）、1つ以上の契約が1つの契約とされる場合（626条）の定めがある。

³² hire-purchase の名称と、英訳条文の文言（hirer や rent amount）、そして所有権移転が最終支払時であることに鑑みると、買取権付使用契約（賃借人に目的物を買取ることのできる選択権が付与された賃貸借契約）と捉えることが適当に思われるが、実態としては分割払いとして利用される可能性も考えられるため、念のため両方の和訳を付す。

分割払い契約（買取権付使用契約）の効果として、借主は排他的に目的物を占有・使用できる権限を有し（627条1項(a)）、引渡しにより他者からの目的物に関する主張・請求を受け付けず（同条項(b)）、また同様のサンプルとの比較をする合理的な機会が保証される（同条項(c)）。一方、所有者は目的物の占有を移転した後でもこれを売却する権限を有する（同条項(d)）。

目的物の所有権が移転するまでは寄託(bailment)同様の関係とされ(629条1項)、借主は契約に別段の定めがない限り目的物が自己の物であると同様に合理的な管理をしなければならず（同条2項）、過失により紛失や損傷があれば責任が発生する（同条3項）。

借主は契約に基づいて分割金の支払をしなければならないが（630条）、契約期間中、所有者に対して15日以上前に書面による通知をした上で、分割払金の残余を支払って契約を終了させることができる（631条）。

借主は、契約に別段の定めのない限り、分割金の最後の支払前であれば、所有者に対して15日以上前に書面による通知をすることで契約を解除することができるが（632条1項）、契約解除に先立って目的物の返還及び必要な支払義務がある場合は支払もしなければならない（同条2項）。ただし、既に契約金額の半分以上を支払をしていた場合はそれ以上の支払を要せず、一方で既払額が全体の半分に満たない時は半分に満つるまでの支払が必要となる（同条3項）。

借主は、所有者の同意を得て、分割払い契約（買取権付使用契約）に基づく権利・利益や義務を他者に移転することもできる（633条1項）。借主がこれらの権利・利益ないし義務の移転を求めた場合、所有者は15日以内に同意又は拒否の意思を表示しなければならないが、この期間を過ぎても同意がされなかった時は拒否されたものとみなされる（同条2項）。所有者の拒否に対して借主が50日以内に訴えを提起し、裁判所が拒否を合理的でないとは判断すれば、所有者による同意を得たものとみなされる（同条3項）。

契約内容に反する目的物の使用があった場合は借主に責任が発生する（634条）。所有者が目的物の状態について情報を求めた時は、借主は15日以内に所有者に知らせなければならない（635条）。

所有者が契約を解除できる場合（636条）として、分割払いを2回以上怠った場合（同条1項、2項）や借主がその他の義務（629条、635条）を果たさなかった場合（同条3項）等が挙げられている。

その他、目的物喪失の場合の借主の権利（637条）、借主が破産した場合の目的物（638条）について規定されている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（639条）。

(14) 第14章：賃金 (Provisions Relating to Wages)

旧法の改正条文と新設された条文がある³³。

14歳以上の者はその同意の下で雇用されることができる(640条1項)。危険業務は16歳以上である(同条項但書)。

使用者は、労働者が自発的に無償労働に同意しない限り、労働に比例した賃金支払義務を負う(641条1項)。使用者は雇用にあたり、仕事の性質に応じて考えられる危険性に対して十分な安全措置を講じなければならない(642条)。

8時間を超えて労働させることは原則として禁止されるが(643条1項)、労働者の同意を得て時間ごとの追加賃金の支払いをすることで例外が認められる(同条2項)。ただし時間外労働の例外は家事手伝いには適用されない(同条3項)。

家事手伝いについては新設された特則があり(644条)、給与は月給ないし年給として定めること(同条1項(a))、使用者はその能力に応じた3食と適当な衣服(同条項(b))、使用可能な居住環境やトイレ、風呂(同条項(c))を、18歳に満たない家事手伝いについては学習の機会(同条項(d))を、また家事手伝い労働者が病気に罹った際には適切な措置(同条項(e))を与えなければならない。病気や年齢、能力や状況によって適切でない者を家事手伝いとして雇うことはできない(同条項(f))。家事手伝い労働者が亡くなった時、使用者は葬儀費用を負担しなければならない(同条項(g))。家事手伝い労働者に対して非人道的あるいはこれを貶めるような扱いやドメスティックバイオレンスを働いてはならない(同条項(h))。使用者が家事手伝い労働者の生活や学習環境に支出した費用(同条項(b)、(c)、(d))を給与から差し引くことはできない(同条2項)。また家事手伝い労働者を雇用した時は届け出も必要となる(同条3項)³⁴。

合理的な理由なく労働を途中放棄してはならず(645条1項)、かかる場合には放棄者に責任が発生する(同条2項)。使用者は労働者に賃金を支払わなければならないが、支払前に労働者が死亡した時は相続人に支払う(646条)。

権利行使期間は、644条(家事手伝い労働者)の場合は原因となる行為があつてから3ヶ月、その他の場合は35日である(647条)。

(15) 第15章：間接的契約または準契約 (Provisions Relating to Indirect or Quasi-Contracts)

新設された章である。

第2章「契約の成立」に対する特則的な位置付けとして、自発的な一方的行為により法律関係が生じる場合(つまり合意を経ないもの)を「間接的契約または準契約」として規定したものである(648条)。

他者の業務や財産を自発的に管理した場合、この業務や財産が存在する限り、その他者に引き継がない限りはこれを放棄してはならないという、いわゆる事務管理が規

³³ 我が国同様、労働法は別途存在する。こちらも近年改正された。

³⁴ 家事手伝い労働者に関する特則を新たに設け手厚く保護しているのは、性質上、通常の労使関係よりも違法・不当な行為が横行しやすいからであろう。

定されている（649条）³⁵。

他者の物を管理する場合は自己の物と同様の誠実さを持ってしなければならず（650条1項）、悪意（*malafide intention*）または過失により損害を与えた場合は賠償責任が発生する（同条2項）。

権限をもって復代理をした場合にも責任は免れない（651条）。

災害時に他者の財産を保護した者による所有者に対する合理的な費用償還請求権（652条）、自己の費用をもって義務を果たしたことで他者が利益を得た場合の費用償還請求権（653条）、養育義務者に代わって養育した者の費用償還請求権（654条）、故人の葬儀を執り行った者による相続人に対する費用償還請求権（655条）、精神障害者等の生活費などの負担をした者による費用償還請求権（656条）、治療費を負担した者による関係者への費用償還請求権（657条）、公的に求められる安全や財産保護の定めを遵守しなかった者への費用償還権（658条）、契約により他者の法律上の支払義務を負担した者への費用償還請求権（659条）、物品やサービスの提供に対する代価または報酬の支払（660条）、物品またはサービスの代価の返還（661条）、管理下にある財産が寄託されたものとして管理されること（662条）について規定されている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（663条）。

(16) 第16章：不当利得（Provisions Relating to Unjust Enrichment）

不当利得に関する章も新設された。

法律行為や義務の履行といった原因によらず他者から得た利益は不当利得とみなされ（664条1項）、財産の増加または義務の減少（同条2項（a））、他者からのサービスの受領ないし他者に行為をさせること（同条項（b））、受益者のための他者の財産の使用（同条項（c））を伴う場合が挙げられている。もつとも同条3項ではより広範に、およそ法律や契約によらず（同条項（a））、また相手方が自由意思で対価を求めなかった場合（同条項（b））を除き、受領した物やサービス、利益は不当利得とみなされると規定されている。不当利得後に損失や損害が発生しても不当利得そのものの判断に影響を与えない（同条4項）。受益者はこの章の規定に従って返還義務を負う（同条5項）。

受領権限がない物を誤って受領した場合は返還しなければならない（665条）³⁶。

義務がないにもかかわらず誤って債務の支払がなされた場合、受領した者はその金額を返還しなければならない（666条）。

権限のない者が悪意（*malafide intention*）で物や金員を受領した場合、受領した物または金員とともに、法律に従って、受領時から返還時までの利息ないしその物から発生した利益を付して返還しなければならず（667条1項）、受領した物に損害が発生すれば賠償責任を負う（同条2項）。

³⁵ *negotiorum gestio*

³⁶ *solutio indebiti*

第三者による弁済がされた場合、債務者は支払者（第三者）に対しその金額を支払う義務を負う（668条）。また、第三者による税金支払がされた場合、支払者（第三者）は本来の義務者に対しその金額の償還請求ができる（669条）。

その他、遺失物を発見した場合の扱いと所有者への返還（670条）について規定されている。なおそれでも3年間所有者が不明の場合は発見者がその物を取得できる（同条3項）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（671条）。

(17) 第17章：不法行為（Provisions Relating to Torts）

不法行為の章もまた新設された。

旧法に一般的な不法行為規定はなく、刑事手続の内部で部分的に存在したのみであった。

新法では不法行為について一般的な定めが置かれた。何人も、その過失（any default, negligence or recklessness）に基づく作為または不作為によって、他人の身体、生命、財産、法的に保護される権利・利益を侵害してはならず、こうした侵害があつた場合はこの章の規定に基づいて責任を負う（672条）³⁷。

続く673条以下には特殊不法行為の規定が置かれている。

14歳以下の未成年者の不法行為に対して親権者ないし監護者が責任を負い（673条）、被後見人・被保佐人の不法行為に対して後見人・保佐人が責任を負う（674条）³⁸。

他人を雇用する者は、被用者が誠実に業務を遂行する過程で他者に与えた損害について賠償責任を負う（使用者責任、675条1項）が、被用者の過失や不誠実による場合は被用者が個人的に責任を負う（同条2項）³⁹。

動物の所有者は、その管理下にある動物が他人に与えた損害について責任を負うが、動物の性質に応じて十分な安全策を講じていた場合や被害者自身の過失で損害が生じた場合はこの限りでない（676条）。

建物の所有者は、その建物の崩壊によって他人に生じた損害について責任を負う（677条）。

財物の所有者は、その財物によって他人に生じた損害について責任を負う（678条）⁴⁰。

家長は、家庭で廃棄した物によって他人に生じた損害に対して責任を負う（679条）。

他人の財産を侵害（Trespass）した者は、生じた損害を賠償する責任を負う（68

³⁷ 故意による不法行為は書かれていない。刑法でカバーされるものと思われる。

³⁸ いずれも過失は要求されておらず、免責の規定もない。677～679条も同様。

³⁹ 1項の使用者責任は被用者の過失を前提としておらず、2項で被用者自身の責任が問われる場合を認めているが、使用者が責任を逃れる場合については規定がない。

⁴⁰ 爆発や発火等の場合が挙げられており（同条（a）～（c））、性質上ある程度の危険性を持つ財物を想定した規定である

0条)⁴¹。

2人以上の者による共同不法行為の場合、行為者らは、それぞれの責任に比例して⁴²賠償責任を負うとされる（681条1項）。責任割合に応じて分割可能であればその範囲で、さもなくば平等の債務を負担することになる（同条2項）。

この章により不法行為責任を負う者は、損害の賠償をしなければならない（682条1項）が、被害者の過失がある場合、責任は軽減される（同条2項）⁴³。賠償の範囲は現実に生じた損害である（同条3項）。

刑事事件の中で賠償問題が処理される場合や、法律に別途賠償に関する規定がある場合は、この章の不法行為の規定が適用されない（683条1項）。冒頭で述べた刑事手続内での賠償という処理が現行法にも引き継がれているからである（新刑事法でも刑罰の一つとして「損賠賠償」が列挙されている。）⁴⁴。また行為者に過失がなかったことを証明すれば不法行為責任を問われない（同条2項）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから6ヶ月である（684条）。

(18) 第18章：欠陥製品に対する責任 (Provisions Relating to Liability for Defective Products)
新法で大きく改正された章である。

欠陥製品を生産し販売、配布した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（685条）⁴⁵。

損害が当該欠陥製品によることは請求者が証明しなければならない（686条）。

一方で、製品を生産した側が一定の事由を証明することで免責される場合が列挙されている（687条、当該製品を生産・販売・配布していないこと、生産時に欠陥はなかったこと、損害が消費者側の責任によること等）。

損害が両者の責任によるものである場合は賠償責任が軽減される（688条）。市場にある同様の商品やサービスの方がより高品質であるというだけでは当該目的物は欠陥製品とみなされない（689条）。この章にある規定は、欠陥製品により損害を受けた者のその他の権利を侵害しない（690条）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから1年である（691条）。

7 Part-6：国際私法 (Provisions Relating to Private International Law)

国際私法は新しく設けられたパートである⁴⁶。

⁴¹ 不動産及び動産についてあらゆる形態の財産権の侵害を広く補足している (Explanation)。

⁴² 英訳版では共同不法行為の場合に連帯債務 (jointly and severally liable) を認めているように読めるが、債務一般の章 (Part 5・第1章, 497条参照) で触れたようにネパール民法上は連帯債務の概念がない。同じネパール語文言が使用されている2014年草案の英訳版では *individually and collectively liable* の訳があてられており、翻訳の問題であろう。

⁴³ 過失相殺の趣旨。

⁴⁴ 新刑法40条。また量刑法の part 6 (41～45条) は刑事事件において身体・生命・財産・名誉を傷つけられた場合に裁判所が損害賠償を命じる場合について規定。

⁴⁵ 我が国の製造物責任と同趣旨である。

⁴⁶ 国際私法がパッケージの形で民法典に組み込まれている点は我が国と異なる。

インドのような近隣国のみならず日本や欧米、オーストラリア等、国外に出るネパール人は若者を中心に年々増加しており、国際私法について網羅的な一節が設けられた意味は大きい⁴⁷。

この章の規定の適用対象として、外国人が関与しあるいは対象や行為が外国にある私的法律関係（692条1項）、特に、外国人の法的地位・能力（同条2項（a））、家族関係（Partition や相続を含む。）に外国人を含むか関係行為が外国でなされた場合（同条項（b））、外国人が当事者に含まれる外国にある財産関係（同条項（c））、外国人が当事者に含まれる契約ないし契約外の権利義務関係（同条項（d））、外国で締結された契約関係（同条項（e））が挙げられている⁴⁸。

外国人（自然人）の法的能力はその国籍国の法で決まる（693条1項）が、特定できないときは常居所地の法律により、常居所地も明らかでなければその時点で滞在している国の法律による（同条2項）。外国法人の法的能力ないし法的地位はその登記（登録）国の法律によるが、特定できないときは本部所在国の法律により、これも明らかでなければ業務遂行地の法律による（同条3項）。

外国人の失踪ないし死亡が推定されたときの法律関係は当該外国人の国籍国の法による（694条1項）が、特定できないときは常居所地法、これも明らかでなければ直近の居住地法による（同条3項）。

ネパールに居住する外国人に対し相続が開始したときの相続人の決定は当該外国人の国籍国の法によるが、特定できないときは常居所地法、これも明らかでなければその時点の居住地法による（695条）。ネパールにいる外国人の相続が開始したとき、ネパールに存在する財産に対する相続人と相続順位の設定は当該外国人の死亡時の国籍国の法による（696条1項）が、特定できないときは死亡時の常居所地法、これも明らかでなければネパール法による（同条2項）。

法人（company, foundation or other corporate body）の性質（私的ないし公的団体か）は設立された国の法律によって決定されるが、特定できないときは登記（登録）された事務所または本部が存在する国の法律による（697条）。

動産の相続は、被相続人の死亡時の常居所地法で（698条1項）、不動産の相続は当該不動産の存在する国の法律で規律される（同条2項）。

ネパール人が外国で婚姻するときは、その能力、資格、条件（婚姻適齢等）についてはネパール法に従わなければならない（699条1項）、手続は当該国の法律の定めに従う（同条2項、ただし在外大使館や領事館での婚姻の場合は除く。）。これらの条件を満たさない婚姻は認められない（同条3項）。

外国人がネパール国内で婚姻するときは、外国人同士の場合も外国人とネパール人である場合も、その能力、資格、条件（婚姻適齢等）についてはそれぞれの自国法に従わ

⁴⁷ ネパールの法律家の間では国際私法に関する先例や実務の蓄積が不足している。新しく設けられた規定にも未だ不十分な点が多く、今後も改正・発展が必要となろう。

⁴⁸ なお、ここでいう「外国人（foreigner）」には外国籍の自然人及び法人、外国そのものを含む。

なければならない（700条1項）、手続はネパール法に従う（同条2項、ただし在ネパール外国大使館や領事館での婚姻の場合は除く。）。これらの条件を満たさない婚姻は認められない（同条3項）。

婚姻の効果と婚姻後の夫婦の関係は、夫婦の国籍が同じであればその国籍国の法によって決まるが、国籍が異なる場合は常居所地法で決まり、常居所地も異なる場合はその時点の居住地法による（701条1項）が、婚姻の効果が同条項の規定でも決まらない場合には婚姻地の法による（同条2項）。

父権（親権）は事情に応じて子の国籍国の法で規律される（702条1項）が、特定できないときは父母の常居所地法、これも明らかでない場合はその時点の居住地法による（同条2項）。

養親子間の関係は養親の国籍国の法で規律されるが、特定できないときは養親の常居所地法、これも明らかでない場合は養親が普段婚姻生活している国の法による（703条）。

後見と保佐については被後見人ないし被保佐人の国籍国の法による（704条1項）が、特定できないときはその者の常居所地法、これも明らかでない場合はその時点の居住地法による（同条2項）。後見人・保佐人と被後見人・被保佐人の関係は後見ないし保佐に付された国の法律によるが、被後見人ないし被保佐人の常居所地がネパールであればネパール法による（同条3項）。

separation of bread and board の場合⁴⁹の規律は夫婦の常居所地の法による（705条1項）。常居所地が夫婦で異なる場合は両者の最後の常居所地の法によるが、それでも決定できなければ、離婚扶養料に関する事件が係属している裁判所のある地の法による（同条2項）。

外国で同国法に基づいてネパール人同士またはネパール人と外国人の間で有効に離婚がされた場合はネパール法に基づいてネパールでも有効な離婚となる（706条）。

所有権ないし占有権の内容は当該財産が存在する国の法律により（707条1項）、不動産の所有権の継続・終了に関する問題はその不動産が存在する国の法律による（同条2項）。

運送中の物品については目的地の法が適用される（708条）。

契約に関する準拠法は、契約当事者によってその契約で定める（709条1項）が、定めなかった場合は履行地の、それでも決まらない場合は契約締結地の法による（同条2項）。ただし契約締結地がネパールの場合、契約で定めない限り準拠法はネパール法となる。

外国において有効な契約ないし証書はネパール国内でも有効とされる（710条）。

寄付ないし贈与の有効性に関しては、寄付者の国籍国の法による（711条1項）が、寄付ないし贈与があった国の法の手続を満たせば正当に行われたものとみなされる（同条2項）。

⁴⁹ 脚注10参照

外国人が関わる、または外国の物や外国での行為についての不法行為責任の決定は、当該不法行為の発生地の法による（712条1項）。ある国での行為の結果が別の国で発生した場合は、後者の地の法による（同条2項）が、特定できない場合は不法行為地の法による（同条3項）。

準契約や不当利得に関する権利義務は行為地の法による（713条）。

ここまでで具体的に挙げられていないその他の事項については別途規定があればネパール法によるが、なければ一般に認められる国際私法の原則による（714条1項）。当事者が合意すればネパール法による（同条2項）。

この章の規定で国籍国の法を準拠法とする場合で、その当事者が多重国籍である場合は国籍国のうち常居所地の法による（715条1項）。決定できない場合は最も関係の深い国籍国の法とするが、ネパール国籍を持つかネパールを常居所地するような場合はネパール法による（同条2項）。難民ないし無国籍の者については常居所地の法、決定できなければその時点の居住地の法による（同条3項）。

ネパールの裁判所は、審理中の外国人が含まれる事件につき、両当事者からそれが適当かつ実行可能である理由を明示した申し出を受けた場合、当事者の居住する外国の裁判所での審理を許可することができる（716条1項）。この許可がされた場合は再び同じ事件をネパールの裁判所で扱うことはできない（同条2項）。また、ある事件がネパールの裁判所と外国の裁判所に同時にかかっている場合の審理の中断（717条）。ネパールの裁判所が管轄を有する事件（718条）、その他ネパールの裁判所で扱うことが可能な事件（719条）についても規定されている。

ネパールが当事者となっている条約に別途規定がある場合、この章の定めは当該規定に影響を与えない（720条）。

また、公の秩序に反する場合はこの章の規定は適用されない（721条）。

第3 最後に

新民法には、全く新しい法制度と旧来からのネパール独自の制度が共存している。Partitionのようにこの大改正の機会に変革を試みたものの、そのまま残ってしまったものもある。また我々の感覚からすると、たとえば取引の安全の保護については保守的な感は否めないし、ほとんどの権利行使期間は短すぎる。

もとより法は現実の社会のあり方とこれを解釈する思想によって作り上げられるものであり、完璧なルールはない。長い時間をかけて議論されて完成したこの民法が、今のネパールにとって最良のものということであろう。我が国の活動がその一助となったことは誇らしい。新憲法の下で新たなスタートを切ったばかりのネパールで、社会の変化に伴ってこの民法も発展的に形を変えていくことになるだろう。

以上

最近のネパール刑事法の動向

～「量刑法」を中心に～

国際協力部長
森 永 太 郎

1. はじめに

国際協力部（ICD）では2008年からJICAと共にネパールに対する様々な法整備支援活動を継続してきており、調停の活性化や裁判所の事件管理改善、あるいは検察官の能力向上などの人材育成支援も無論実施してきたが、足掛け10年にわたる支援活動の中で大きなウェイトを占めていたのが立法支援である。ネパールは周知のとおり、1996年から2006年までほぼ10年間にわたる内戦状態にあり、2007年の暫定憲法の下で2008年には正式に君主制が廃止され、民主的な共和制国家の建設に向けてあらゆる法分野において新規立法や法改正を急ぐことになったのである。このような背景から、わが国に対してもネパールから支援要請があり、ICDはJICAとともに基本法の整備について支援や助言を行うことになったのであるが、このとき、ネパール側としての最大の課題は、1854年に成立したとされ、民事・刑事の実体法・手続法のすべてを網羅している成文法である「国法典」（ムルキ・アイン¹）の解体と再構築であった。

ムルキ・アインは、議論の末、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、そして量刑法の5つに分解されることになり、この作業には、2つの起草委員会が当たった。一つは、当時の最高裁判所長官であったキル・ラジ・レグミ判事が座長として率いる民事法起草委員会、そしてもう一つは当時最高裁判所裁判官であったカルヤン・シュレスタ判事が座長を務める刑事法起草委員会であり、前者は民事2法の草案作成を、後者は刑事3法の草案作成をそれぞれ担当した。両委員会の手がけた作業は膨大なものであるが、そのすべてを日本側が手伝ったわけではない。当時の日本側の事情やリソースの問題もあり、日本側は主に民法の起草に対する助言を行った。しかし、刑事法についての助力を全くしなかったわ

¹ Muluki Ain。Muluki は「国」、Ain は「法典」を意味するとのことで、19世紀のラナ王朝の宰相であったジャンガ・バハドゥル・ラナ（Jung Bahadur Rana）が1851年に欧州視察に赴いた際、フランスのナポレオン法典に刺激を受け、帰国後直ちに230名もの構成員からなる立法委員会を組織させてこれに編成させた、163章から成り、1400ページにも及ぶ巨大法典である。欧州法を参考にしながらも、国教であったヒンドゥー教の教義・規範を中心にすえ、当時の慣習法なども取り入れたネパール史上最初の統一成文法典といわれ、ネパール最初の「法治主義」を形作ったと評価する学説もある。ムルキ・アインは、無論制定当時のまま今回の解体を迎えたわけではなく、歴代の権力構造や社会の変化に応じて随時修正が加えられてきている。もっとも大きな修正は1951年から始まった民主化運動によりラナ王朝が崩壊し、その後立憲君主制として再出発した際に行われた1963年の大改正であり、以後のムルキ・アインは「ナイヤ・ムルキ・アイン」（新国法典）と呼ばれる。今回解体されたのはこの「新法」である。なお、ネパールは、インド経由で英法の強い影響を受けており、多くの法律家が「ネパールはコモン・ローの国である」と言うが、ムルキ・アインが元々ナポレオン法典の影響を受けて成立した法典であることを理由に「ネパールは実は大陸法系である」との説を唱える学者もいるなど、なかなか興味深い。

けではなく、刑事法関係のセミナーや本邦研修を、国連アジア極東犯罪防止研修（UNAFEI）の応援も得て実施し、多くの情報提供を行った。筆者自身も何度もネパールを訪れ、刑事法関係の助言をした経験がある。ネパール側は、極めて真剣に日本側の提供する情報を分析しており、カルヤン・シュレスタ判事の言によれば、日本側専門家の助言の多くが新刑事3法に活かされているとのことである。

新法5法は、いずれも昨年（2017年）の10月16日に成立し、今年の8月17日に施行を迎え、これからは、ネパールの関係各機関がこれらの法律を適切に運用することが期待されている。そしてICDでは、新法の施行直前であった今年の5月と8月に、最高裁判所の要請を受け、刑事3法の適切な運用を後押しする目的で、刑事法関係の現地セミナーを実施したのであるが、そこで大きなテーマとなったのが適正な刑事手続と刑の執行であった。具体的に取り扱ったテーマは、逮捕状（これまでネパールは捜査段階では逮捕状は不要であった。）と量刑、そして仮釈放と社会内処遇の問題であり、その多くは「量刑法」の適切な運用に関する問題であるが、この新しい「量刑法」の内容がなかなか興味深いものを含んでいるので、本稿では、この「量刑法」について紹介するとともに、その今後の運用課題について若干の検討を加えてみたいと思う。

2. ネパール刑事司法全体の特徴

具体的な量刑法の話に入る前に、ネパール刑事司法の全体的な特徴について少し触れておきたい。ムルキ・アインの存在を根拠としてネパールは大陸法系であるという説（上記脚注1参照）はあるものの、全体としてみればやはり英米法系の特徴を色濃く備えている。判例が法源性を有し（もちろん現在では判例のみを根拠とする刑事罰は認められておらず罪刑法定主義は貫徹されている。）、手続が弾劾主義・当事者主義に基づく対審構造であること、令状（writ）²の制度を持っていることなどからもこのことが読みとれる。また、これは刑事司法のみならず司法全体の特徴といえようが、法曹一元の伝統を持ち、かつ裁判所の地位が他の機関に比して極めて高い³ことや、司法長官（Attorney General）の制度を持っていることなどからも英米法的な特徴が見て取れよう。

ただ、ネパールは英国の植民地となったことはなく、この英米法的な制度や実務は隣の大国であるインドの影響を強く受けた結果であるということである。筆者はインド法については知識を持ち合わせていないので論述は差し控えるが、どうやらネパールは継受が間接的であったため、必ずしも英米法の理論や実務をすべて受け継いだとはいえないようであり、筆者の目から見ても何かが欠けていたり、奇妙なところが見られたりする。筆者は

² ネパールには5種類の writ、すなわち人身保護令状（habeas corpus）、職務執行令状（mandamus）、禁止令状（prohibition）、権限開示令状（quo warrant）及び移送令状（certiorari）があるとのことである。いずれも英米法上いわゆる大権令状（prerogative writ）の類に属するものである。

³ ネパールの裁判所の地位の高さは筆者が実際に見聞したところからも推察できる。たとえば、通勤に軍の護衛がつくのは国家元首と最高裁判所長官だけであること、裁判所の建物に比べると検察庁の建物があきれるほど貧弱であることなど。ある行政府職員（戸籍を扱っている人であった。）によると、一番怖いのは裁判所で、裁判所は彼らの「生殺与奪の権を握っている」とのことであった。

ネパールの法制度の全体について深い考察を加えるような能力も知識も持ち合わせていないが、このようなネパールの制度や実務を傍から見ていて興味深かった点をいくつか挙げてみることによって読者にネパールの法制度と実務について想像をしていただくこととしたい。

まず気になったのが、英米法系であるというわりには「訴因」(count)の概念を持っていないらしいということである。ネパールの刑事訴訟は表面的には当事者主義を採用していることは見て取れるのであるが、起訴状は極めて冗長であり、事件に関するありとあらゆることがあまり整理もされずに記載され、証拠方法なども詳細に記載されている。次に、陪審制を受け継がなかったせいも、どうやら証拠法があまり発達していないらしいことである。伝聞法則や自白法則、あるいは証人尋問の際のルールなど(これらは法文上あるいは理論上は存在するようであるが)についてことあるごとに検察官や裁判官に尋ねてみたのだが、はかばかしい回答が返ってこないのである。また、英米法では一般的に虚偽の証言に対しては厳しい対応をされると思われるのであるが、ネパールには今回のムルキ・アインの解体まで偽証罪が存在しなかったというのである。

さらに興味深かったのは、これまでネパールには不法行為法が存在せず、不法行為による損害賠償は刑事罰であるとされていたことである。この考え方はムルキ・アイン解体後も維持され、新しい民法には不法行為の規定が設けられたものの、当該不法行為につき犯罪が成立する場合には民法は適用しない、という条文になっている。そして刑法では犯罪被害者に対する賠償は刑事罰の一種に数えられ、これを受けた量刑法がその量定や執行について規定している。開発途上国では、民事刑事の区別が緩やかで、刑事事件において被害賠償についても一緒に裁判を行うというのはよくあることであるが、不法行為はすべて刑事事件に包摂される、賠償は処罰である、という極端な制度をみたのは筆者にとってはネパールが初めてである。

3. 量刑法の概要

このような制度的背景の中で量刑法(Sentencing Act)は他の刑事2法、すなわち刑法及び刑事訴訟法と並んで2017年10月17日に公布され、2018年8月17日に施行を迎えた。量刑法の正式名称は「刑事犯罪(刑の量定及び執行)法(2074年⁴)」(“Criminal Offenses (Sentencing and Execution) Act (2074)”)であり、正式名称の示すとおり、判決時における刑の量定のみでなく、執行や社会内処遇などについても規定した全7章、51箇条からなる法律である。章別に概観してみよう⁵。

⁴ ネパールの「ビクラム歴」(Vikram Samvat)による暦年であり、西暦では2017年と2018年にまたがる年である。この法律はビクラム歴では2074年6月30日公布であり、この日は西暦では2017年10月17日にあたるので、日本語などで引用する際には2017年量刑法として差し支えないと思われる。ネパールでも英語では“2017 Sentencing Act”などと言う場合が多いようである。

⁵ 筆者の手元には現在、量刑法の英訳と和訳があり、これらを掲載したいところであるが、いずれも公定訳ではなく、正確性の検証もしていないので掲載は差し控える。本文・脚注において条文の紹介をしているが、これらは筆者が英文と和文の翻訳を適宜修正しながら紹介しているものであるため、この点ご理解をいただきたい。

(1) 前文

ネパールの法律には「前文」として当該法律の制定理由が示される場合が多い。この量刑法についても、「公正で平和な、かつ安全な社会を構築することにより公衆の利益と良俗を維持するためには、罪を犯した者に対して適切な刑を量定し、かつこれを執行するための法律条文を制定することが望ましい。」との理由が示されている⁶。

(2) 第1章 総則

総則は3箇条からなり、正式名称、施行期日、定義条項そして適用範囲と適用除外の場面を定めている。ここで注目すべきは施行期日についての第1条第2項であり、本法のいくつかの条項について、2018年8月17日の施行を見合わせ、別途期日を指定するとしている。これは、後に個別に述べるが、未だに施行に必要なインフラが整わないなどの理由から施行を後回しにしている法規が多く含まれているからである。

(3) 第2章 刑罰に関する一般原則

第4条から第17条の計14箇条が第2章を構成している。ここには刑の量定に際して適用される一般的な原則が挙げられており、量刑法が一般法であって特別法がある場合にはそれに従うべきことや、日本で言えば刑法の罪数規定や累犯加重に似たような規定が置かれている（懲役刑の執行の順序や競合する刑の執行方法については第5章第36条に規定がある。）。また、量刑に際し、裁判官が考慮すべき事項を列挙しており、裁判官は刑罰の目的を意識すべきこと、刑罰は犯行の性質と犯人の責任の程度に比例したものでなければならず、過重な処罰や偏頗な処罰は許されないこと、判決や命令に量刑理由を示すべきことなどがかなり詳細に定められている。興味深いのは、1箇条をもうけて刑罰の目的を明文で示している（第13条）ことであり、そこには裁判官が意識すべき刑罰の目的として、

- ① 犯罪人その他の者に対し、罪を犯すことを断念させること
- ② 社会またはコミュニティの安全を維持すること
- ③ 賠償を含めた正義を被害者に与えること
- ④ 犯罪人を社会復帰させ、または矯正すること
- ⑤ 犯罪人を社会から隔離すること
- ⑥ 犯罪人に自らの行為を後悔させ、被害者またはコミュニティに危害または損害を与えたことを認識させること
- ⑦ 法令により禁止されている言動を非難すること

が挙げられている。これを読むと、ネパールの新しい刑事法が、刑罰の目的を単なる応

⁶ 言うまでもないが、これは建前上の制定理由である。実質的な量刑法の制定理由については、前述のカルヤン・シュレスタ元最高裁判事やその他複数の裁判官や検察官が筆者に説明してくれたところによれば、従前、ネパールでは、刑の量定に裁判官によってひどいばらつきがあり、同様の犯罪について、さしたる理由もないと思われるのに一方では懲役5年、他方では懲役6か月などといった事例が数多く見られ、これを是正する必要がある、そのためには法律で量刑の基準を明確に示すこと、量刑の理由を判決文等に明記させること、裁判官に有罪無罪の事実認定のみならず、適正な量刑についても十分な検討を求めるとともに、その時間を与えることなどが重要であると考えられたからであるとのことであった。

報や一般予防のみに置いているのではなく、相当程度、特別予防の考え方を取り入れており、さらには修復的司法（restorative justice）の考え方に通じる理念を内包していることが見て取れるのである。

さらに注目に値するのは、この章では、有罪無罪の判断と量刑を分離すべきことを定め⁷、3年以上の懲役あるいは3万ルピー以上の罰金を科す場合に限ってであるが、刑の量定については、有罪宣告後、公開の法廷における別途の審理を求めており、また、これに際して裁判官が必要と認める場合には保護観察官または更正保護官にいわゆる「判決前調査報告」（pre-sentencing report）の作成提出を求めることができるとしていることである。この制度は従前のネパールにはなかったもので、犯罪者の更正・社会復帰を視野に入れた適正な量刑判断を確保する制度として画期的なものといえるのではないだろうか。

（4）第3章 罰金に関する規定

第18条から第21条までが罰金刑に関する規定であり、罰金の額を定めるにあたって考慮すべき要素が列挙されている。ここでも過大な罰金刑を科すことがないように、犯人の資力や罰金の納付が犯人の扶養家族に及ぼす影響を考慮すべし、とあるなど、なかなかきめ細かい。法人処罰も可能であり、その場合にも、法人の財務状況や取引状況を考慮せよ、とある。また、罰金についてはその一部を量刑法第48条に規定のある「犯罪被害者補償基金」（victim relief fund）に払い込ませることが可能となっており、その際にはその金額を定めよ、といった規定もある。もっとも興味深いのは、被害者への賠償金を支払えなくなるような罰金を科してはならない（第19条）として、被害者への賠償を国家への罰金納付に優先させている点である。また、直ちに罰金を納付できない者に対しては、物的担保を立てさせた上で1年以内、3回までの分割払いも可能となっている。

（5）第4章 地域奉仕に関する規定

第22条の1箇条のみが第4章を構成しており、刑法が地域における奉仕活動を刑罰の一種としたのを受けてその具体的な運用を規定している。奉仕活動は、6か月未満の懲役刑の代替刑と性格づけられているようであり、奉仕活動の際の遵守事項違反があったような場合には懲役刑受刑のために収監されることになっている。奉仕活動の監督は保護観察官または更正保護官が行うことになっている。

この第22条は、従前のネパールには全くなかった制度で、斬新なものであるが、第1条2項の規定により未施行である。奉仕活動の具体的な受け入れ先が定まっていないことや、監督を行う保護観察官や更正保護官が未だ任命されていないなど、各種のインフラが整っていないためであり、実際の制度運用には今しばらく時間を要するものと思われる。

（6）第5章 懲役に関する規定

⁷ 量刑法第8条1項「裁判所は、法令に基づき犯罪人と判断した上で量刑をしなければならない。」、第2項「第1項に基づく量刑の期限については、犯罪人と判断してから30日以内とする。」

第23条から第40条までが懲役，すなわち施設内処遇に関する諸規定であり，ここに執行猶予や仮釈放，あるいは受刑者の出所準備などについても規定されている。

ネパールには死刑はなく，もっとも重い刑は終身刑である。

執行猶予については，猶予期間の上限は3年，処断刑が1年未満の者が対象となり，かつ16種類の罪（その多くは重い罪で，1年未満の処断刑になる場合は少ないと思われるが，中には「森林及び野生動物に関する罪」なども含まれている。）については執行猶予が認められない⁸などかなり限定的である。また，裁判所が猶予期間中の遵守事項を言い渡さなければならないと定められている。なお，保護観察付執行猶予は存在しないようである（保護観察・更生保護は，仮釈放受刑者についてのみ適用されるようである。）。

仮釈放については「更生保護の適用」というタイトルで第29条に規定があり，刑期の3分の2を服役した受刑態度が良好な者（但し，ここでも終身刑に処された者や一定の重大犯罪を行った者は除外されている。）につき，郡の「保護観察及び更生保護協会」の推薦により裁判所がこれを更生保護処分に付するとしている。この仮釈放については明文で残刑主義を採用している。ただ，この仮釈放の制度は前述したようにインフラが整っていないために第1条第2項により未施行となっている。

また，量刑法は，上記の地域奉仕に加え，広い意味でのダイヴェージョンともいえる代替措置や，受刑者の更生の程度にあわせた段階的な施設内処遇への道も開いている。これらもやはり第1条2項により未施行となっているが，極めて意欲的なものと評価できよう。

まず，2年以下の懲役に処せられるべき者については，裁判所が犯情及び年齢等に鑑み刑務所への収容を不相当と認める場合には，保護観察官の推薦により刑務所に代えて「矯正施設」(reform home)へ送致することができる(第25条)。また，麻薬使用罪を犯した者や身体・精神障害者については，犯情・年齢に鑑み，裁判所はこれを保護観察官の推薦により，治療及び更生サービスの提供をするための施設である「更生センター」(rehabilitation center)に送致することができる(第26条)。さらに，裁判所は，1年未満の処断刑の場合には，犯情や年齢に鑑み，週末及び夜間のみ刑務所収容を命じることもできる(第27条)。

段階的処遇については，まず，3分の2の刑期を終えた受刑態度良好な受刑者については，刑務所長の推薦により，裁判所が「開放的刑務所」(open prison - 受刑者が外部へ働きに出ることのできる刑務所)に収容すべきことを命じることができる(第28条)。さらに，1年以上の懲役刑で服役している受刑者については，社会復帰のため，刑期満了の6ヶ月前から，刑務所の判断により月単位あるいは日単位で，家族との再会や，社会的行事への参加，技能実習や職業訓練の受講などのために釈放することができる(第30条)。このほか，特定の重大犯罪を除く犯罪については，刑期の4分

⁸ 犯人が未成年（18歳未満）である場合にはこの場合でも猶予可能である。なお，ネパール刑法では，刑事未成年は10歳未満である（刑法第13条）

の3を服役し、改悛の情が見られる受刑者については刑務所の判断で残刑を免除することができることとなっている（第37条）⁹。

さらに、量刑法は、収容中の受刑者に関する規定、たとえば、通常の労役に代わる肉体労働（第31条。受刑者の希望により公共事業における肉体労働に従事させるもの。3日間の労働につき1日刑期が短縮される）、親族の病気見舞いや葬儀出席の際の外出許可（第32条）、刑務所内における受刑者更生のための啓蒙や教育（第33条）、疾病の際の病院移送（第34条）などについても根拠規定となるべき規定を置いている。

（7）第6章 賠償に関する規定

前述のとおり、刑法は損害賠償を刑事罰の一種として規定しており、これを受けてこの第6章（第41条～第45条）が賠償を命じる際に考慮すべき事項や賠償の範囲、賠償の方法（金銭賠償に限られず、財産による賠償や原状回復などについても規定されている）、そして賠償債務不履行の場合の刑務収容と換算率（300ルピーを1日に換算¹⁰。但し懲役刑は4年を超えてはならないとする。）などについても定められている。不払いの際にこれに代えて懲役を科すというこの規定からも、ネパールが少なくとも犯罪を構成する不法行為に基づく損害賠償についてはこれを刑事罰と性格づけていることが見てとれる。

（8）第7章 雑則

雑則は6か条（第46条～第51条）あり、科刑・行刑に関する政策を策定する「科刑勧告委員会」（Sentence Recommendation Committee）の設置（第46条）や、前述の「犯罪被害者補償基金」の設立（第48条）、保護観察官・更生保護官の任命（第49条¹¹）などについて簡単な根拠規定を置いている¹²。そして、最後の2箇条は規則などの制定権に関する規定となっており、第50条において、本法の運用のために必要な裁判手続に関する規則については最高裁判所に、その他の事項については政府に、それぞれ規則を定める権限を付与し、第51条において、本法及び上記の規則に従った手引き書を作成しこれを運用する権限を与えている。

4. 量刑法定定の意義と今後の課題

以上概観したところからも窺えるように、新しい量刑法は、多くの新しい制度をネパールの刑事司法・行刑に導入しようとするものであり、刑法、刑事訴訟法と併せて、ネパールの刑事法制度の改善に向けた並々ならぬ決意を感じさせる極めて意欲的なものとなっている。この量刑法の起草に当たっては、起草委員会はおそらく多くの先進国の制度や運用

⁹ 法文からはその性質が必ずしも明確ではないものの、ある種の remission を認めたものと思われる。

¹⁰ 300ルピーは日本円にすると約297円（2018年11月16日現在）。ひどく小額のように見えるが、現在のネパールの最低賃金が月額8,000ルピーであることからすると、一応賃金水準には合わせているようである。

¹¹ 保護観察官・更生保護官（parole officer and social activist）の任命についての第49条も前述同様の理由により未施行である。

¹² なお、受刑者の更生保護を主管する連邦保護観察・仮釈放委員会（Probation and Parole Board）の構成や任務については雑則にではなく、第5章の懲役刑の箇所に置かれている（第38条・第39条）。

実務を研究したであろう。それは決して容易な作業ではなかったと思われるし、また、法案成立に向けた議会への説得など、たいへんな努力が必要であったことは想像に難くない。

各種の事情から未施行部分が多いものの、この法律が成立したことにより、ネパールの科刑・行刑については明確な目標が設定されたといえ、その意義は極めて大きいと思われる。このように、直ちには施行不可能な部分の多いまま法案を成立される手法をとったことについては、筆者は起草委員会のメンバーから、仮釈放と保護観察について話を聞いたときに、「施行するためのインフラもないのに法律を作ってしまうというのは変に思われるかもしれないが、新しい制度を導入しようというときには、とにもかくにも条文を作ってしまう、これを法律として成立させることによって、はじめてインフラ整備が進むのだ。法律に書いてないと誰も何もしようとしないのだ。だからあえて前例もなければインフラもない仮釈放や保護観察の制度を草案に入れたのだ。」という趣旨の話を聞いたことがあり、なるほど、と思った記憶がある。この量刑法には、明確な目標を定めて後戻りできない状況を作り出し、必要なインフラ整備を力強く牽引するという役割が担わされているのである。

したがって、ネパールの科刑・行刑については法律の条文上に課題が明記されている、ということになるが、それ以外にも取り組むべきことは多い。条文上要求されているものだけでも、連邦仮釈放・保護観察委員会の設置、科刑勧告委員会の設置、保護観察官・更生保護官の任命、犯罪被害者補償基金の設立、矯正施設や更生センターの整備、運用規則の制定など多岐にわたるが、この量刑法を実際に運用するに当たっては、法曹や関係行政機関の職員による理解と運用能力の涵養が求められる（特に、保護観察官と更生保護官の任命と育成は急務であろう。）し、犯罪者の更生を支援する民間の個人や組織の理解と協力が必要なことは明白である。量刑法は、自らの全面的な運用開始に向けてネパールの政府・司法当局に大きな宿題を課しているのである。

ちなみに、ICDが本年5月にカトマンズの国家司法学院（National Judicial Academy）において現地セミナーを実施した際、冒頭に基調講演をしてくれたネパール最高裁判所の判事が、出席者に対して「インフラを整えて量刑法の全面的な運用が可能になるのにどのくらいの時間がかかると思うか。」との問いを發したところ、多くの参加者が「3～4年はかかるのではないか。」との意見であり、当の判事も「私もやはり4年程度はかかると思う。」とのことであった。しかし、これでも少々楽観的であり、筆者などは国民の理解が得られて完全に諸制度が定着するまでには少なくとも10年くらいはかかるのではないかと見ている。

しかし、道は示されたのである。ネパールの関係当局は、さあこれからだ、と腕まくりをして仕事にかかっていると思われるが、ICDとしても今後このネパールの努力をさまざまな形で応援していきたいと思う。筆者自身も起草段階で脇から多少口出しをした一人としてできる限りアフターサービスに努めたいと考えている。

活動報告

【海外出張】

ウズベキスタン現地セミナー

国際協力部教官

岩井 具之

1 出張の概要

2018年9月24日（月）から同月29日（土）まで（移動日を含む。）名古屋大学大学院法学研究科・市橋克哉教授，名古屋大学ウズベキスタン事務所のご協力の下，当部はウズベキスタン共和国へ出張し，現地セミナーを実施するとともに，同国の行政機関，司法関係機関等を訪問し，ヒアリングを実施した。（出張日程の詳細は別添のとおり。）

同国は，2016年に就任したミルジョーエフ大統領のリーダーシップの下，2017年から急速な国家制度改革「HARAKATLAR STRATEGIYASI 2017-2021」（国家行動戦略2017-2021）が進められている¹。

その激動の中にあるウズベキスタンにおいて，日本がこれから法制度整備支援の分野でどのような協力をする事ができるかを調査するとともに，我が国とウズベキスタンの法律家同士が，2001年からこれまで築き上げてきた友好関係を維持・発展させることを目的として出張したものである。

なお，本稿において意見にわたる部分は筆者の私見にすぎない。



【ウズベキスタンの首都タシケントの市街地郊外】

2 ウズベキスタンにおける改革と日本による協力のニーズ

ウズベキスタンにおける国家制度改革は，①国家行政組織改革，②法の支配確立のた

¹ ICD NEWS 75号（2018年6月号）拙稿参照

めの司法制度改革，③経済的自由の推進，④社会福祉制度の推進，⑤安全保障のための宗教・民族・国家間協調の推進の5分野から成り立っている。

これら5つの分野をわずか5年間で改革していこうというその気概は，まさにこれから急速な発展を目指す国の持つエネルギーを感じさせるものと言える。

しかし，その一方で，多くの警察官が路上や鉄道の駅を警備しており，多くの公務員を抱えているなど，旧ソビエト連邦時代の名残りともいえる状況も感じられる。

このようなウズベキスタンに対して，行政改革や司法制度改革を体験し，また，ベトナムなど旧社会主義諸国の改革に際して法制度整備支援を20年以上にわたって行ってきた日本の知見を提供できる余地は大きいと思われる。

特に，法制度整備支援に関連する分野では，②の法の支配確立のための司法制度改革に関する知見の提供が中心になると思われるところ，ウズベキスタンでは，刑事訴訟法をはじめとする基本法の見直し，判決公開制度の整備，裁判の透明性確保のほか，法令間の不整合の改善，法令起草における法制執務の統一化といったことが主要な課題となっているようである。

これらの課題はいずれも，日本の法制度整備支援では，これまで，東南アジア諸国において同様の課題を解決するために日本の様々な知見を提供しているところであり，既に様々なノウハウやリソースが蓄積されている分野と言える。

また，ウズベキスタンでは，2018年1月に行政手続法及び行政訴訟法が成立し，2019年1月施行予定であるが，これらの法律は，2005年から2008年まで実施された「JICA企業活動の発展のための民事法令及び行政法令改善プロジェクト」及び，2010年から2012年まで実施された「JICA民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」といった日本の法制度整備支援の成果の一つというべきものである。

これらの法律が制定されたことにより，行政機関による各種許認可手続等の透明化・適正化や，行政による公権的行為によって不利益を被った個人の権利・利益の救済といった新しい法分野がウズベキスタンにもたらされたといえる。

これらの法分野が日本の協力によって構築されたという経緯に照らせば，行政法における基本概念の解釈や，日本の行政分野における行政手続の適正化に対する取組の紹介など，日本が果たすことのできる役割は非常に大きいものがあると思われる上，行政法関係の訴訟の場面でも，これまで日本で積み重ねられてきた行政事件訴訟の裁判例の多くが，現時点で前例の全くないウズベキスタンにおいて参考になるものと考えられる。

さらに，ウズベキスタンでは大統領の方針で，現在，犯罪防止政策を拡充することが求められており，ウズベキスタン検察はその責務の一翼を担っている。

同国の治安は，決して悪くはなく²，むしろ冒頭で述べたように多数の警察官が街中で警備に当たっていることや，元々多民族国家で，民族間の融和が根付いていることもあっ

² 外務省海外安全ホームページによれば，ウズベキスタンのほとんどの地域で危険レベルはレベル1であり，一部アフガニスタンやキルギスとの国境地帯がレベル2と指定されている。

て、治安は良い国の部類に入ると思われる。

しかし、政情の安定しないアフガニスタンと南側で国境を接していることや、経済的に貧しい地域もまだまだ存在することから、国民の安全・安心な生活を守るため、犯罪防止政策を拡充することが重要となっているようである。

一方の日本も、2001年～2002年にかけて戦後最悪の刑法犯認知件数を記録し、犯罪検挙率も戦後最低を記録した苦い経験がある。

しかし、世界一安全な国としての復活を目指し、国家戦略として「犯罪に強い社会実現のための行動計画」を策定して省庁横断的な政策を採った結果、2017年までに刑法犯認知件数も犯罪検挙率も改善されているところであり、この日本の経験もまた、ウズベキスタンにとって参考になるものと思われる。

特に、犯罪防止政策を策定するに当たっては、その統計的な分析に基づき、多発する犯罪の種類や犯罪の傾向を知ることが肝要であり、日本で犯罪防止政策を策定する際には、法務総合研究所研究部が毎年発刊している「犯罪白書」が重要な資料となっている。

他方、ウズベキスタンにおいては、犯罪統計について研究が始まったばかりであり、この分野においても、日本、特に法務省が協力できる余地が大いにあると思われる。

今回の出張で訪問した発展戦略センター³、司法省、最高裁判所裁判官評議会附属司法問題研究センター、最高検察庁アカデミーの各機関を訪問して感じたことは、中央アジアにおいて特に親日国と言われるウズベキスタンだけあって、いずれの機関の人々も日本への信頼は非常に厚く、また、日本の協力に対する期待も大きいものがあったということである。

また、ウズベキスタンでは、名古屋大学が2000年初頭からタシケント国立法科大学と学術提携を行い、同大学内に名古屋大学日本法教育センターを設立して、現地の学生に日本語で日本法を教育するというシステムが長年にわたって運用し、確立されており、日本へ留学する優秀な学生も多く存在する。

発展戦略センターの Director であるアクマル・ブルハノフ (Mr.Akmal Burkhanov) 氏や国家行政アカデミーで講座長として教鞭をとるネマトフ・ジュラベック (Mr.Nematov Jurabek) 氏を始めとして、ウズベキスタンには、流暢な日本語を話すだけでなく、日本法の法制度や法概念を理解している人材が多数存在する上、一般の人たちの日本語学習意欲も高い⁴。

現在、この2人のみならず、日本のバラエティ番組にも出演したアジズ・アブドゥハキモフ (Mr.Aziz Abdukhakimov) 観光担当大臣など、日本で学んだ多くの方々が、政府機関・司法機関の要職に就いており、これらの方々と日本語でもコミュニケーションがとれるだけでなく、法概念の共通理解があるということは、条文の文言など言葉の重要

³ “The Development Strategy Center” 国家制度改革の中心となる政府機関であり、いわば国家制度改革本部である。

⁴ 小職が本出張中に知り合った限りでも、日本への留学経験がないにもかかわらず日本語を流暢に話す人が検察官やドライバーなど3名いた。

性が大きい法制度整備支援の分野では非常に大きな意義を持っており、友好・協力関係を構築しやすい土壌が形成されていることがよくわかった。



【発展戦略センター内の様子】

3 現地セミナーについて

(1) 最高検察庁アカデミーとの共同セミナー

この出張中、2018年9月26日、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーにおいて、同アカデミーと当部とで「犯罪防止政策」をテーマにセミナーを開催した。

このセミナーでは、前述のとおり、ウズベキスタンにおいて現在、犯罪防止政策の策定が優先的な課題とされており、最高検察庁がその任務を負っているため、かつての日本の犯罪防止政策を小職が紹介するとともに、日本の犯罪防止において重要な役割を担っている仮釈放制度や保護観察制度といった再犯防止政策を当部森永太郎部長が紹介したというものである。

日本の犯罪防止政策の紹介では、日本の交番制度や防犯ボランティアといった身近な犯罪に強い社会を構築するための政策や、国際的な犯罪、組織的犯罪、サイバー犯罪といった21世紀に入って急増してきた類型の犯罪への対策を中心に政策を総合的に紹介し、2002年に285万件あった刑法犯認知件数が2017年には92万件に改善したことや、犯罪検挙率も2001年に約20%であったものが、2017年には35.7%に回復しつつあるということ、またこれらの統計的な数値が、犯罪防止政策を策定する上でも、その効果を検証する上でも基礎資料として重要であることを紹介した。

ウズベキスタン側の参加者からは、日本の犯罪白書の作成過程や統計のための資料収集に大きな関心が寄せられており、最高検察庁アカデミーでは、犯罪統計を専門に研究する部門が設立されたばかりであり、今後、日本の知見を共有してほしいという要望が出された。

また、再犯防止制度については、日本における保護観察や仮釈放の制度や意義を説明するとともに、ドイツの社会内処遇制度について紹介したところ、参加者からは、

仮釈放の要件や統計上現れている効果について多数の質問が寄せられた。

検察官を始めとする参加者の多くから共通して発せられた意見は、犯罪統計、社会内処遇制度のいずれの分野についても、ウズベキスタンは、これから国の実情にあった制度を構築していく局面にあり、日本の制度は大いに参考にしたいというものであった。



【最高検察庁アカデミーでのセミナーの様子】

(2) 最高裁判所裁判官評議会附属司法問題研究センターとの共同セミナー

翌9月27日は、最高裁判所裁判官評議会附属司法問題研究センター（旧最高経済裁判所庁舎）において、「法の解釈と適用」をテーマにした共同セミナーを実施した。

このセミナーでは、法的三段論法といった法律家の基本的思考や、拡大解釈、縮小解釈や類推適用などの法の解釈と適用の場面とそれらの例を正面から論じた当部高梨未央教官の発表のほか、名古屋大学大学院法学研究科の市橋克哉教授による「ウズベキスタン行政手続法と行政法解釈の新たなパラダイム—日本の行政手続法とその裁判例から考える」と題する発表、また、小職による「日本の法曹教育制度とそこで重視される能力」と題する発表を行った。

また、ウズベキスタン側からもタシケント市行政裁判所ジュラエフ裁判官、ウスモノヴァ裁判官による「行政法の解釈及び適用—ウズベキスタンの行政裁判所における管轄の問題」、ネマトフ・ジュラベック国家行政アカデミー講座長による「行政手続法における諸原則の解釈及び適用—裁判例から考える」と題する発表が行われた。

これらの発表に共通しているテーマは、「法の解釈と適用」であるが、これは、2018年3月に東京・霞ヶ関の赤れんが棟で当部が主催した「ウズベキスタン行政法セミナー」において、ネマトフ氏からなされた「ウズベキスタンにおいては法解釈学が未発達であり、この点の改善が必要である」という指摘があったことから、ネマトフ氏、市橋教授と小職で協議した結果、テーマとして選ばれたものである。

旧ソ連時代の影響がなおも残るウズベキスタンにおいては、ネマトフ氏の指摘するように「今日でも『行政法の主要課題は、市民や法人が主な対象となる国家監督制度

の改善』にあるというソ連時代以来変わらぬ認識がある』⁵と考えられており、行政分野の法律は国家管理や私人管理に向けられた命令規範であって、常に記載されたとおりに従うのが正しいものと捉えられている節がある。

そうすると、裁判官が、認定した事実に対し、行政分野の法律を解釈・適用して結論を導くことになる場面では、立法者が定めた法律の文言を文理解釈すべきであるという思考に陥りがちであり、結論の妥当性や事案の特殊性を考慮した上での法文解釈を試みることが少ない（むしろ、裁判官による法解釈は許されないという考え方さえある）ことから、法解釈学が発達しにくいという土壌があるようである。

ところが、ウズベキスタンで今般新たに成立した行政手続法では、行政の透明性確保や国民の信頼保護といった国民の権利利益保護を目的とした一般的諸原則を明文で規定している。

そうすると、今後、裁判官は、個別具体的な事案に対して、これらの諸原則規定の体系的・総合的なつながりを考え、さらに、これらの諸原則の定める趣旨に反しないように、個別の規定を適用しなければならないことになり、そこでは単なる文理解釈ではなく、法の趣旨を理解し、対立する当事者の利益衡量をした上での法解釈により妥当な結論を導かなければならないこととなる。

このように新たに制定された行政手続法や行政訴訟法は、ウズベキスタンの裁判官に対し、法の「柔軟」な解釈や、その解釈に基づく適用という思考方法を要求するようになったと言えるのである。

ただ、これらのことを、ただ抽象的に説明しても、多くの裁判官にはその意図するところが伝わらない可能性があることから、市橋教授から、日本の行政法判例を用いて、行政法規とその解釈の思考、法の適用によって導かれた結論をいくつか紹介したというものである。

さらに日本の法曹教育制度について説明することで、日本の法科大学院教育は、基本的な法理論や法解釈学を学ぶと同時に、著名な判例等を通じて、与えられた（既に事実認定がなされた）事実に対して法を適用して結論を導く訓練を繰り返すステップであり、他方、司法修習においては、事実認定の手法を座学と実務を通じて習得するステップであって、法解釈や事実認定について段階を踏んで習得するシステムになっていることを紹介すべく、法曹養成制度の紹介も組み込んだものである。

法の解釈という抽象的なテーマを設定したことで、我々日本側の伝えたいことが正しく伝わるか不安はあったが、今回のセミナーでは、ウズベキスタン側からも、ネマトフ氏から、新たな行政手続法が制定される前の裁判事例を用いて、新法が制定された後には、裁判官のどのような思考によって、どのように結論が変わりうるかという説明がなされ、多くの質問もなされたことから、参加した裁判官たちにはうまく伝わったように思われる。

⁵ ICD NEWS 75号（2018年6月号）ネマトフ・ジュラベック「ウズベキスタン行政法における新改革：課題とその解決」35頁

しかし、今後も、行政手続法や行政訴訟法といった新たな法律を円滑に運用するためには、法の解釈や適用といった日本では法学の基本的事項となっていることや日本の裁判例を参考事例として、共同して研究していく必要があるように思われる。



【最高裁裁判官評議会附属司法問題研究センターとの共同セミナーの様子】

(3) ウズベキスタンは、2013年に策定された「法制度整備支援における基本方針（改訂版）」において重点支援対象国に指定されているものの、2018年10月時点で、法制度整備支援プロジェクトとして稼働中のものが存在しないのが現状である。しかし、今回のウズベキスタン出張と現地でのセミナーを通じて、日本が法・司法分野で協力できる余地は非常に大きく、また、これまで培った信頼や友好関係から、日本に対する期待も大きいと感じられた。

日本語を話し、法律概念を共有する多くの留学経験者が育っている国であり、今後効果的な協力を行う土壌も整っていることが明確になったといえる。

今回の出張は、今後の日本がウズベキスタンにおいて果たしうる役割を見つけることができた実りあるものとなった。

今後の日本の法制度整備支援を考える上で、本稿が少しでも参考になれば幸いである。

平成30年9月ウズベキスタン現地セミナー日程表

【平成30年9月24日(月)～9月29日(土)(移動日を含む。)]

[担当: 森永部長, 岩井教官, 高梨教官, 村里専門官 一部同行: 市橋教授]

月日	曜日				備考			
9 /	日							
23								
9 /	月							
24			13:20	15:50	18:10	21:35	ウイングダム・タシケント泊	
			OZ101 成田—仁川		OZ573 仁川—タシケント			
9 /	火	2:45	10:00	11:00	14:30	15:30	ウイングダム・タシケント泊	
25		市橋教授 タシケント着	発展戦略センター訪問	タシケント国立法科大学 訪問	日本大使館訪問	JICA, JETRO, 名大ウズベク事務所訪問		
9 /	水	9:00			14:00		ウイングダム・タシケント泊	
26		セミナー			発表準備			
		最高検察庁アカデミー						
9 /	木	9:30			14:00		ウイングダム・タシケント泊	
27		セミナー			セミナー			
		最高裁司法問題研究センター			最高裁司法問題研究センター			
9 /	金	9:30			14:00	16:00	21:20	機中泊
28		世界経済外交大学, USAID訪問			セミナー	帰国準備	KE942 タシケント—仁川	
					国家行政アカデミー			
9 /	土	7:45						
29		10:10						
		12:30						
		KE703 仁川—成田						

【国際研修・共同研究】

平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）

国際協力部教官

小島 麻友子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所（以下、「法務総合研究所」という。）は、平成30年8月19日から同月25日までの間（移動日を含む）、モンゴル国（以下、「モンゴル」という。）の法務・内務省司法政策局長である Sainzorig Purevjav 氏ら10名（以下、「研究員」という。）¹を日本に招へいし、国際法務総合センター及び法務省赤れんが棟において、商取引法に関する共同研究を実施した。

本稿では、本共同研究を実施した経緯や共同研究の概要を御紹介したい。

第2 共同研究を実施した経緯

モンゴルにおいては、民法及び会社法は制定されているものの、日本の商法に該当する法律は存在せず、商取引に関する行為は、主として民法に規定されている。

しかし、それらの規定は十分ではなく、例えば、それらの商取引の規定の適用を受ける主体が不明確であるために、その適用に際して問題が生じており、モンゴルでは、それらの規定を整備するために民法を改正するか、あるいは、新たに商法を制定するかが議論されている。

今回、法務総合研究所は、モンゴルの法務・内務省から、その法整備に当たり、支援の要請を受け、本共同研究を実施した。

第3 共同研究において実施した講義及び発表²

1 講義

本共同研究では、大学教授や弁護士などの先生に講義を依頼し、日本の商法に関しては、「日本の商行為法について」、「日本における商法の地位とその概要」及び「日本の商法の歴史とその行方」の三講義を実施した。

また、日本の民法と他の法律の関係を紹介する観点から、「日本国内及び日本とモンゴル国における商取引に関連する独占禁止法等の問題点」及び「消費者保護法—民法や商法等その他の法律と異なる特徴」の二講義を実施した。

さらに、日本以外の商取引に関する法律等に焦点を当て、それらの法律等との比較において日本の商法を考察する観点から、「国際商取引法とその観点から見た日本の商法等」及び「米国統一商事法典（UCC）について」の二講義を実施した。

¹ 研究員は、「平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）」のとおり。

² 日程は、「モンゴル国共同研究日程表」のとおり。

2 発表

研究員からは、モンゴル民法やその問題点などについて発表がなされた。

第4 講義の概要

1 日本の商法に関する講義

(1) 「日本の商行為法について」

この講義では、商行為法の意義や日本の商法に規定されている商行為の種類などについて説明をいただき、事前に研究員から特に詳しく説明してほしい旨の要望があった「売買」に関する規定を中心に講義をいただいた。

講師の先生から商事に関する法の適用順位に関して説明がなされたのに関連し、研究員からは、モンゴルは、市場経済に移行してからの期間が短いため、商慣習はあまりない旨の紹介がなされるなどした。

(2) 「日本における商法の地位とその概要」

この講義では、主に民法との対比において商法が有する特色、商法の法源の適用順序を巡る議論のほか、事前に研究員から講義に盛り込んでほしいとの要望があった典型契約、無名契約及び混合契約の規定の在り方などに関して講義をいただいた。

研究員からは、法律に定められた典型契約のほかに、時代の変化に伴い新たな契約類型が発生した場合に、法律を改正して新たな典型契約を規定することに関する質問や、商人の登記事項に関する質問、登記されていない商人を商人と認定する場合の方法などについて質問がなされた。

(3) 「日本の商法の歴史とその行方」

この講義では、商法制定時からの商法の変革の歴史や商法の現状について、日本国内の商取引に関する他の法律の説明を交えながら説明いただき、さらには、ドイツ、フランス、スイス等の商法の動向や今後の日本の商法の行方などについて講義をいただいた。

研究員からは、交互計算や匿名組合に関する質問、日本の商法上の商人とそれらの商人に課される税金の種類に関する質問、事業者概念に関する質問など多岐にわたる質問がなされた。

2 「日本国内及び日本とモンゴル国における商取引に関連する独占禁止法等の問題点」

この講義では、リバースエンジニアリング禁止特約付き売買契約が締結された場合の仮定事例をとおして、独占禁止法の目的や特徴などが説明されたほか、典型契約、無名契約及び混合契約などに関して講義をいただいた。

研究員からは、モンゴル国内の法律の下で、リバースエンジニアリング禁止特約の有効性等をどのように考えるかなどに関して、積極的に意見が出され、議論がなされた。

3 「消費者保護法—民法や商法等その他の法律と異なる特徴」

この講義では、消費者を保護する民事ルール、行政ルール及び刑事ルールの特徴や

消費者契約法と民法、商法及び特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）等との関係、消費者契約法において契約の取消しや契約書等で定められた条項が不当として無効とされる場合の概要、特定商取引法における消費者保護の概要、消費者団体訴訟制度の概要等について講義をいただいた。

研究員からは、クラスアクションと消費者団体訴訟制度の違い等に関して質問がなされた。

4 「国際商取引法とその観点から見た日本の商法等」

この講義では、商取引に関する国際的ルールや日本の商法の特色、国内の商取引に関するルールと国際的なルールとの関係、商取引に関する国内法規を整備する際に注意すべき視点、日本の商法の課題などについて講義をいただいた。

研究員は、商人資格と商業登記制度を結びつける考え方に関心を抱き、講師の先生に対し、仮に、商人であることを登記する法制度が採られた場合に、商人に登記を促すにはどのような方法があるかなどについて質問する場面もあった。

5 「米国統一商事法典（UCC）について」

この講義では、米国統一商事法典（UCC）各編、特に第2編に規定されている売買と第9編に規定されている担保取引の規定の概要、UCCの沿革と米国の諸法制度との関係及びUCCにおける「商人」と「消費者」の扱い、商取引に関する法律を作る場合にUCCから得られる示唆について講義をいただいた。

研究員からは、UCCの売買規定における消費者概念に関してより詳細に知りたいなど、消費者概念に関する質問が多くなされた。

第5 研究員の発表

1 モンゴル民法の歴史と発展について

Sukhbaatar 先生から、社会の変化に伴い、モンゴル民法がどのように改正されてきたかなどについて説明をいただいた。

概要は次のとおりであった。

- (1) 13世紀、チンギス・ハーンの時代には、「イフ・ザサク」という慣習法があり、この法には、憲法、民法、刑法などが含まれていた³。

モンゴルでは、この慣習法は、1900年頃まで適用されていた。

- (2) 1921年の革命後に憲法が制定され、1926年には、民法が制定された。

この民法は、ソビエト連邦の民法の影響を受けて制定された。

これ以降に改正された1952年民法、1963年民法は、いずれも社会主義的な民法であった。

³ チンギス・ハーンは、遊牧民の慣習法を法制化して、事実上、モンゴル慣習法の集大成となる「イフ・ザサク（基本法）」という勅令を作ったが、これは、憲法、ハーン国に関する法律、軍事に関する法律、民法、刑法などから構成されていた（「モンゴルの過去と現在上巻」T. ナムジム著、村井宗行訳149ないし150頁参照）。

1952年民法は、1949年にロシア語で民法改正草案が作成された後に、モンゴル語で改正されたものであるが、モンゴルにおいて初めて著作権を規定した法律であった。

- (3) 1934年には、商法典が制定されたが、この商法典は、それまで宗教機関が商取引を行うことが一般的であったモンゴルにおいて、それを禁止した。
- (4) ソビエト連邦での改革の影響を受け、1990年、モンゴル民法の改正が行われ、この民法には、公の財産のほか個人財産が規定された。また、賃貸借に関する規定が盛り込まれた。
- (5) 1990年以降に改正された1994年民法及び2002年民法は、自由主義に基づいた民法であった。
- (6) 2002年の改正は、主にドイツを参考にしつつ、ロシア、日本、カリフォルニア州の民法も比較研究して行われた。

この民法で重視された点は、世界の経済社会状況に対応するグローバル化された民法典を制定すること、私法上の主体の権利義務の平等性を保つこと、財産に対する権利義務を明確にすること、他の法律と重なる部分は削除すること、民法の総則と各論の整合性をとること、私法上の主体に対して必要な救済を与えることなどであった。

- (7) その後もいくつかの改正があり、例えば、電子化に対応する規定を設けるなどした⁴。



【研究員発表の様子】

2 モンゴル民法とその他の民事法

Purevbaatar 先生から、モンゴル民法の特色や、2003年の消費者の権利保護に関する法律の概要や問題点について説明がなされた。

概要は次のとおりであった。

⁴ 例えば、モンゴル民法第42条は、電子媒体を用いて行う法律行為を規定している。

(1) モンゴルでは、社会主義時代においては、民法の規定が他の民事法の規定に優先するというルールが働いていた。

しかし、現在では、民法は、私法の一般法と考えられており、また、特別法は一般法に優先すると考えられている。

(2) 民法の特別法として位置付けられる主な法律としては、家族法、土地法、不動産担保に関する法律、動産担保と無体財産権担保に関する法律、会社法、組合に関する法律、倒産法、保険法、消費者の権利保護に関する法律、ファイナンスリースに関する法律、著作権とそれに関係するその他の権利に関する法律が挙げられる。

(3) モンゴルでは、民事訴訟法、裁判所判決執行法、調停に関する法律、仲裁に関する法律があるが、民事保全に関する法律はない。

民事保全に関する規定は、裁判所判決執行法内や実体法内に規定されている。

(4) モンゴルでは、2003年に消費者の権利保護に関する法律が制定された。

この法律においては、第11条第2項で消費者と締結した契約が無効となる場合が定められているが、これ以外には、消費者契約に関する規定は定められていない。

また、モンゴルにおいては、消費者代表訴訟等の制度もなく、消費者の権利保護が不十分である。

(5) モンゴルでは、2015年に動産担保と無体財産権担保に関する法律が制定されたが、この法律を制定する際に、米国統一商事法典（UCC）を参考にしたと言われている。

3 モンゴル民法上の契約総則・売買契約について

Norovsambuu 先生から、モンゴル民法に規定されている商行為に関する規定と日本の民法及び商法の規定との類似点について指摘がなされた。

また、モンゴル民法で定められている典型契約につき、移転型（売買等）、利用型（賃貸借等）、役務型（請負等）、金融型（保険等）、その他の特殊な契約（組合等）の5つに分類して紹介がなされた。

4 モンゴルにおける法人に関する規定について

Enkhzul 先生より、モンゴルにおいて登記されている事業の数や現行モンゴル民法に定められている権利義務の主体、モンゴル民法の法人に関する規定の歴史などについて説明がなされた。

モンゴル民法と関連する説明の概要は、次のとおりであった。

(1) 1926年民法においては、権利義務主体として、個人と共同組合が規定されていた。

当時社会主義を採用していたモンゴルにおいては、私法上の契約は、締結されていなかったが、遊牧民の文化を有する人々は、共同して組合をつくり社会生活に積極的に参加していたため、共同組合の規定が定められていた。

(2) 1952年民法においては、モンゴルで初めて「法人」という概念が規定され、個人とともに、権利義務の主体とされた。

(3) その後、2002年民法が制定されるまでは、私法上の権利義務主体は、個人と法人だけであった。

(4) 2002年民法においては、法人格のない団体について規定されたが⁵、どのような権利義務を有するかという点については、具体的に規定されなかった。

5 モンゴル民法の課題について

Amarsanaa 先生からは、モンゴルで1934年に定められた商法典は、国家機関が行う商行為について定めた商法典であり、モンゴルでは、私法上の商法典については、今までは経験がないことについて説明がなされたほか、モンゴル民法の課題などについて、主に、次の内容が発表された。

(1) モンゴル民法の問題点について

モンゴル民法の問題点として、商取引法に関連する条文があるものの、その適用主体がはっきりしておらず、不明点が多いこと、取引の迅速性という考え方はあるものの、発展していないこと、事業者の責任に関する規定の整備が不十分であることなどが指摘された。

(2) 商法等の研究や出版について

モンゴルで商取引法典を制定する必要があるか否かを検討するため、他国の民法や商法の研究を進めており、有志によりドイツ、日本、フランス、ロシアの商取引法典を研究した本が出版される予定であることや、他国の民法及び商法に関するデータベースを作成していることなどが発表された。

(3) 商取引法の講義の新設について

これまでモンゴル国立大学法学部では、商取引法の授業がなかったところ、2018年9月の新学期より、商取引法に関する3つの授業を導入することなどが発表された。

第6 おわりに

本共同研究最後に行われた意見交換の場では、本共同研究の内容も踏まえ、モンゴル民法を改正する立場や新たに商法を制定する立場から、色々な意見交換がなされた。モンゴルにおいて立法方針が決まっていない中での意見交換であったため、ここではその紹介を控えるが、研究員からは、本共同研究が、今後の民法を改正するかそれとも商法を制定するかなどの議論に役立つものであったなどの感想をいただいた。

本稿では、講義及び発表の概要のみの紹介となり、詳細に紹介できないのは、残念であるが、研究員の帰国後の議論に役立っていることを願いたい。

最後に、本共同研究に御協力をいただいた講師の先生を始め、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

⁵ モンゴル民法第7条第1項には、「民事関係の主体は、人、法人、法人格のない団体である。」旨規定されている。

平成30年度モンゴル国共同研究(商取引法関連)

1	サインゾリグ・プレブジャブ	
	Mr.	Sainzorig Purevjav
	法務・内務省司法政策局長	
2	ツオルモン・ドルジデレム	
	Ms.	Tsolmon Dorjderem
	法務・内務省司法政策局法務専門官	
3	ビャンバー・ルブサンドルジ	
	Ms.	Byambaa Luvsandorj
	モンゴル国立仲裁裁判所仲裁人, Consent法律事務所パートナー	
4	ゾルザヤ・エネビシ	
	Ms.	Zolzaya Enebish
	法曹協会懲戒委員会委員長, 首都裁判所判事	
5	バヤルマー・ニヤムドー	
	Ms.	Bayarmaa Nyamdoo
	チンゲルテイ区民事裁判所判事	
6	アマルサナー・バトボルド	
	Mr.	Amarsanaa Batbold
	モンゴル国立大学法学部教授, 私法学部長	
7	エンフゾル・ダグバドルジ	
	Ms.	Enkhzul Dagvadorj
	モンゴル国立大学法学部上席講師	
8	スフバートル・ザグドスレン	
	Mr.	Sukhbaatar Zagdsuren
	Mongol Advocate法律事務所パートナー	
9	プレブバートル・レンバー	
	Mr.	Purevbaatar Renbaa
	モンゴル国立大学法学部, 私法学部講師	
10	ノロブサンボー・ニヤムスレン	
	Mr.	Norovsambuu Nyamsuren
	モンゴル国立大学法学部, 私法学部講師	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 小島麻友子(KOJIMA Mayuko), Professor 福岡文恵(FUKUOKA Fumie)

国際協力専門官 / Administrative Officer 松波宏幸(MATSUNAMI Hiroyuki)

モンゴル国共同研究 日程表

[主任教官:福岡・小島, 担当専門官:松波]

法務総合研究所国際協力部

月日	曜	昼休み	備考	場所	
8 / 19	日				
8 / 20	月	12:00 12:15～ 所長主催 意見交換会 写真撮影	14:00～ オリエン テーション	14:30～ 国際商取引とその観点からみた日本の商法等 17:00	霞ヶ関
		大阪府立大学大学院経済学研究科 准教授 古川朋雄先生 法務省赤れんが棟 共用会議室	上智大学法科大学院 教授 森下哲朗先生	法務省赤れんが棟 共用会議室	
8 / 21	火	12:30	14:00～ モンゴル民法の問題点及び モンゴルにおける商行為等の現状について②	17:00	昭島
		モンゴル研究員 セミナー室2	モンゴル研究員	セミナー室2	
8 / 22	水	12:30	14:00～ 日本における商法の地位とその概要	17:00	昭島
		原口総合法律事務所 弁護士 原口薫先生 セミナー室2	九州大学大学院法学研究院教授 筑波大学大学院客員教授 徳本穰先生	セミナー室2	
8 / 23	木	12:30	14:00～ 消費者保護法－民法や商法等その他の法律と異なる特徴	17:00	霞ヶ関
		西村あさひ法律事務所 弁護士 小野樫先生 法務省赤れんが棟 共用会議室	森・濱田松本法律事務所 弁護士 松田知久先生	法務省赤れんが棟 共用会議室	
8 / 24	金	12:30	15:30 15:40～ 意見交換	17:00	昭島
		同志社大学大学院司法研究科教授 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科名誉教授 山下友信先生 セミナー室2	セミナー室2	セミナー室2	
8 / 25	土				

ベトナム最高人民検察院長官招へい

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、2018年10月15日から同月20日までの間、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）最高人民検察院長官であるレー・ミン・チ氏（以下「チ長官」という。）ほか7名を招へいしたので、その概要を報告する。

なお、最高人民検察院は、我が国の最高検察庁に相当する機関であるが、その役割・権限は広く、公訴権行使の権限のみならず、司法活動に関する法令遵守を検察¹する権限を有している。

第2 本招へいの背景

1 法務総合研究所は、1994年にベトナム司法省に対する国別研修を行うなどしてベトナムに対する法制度整備支援を開始し、1996年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構。以下、「JICA」という。）が法整備支援プロジェクトを立ち上げて以降、同プロジェクトを通じて同国に対する法制度整備支援を継続して行ってきた。ベトナム最高人民検察院は、1999年からJICAプロジェクトのカウンターパートとなり、以後、刑事法分野における支援を通じて、我が国と強固な協力関係を築いている。

現行プロジェクトは、2015年4月から「2020年を目標とする²法・司法改革支援プロジェクト」として開始され、長年にわたる支援の集大成として位置づけられるとともに、2020年以降の新しいパートナーシップ関係の構築を念頭に置きつつ、ベトナムの成長・発展を支える法・司法制度の整備等の協力を行うこととしている。法務総合研究所国際協力部からは、同プロジェクトに長期専門官を派遣するなどして全面的な支援を行っている。

¹ ベトナムでは、「検察」＝「検査して査察する」という意味合いで通常使われており、日本語の監督あるいは観察という意味に近い。人民検察院の組織や権限等について定める人民検察院組織法では、人民検察院の任務として「人民検察院は、憲法及び法令の擁護、人権、公民権の擁護、社会主義制度の擁護、国家の利益、組織・個人の権利及び合法的利益の擁護の任務を有し、法律の厳正かつ統一的な執行の確保に貢献する。」（2条2項）とし、司法活動の検察については、「司法活動における機関、組織、個人の各行為、決定の合法性を検察するための人民検察院の活動であり、犯罪の告発、通報、立件の建議の受付及び解決の時から、刑事事件の解決過程を通じて；行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働事件の解決において；判決の執行、司法活動における不服申立て、告訴の解決において；法令の規定に従ったその他の各司法活動において行われる。」（4条1項）と規定している。

² ベトナムでは、1986年のドイモイ（刷新）政策採用以降、市場経済原理を導入・推進するため民商事法分野を中心に各種法令の立法が行われ、2005年には共産党中央委員会政治局決議48号と49号が発表されるなどして、司法改革が具体的に進められてきた。2020年は、ベトナムにおける法・司法改革の目標年とされている。

さらに、法務総合研究所は、独自の活動として、2000年からベトナム最高人民検察院との間で、両国の法・司法分野の専門家が相互に往来し、互いの司法制度の知識及び経験の共有等を目的とした共同研究（交換プログラム）を継続して実施している。2007年からは、国連アジア極東犯罪防止研修所において、東南アジア諸国を対象に、主として汚職対策について討議を行うグッドガバナンス・セミナーを域内各国で実施し、刑事司法分野における人材育成、能力強化等の研修を行っているところ、直近2回のセミナーでは、ベトナム最高人民検察院がホストを務めるなどして積極的な役割を果たしている。

- 2 本年は、日本・ベトナム外交樹立45周年という記念すべき年であり、両政府は、高官の相互往来を更に推し進め、本年5月には、我が国で日越首脳会談が開催され、戦略的包括的パートナーシップに関する共同宣言が発出された。同宣言では、法・司法分野における協力関係の継続、刑事共助及び受刑者移送に関する二国間協定締結交渉開始等が確認されているところ、ベトナム最高人民検察院は、同協定締結交渉のカウンターパートとして、重要な役割を担うことが期待されている。
- 3 そのような中、法務総合研究所国際協力部に、ベトナム最高人民検察院長官が来日を希望している旨の情報がもたらされた。

前記のとおり、重要な役割を担っているベトナム最高人民検察院のトップであるチ長官を招へいし、法務大臣を始めとする我が国政府関係者、法整備支援関係者等との直接対話を実現することは、両国の法・司法分野における協力関係の深化・発展に資するものであり、極めて有意義であると認められたことから、本招へいを実施したものである。

第3 招へいプログラムの概要等

- 1 本招へいは、大きく分けると表敬・訪問及びチ長官による基調講演で構成されていた。以下、これらのうち、主要なプログラムを簡単に紹介する。
- 2 法務省関係の表敬・訪問
 - (1) 法務大臣表敬

山下貴司法務大臣は、本年8月にベトナムを訪問した際、法務大臣政務官としてチ長官と意見交換を行っており、今回の表敬では、法務大臣としてチ長官を迎えることとなった。



法務大臣表敬時の一場面

法務大臣表敬時には、チ長官から、日本の法整備支援に感謝していること、日越首脳会談により確認された両国の法・司法分野における協力関係を強化し、その中でも刑事共助等に関する二国間協定締結の交渉に向けて迅速に手続を進めていきたいことなどが述べられたのに対し、山下大臣からも、JICAプロジェクトや、国連アジア極東犯罪防止研修所が実施するグッドガバナンスセミナー等に対するベトナム最高人民検察院の協力に感謝していること、日越交流が盛んとなり、来日するベトナム人が増加していることなどを踏まえても、二国間協定締結の交渉開始を望んでいる旨述べられるなど、両国間の法・司法分野における協力関係の深化・発展が確認された。

(2) 法務総合研究所長表敬

法務総合研究所佐久間達哉所長表敬の際には、チ長官から、法務省やJICAプロジェクト等の日本の司法関係者による支援活動がベトナムの司法改革に大きく貢献したこと、日本の支援活動を高く評価していること、日越の法・司法協力関係を拡大していく中で、特に、刑事共助等の二国間協定の締結を早急に実現したいこと、協力関係の下ではお互いの文化に触れ合うことが重要であることなどが述べられた。

これに対して、佐久間所長からは、1994年から続く法・司法分野の協力関係が円滑に進んでいること、その中で法務省は、JICAプロジェクトにより検察官を派遣するなどして支援を行っていること、二国間協定の締結は、我が国においても良い経験になることなどが述べられるなど、日越協力関係が発展段階にあること、相互交流の重要性等が確認された。



法務総合研究所長との意見交換

(3) 刑事局長訪問

辻裕教刑事局長表敬の際には、辻刑事局長から、本年が日越外交樹立45周年であり、継続的で強固な協力関係が構築されていること、刑事司法分野においても、協力関係の強化を望むこと、日越首脳会談で表明された刑事共助等に関する二国間協定については、速やかな交渉開始を期待していること、同交渉では相互に忌憚のない意見を出し合うなどして、より良い協定を作っていくことなどが述べられた。

これに対して、チ長官からは、日越の協力関係は発展し、ピークの時代を迎えていること、刑事共助や犯罪人引渡しに関する二国間協定は、関係省庁の対話の出発点となること、日本との間での情報交換は、犯罪防止に役立っており、高く評価していること、ベトナム人労働者による犯罪は、両国にとって共通の利害問題であり、重要な課題であること、二国間協定締結交渉に向けた迅速な手続の開始等が述べられるなど、刑事司法分野における協力関係の強化が確認された。



刑事局長訪問時の一場面

(4) 京都地方検察庁訪問

京都地方検察庁では、田中素子検事正の訪問、総務部検事による概況説明、証拠品倉庫や録音録画取調室の見学等を実施した。概況説明では、チ長官らが、不起訴処分の割合が起訴処分を上回っていることなどに関心を示し、不起訴処分の理由やその後の手続について質問をしたほか、公安部が取り扱う事件の種類、公判部の位置付け、検察官による独自捜査の端緒等について質問をするなど、活発な質疑応答が行われた。



京都地方検察庁検事正訪問



京都地方検察庁の概況説明

3 その他の訪問

(1) 本招へいでは、そのほか、最高裁判所判事三浦守氏、外務省外務大臣政務官鈴木憲和氏、日本弁護士連合会会長菊池裕太郎氏、JICA理事前田秀氏らとの面談を実施した。

最高裁判所三浦判事との面談では、三浦判事から、JICAプロジェクトの長期専門家として裁判官がベトナムに派遣されていることなど、司法関係者の相互訪問・交流が増えており、このような交流が更に深まることを期待する旨伝えられ、これに対して、チ長官からは、ベトナムに対する法整備支援において、最高裁判所の支援・協力に感謝していること、日本の司法の透明性を高く評価していることなどが伝えられるなど、法・司法分野における協力関係の継続等が確認された。

外務省鈴木外務大臣政務官との面談では、刑事共助等に関する二国間協定が法・司法分野における協力関係の進展を示すものであること、同協定がより良い内容となるよう共に取り組んでいくこと、在日ベトナム人が急増する中、悪質なブローカーを減らすなどの環境整備が課題であり、両国間の連携が重要であることなどが確認された。

日本弁護士連合会菊池会長との面談では、日本弁護士連合会によるベトナムへの法整備支援は1995年から継続して行われていること、その中で日本弁護士連合会とベトナム弁護士会は友好協定を結ぶなどして、友好関係を構築・発展させていること、今後においても、企業、民間、政府等多くのチャンネルの中で、両国の友好

関係を深化させていくことなどが確認された。

JICA前田理事との面談では、現行プロジェクトの目標達成には、カウンターパート相互の協力が必要不可欠であること、その中で、ベトナム最高人民検察院の積極的・主導的立場が期待されること、今後の支援については、関係各機関との間で議論を重ねていくことなどが確認された。

(2) 以上の訪問のほか、本招へいでは、第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（以下「京都 कांग्रेस」という。）³の開催会場となる国立京都国際会館の視察を実施した。

京都 कांग्रेसについては、今回の招へいプログラムの中で、あらかじめ、法務省大臣官房国際課松井信憲課長等から、 कांग्रेसの意義や目的、犯罪防止に向けた世界的な取組み、京都 कांग्रेस開催に向けた準備状況等の説明が行われていたこともあり、同会館の視察により、チ長官らは、京都 कांग्रेस開催への理解・関心を深めている様子だった。



国立京都国際会館メインホール

4 基調講演

本招へいでは、公益財団法人国際民商事法センター（以下「ICCLC」という。）との共催により、「ベトナムにおける司法改革」と題して、チ長官による基調講演を実施した。赤れんが棟の第5教室で同講演を開催したところ、検事総長や最高検察庁総務部長等の検察関係者を始め、法務省幹部、ベトナム法整備支援に携わった大学教授、ICCLC理事等70名以上が聴講に集まり、席が足りなくなるほどの大盛況となった。

同講演では、チ長官から、憲法改正から始まった司法改革の流れや基本法令の整備、

³ 犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、5年に1度開催される。同会議では、各国ハイレベルや国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関等が参加し、国際組織犯罪の防止や国際協力の在り方等について討議する。第14回となる京都 कांग्रेसは、2020年4月20日から同月27日までの8日間、国立京都国際会館で開催される。

刑事訴訟法の改正，これら法令の運用や人材育成等に関するベトナム最高人民検察院の取組み等について講演をいただき，その中で，長年にわたる日本の法整備支援がベトナムの司法改革に大きく貢献しているとして，日本の法整備支援関係者に対する感謝の気持ちが伝えられた。また，質疑応答場面では，聴講者から，最高人民検察院による下級人民検察院への監督方法や若手検察官の能力向上に向けた取組み，汚職防止対策の具体的措置等について質問が出されるなど，幅広い範囲で，ベトナム最高人民検察院に対する関心が示されていた。



基調講演の一場面



質疑応答場面

5 その他の意見交換会

そのほか，本招へいでは，検事総長，法務省事務次官，法務総合研究所長，法務総合研究所国際協力部長，ICCLC及びアジア刑政財団それぞれの主催により，食事会を兼ねた意見交換会が実施された。

意見交換会では，和やかな雰囲気の下，経済，治安，文化から法・司法分野におけ

る協力関係の発展まで、幅広い分野にわたって率直な意見が交わされた。



検事総長等の集合写真



検事総長とチ長官



法務省事務次官主催の昼食会

第4 おわりに

本招へいは、日越外交樹立45周年という記念の年に、両国における法・司法分野の協力関係を深化・発展させるため、今後の課題等について意見交換・協議等を行うために実施したものであり、大変に意義深いものであった。本招へいを通じて、これまでの日本の法制度整備支援活動が高い評価を得ているとともに信頼をおかれていることについて、改めて実感することができた。また、チ長官を始めとする被招へい者らが、ベトナムの抱えている課題等を克服し、引き続き、ベトナムの司法改革を推し進める強い意思を有していることも、感じ取ることができた。本招へいにより、両国における協力関係の発展に資するという成果は、達成されたものと思われる。

最後に、本招へいの実施に当たっては、最高裁判所、外務省、JICA、日本弁護士連合会、ICCLC、日本刑政財団等、多数の関係者に協力いただいた。この場を借りて改めて、関係各位に対し、深く感謝申し上げたい。

ベトナム最高人民検察院長官招へい 日程表(案)

[担当教官:小谷ゆかり, 前田澄子, 高梨未央, 担当専門官:赤井隆志, 遠藤裕貴, 執行優里]

曜日	月日	17:00										備考
10	／月	入国										
15	／月											
10	／火	9:00～9:30	9:45～10:15	11:00～11:40	12:00～13:00	休憩	15:30～16:30	16:30～17:00	18:30～	ホテルオークラ 東京泊		
16	／水	法務省9階特別会議室	【表敬】法務総合研究所所長 赤れんが棟所長室	【表敬】最高裁判所 最高裁判所	【表敬】検事総長 昼食・意見交換会 法曹会館	休憩	法務省	【表敬】外務大臣政務官 外務省	法務総合研究所長主催夕食会 KKRホテル東京			
10	／水	10:00～11:00	【講演】SPP長官司法改革について 赤れんが棟第5教室	14:30～15:00 大臣官房 国際講訪問 コングレスの広報等 赤れんが棟第5教室	12:00～14:00 次官昼食会 響風庭赤坂店	休憩	16:00～16:30	17:00～17:30	18:30～	ホテルオークラ 東京泊		
17	／木	静岡～移動			12:00～14:15 公益財団法人国際民間商事法センター主催昼食会 日本平ホテル	大阪移動	弁護士会館	JICA本部	18:00～			
10	／金	10:03発 11:04着 (ひかり)			【静岡駅】 15:10発 17:00着 (ひかり)					ホテルグランドヴィア大阪		
18	／土	10:00～			12:00～	14:00～						
10	／土	京都国際会館 視察			国際協力部長主催 昼食会・意見交換会 京都ガーデンパレス	京都地検検事正 訪問 京都地検施設見学会 録音録画DVD視聴等						
19	／日											
20	／月	出国										

第19回日韓パートナーシップ共同研究 (不動産登記, 商業法人登記, 戸籍 (家族関係登録), 民事執行 をめぐる制度上及び実務上の諸問題)

国際協力部教官
大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、2018年6月18日から同月28日までの間、第19回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）を、同年10月15日から同月25日までの間、同共同研究（韓国セッション）を実施したので、その概要を報告する。

なお、法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する韓国の機関である。また、教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究者が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、1999年から実施しているものである。

研究者は、韓国の法院の職員から選ばれた韓国側研究者と我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究者により構成され、毎回、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションにおいて、両国の研究者が互いに相手国を訪問して、不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍（家族関係登録）制度、供託制度及び民事執行制度（戸籍（家族関係登録）制度及び供託制度は隔年で実施。）をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、講義、訪問、見学、実務研究等を通じて調査研究を行う。研究の成果は、「資料集」として冊子にまとめられる。

なお、我が国においては、登記、戸籍及び供託は、法務省が、民事執行は、裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当している。

第3 第19回日韓パートナーシップ共同研究について

第19回目の開催となった本年度においては、6月に東京都昭島市の国際法務総合センターにおいて日本セッションが、10月に京畿道高陽市の教育院において韓国セッションが実施され、両国の研究者により、不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍（家

族関係登録) 制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、活発な研究活動及び意見交換が行われた。

第4 セッションの概要

1 講義

(1) 日本セッション

ア 「(続) 日韓比較登記制度(登記官の審査権について)」

元札幌法務局長の亀田哲氏から、昨年、日本で開催した「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」における議論を踏まえ、日韓の不動産登記における形式的審査主義を批判的に検討し、今後の審査における問題提起をするなどした講義がされた。

イ 「所有者不明土地問題に関する施策の現況と課題—所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法および登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会の中間取りまとめについて—」

慶應義塾大学教授の水津太郎氏から、現在、日本で社会問題となっているいわゆる所有者不明土地問題に関し、検討が進められている施策の現況及び課題について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会の中間取りまとめ及び所有者不明土地問題に関する施策の体系的整序を踏まえ、講義がされた。

(2) 韓国セッション

ア 「不動産物権変動に関する立法主義と登記手続」

水原地方法院城南支院盆唐登記所長のチェ・チョル氏から、不動産物権変動について意思主義を採用する日本と形式主義を採用する韓国とで、意思主義と形式主義の違いが登記手続にどのように影響を及ぼすかについて、仮登記、登記原因、中間省略登記、包括承継人による登記申請及び用益権の存続期間を題材として、講師の問題提起も踏まえながら講義がされた。

イ 「韓国供託制度の現状と発展方向」

ソウル中央地方法院登記局長のパク・ジンヒョン氏から、韓国の供託制度に関し、供託機関と供託の種類、供託業務の処理過程、電子供託制度、供託関連の行政例規、供託金の国庫帰属、供託金の運用(司法サービス振興基金)、供託官に対する財政保証保険制度並びに刑事供託特例及び消滅時効完成前案内義務に係る供託法一部改正法律案について、日本の制度との比較を踏まえながら講義がされた。

2 訪問・見学

(1) 日本セッション

最高裁判所を訪問し、韓国側研究員が首席書記官と意見交換するとともに、大法院、小法院等を見学した。

さらに、東京家庭裁判所を訪問し、成年後見関係事務について職員から説明を受

け、事務室を見学した。

さらに、甲府地方法務局を訪問し、我が国の不動産登記、商業法人登記及び戸籍の各事務について職員から説明を受け、事務室を見学するとともに、意見交換等を実施した。

(2) 韓国セッション

法院の情報処理の中心部である盆唐電算情報センターを訪問し、大法院電算情報センターの現況、司法情報システムの現況、電子訴訟、電子法廷、国民向けの司法情報サービス等について、ユ・ドンギョン情報化審議官から説明を受けるとともに、テレビ会議室、管制室、サーバー室及び体験室を見学した。

また、大法院を訪問し、韓国の大法院の組織、歴史、業務等について職員から説明を受けるとともに、大法廷等を見学した。

さらに、仁川家庭法院を訪問し、家庭法院の業務等について職員から説明を受け、事務室を見学するとともに、仁川地方法院登記局を訪問し、登記局の業務等について職員から説明を受け、不動産登記及び商業法人登記の事務を見学した。

3 実務研究

日本側研究員及び韓国側研究員が、次の題材について、それぞれのパートナー研究員との協議、質疑応答等を通じて、それぞれ研究を行い、総合発表会において発表を行った。

(1) 日本セッション

ア 「登記済証又は登記済情報がない場合における登記事件の受付及び処理手続の比較」(不動産登記)

登記義務者の本人確認制度として用いられている登記済証又は登記済情報を提出できない場合の処理について、日韓において若干の相違があるところ、韓国における処理の実効性、登記義務者の負担等の問題を踏まえ、日韓における処理の比較検討を通じて、韓国における処理の改善方策等を検討するとともに、登記における本人確認の意義等を研究するもの。

イ 「垂直増築型リモデリング申請事件の敷地権登記の問題について」(不動産登記)

韓国において、区分共同住宅の老朽化抑制、機能向上等のために階数を増加して世帯数を増加させる垂直増築型リモデリングに関し、敷地権割合の再分配が必要となる場合の登記事件の処理について、日韓における建物の同一性、区分建物に関する登記処理の他の特則、類似事例等の比較検討を通じて、登記処理の改善点等を検討するとともに、日韓の敷地権の考え方、土地建物分離処分禁止を原則とする区分建物の登記処理の在り方等を研究するもの。

ウ 「小規模株式会社の発起設立に対する登記官の審査範囲と小規模株式会社の会計透明性の向上」(商業法人登記)

韓国において、企業活動の促進を図ることを目的として創設された、簡易に設立ができ、機関が簡素化された小規模株式会社について、日韓における株式会社

の発起設立手続の比較検討を通じて、商業法人登記における登記官の審査権及び審査範囲等を研究し、また、我が国における会計参与制度の研究を通じて、小規模株式会社の経営監視機能の強化、会計の透明性向上について補完する制度等を検討するもの。

エ 「日韓両国における成年後見制度に関する比較研究」(家族関係登録(戸籍))

日韓双方において高齢化社会の対応として重要な成年後見制度について、様々な点で問題が生じていることを踏まえ、身体的制約の場合の開始等審判請求の可否、成年後見登記簿の作成及び活用、第三者後見人制度、後見人監督制度、身上保護の問題等の比較検討を通じて、韓国の成年後見制度の改善方策等を研究するもの。

オ 「執行における区分建物の公簿上の所有現況と実際の占有現況が異なる場合の売却手続に関する研究」(民事執行)

韓国において、区分建物の公簿上の所有現況と実際の占有現況が異なる場合に執行に当たって目的物件の特定が困難である事例が生じていることを踏まえ、日韓における目的物件の特定に関する考え方等の比較検討を通じて、韓国の特殊な事案における目的物件の特定及び処理の方法の改善点等を検討するもの。

(2) 韓国セッション

ア 「土地を手放すことができる仕組みに関する検討～土地所有権の放棄を中心に～」(不動産登記)

我が国において、相続登記が未了のまま放置されるなどして不動産登記情報等により所有者を把握することが困難となっている土地の存在が問題となっている状況の下、不動産登記制度、土地所有権の在り方等の課題として土地所有権の放棄が議論されていることを踏まえ、韓国における土地所有権の放棄等に関する法の規定、登記先例、議論、実情等の検討を通じて、土地所有権の放棄を中心とした土地を手放すことができる仕組みの在り方を研究するもの。

イ 「登記名義人等に関する登記事項及び公開の在り方について」(不動産登記)

我が国において、相続登記が未了のまま放置されるなどして不動産登記情報等により所有者を把握することが困難となっている土地の存在が問題となっている状況の下、不動産登記情報と戸籍等の他の情報との連携が求められていることを踏まえ、登記名義人等を特定するため住民登録番号等を記録事項としている韓国の不動産登記制度の検討を通じて、登記名義人等に関する登記事項の追加、個人情報公開の在り方等について研究するもの。

ウ 「無戸籍者問題の解決のための一考察～嫡出推定規定を中心に～」(戸籍(家族関係登録))

我が国において、子の出生の届出をしなければならない者が何らかの理由によって出生の届出をしないために戸籍に記載されない者が存在することが問題となっている状況を踏まえ、その要因の一つとして考えられる民法の嫡出推定規定

に関し、韓国における同様の規定の改正の経緯、親子関係に係る考え方の相違等の検討を通じて、我が国における問題の解消に向けた今後の検討課題を問題提起するもの。

エ 「オンラインによる法人設立登記の24時間以内処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の実現に向けて」(商業法人登記)
法人設立登記の迅速化等について、我が国において各方面から要請がされている状況にあるところ、韓国において国際的に高い評価を得ている状況を踏まえ、日韓における商業法人登記制度の経緯、態勢、手続、システム構成等を始め、特に、審査実施態勢、オンラインによる自動処理化等の比較検討を通じて、我が国における法人設立登記の迅速化に向けた業務処理の課題、今後の在り方等について研究するもの。

オ 「不動産の引渡し又は明渡しの強制執行における債務者の保護について」(民事執行)

我が国において、不動産の引渡し又は明渡しの強制執行に当たって、債務者が、障害者、高齢者、生活困窮者等の社会的弱者である場合に、裁判所に対し、債務者を保護する社会的な要請がされていることを踏まえ、日韓の仕組み、考え方等の比較検討を通じて、どのような事案においてどの程度まで債務者を保護すべきか、その場合における適正迅速な権利実現のための方策等について研究したもの。

第5 おわりに

第19回の日韓パートナーシップ共同研究も、日韓両国の研究員が、民事法制の制度上及び実務上の諸問題について、相手国の法制度、運用、社会情勢等の相違の観点から意見を交わしつつ、検討及び比較研究を行った。

韓国は、古くから我が国との交流があり、我が国と類似した法制度を有している。法制度の基本が類似する日韓両国において、互いの制度及び実務を比較研究することは、改めて業務の根本を考えるとともに、自国の制度及び実務の問題点を発見することにつながり、職員の能力の向上と共に、制度の発展及び実務の改善に資する。また、熱心に議論を交わすことは、互いに刺激を受け、交流を深めることにつながり、両国間のパートナーシップを醸成することに資する。

本共同研究において、両国の民事法制について、制度、実務等の比較にとどまらず、それらの相違から考えられる社会的、経済的、政治的、文化的及び歴史的背景や、実体法的、慣習法的及び理念的な考え方の相違等について、可能な限り、追究するとともに、それらを踏まえ提言又は問題提起をすることができた。

また、韓国は、我が国と類似した面を有しているものの、科学技術の発展、社会情勢の変化、実際上の問題の発生等を踏まえ、制度及び実務を改革することに比較的積極的に傾向が見られ、ある面において、我が国にとって参考となると考えられる。また、類似している中においても異なる面がある韓国の制度及び実務の考え方、取扱い等を研

究することは、我が国の制度の発展及び実務の改善に資するのみならず、多角的かつ比較法的な観点が重要である我が国による他のアジアの国々に対する法制度整備支援活動の効果的な実施にとっても有意義である。

今後も引き続き、本共同研究を実施することが両国、更にはアジアの国々にとって重要であると考えられる。

最後に、本共同研究の円滑な実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げたい。

第19回日韓パートナーシップ共同（日本セッション）研究研究員名簿

	氏名	所属	研究分野
日本側研究員	1 はっとり ひろたか 服部浩貴	東京法務局 不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2 あさこ りゅうじ 浅子隆児	横浜地方法務局 川崎支局 登記官	不動産登記
	3 くろき しんや 黒木伸也	さいたま地方法務局 不動産登記部門 登記官	戸籍
	4 ふくだ ひろあき 福田宏晃	法務省民事局 総務課 係長（予算管理担当）	商業法人登記
	5 どばし やすよ 土橋康世	最高裁判所事務総局 民事局第三課 執行制度係長	民事執行
大韓民国側研究員	1 ハ ジョンフワン 河正煥	光州地方法院 法院事務官	不動産登記
	2 キム ヒギョン 金熙京	水原地方法院 登記主事補	不動産登記
	3 キム ヤンジェ 金良才	ソウル中央地方法院 法院主事	商業法人登記
	4 グォン キウ 権奇佑	昌原地方法院 法院主事補	家族関係登録（戸籍）
	5 チェ ソンミ 蔡成美	ソウル西部地方法院 法院主事補	民事執行

法務省法務総合研究所

国際協力部教官

主任国際協力専門官

国際協力専門官

大西宏道（おおにし ひろみち）

松波宏幸（まつなみ ひろゆき）

近藤友宏（こんどう ともひろ）

大法院法院公務員教育院

法院書記官 金學明（キム ハクミョン）

登記主事補 金志彦（キム ジオン）

第19回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション)日程表

【平成30年6月18日(月)～28日(木)】

(不動産登記制度, 商業法人登記制度, 戸籍制度, 民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題)

(指導教官: 大西教官 事務担当: 松波主任専門官, 近藤専門官)

月 日	曜日	9:30 12:30	14:00 17:00	備考	
6 / 18	月	(日本側研究員入寮) 国際法務総合センター国際棟	オリエンテーション 国際法務総合センター国際棟	実務研究(1) 日本側研究員による回答検討 国際法務総合センター国際棟	
6 / 19	火	実務研究(2) 日本側研究員による回答検討 国際法務総合センター国際棟	(韓国側研究員入国・入寮)	オリエンテーション	
6 / 20	水	実務研究(3) 10:00-12:00 日本側研究員からの回答発表及び全体協議 法務省赤れんが棟	12:15-13:30 法務総合研究所長主催意見 交換会 記念撮影	見学(1) 15:00-16:00 最高裁判所	
6 / 21	木	講義(1) 9:30-12:00 「登記官の審査権について」(仮) 元札幌法務局長 亀田哲 国際法務総合センター国際棟	見学(3) 14:45-17:15 甲府地方法務局		
6 / 22	金	実務研究(4) 9:30-12:30 日本側研究員からの回答発表及び全体協議 国際法務総合センター国際棟	実務研究(5) 14:00-17:00 個別協議 国際法務総合センター国際棟		
6 / 23	土				
6 / 24	日				
6 / 25	月	講義(2) 10:00-12:30 「我が国における不動産登記及び土地所有権に関する在り方等」(仮) 慶應義塾大学教授 水津太郎 法務省赤れんが棟	見学(3) 15:00-17:00 東京家庭裁判所		
6 / 26	火	総合発表準備 (日本側研究員退寮) 法務省赤れんが棟	13:30-13:50 民事局長表敬	総合発表 14:15-17:00 閉講式 17:15-17:45 法務省赤れんが棟 法務省赤れんが棟	
6 / 27	水	在京大韓民国大使館と韓国側研究員との意見交換	資料整理・帰国準備		
6 / 28	木	(韓国側研究員退寮・帰国)			

第19回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション） 研究員名簿

	氏名	所属	研究分野
日本側研究員	1 はっとり ひろたか 服部浩貴	東京法務局 不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2 あさこ りゅうじ 浅子隆児	横浜地方法務局 川崎支局 登記官	不動産登記
	3 くろき しんや 黒木伸也	さいたま地方法務局 不動産登記部門 登記官	戸籍
	4 かなくぼ たくろう 金久保拓郎	法務省民事局 総務課登記情報センター室 係長（登記情報第二係担当）	商業法人登記
	5 どばし やすよ 土橋康世	最高裁判所事務総局 民事局第三課 執行制度係長	民事執行
大韓民国側研究員	1 ハ ジョンフワン 河正煥	光州地方法院 法院事務官	不動産登記
	2 キム ヒギョン 金熙京	水原地方法院 登記主事補	不動産登記
	3 キム ヤンジエ 金良才	ソウル中央地方法院 法院主事	商業法人登記
	4 グォン キウ 権奇佑	昌原地方法院 法院主事補	家族関係登録（戸籍）
	5 チェ ソンミ 蔡成美	ソウル西部地方法院 法院主事補	民事執行

法務省法務総合研究所

国際協力部教官

主任国際協力専門官

国際協力専門官

大西宏道（おおにし ひろみち）

松波宏幸（まつなみ ひろゆき）

近藤友宏（こんどう ともひろ）

大法院法院公務員教育院

法院書記官 金學明（キム ハクミョン）

登記主事補 金志彦（キム ジオン）

第19回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)日程表

【平成30年10月15日(月)～25日(木)】

(不動産登記制度, 商業法人登記制度, 戸籍制度, 民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題)

【指導教官: 大西教官 事務担当: 近藤専門官】

月 日	曜日	9:10 11:55	13:40 17:25	備考
10 / 15	月		14:00 オリエンテーション	実務研究(事前準備)
10 / 16	火	(日本側研究員入国・入寮)		16:00-17:00 オリエンテーション
10 / 17	水	9:20-11:20 実務研究(1)	11:30-13:30 教育院長主 催昼食会 記念撮影	13:40-17:25 講義(1) 「不動産物権変動に関する立法主義(意思主義と形式主義)と不動産登記手続」 スウォン地方法院ブンダン登記所長 チェ・ Chol
10 / 18	木	9:00-11:30 実務研究(2)		見学(1) 大法院電算情報センター
10 / 19	金	9:10-10:55 講義(2) 「韓国供託制度の現状と発展方向」 ソウル中央地方法院登記局長 パク・ジンヒョン		実務研究(3) 個別協議
10 / 20	土			
10 / 21	日			
10 / 22	月	見学(2) 大法院 大法院行政管理室長表敬	大法院司 法登記局 長主催昼 食会	見学(3) インチョン家庭法院 インチョン家庭法院長表敬 インチョン地方法院登記局 インチョン地方法院登記局長表敬
10 / 23	火	9:10-11:55 総合発表準備		13:40-16:25 総合発表
				16:30-17:25 修了式
10 / 24	水	(日本側研究員退寮・帰国)		
10 / 25	木	帰国報告会準備		14:00-16:30 帰国報告会

【対外研修】

平成30年度霞が関インターンシップ

国際協力部教官

高梨未央

1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、平成30年8月20日(月)から同月24日(金)までの間、国際法務総合センターにおいて、法科大学院生2名、公共政策大学院生2名の合計4名に対し、インターンシップを実施した。

以下その概要を報告する。

2 研修の趣旨

霞が関インターンシップは、公共政策大学院及び法科大学院の学生を対象に、行政の現場で政策決定などの行政実務に係る就業体験の機会を付与することを通じて、大学院の教育に寄与するとともに、学生の行政に対する理解を深めることを目的としている。

本研修は、かかる趣旨に鑑み、当部でのインターンシップを希望した学生に対し、モンゴル共同研究の見学や当部の業務に関する講義、文書作成実習等を通して、我が国の法制度整備支援活動について、具体的な知見を提供するとともに、深い理解を得させることを目的として実施した。

3 研修の概要

研修の概要は、別添研修日程のとおりである。

本研修では、国際協力部長以下協力部教官や外部講師らによる講義、現地専門家へのインタビュー、同時期に実施されていたモンゴル共同研究の見学等を主な内容とし、研修生は、感想文を提出するほか、研修内容を踏まえて、「モンゴルへの今後の法整備支援の要否、支援内容について」をテーマに短時間のプレゼンテーションを作成し、最終日に発表した。

特に、講義については、研修初日にモンゴルの長期派遣専門家であった岡英男弁護士からモンゴルの支援の内容や現状等についてご講義いただき、研修生らは具体的な問題意識や法整備支援の現状の具体的なイメージを抱くことができたようであった。

4 おわりに

本研修は、5日間と短い期間であり、また、モンゴルという当部の支援としては比較的歴史が浅く、且つJICAプロジェクトが実施されていない支援対象国がメインテーマであったため、今後の支援の要否や支援内容を問うプレゼンテーションのテーマは、研修生らには若干難しい様子もあったが、いずれの研修生も、短時間で自分なりにテーマを分析し、結論を導く努力をしていた。

研修成果の紹介として、本稿の後に研修生2名の感想文を添付する。

最後に、本研修の講義を引き受けてくださった岡英男弁護士、JICA、ICDの皆様、共同研究の聴講を快諾してくださったモンゴル協同研究の多数の関係者の方々に、心から御礼申し上げます。

以 上

平成30年度霞が関公共政策大学院生インターンシップ感想文

東京大学公共政策大学院

Aさん

法務省国際協力部（ICD）でのインターンシップにおいては、モンゴルの研究員へのセミナーの見学を行ったり、法整備支援に関わっている教官や専門家の方々の話を多く聞いたりする中で、法整備についてのより具体的なイメージを持つことができました。また、インターンシップ期間中の課題として、モンゴルに対する法整備支援に関する発表及び、モンゴル側に提供する資料作成のため、日本の民法改正に関する法制審議会議事録の調査を行いました。

発表の準備をする過程では、セミナー等で得た情報をもとに実際にモンゴルの民法の条文も参照しながら、モンゴルの民商法にどのような問題があるのか、それを日本がどのように改正の支援をしていけばよいのか等を検討しました。比較法としてモンゴル法を取り上げる機会はなかなかないものであり、貴重な経験となりました。さらに、研究員から挙げられた問題点が法律ではどの部分に当たるのかといったことを検討していく中で、法解釈を重視する日本の法に対する考え方と、法律の明確性や取引形態のモデルを提示する機能を重視するモンゴルの考え方の違いを実感することができ、問題点に関する共通認識を得ることの難しさを感じることができました。また、支援の必要性や態様を検討するうえで、さらにどのような情報を得る必要があるのか、といったことも意識することができ、支援のプロジェクトが行われていく過程を具体的に考えることができました。

プロジェクトの補助としては、日本の民法改正の、特に商法と関連する部分についての調査を行いました。法改正に際して、豊富な議論を参照し、情報を提供できるということも、国際機関等と比較して日本が法整備支援をすることの強みであると感じました。

法整備支援に関して技術的な面で難しいと感じたのは、通訳、翻訳を介して行われるという点です。法律は微妙な言葉遣いの違いが問題となることも多い一方で、法律用語は特殊なものが多く、訳す過程で意味が変わってしまったり、概念自体がなかったりということがあります。その中で議論を進め、意思疎通を図っていくことの難しさを、セミナー等を見学する中で感じました。

法整備支援というと、最終的に法典が完成することが分かりやすい成果としては注目されますが、むしろその法律が安定して運用されるために、相手国側が法律の体系や構造を十分に理解するということが支援をするうえで非常に重要であると感じました。そのような支援は、長い時間を要する一方で成果としては測りにくい性質のものであるため、理解を得ていくことは難しいものでもあると思います。例えば、長期専門家の話からは、現地で支援活動をしていく中で、相手国側から受ける質問のレベルが次第に高度になっていくことが感じられた、という話がありました。このことを定量的な成果として測ることは難しい面があります。しかし、このような地道に信頼関係を構築していくという支援の姿勢

が、日本の対外的なイメージを高めていくことにもつながるのではないかと感じました。

今回のインターンシップを通して学んだこと、感じたことを、今後とも活かしていきたいと思います。

平成30年度霞が関法科大学院生インターンシップ感想文

慶應義塾大学法務研究科

山崎 功乃祐

平成30年8月20日から平成30年8月24日の5日間、人事院による霞が関インターンシップの一環として、私はICDにインターンをさせていただきました。

以下、実習内容の簡単な説明とインターンを終えての感想を述べさせていただきます。

実習内容

まず、今回のインターン最終日における実習を踏まえての発表テーマは、「モンゴルへの今後の法整備支援の要否、必要と考える場合のその支援内容について」でした。

そのため、今回の実習では主として、モンゴルの法整備支援に携わったJICA専門家経験者の方々へのインタビューや、モンゴル民法改正に関わっているモンゴルの方々による「モンゴル商行為等の現状」の報告を聞かせていただいたり、法務省国際協力部とモンゴル政府関係者との会議を見学させていただいたりしました。また、モンゴルの方々が民法改正を検討するにあたって、日本での民法改正の議論を参考にできるように、債権法改正に関する法制審議会の議事録をインターン生でまとめ、提出させて頂きました。

また、モンゴル以外の法整備に関わっているICD職員へのインタビューや、国連アジア極東犯罪防止研修所の会議を見学させていただいたりもしました。

インターンを終えての感想

実習前までは法整備支援のイメージとして、日本が途上国に一方的に、法律の知見を提供したり、法学教育を行ったり、支援対象国の法改正に関わるものだと思っていました。しかし、実際は、支援対象国によっては実務家や学者のレベルが高い国もあり、そうでない場合にも、日本側が一方的に知見を提供したり、一方的に教育を行ったりすることはなく、支援対象国側と密に連絡を取って、一緒に対象国が抱えている問題に対応しているという事実気づくことができました。また、法整備支援は、支援対象国のために行うことであるし、法律はその国の国民に密接に関わることであるから、その国の文化に精通している支援対象国側の主体性が欠かせないということを意識することを学べたのは大きな成果でした。

さらに、法律はその国の文化に深く関係するものであるから、法整備支援にあたっては対象国の文化・歴史を学ぶ必要があるし、それと同じく日本の文化や歴史に関しても学ぶ必要があることも実感しました。学部時代は基礎法学などの授業を必修単位の関係など消極的な理由でとっていましたが、今回のエクスターンを通し、授業で聞いた覚えのある話が度々され、これらを学ぶ必要性や有意性を改めて実感しました。また、同様に、日本の民法や商法などを学ぶ必要性や有意性も改めて実感しました。

最後になりますが，5日間，誠にありがとうございました。

短い期間でしたが，職員の方々は皆さん，大変な苦勞をされながらも楽しみながら職務に当たっていると感じました。そのような姿を見て，私も将来，法整備支援に携わりたいと強く思うようになりました。

誠にありがとうございました。

平成30年度霞が関インターンシップ日程表

期間：平成30年8月20日（月）～24日（金）

日	午前				午後				備考	
	10:00	10:50	11:10	12:00	13:00	14:15	14:30	17:00		
8 / 20 月	オリエンテーション 庁舎見学	休憩	法整備支援概論	12:00	13:00	JICA講義 「開発援助の基礎とODA」(仮) ※予礼ヒ会議システムでJICA研修 所と接続して実施	休憩	モンゴルへの法整備支援について(仮)	17:00	
			高梨教官			JICA産業開発・公共政策部 荒井主任		岡先生		
8 / 21 火	10:00	12:30	13:30	14:00	17:00	モンゴルの商行為等の現状について②				
	モンゴルの商行為等の現状について①				休憩					
	モンゴル研究員				モンゴル研究員				セミナー室2	
8 / 22 水	10:00	12:00	13:00	13:20	15:00	15:20	17:00	セミナー室2		
	部長講話				準備	アジ研修員自己紹介見学	休憩	講義「法整備支援各論」 ラオスへの法整備支援について、現地専門 家の仕事	伊藤副部長	
	森永部長									
8 / 23 木	10:00	10:50	11:10	12:00	13:00	14:00	14:00	17:00		
	教官(行政職出身)ヘインタ ビュー	教官(裁判官出身)ヘインタ ビュー	休憩	長期派遣専門家ヘインタ ビュー	発表準備					
	大西教官									
8 / 24 金	10:00	11:00	11:00	12:00	13:00	15:10	15:40	17:00		
	発表準備	研修生による発表 意見交換・講評	研修生による発表 意見交換・講評	部長・副部長・教官	発表準備				共同研究 意見交換会	
	部長・副部長・教官								セミナー室2	

【広報活動】

法の日フェスタ in 赤れんが2018

—公開イベントに国際協力部が出展しました—

国際協力部教官

岩井 具之

1 はじめに

昭和3（1928）年10月1日に陪審法が施行されたことを記念して、翌年から10月1日は「司法記念日」とされ、その後、昭和35年の10月1日から、この日を「法の日」と呼ぶようになり、この日から1週間を「法の日週間」として全国各地で法にまつわるイベントが行われるようになりました¹。

法務省では、平成30（2018）年の法の日週間のうち、土曜日に当たる10月6日に「法の日フェスタ in 赤れんが」と題して、法務省の各部局の業務や取組を紹介する公開イベントを開催しました²。

東京・霞が関の法務省赤れんが棟や、地下大会議室、小会議室などを会場にして、少年院の教育プログラム体験、模擬裁判、18歳成人制度に関する公開トークセッション、落語会など様々なイベントが午前10時から午後4時まで開催されました。

法務総合研究所国際協力部も、まだまだ法整備支援の一般的な知名度の低さを感じているところであり、広報活動の一環として、今回、法の日フェスタに出展しました。

2 国際協力部の展示・イベント内容

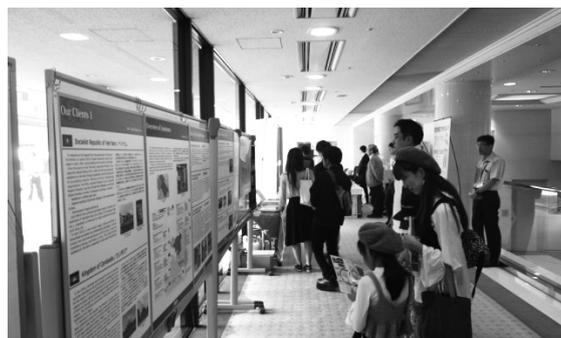
国際協力部の展示では、各国での活動がまとめられたパネルボードを掲示したり、法整備支援に関わる各機関のパンフレットを配布するなどして、気軽に活動内容を知ってもらうだけでなく、活動の成果物や各国の政府や司法機関から友好関係の証として頂いた記念品を展示しました。

さらに、参加型イベントとして法務省小会議室で国際協力クイズ大会を開催し、クイズ大会に入る前に、集まっていた皆さんに向けて、当部高梨未央教官が、法整備支援とは何か、国際協力部はどのような部署かについて説明しました。

業務説明やクイズを通じて、法整備支援や国際協力、アジアの国々について楽しみながら知ってもらうことを目的としたもので、クイズに多数正解した方には、職員がアジア諸国へ出張した際に手に入れたお土産品（安価なものですが、おそらく外国でないと手に入らないようなもの）を賞品としてプレゼントしました。

¹ 最高検察庁ウェブサイト http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/page_00007.html 「『法の日』制定の経緯について」から引用。

² イベント結果の詳細は http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00568.html を参照。



【当日の国際協力部の展示ブースの様子】

クイズの一例を挙げますと、

①法整備支援を行っている国際協力部の略称は？

【A】 I C D 【B】 R T I

②ラオス語で裁判所のことをなんと言う？

【A】 サーン 【B】 ヨーン

③ミャンマーで代表的な麺料理をなんと言う？

【A】 パッタイ 【B】 モヒンガー

④国際協力部がアジア諸国に対して行っている法整備支援の特徴は次のうちどちらでしょう？

【A】 相手国に素晴らしい日本の法律を教えて真似してもらおう。

【B】 法律を真似てもらおうのではなく、相手国の実情に合った法律を共に考える。

というもので、その他にスクリーンに国旗を映し出して、どの国の国旗かを2択から選んでもらう国旗クイズや、外務省データに基づくとどちらの国が人口が多いかを問う人口問題など、アジアの国々や法整備支援にまつわる様々なクイズを出題しました。

ちなみに、それぞれの正解は以下のとおりです。

①の答 【A】 I C D International Cooperation Department の略。

なお、R T I は Research and Training Institute（法務総合研究所の略称です。）

②の答 【A】 ラオスの言葉で裁判所は「サーン」といいます。

③の答 【B】 モヒンガー（ナマズ等の魚の出汁に米の麺を使ったミャンマーではとてもポピュラーな料理です。パッタイはタイ発祥の焼きそばです。）

④の答 【B】 決して日本の法律を押し付けるのではなく、相手国に寄り添いながら、その国の実情に合わせて法律を作る手伝いをするのが日本の法整備支援の特徴です。



【高梨教官による法整備支援の説明の様子】



【クイズ大会の一場面】

これらのクイズは、国際協力部の職員が力を合わせていろいろと考え出し、法の日フェスタプロジェクトチームが解答に間違いのないよう慎重に吟味を重ねたものです。

その甲斐もあって、とても簡単なクイズから、ちょっと難しいクイズまで取り混ぜられ、小さなお子さんから70歳以上の方まで多数の方に参加していただき、大変盛り上がりました。（中には、遠く岡山県からお越しになった親子や、ノルウェーからお越しになった方もおられました。）

参加された方にご協力いただいたアンケート結果や自由記述の感想からは、半数以上の

方が、この日まで、法務省が法整備支援で国際協力を行っていることを知らなかったのですが、この日のクイズ大会や展示品などを通じて、「法整備支援についてもっと知りたいと思った」と回答していただきました。

そのほかにも、「どのクイズも勉強になった」「国旗問題にはまいった」「ベトナム語で検察のことを『ケンサツ』ということに驚いた」など、皆さんにクイズを楽しみながら、アジアの国々の実情や生活、それらの国々に対して、日本が法整備支援を通じて国際貢献をしていることを知っていただく良い機会となりました。

3 法整備支援と広報活動

法の日フェスタは、国民の皆様には法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなることを目的として毎年開催しています。

法の役割や重要性は、普段、日本で生活している中で、あまり意識する機会はないかもしれません。しかし、法制度が十分に整備されていない他の国を旅行したり、メディアを通じて外国の秩序の乱れた状況を目の当たりにしたときなどに、目には見えない法が果たす役割を感じる場合があります。

アジアを始めとする他の国々に興味や関心を抱くことで、「日本は大丈夫なのだろうか」と、日本の法制度の在り方やその運用の状況を振り返って考えることも決して少なくありません。

これまで国際協力部では、法整備支援の関係者間の情報交換を目的とした「法整備支援連絡会」や、学生や若手法曹向けの「法整備支援へのいざない」を中心とするシンポジウム形式のイベントが多かったのですが、より多くの方に法整備支援の世界を知ってもらうためには、今回のクイズ大会のような「ゆるい」イベントも、小難しい話は抜きにして、小さな子供連れでも気軽に参加できますし、アジアや法整備支援活動について関心を持ってもらう良い機会になったと思います。

法整備支援に広報活動は不要であるという意見もあるかもしれません。

しかし、国際協力部には、今後も様々な形で「アジア・世界の中での法と日本の役割」について考えるきっかけを国民の皆様提供していく使命があるのではないかと考えています。

【講義・講演】

2018年8月から同年10月までの間、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

- 1 JICA能力強化研修における講義
日 時 2018年8月23日(木)
場 所 JICA市ヶ谷ビル
対 象 将来JICAの専門家や国内支援委員会等への参画など、国際協力の現場で活躍することが期待されている者
テーマ 法整備支援に必要な知識－日本法は途上国の参考になるのか
担 当 国際協力部部長 森永太郎

- 2 名古屋大学大学院における講義
日 時 2018年8月28日(火)
場 所 名古屋大学
対 象 名古屋大学法科大学院生
テーマ 刑事訴訟法
担 当 国際協力部教官 高梨未央

- 3 慶應義塾大学における講義
日 時 2018年10月25日(木)
場 所 慶應義塾大学
対 象 慶應義塾大学法科大学院生
テーマ 法整備支援に必要な知識－日本の何が途上国の参考になるのか
担 当 国際協力部部長 森永太郎

【研修等実施履歴】

2018年8月から同年10月までの間に、当部が実施した研修等は下記のとおりです。研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) インドネシア法整備支援第8回本邦研修

日 時 2018年10月8日（月）から同月20日（土）まで

場 所 国際法務総合センター（IJC）ほか

テーマ 法制執務ガイドラインの作成，法令間の整合性確保に向けた取組

担 当 国際協力部教官 福岡文恵，高梨未央，国際協力専門官 村里しおり

(2) 第61回ベトナム本邦研修（司法省）

日 時 2018年10月22日（月）から同年11月3日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 整合性・実効性が保たれた法令施行の確保

担 当 国際協力部教官 小谷ゆかり，大西宏道，国際協力専門官 松波宏幸

2 共同研究

(1) モンゴル国共同研究

日 時 2018年8月19日（日）から同月25日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，国際法務総合センター（IJC）

テーマ 商取引法

担 当 国際協力部教官 小島麻友子，国際協力専門官 松波宏幸

3 その他

(1) 霞が関インターンシップ

日 時 2018年8月20日（月）から同月24日（金）まで

場 所 国際法務総合センター（IJC）

テーマ 我が国の法制度整備支援活動

担 当 国際協力部教官 高梨未央，国際協力専門官 赤井隆志，村里しおり

(2) ベトナム最高人民検察院長官招へい

日 時 2018年10月15日（月）から同月20日（土）まで

場 所 法務省ほか

テーマ 法・司法分野における友好協力関係の発展に向けた日越相互の取組み
担当 国際協力部教官 小谷ゆかり，前田澄子，高梨未央
国際協力専門官 赤井隆志，遠藤裕貴，執行優里

【活動予定】

2019年1月から同年3月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますのであらかじめ御了承ください。

記

1 研修

(1) 第9回インドネシア本邦研修

日 時 2019年1月14日（月）から同月26日（土）まで
場 所 法務省赤れんが棟，国際法務総合センター（IJC）ほか
テーマ 知的財産事件処理（営業秘密，特許等）
担 当 国際協力部教官 梅本友美，国際協力専門官 遠藤裕貴
国際協力専門官 遠藤裕貴，村里しおり

(2) 第1回カンボジア民法・民事訴訟法運用改善支援研修

日 時 2019年2月11日（月）から同月23日（土）まで
場 所 法務省赤れんが棟ほか
テーマ 書式例作成及び判決書作成
担 当 国際協力部教官 福岡文恵，鈴木一子，佐々木淑江
国際協力専門官 執行優里

(3) 第10回インドネシア本邦研修

日 時 2019年2月17日（日）から3月2日（土）まで
場 所 法務省赤れんが棟ほか
テーマ 法制執務ガイドラインの作成，法令間の整合性確保に向けた取組
担 当 国際協力部教官 高梨未央，国際協力専門官 近藤友宏

(4) 第62回ベトナム本邦研修（最高人民検察院）

日 時 2019年2月17日（日）から3月2日（土）まで
場 所 法務省赤れんが棟ほか
テーマ 刑事に関する国際協力（捜査共助等）
担 当 国際連合アジア極東犯罪防止研修所教官 大谷潤一郎
国際協力部教官 小谷ゆかり
国際連合アジア極東犯罪防止研修所専門官 織田美千絵

(5) 第15回ミャンマー本邦研修

日 時 2019年3月3日(日)から同月16日(土)まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 法的紛争の予防及び解決と国の関与

担 当 国際協力部教官 岩井具之, 小島麻友子, 高木晶大
国際協力専門官 吉田有里

(6) ラオス法の支配発展促進プロジェクト第2回本邦研修

日 時 2019年3月4日(月)から同月15日(金)まで

場 所 JICA横浜(予定)

テーマ 民法典

担 当 国際協力部教官 前田澄子, 鈴木一子
国際協力専門官 遠藤裕貴

2 共同研究

(1) ミャンマー共同研究

日 時 2019年1月20日(日)から同月26日(土)まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 土地の物理的状況に係る登録及び地図の法制

担 当 国際協力部教官 小島麻友子, 高木晶大, 大西宏道
国際協力専門官 松波宏幸

(2) ウズベキスタン共同研究

日 時 2019年3月10日(日)から同月16日(土)まで

場 所 東京, 名古屋

テーマ 新たに施行された行政訴訟法・行政手続法関連

担 当 国際協力部教官 高梨未央, 国際協力専門官 村里しおり

3 シンポジウム

第20回法整備支援連絡会

日 時 2019年2月1日(金)

場 所 東京会場: 法務省国際法務総合センター「国際会議場A」
大阪会場: 大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」
(各会場をTV会議システムで接続)

テーマ 持続可能な開発目標(SDGs)と法整備支援

担 当 国際協力部教官 小谷ゆかり, 福岡文恵
国際協力専門官 赤井隆志, 松波宏幸, 吉田有里

もくせいの杜へようこそ

統括国際協力専門官

赤井隆志

1 東中神

東京駅から中央線で約1時間、立川から青梅線に入り2つ目にあるのが東中神駅です。

法務総合研究所国際協力部などの施設が集まる国際法務総合センター最寄りの駅で、東京都昭島市の東部に位置しています。

この東中神駅は、国際法務総合センター開所の少し前に改築され、赤い屋根瓦の木造駅舎から黒を基調とした落ち着いた色合いの現代建築の駅舎に変身を遂げ、モダンアートの美術館を思わせるような外観になりました。

2 発見

国際法務総合センターとは反対方向になりますが、東中神駅南口にはロータリーを囲むように、1階部分に商店や飲食店が入る団地が並んでいて、今でも所々に昭和の雰囲気を感じられる少し懐かしい街並みを見ることができます。

そんな南口に降り立つと「くじらロード」という看板が目に入ります。

内陸にあるこの場所に、なぜ「くじら」なのかと少し違和感を覚えますが、このロータリー西側には、くじらのモニュメントが控えめに横たわっているのも、ネーミングの由来であることが分かります。

実は、国際法務総合センターや東中神駅のある昭島市では、このほかにも至る所で「くじら」を見かけることがあるのです。

今を遡ること約60年前、近くを流れる多摩川でクジラの全身骨格の化石が発掘されたそうです。このクジラが新種として認定され、後にアキシマクジラと名付けられたことから、市内の至る所でシンボリックに「くじら」が使われるようになったようです。

くじらロードに始まり、くじら公園、くじら祭り、くじらパレードと・・・ほかにもまだまだたくさんあり、もはや昭島市内の人が集まる場所やイベントのネーミングでは「くじら」を使い尽くしてしまったのではないかと思われるほどです。

もちろん昭島市の公式キャラクター「アッキー&アイラン」が、仲良しコンビのアキシマクジラであることは言うまでもありません。

もし、60年前に多摩川で見つかったのが恐竜の化石だったら、ここまで盛り上がっていなかったかもしれません。

少し話が逸れましたが、このように東中神駅の南口には、商店街やロータリーがあったことから、以前から賑やかだったことが窺えます。

3 もくせいのだ

一方、国際法務総合センター方面の東中神駅北口は、改築前には仮設に近いシンプルな造りだったようで、そのためか、立派に生まれ変わった今でも、駅の階段を下りたすぐ目の前には住宅が迫っているのです。住宅と駅舎の間には道路があるだけで、ロータリーなどはありません。

ただ、この道路沿いには、和風食堂、韓国料理、ラーメン、居酒屋などの飲食店があり、あの大手コンビニエンスストアも駅舎改築のタイミングで開店したので、北口を利用するのに不便を感じることはありません。

そんな北口から住宅街を抜けて北へ進み、送電線の鉄塔と昭島病院の近くまでやってくると、その先には広大な空き地が見えてきます。立川基地の跡地であるこの場所は造成待ちの状態らしく、草が生い茂っているので、春から夏にかけてはひばりがさえずりながら羽ばたいている姿がよく見られます。

その広大な空き地の北隣、中神第二アパート前の交差点から北東側一帯に見える真新しい建造物群が国際法務総合センターです。

東中神駅からここまでは徒歩約15分。長い期間をかけて整備されたこの一帯は、平成28年から「もくせいのだ」という町名になり、新たなスタートを切っているのです。

4 国際法務総合センター

国際法務総合センターの一番交差点寄りにある建物は国際棟と呼ばれ、国際協力部の執務室があります。

国際棟では、私が所属している法務総合研究所国際協力部のほかに国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）の職員と一緒に執務をしています。北隣には矯正研修所があり、更にその北に職員住宅もあります。また、国際棟の東隣には公安研修所、その北側には東日本成人矯正医療センターがあり、現在、更にその北側に少年施設も建設されています。

周囲の道路は新しく整備され、広い歩道は開放感にあふれています。

西側道路沿いには遊歩道も整備され、夏には噴水から流れる小川のせせらぎでとても穏やかな気持ちになります。

このような場所にある国際棟ですが、私が執務する4階の窓からは、もう少し違う景色を見ることができるのです。

東には昭和記念公園の広葉樹林がどこまでも広がっているように見え、南側手前には先ほど紹介した空き地に緑の絨毯が広がり、遠くには多摩の丘陵地から高尾山までを望むことができます。

残念ながら、富士山は見えませんが、いつまでも眺めていたくなるようなとても見晴らしの良い部屋で執務することができます。

5 変化

この国際法務総合センターに国際協力部が移転してきたのは、平成29年10月1日。私にとって人生初めての単身生活となった大阪赴任から6か月後のことでした。

大阪の職場はJR大阪駅から徒歩15分の場所にあり、毎日の通勤だけでも大都会を満喫したのを思い出します。

しかし、昭島への移転を機に職場近くに住むようになったことから、ほとんど人通りのない静かな道を歩いて出勤することになりました。

街路樹を眺めながら歩くくらいしか楽しみのない通勤は、毎日何の変化もない繰り返しでした。そんなある日、前日までは気付かなかった街路樹に花の蕾を見つけ、ほんの少しだけ幸せを感じたことがありました。

それ以来、自分の周りや出歩く先での小さな変化や少し変わったものを見付ける楽しさが分かるようになったのです。

年を取ったからだと言われれば、そのとおりだと思いますが、五感が麻痺するほど多くの刺激にさらされる都会の通勤に比べ、もくせいの杜はとても静かな場所なので、小さな変化であっても気付くことができるのだと思うのです。

また、いつも歩くけやき並木とは違い少し遠回りをすると、街路樹が全て百日紅（さるすべり）の通りもあり、夏から初秋にかけての長い期間、数百メートルにわたり桃色の花を楽しむことができたりもします。

毎日少しずつ花が咲きそろっていくのを見ていると、次の日が楽しみになるものです。

また少し話は逸れますが、その通りの南端には、特に新しくもなく、大きな施設でもないのにいつも駐車場が満車になるほど人気の銭湯があります。

なぜ人気があるのか気になって行ってみると、この銭湯の壁絵が特徴的で、それが理由の一つだということが分かりました。

普通、銭湯といえば、壁に大きく描かれている富士山をイメージしますが、この銭湯の壁には、とても明るい色彩で浮世絵をコラージュしたような絵が描かれているのです。

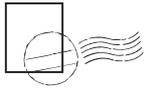
この絵には富士山も描かれているのですが、忘れてならない、そう・・・「くじら」も当然のことながら描かれているので、一見の価値はあります。

このような発見も時々あるので、もくせいの杜周辺は決して退屈しないのです。

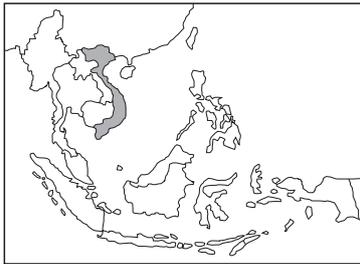
6 おわりに

私がこの場所に住んで1年になりますが、このように、見付けることの楽しさを知ることができたのは、自分にとって大変幸運だったと感じています。

私自身、いつまでこの場所に住むことができるか分かりませんが、これからも、あちらこちらに埋っているこの地域の魅力を1つでも多く“発掘”してみたいと思っています。



各国プロジェクトオフィスから



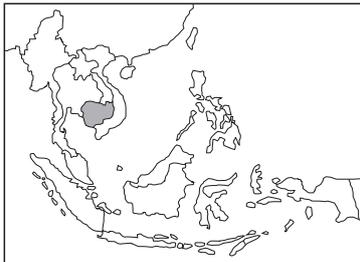
当プロジェクトのメンバーに変更がありましたのでご報告します。

2017年12月より臨時職員として働いてもらっていた Vu Thanh Thuy さんの後任として、2018年10月より Nguyen Thi Huong Giang さんを迎えました。

以前にもご紹介したとおり、Thuy さんは、当プロジェクトの語学アドバイザーや通訳・翻訳を担当してくれていた Viet さんの奥さんなのですが、現在、日本に留学中の Viet さんの下に行くために当プロジェクトを退職することとなりました。1年に満たない短い期間でしたが、Thuy さんは、小さな子供さんの育児と仕事を両立させ、当プロジェクトに多大な貢献をしてくれました。Thuy さん自身も日本で勉強を続けたいという意欲を語ってくれていたもので、これからも頑張ってもらいたいと思っています。

新しくメンバーに迎えた Giang さんは、ベトナム日本法教育研究センター（CJLV）を今年卒業したばかりで、Thuy さん、Viet さんの後輩になります。Giang さんは、当プロジェクトで働き始める前から、我々専門家が行うベトナム判例候補の勉強会にも積極的に参加してくれ、働き始めてからも、翻訳業務などを精力的にこなしてくれています。カウンターパートとの問題分析会のお手伝いもしてもらったのですが、その分析方法に興味を示し、カウンターパート以上にその手法を理解してくれたことにとっても感心しました。Giang さんも今後海外留学を目指しており、当プロジェクトでの経験が彼女の将来に少しでも役に立つものとなればと思っています。

（ベトナム長期派遣専門家 塚部貴子）



カンボジアは一年中暑いので、風邪と無縁かと思いきや、赴任してから何度か咳や微熱に見舞われました。

大抵は、クーラーが原因です。

セミナーなどがあって、極寒の会議室と灼熱の屋外を何度も出入りすることを繰り返していると、家に帰る頃には、何だか体がだるくなり始めます。また、うっかりクーラーを効かせた自宅で、ベッドの上に大の字になりながら朝まで寝入ると、起きる頃には喉がイガイガし始めます。

原因が分かっているなら気を付ければいいのですが、風邪が治ってしばらく経つと、気が緩んで、根拠のない自信が生まれ、風邪なんてもう引かないと強気になり、その結果、また風邪を引いて、後悔…これを繰り返すことになります。

風邪を引いたときは、日本にいたときと同じように、薬局に行って市販の風邪薬を買うことが多いです。ここで、1つの驚き。

日本に比べ、薬代が格段に安い上、1箱ではなく1シートから買えるのです。そのため、例えば、私がよく買う風邪薬は、12錠が1シートになっていて、数ドルです。

他方、もちろん、病院で治療を受けることもできます。

首都プノンペンには、比較的多くの病院があります。子供の医療を無料で提供する病院もありますし、日系の病院もあります。規模も、開業医によるクリニックから手術設備などを備えた総合病院まで幅広いです。その中には、日本（JICA）が母子保健の分野で支援している病院もあります。

重症の場合、近隣諸国に行かないと十分な治療を受けにくいという現状は否定できませんが、少しずつ医療環境は改善されつつあります。

そんな中、もう1つの驚き。

地元の総合病院の近くを通ると、思わず二度見してしまう光景があります。市内では、数え切れないくらいバイクを見かけますが、時折、バイクの後部座席に不思議な人が乗っているのです。

病院帰りと思われる寝巻き姿の患者さんが、片手で点滴パックを頭上に掲げ、バイクの後部座席に座っているではありませんか！

もちろん、もう一方の片手は点滴をしている状態です。

バイクは、颯爽と走り去っていきます。

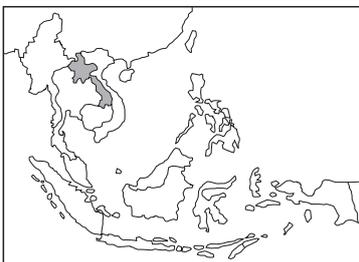
病床が足りないからなのか、病院内で点滴が終わるのを待ちたくないからなのか、症状が軽いからなのか…その理由は定かではありませんが、注射針が腕に刺さった状態での高速移動は、見ているこっちがハラハラします。

腕に点滴を「注射」されているのだから、その間は、せめてバイクを「駐車」しておいてほしいものです。

…と、「寒い」冗談を言っていたら、また風邪を引きそうです。

今後も、体調管理に気を付けながら、職務に専念したいと思います。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)

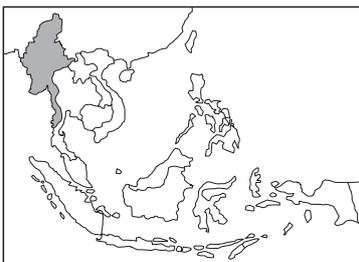


報道等でご存かと思いますが、ラオスにおいては本年7月末に南部アッタプー県においてダム決壊による洪水が発生し大きな被害がでました。幸いプロジェクトメンバーで被害に遭った方はおりませんが、メンバーの中にはアッタプー県ご出身の方又は縁のある方もいたことから今回の被害に心を痛めておりました。このようなラオスでの被害に対し、日本の多くの皆様からラオスのことを心配する温かいお見舞いの言葉をいただき、法務省法務総合研究所を中心とした有志の皆様からはラオス司法省を通じて被災地に義援金が届けられました。このような皆様からのお見舞いの言葉や義援金について、ラオス

側メンバーや関係者から日本側に対し感謝の言葉が届けられるとともに、本年8月及び9月に発生した台風被害や北海道の地震被害に対するお見舞いの言葉が届けられております。

お互いが困難な時期に、お互いのことを心配するという関係は、これまでの日本とラオスの司法分野における友好な協力関係の賜物だと認識しており、今後のプロジェクト運営においても、このような良い関係を維持し更には発展させていくことができると感じました。

(ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳)



10月中旬、ローカルセミナーをミャンマー南部にあるモン州州都モーラーマインで行いました。モーラーマインは、人口約50万人で、ヤンゴン、ネピドー、マンダレーに次ぐ規模を誇りますし、EWEK（東西経済回廊）の一つの起点でもあります。モーラーマインからタイ国境へと続くEWEK関係の3つの橋の建設支援を日本政府が行っていることなどから、今後、橋の施工に関係する在留邦人などが増加するのではないかとと思われるところです。

ところで、最近、監視社会などについて触れられている記事などに、「1984年」のビッグブラザーが引用されるのを散見しますが、同著者のジョージ・オーウェルは、英領インドの官吏として、モーラーマインで勤務したことがあったとの由です。有名なエッセイ「象を撃つ (Shooting an Elephant)」もモーラーマインが舞台です。今回の出張の機会を捉まえて、ジョージ・オーウェルが住んでいた場所などゆかりの場所がないかを探してみました（が、見つかりませんでした）。

また、モーラーマイン南のムドンという地区には、「ビルマの竖琴」にも出てくるムドン収容所（「帰ってこい 水島」の場面に登場する収容所です。）があったとのことで、ムドン地区も訪問しました。現在、その収容所があった辺りには、世界一大きな寝仏像 (Win Sein Tawya) があり、碑文によると長さは、400 Cubits（この単位に興味のある方は調べてください）で、とても大きな寝仏像でした。もっとも、当初目的のムドン収容所の痕跡を見つけることはできませんでした。

小官の任期もあと約4か月ですが、今後も機会を捉まえて、日本人や日本と関係の深い場所を訪ねてみようと考えております。

(ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範)



8月18日から9月2日の日程で、ジャカルタ及びパレンバンで、アジア大会が開催されました。

大会開始直前まで、会場や道路の工事を行っていて、これで間に合うのかと心配していましたが、夜通しの工事に加え、間に合わなかった部分はシートで覆うなど、インドネシア人のつじつま合わせ力を存分に発揮し、無事、開催にこぎつけました。

インドネシア人の関心は非常に高く、ショッピングモールのパブリックビューイングで、こちらで人気が高いバドミントンを中継していると、客はもちろん、テナントの従業員までが、接客を忘れて画面に没頭していました。

チケット販売サイトのダウンや、急なスケジュール変更など、トラブルもありましたが、インドネシア国内では、おおむね成功したと受け止められているようで、次はオリンピックだ、との声も聞かれます。インドネシアの勢いを感じた2週間でした。

(インドネシア長期派遣専門家 石神有吾)

お知らせ

第20回法整備支援連絡会の開催について

法務総合研究所は、法制度整備支援の関係者間の情報共有・意見交換等を目的として、平成31年2月1日（金）、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、国際法務総合センター及び大阪中之島合同庁舎において（両会場をTV電話会議システムで接続）、第20回法整備支援連絡会（以下「本連絡会」といいます。）を開催します。

本連絡会は、平成12年以降毎年1回開催しており、昨年度は上川陽子法務大臣（当時）も出席し、合計159名の方々に御参加いただきました。

20年の節目となる今年度は、「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」を全体テーマとし、国連事務総長特別顧問としてSDGs策定に携わったジェフリー・D・サックス氏の基調講演（予定）や、UNDPバンコク地域ハブのニコラス・ジョン・ブース氏と慶応義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授のトークセッション、法整備支援関係者の活動報告及びパネルディスカッションを予定しています

上記の豪華なラインナップで、SDGsと日本の法整備支援との関係に焦点を当てるとともに、開発支援の潮流を振り返りながら、今後の法整備支援が目指す方向性を皆様と議論していく予定です。

是非奮って御参加ください。皆様の御参加をお待ちしています。

本連絡会の詳細、申込方法等につきましては、当部ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html）をご覧ください。



【第19回法整備支援連絡会（写真左：上川陽子大臣挨拶）、（写真右：パネルディスカッション）】

－ 編 集 後 記 －

I C D NEWS 77号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

巻頭言では、法務省大臣官房国際課の松井課長より、本年度新設された同課の司法外交の推進に向けた取組として、京都 kongress の開催準備や国際仲裁の活性化のための取組等を御紹介いただきました。

「寄稿」では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東南アジア大洋州地域事務所の松本犯罪防止刑事司法担当官より、UNODC活動や御本人の業務内容等について、JICAや国際協力部の業務に携わった経験者ならではの視点で御紹介いただきました。そして、カンボジアの内山長期派遣専門家より、連載記事「プノンペンの平日～カンボジア法整備支援の日常～」の最終回として、番外編「プノンペンの休日」を御紹介いただき、様々な写真とともに、臨場感あふれる現地の様子をお届けいただきました。

「外国法制・実務」では、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、及びネパールにおける法制度等について、各国の長期派遣専門家等より御説明いただきました。各国の制度、実情等を比較しながらお読みいただくこともでき、非常に貴重な内容となっております。

「活動報告」では、国際協力部のこれまでの活動として、海外出張、国際研修、共同研究等の一部について報告内容を掲載しております。「活動予定」の記事でも御紹介いたしますように、来年も研修等の予定が目白押しとなっております。

「専門官の眼」では、赤井統括国際協力専門官より、2017年10月に移転して以降、国際協力部の執務場所となった国際法務総合センターが所在する昭島市もくせいの杜の紹介記事を掲載しておりますので、まだお越しいただいたことのない方は是非御参考になさってください。

「お知らせ」では、今回、第20回目の節目を迎える法整備支援連絡会の開催について御案内しております。今年度の開催は2019年2月1日を予定しております。皆様の御参加を心よりお待ちしております。

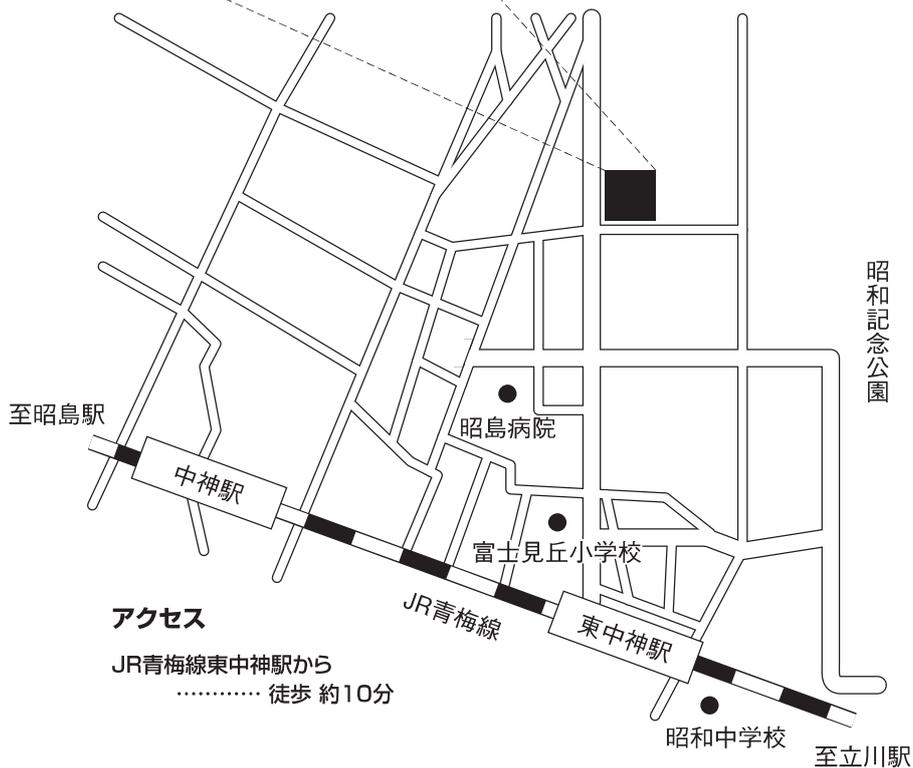
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様には厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

主任国際協力専門官 吉田 有里



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2018年12月



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。